

平成 22 年（2010 年）

# 深川市議会会議録

第 3 回 定例会

第 3 回定例会 平成 22 年 9 月 1 日 開会

平成 22 年 9 月 16 日 閉会

深 川 市 議 会

## 平成 2 2 年第 3 回深川市議会定例会目次

会期日程.....	1
議決結果表.....	2
出席議員.....	5
説明のため出席した者.....	6
事務局職員出席者.....	7
意見書.....	8
一般質問通告表.....	1 2
 第 1 号 ( 9 月 1 日 )	
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	2 3
日程第 2 会期の決定について.....	2 3
故鍛冶敏夫議員に対する追悼演説・北名照美君.....	2 3
日程第 3 諸般の報告.....	2 4
( 1 ) 議長諸般報告.....	2 4
( 2 ) 市長一般行政報告.....	2 4
( 3 ) 教育長教育行政報告.....	2 6
日程第 4 報告第 7 号 健全化判断比率の報告について.....	2 7
日程第 5 報告第 8 号 資金不足比率の報告について.....	2 7
日程第 6 報告第 9 号 深川市立病院経営健全化計画の実施状況報告について.....	2 7
日程第 7 議案第 5 4 号 深川市功労者の表彰について.....	2 7
日程第 8 議案第 5 5 号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について.....	2 8
日程第 9 議案第 5 6 号 深川市職員定数条例の一部を改正する条例について.....	2 8
日程第 1 0 議案第 5 7 号 深川市過疎地域自立促進市町村計画について.....	2 8
日程第 1 1 議案第 5 8 号 深川市みどり館条例の一部を改正する条例について.....	2 9
日程第 1 2 議案第 5 9 号 深川市営住宅条例の一部を改正する条例について.....	2 9
日程第 1 3 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度深川市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) .....	2 9
議案第 6 1 号 平成 2 2 年度深川市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	2 9
議案第 6 2 号 平成 2 2 年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	2 9
議案第 6 3 号 平成 2 2 年度深川市病院事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	2 9
〔 議案第 6 0 号、第 6 2 号及び第 6 3 号議事延期 〕	
日程第 1 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	3 2
日程第 1 5 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	3 2
日程第 1 6 認定第 1 号 平成 2 1 年度深川市一般会計歳入歳出決算認定について.....	3 3
認定第 2 号 平成 2 1 年度深川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について.....	3 3
認定第 3 号 平成 2 1 年度深川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について...	3 3
認定第 4 号 平成 2 1 年度深川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て.....	3 3
認定第 5 号 平成 2 1 年度深川市老人医療特別会計歳入歳出決算認定について.....	3 3
認定第 6 号 平成 2 1 年度深川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について...	3 3
認定第 7 号 平成 2 1 年度深川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて.....	3 3
認定第 8 号 平成 2 1 年度深川市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について...	3 3
認定第 9 号 平成 2 1 年度深川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	3 3
認定第 1 0 号 平成 2 1 年度深川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて.....	3 3
認定第 1 1 号 平成 2 1 年度深川市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について.....	3 3
認定第 1 2 号 平成 2 1 年度深川市水道事業会計決算認定について.....	3 3
認定第 1 3 号 平成 2 1 年度深川市病院事業会計決算認定について.....	3 3

	〔議長発議・決算審査特別委員会設置について〕 .....	33
日程第17	陳情第1号 道路整備に関する陳情書.....	33
日程第18	一般質問.....	33
	1 - 1 . 8番・松沢一昭君.....	33
	答弁・山下市長.....	34
	再質問・松沢一昭君.....	35
	答弁・山下市長.....	35
	2 . 質問・松沢一昭君.....	35
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	35
	3 . 質問・松沢一昭君.....	36
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	36
	再質問・松沢一昭君.....	37
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	37
	4 . 質問・松沢一昭君.....	37
	答弁・通市民福祉部長.....	38
	再質問・松沢一昭君.....	38
	答弁・通市民福祉部長.....	39
	5 . 質問・松沢一昭君.....	39
	答弁・通市民福祉部長.....	39
	再質問・松沢一昭君.....	39
	答弁・通市民福祉部長.....	40
	6 . 質問・松沢一昭君.....	40
	答弁・坂本企画総務部長.....	40
	再質問・松沢一昭君.....	41
	答弁・坂本企画総務部長.....	41
	補足答弁・通市民福祉部長.....	41
	2 - 1 . 14番・太田幸一君.....	41
	答弁・山下市長.....	42
	2 . 質問・太田幸一君.....	43
	答弁・坂本企画総務部長.....	44
	答弁・松浦建設水道部長.....	45
	3 . 質問・太田幸一君.....	45
	答弁・松浦建設水道部長.....	45
	再質問・太田幸一君.....	46
	答弁・松浦建設水道部長.....	46
	4 . 質問・太田幸一君.....	46
	答弁・松浦建設水道部長.....	46
	5 . 質問・太田幸一君.....	47
	答弁・通市民福祉部長.....	47
	3 - 1 . 6番・楠理智子君.....	47
	答弁・山下市長.....	48
	2 . 質問・楠理智子君.....	48
	答弁・一原教育部長.....	49
	再質問・楠理智子君.....	49
	答弁・一原教育部長.....	50
	3 . 質問・楠理智子君.....	50
	答弁・一原教育部長.....	50
	4 . 質問・楠理智子君.....	51
	答弁・通市民福祉部長.....	51

第2号(9月2日)

日程第 1 一般質問.....	5 4
4 - 1 . 1 番・宮田剛暁君.....	5 4
答弁・坂本企画総務部長.....	5 5
2 . 質問・宮田剛暁君.....	5 5
答弁・坂本企画総務部長.....	5 6
3 . 質問・宮田剛暁君.....	5 6
答弁・山下市長.....	5 6
4 . 質問・宮田剛暁君.....	5 7
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	5 8
5 . 質問・宮田剛暁君.....	5 8
答弁・通市民福祉部長.....	5 8
5 - 1 . 2 番・山田圭二君.....	5 9
答弁・山下市長.....	5 9
2 . 質問・山田圭二君.....	6 0
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 0
答弁・坂本企画総務部長.....	6 1
3 . 質問・山田圭二君.....	6 2
答弁・通市民福祉部長.....	6 2
再質問・山田圭二君.....	6 3
答弁・通市民福祉部長.....	6 3
4 . 質問・山田圭二君.....	6 3
答弁・坂本企画総務部長.....	6 4
5 . 質問・山田圭二君.....	6 4
答弁・川端市立病院事務部長.....	6 5
答弁・通市民福祉部長.....	6 6
議事進行・田中昌幸君.....	6 7
補足答弁・通市民福祉部長.....	6 7
6 . 質問・山田圭二君.....	6 7
答弁・坂本企画総務部長.....	6 7
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	6 8
6 - 1 . 1 6 番・北名照美君.....	6 8
答弁・坂本企画総務部長.....	6 9
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 0
再質問・北名照美君.....	7 0
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	7 0
答弁・坂本企画総務部長.....	7 0
2 . 質問・北名照美君.....	7 1
答弁・松浦建設水道部長.....	7 1
3 . 質問・北名照美君.....	7 2
答弁・松浦建設水道部長.....	7 3
再質問・北名照美君.....	7 3
答弁・松浦建設水道部長.....	7 3
4 . 質問・北名照美君.....	7 3
答弁・松浦建設水道部長.....	7 3
5 . 質問・北名照美君.....	7 4
答弁・川端市立病院事務部長.....	7 4
再質問・北名照美君.....	7 5
答弁・川端市立病院事務部長.....	7 5
6 . 質問・北名照美君.....	7 6

	答弁・通市民福祉部長.....	7 6
	再質問・北名照美君.....	7 8
	答弁・通市民福祉部長.....	7 8
7 .	質問・北名照美君.....	7 8
	答弁・坂本企画総務部長.....	7 8
8 .	質問・北名照美君.....	7 9
	答弁・山下市長.....	7 9
	再質問・北名照美君.....	8 0
	答弁・山下市長.....	8 0
9 .	質問・北名照美君.....	8 0
	答弁・一原教育部長.....	8 0
7 - 1 . 1 2 番	・川中 裕君.....	8 1
	答弁・坂本企画総務部長.....	8 2
2 .	質問・川中 裕君.....	8 3
	答弁・山下市長.....	8 3
3 .	質問・川中 裕君.....	8 4
	答弁・川端市立病院事務部長.....	8 5
4 .	質問・川中 裕君.....	8 5
	答弁・川端市立病院事務部長.....	8 6
5 .	質問・川中 裕君.....	8 7
	答弁・鈴木教育長.....	8 7
	再質問・川中 裕君.....	8 8
	答弁・鈴木教育長.....	8 8
6 .	質問・川中 裕君.....	8 9
	答弁・一原教育部長.....	8 9

第3号(9月3日)

日程第 1	一般質問.....	9 2
8 - 1 .	5 番・田中昌幸君.....	9 2
	答弁・坂本企画総務部長.....	9 2
	再質問・田中昌幸君.....	9 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	9 3
	再々質問・田中昌幸君.....	9 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	9 4
2 .	質問・田中昌幸君.....	9 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	9 4
	再質問・田中昌幸君.....	9 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	9 5
3 .	質問・田中昌幸君.....	9 5
	答弁・山下市長.....	9 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	9 7
	再質問・田中昌幸君.....	9 8
	答弁・山下市長.....	9 8
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	9 9
4 .	質問・田中昌幸君.....	9 9
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 0
	再質問・田中昌幸君.....	1 0 0
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 0
9 - 1 . 1 5 番	・田中裕章君.....	1 0 1
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 2

	2 . 質問・田中裕章君.....	1 0 3
	答弁・山下市長.....	1 0 4
	3 . 質問・田中裕章君.....	1 0 4
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 6
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 0 6
	再質問・田中裕章君.....	1 0 7
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 0 7
	4 . 質問・田中裕章君.....	1 0 8
	答弁・通市民福祉部長.....	1 0 9
	再質問・田中裕章君.....	1 0 9
	答弁・通市民福祉部長.....	1 1 0
	5 . 質問・田中裕章君.....	1 1 0
	答弁・通市民福祉部長.....	1 1 0
1 0 - 2 .	4 番・長野 勉君.....	1 1 1
	答弁・山下市長.....	1 1 2
	3 . 質問・長野 勉君.....	1 1 3
	答弁・寺下副市長.....	1 1 4
	5 . 質問・長野 勉君.....	1 1 5
	答弁・通市民福祉部長.....	1 1 6
	6 . 質問・長野 勉君.....	1 1 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 7
	再質問・長野 勉君.....	1 1 7
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 7

#### 第4号(9月16日)

日程第 1	北空知衛生センター組合議会議員の補欠選挙.....	1 2 0
日程第 2	委員会報告第16号.....	1 2 0
	議案第55号 深川市職員給与と条例の一部を改正する条例について	
	議案第56号 深川市職員定数条例の一部を改正する条例について	
	議案第57号 深川市過疎地域自立促進市町村計画について	
日程第 3	委員会報告第17号.....	1 2 3
	議案第58号 深川市みどり館条例の一部を改正する条例について	
	議案第59号 深川市営住宅条例の一部を改正する条例について	
	陳情第 1号 道路整備に関する陳情書	
日程第 4	委員会報告第18号.....	1 2 5
	認定第 1号 平成21年度深川市一般会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 2号 平成21年度深川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 3号 平成21年度深川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 4号 平成21年度深川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 5号 平成21年度深川市老人医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 6号 平成21年度深川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 7号 平成21年度深川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 8号 平成21年度深川市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第 9号 平成21年度深川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第10号 平成21年度深川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第11号 平成21年度深川市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定第12号 平成21年度深川市水道事業会計決算認定について	

	認定第13号 平成21年度深川市病院事業会計決算認定について	
	〔認定第1号、第3号及び第4号〕	反対討論・松沢一昭君..... 127
日程第 5	議案第60号 平成22年度深川市一般会計補正予算(第4号).....	128
	議案第62号 平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号).....	128
	議案第63号 平成22年度深川市病院事業会計補正予算(第1号).....	128
	〔議案第60号〕	質疑・田中昌幸君..... 128
		答弁・通市民福祉部長..... 129
		質疑・田中昌幸君..... 129
		答弁・松浦建設水道部長..... 129
		再質疑・田中昌幸君..... 130
		答弁・松浦建設水道部長..... 130
日程第 6	議案第64号 深川市功労者の表彰について.....	130
日程第 7	議案第65号 深川市監査委員の選任について.....	131
日程第 8	意見案第13号 道路整備に関する意見書.....	131
日程第 9	意見案第14号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書.....	131
日程第 10	閉会中の継続審査の申し出について.....	132
日程第 11	閉会中の所管事務調査の申し出について.....	132

平成 22 年

## 深川市議会第 3 回定例会会議録

平成22年 9 月 1 日 開 会

平成22年 9 月16日 閉 会



平成 2 2 年第 3 回深川市議会定例会会期日程

会期 9月 1日  
9月 16日 16日間

日目	月 日	曜日	種 別	審 議 事 項 等	開議時刻
1	9 . 1	水	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案審議（条例、補正予算、決算認定等）、報告、諮問、陳情審議、決算審査特別委員会、一般質問	10：00
2	2	木	本会議	一般質問、常任委員会（社会民生）	10：00
3	3	金	本会議	一般質問、決算審査特別委員会	10：00
4	4	土	休 会		
5	5	日	休 会		
6	6	月	休 会	常任委員会（経済建設）	
7	7	火	休 会	常任委員会（総務文教）	
8	8	水	休 会	事務整理	
9	9	木	休 会	決算審査特別委員会	
10	10	金	休 会	決算審査特別委員会	
11	11	土	休 会		
12	12	日	休 会		
13	13	月	休 会	決算審査特別委員会	
14	14	火	休 会	事務整理	
15	15	水	休 会	事務整理	
16	16	木	本会議	選挙、委員会報告、議案審議（補正予算、意見書等）	10：00

平成22年第3回深川市議会定例会議決結果表

自 平成22年 9月 1日(水)  
会期 至 平成22年 9月16日(木)

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議決結果	付託委員会	
	北空知衛生センター組合議会議員の補欠選挙	22.9.16 選挙執行	長野議員 当 選	120
報告第 7号	健全化判断比率の報告について	22.9.1 報告済		27
報告第 8号	資金不足比率の報告について	" "		27
報告第 9号	深川市立病院経営健全化計画の実施状況報告について	" "		27
議案第54号	深川市功労者の表彰について	22.9.1 同 意		27
議案第55号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について	22.9.16 原案可決	22.9.1 総務文教	120
議案第56号	深川市職員定数条例の一部を改正する条例について	" "	" "	120
議案第57号	深川市過疎地域自立促進市町村計画について	" "	" "	120
議案第58号	深川市みどり館条例の一部を改正する条例について	22.9.16 原案可決	22.9.1 経済建設	123
議案第59号	深川市営住宅条例の一部を改正する条例について	" "	" "	123
議案第60号	平成22年度深川市一般会計補正予算(第4号)	22.9.16 原案可決	22.9.1 議事延期	128
議案第61号	平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	22.9.1 原案可決		29

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第 6 2 号	平成 2 2 年度深川市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）	22.9.16	22.9.1	1 2 8
		原案可決	議事延期	
議案第 6 3 号	平成 2 2 年度深川市病院事業会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	1 2 8
		〃	〃	
議案第 6 4 号	深川市功労者の表彰について	22.9.16	/	1 3 0
		同 意		
議案第 6 5 号	深川市監査委員の選任について	〃	/	1 3 1
		〃		
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.9.1	/	3 2
		適任と答申		
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	/	3 2
		〃		
認定第 1 号	平成 2 1 年度深川市一般会計歳入歳出決算認定につい て	22.9.16	22.9.1	1 2 5
		認 定	決算審査特別	
認定第 2 号	平成 2 1 年度深川市介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	〃	〃	1 2 5
		〃	〃	
認定第 3 号	平成 2 1 年度深川市国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	〃	〃	1 2 5
		〃	〃	
認定第 4 号	平成 2 1 年度深川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	〃	〃	1 2 5
		〃	〃	
認定第 5 号	平成 2 1 年度深川市老人医療特別会計歳入歳出決算認 定について	〃	〃	1 2 5
		〃	〃	
認定第 6 号	平成 2 1 年度深川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について	〃	〃	1 2 5
		〃	〃	
認定第 7 号	平成 2 1 年度深川市農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算認定について	〃	〃	1 2 5
		〃	〃	

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
認定第 8号	平成21年度深川市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	22.9.16	22.9.1	125
		認 定	決算審査特別	
認定第 9号	平成21年度深川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	"	"	125
		"	"	
認定第10号	平成21年度深川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	"	"	125
		"	"	
認定第11号	平成21年度深川市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	"	"	125
		"	"	
認定第12号	平成21年度深川市水道事業会計決算認定について	"	"	125
		"	"	
認定第13号	平成21年度深川市病院事業会計決算認定について	"	"	125
		"	"	
陳情第 1号	道路整備に関する陳情書	22.9.16	22.9.1	123
		採 択	経 済 建 設	
意見案第13号	道路整備に関する意見書	22.9.16		131
		原 案 可 決		
意見案第14号	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書	"		131
		"		
	閉会中の継続審査の申し出について（総務文教）	22.9.16		132
		決 定		
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教・社会民生・経済建設）	"		132
		"		

出席議員

議席 番号	氏 名	出 席 月 日					
		9.1	9.2	9.3	9.16		
1	宮 田 剛 暁 君						
2	山 田 圭 二 君						
3	北 本 清 美 君						
4	長 野 勉 君						
5	田 中 昌 幸 君						
6	楠 理 智 子 君						
7	水 上 真 由 美 君						
8	松 沢 一 昭 君						
9	渡 辺 英 雄 君						
10	北 畑 透 君						
12	川 中 裕 君						
13	東 出 治 通 君						
14	太 田 幸 一 君						
15	田 中 裕 章 君						
16	北 名 照 美 君						

議席番号11は欠番

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	出 席 月 日					
		9.1	9.2	9.3	9.16		
市 長	山 下 貴 史 君						
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君						
農業委員会会長	河 合 義 則 君						
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君						
監査委員	大 内 俊 君						
副市長	寺 下 良 一 君						
企画総務部長	坂 本 光 央 君						
市民福祉部長	通 義 美 君						
経済・地域振興部長	沢 田 敏 幸 君				-		
建設水道部長	松 浦 龍 行 君						
総務課長	高 田 智 之 君						
財政課長	平 山 泰 樹 君						
教育長	鈴 木 英 利 君						
教育部長	一 原 慶 逸 君						
市立病院事務部長	川 端 政 幸 君						
公平委員会事務局長	坂 本 光 央 君						

事務局職員出席者

職名	氏名	出席月日					
		9.1	9.2	9.3	9.16		
事務局長	山岸弘明君						
事務局次長	渡辺加代子君						
議会庶務係長	水野紀子君						
議事係長	古村浩一君						
議事係兼議会庶務係	梶原仁君						

平成 22 年深川市議会  
意見案 第 13 号

道路整備に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

平成 22 年 9 月 16 日

経済建設常任委員会



## 道路整備に関する意見書

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に179の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクをかかえ、全国に比べて大きく立ちおけている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収が大きく落ち込むなど、さらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要望する。

### 記

1. 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。
2. 高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化に係る費用に対する支援の拡充を図ること。
3. 冬期交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。
4. 平成23年度から段階的に実施するとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう制度を充実するとともに必要な予算額を確保すること。
5. 事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。
6. 地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月16日

北海道深川市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

平成22年深川市議会  
意見案 第 1 4 号

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年9月16日

提出者	深川市議会議員	川中 裕
	深川市議会議員	長野 勉
	深川市議会議員	北畑 透
	深川市議会議員	渡辺 英雄
	深川市議会議員	太田 幸一
	深川市議会議員	楠 理智子
	深川市議会議員	田中 裕章
	深川市議会議員	水上真由美
	深川市議会議員	松沢 一昭
	深川市議会議員	北名 照美

## 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われている。年間約1万5000人が新たに罹患し、約3500人が亡くなっていると推計されているが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっている。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれている。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること、および予防検診（細胞診・HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられる。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になった。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行なっているが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれている。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきである。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう、強く要望する。

### 記

1. 国による接種費用の全部補助により、予防効果の高い特定年齢層への子宮頸がん予防ワクチンの一斉接種及び子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進
2. 子宮頸がんおよび子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月16日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

平成 2 2 年第 3 回深川市議会定例会一般質問通告表

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
1	8	日本共産党 議員団 松 沢 一 昭	<p>1 . 深川産米の独自販売の取り組みについて〔農業〕</p> <p>(1) 現在の米価は安値で移行していると言われているが実態はどうか。そんな中で独自販売の強化が必要だと考えるが、その後の取り組みを伺う</p> <p>2 . 魚道整備について〔環境〕</p> <p>(1) 幌内川頭首工の魚道整備について、農業予算では規模等に問題があり該当しないとされたが、環境や漁業資源などの観点からの予算化はどうか</p> <p>3 . 市内の失業状況とその対策について〔労働〕</p> <p>(1) 市としての具体的な対策また雇用創出の状況はどのようになっているか</p> <p>4 . 緊急通報システムについて〔福祉〕</p> <p>(1) 現在は年 1 回の申し込み、認定、取り付けと聞いているが、問題ないか。心疾患など緊急性のある場合、個別対応が必要ではないか</p> <p>5 . 特別養護老人ホームの待機者について〔福祉〕</p> <p>(1) 第 1 回定例会の答弁にあった、要介護 3 以上の待機者 2 9 人（在宅）の個別対応について伺う</p> <p>6 . テレビ難視聴地域の解消について〔一般〕</p> <p>(1) 深川市の難視聴世帯の実態と今後の解消策について伺う</p>	3 3
2	1 4	民主クラブ 太 田 幸 一	<p>1 . 高額設定となっている深川市の水道料金を見直しする考えは〔水道〕</p> <p>(1) 深川市の水道料金は、全国的にも高いところに位置し、市民はもとより転入者からの批判もある。北空知広域水道企業団からの供給料金の値下げに伴い、水道料金の値下げを行うべきと考えるが、いかがか</p> <p>(2) 基本料金を含めた料金体系の見直しをする考えはないか</p> <p>2 . 市民の『安全・安心』を、さらに推し進めるための取り組みについて〔市勢振興〕</p> <p>(1) 自動体外式除細動器（A E D）の問題点について</p> <p>ア 自動体外式除細動器（A E D）を、多くの市民等が集まる集会施設、その他スポーツ施設へ、なお一層拡充すべきと考えるが、いかがか</p> <p>イ 民間の集会施設等に配備する場合に対して市より補助する制度を設置する考えは</p>	4 1

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>(2) 急病人の救急対応における課題について</p> <p>ア 救急車出動搬送ルート確保と、図上訓練及び実地訓練をなお一層行うべきと考えるがいかがか</p> <p>イ 公園やスポーツ施設の作業用通路等は、緊急時には緊急車両の進入通路として対応されるが、この視点に立っての考えは</p> <p>(3) 市道12号線アンダーパスの緊急通報のための警報装置などの設備（特に西側）のほとんどが壊されていると住民から訴えられている。修繕の考えは</p> <p>3．緑町公園の維持管理に問題はないか〔建設〕</p> <p>(1) 街路樹が伐採される一方で、この緑町公園の植樹などは、どのような考えからか</p> <p>(2) 市議会には、経済建設常任委員会が存在し、当然、所管と連携をとっているが、この植樹の件は、協議すべきではなかったのか</p> <p>(3) 地域や各利用者（ゲートボール団体・少年サッカークラブなど）の声を聞き、少なくとも地元町内会とは、じっくり協議を重ねる、そこから『協働』の機運醸成も進むのではないか</p> <p>4．一已地区と深川地区の境界を流れる堺川を改修する考えは〔建設〕</p> <p>(1) 稲穂町から北光町、新光町の間をボックス化し、上部を公園化する考えは</p> <p>(2) この河川は、北海道で管理しているが、将来に向けて道への要望をしておくべきと考えるが、いかがか</p> <p>5．一部高齢者の方の居住ないし存在の確認は、深川市としてできているか〔一般〕</p> <p>(1) 居住、実在の未確認は、9月1日現在何人となっているか</p> <p>(2) 法的に限界もあるとされているが、今後どのように対策を進めようとしているか</p> <p>(3) 制度上の問題点は、深川市の場合何か</p>	
3	6	民主クラブ 楠 理智子	<p>1．保育行政について〔福祉〕</p> <p>(1) 保育料の軽減率について</p> <p>2．文光児童館について〔教育〕</p> <p>(1) 文光児童館の存続について</p> <p>(2) 利用場所等の充実について</p> <p>(3) 児童館への地域ボランティア活動について</p>	47

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			3．放課後子ども教室について〔教育〕 (1) 放課後子ども教室の実施について (2) 放課後子ども教室へのボランティア活動について 4．後期高齢者の健康対策について〔福祉〕 (1) 後期高齢者の定期健康診断について (2) 後期高齢者の健康指導について	
4	1	平成公明クラブ 宮田剛暁	1．行財政改革について〔一般〕 (1) 今後の改革に向けての方針、柱となる方策等 (2) 組織の機構改革（スリム化）に向けての考え方 (3) 事務事業の効率化 2．過疎地域対策について〔市勢振興〕 (1) 市内の限界集落の状況、実態 (2) 市の過疎対策の考えと対応について 3．夏まつりについて〔商工〕 (1) まつりの総括及び今後に向けての方針等 4．屋台村形式の商店等について〔商工〕 (1) 調査や研究等の考え 5．介護施設について〔福祉〕 (1) 小規模多機能型介護施設のあり方（求めるもの）等、市の考え	54
5	2	平成公明クラブ 山田圭二	1．次期市長選挙について〔市勢振興〕 (1) 2期目に向けての出馬意向を伺う 2．高速道路無料化について〔市勢振興、商工〕 (1) 深川インターチェンジ及び国道12号周辺の本市各施設への影響について伺う (2) 深川市街地区商店への影響について見解を伺う (3) 状況変化に伴う本市各施設の今後の対応について伺う (4) 高速道路無料化政策に対する政策変更要請活動を展開すべきと考えるが見解を伺う 3．高齢者の所在確認と「見守り隊」について〔福祉〕 (1) 100歳以上の高齢者の人数と所在確認について伺う（割愛） (2) 75歳以上の所在確認の実施について見解を伺う (3) 高齢者「見守り隊」のネットワーク構築の必要性が求められると思うが見解を伺う	59

順位	議席番号	所属党派氏名	件名	索引
			<p>4．公会計について〔一般〕</p> <p>(1) 公会計制度に対する基本姿勢について伺う</p> <p>(2) 会計方式の選択とその理由と根拠及び導入目標年度について伺う</p> <p>(3) 市有財産（固定資産）の算定作業の進捗状況及び問題点について伺う</p> <p>5．市立病院の経営について〔医療〕</p> <p>(1) 市立病院経営健全化計画との対比において、平成22年4月から7月までの4カ月間における経営状況について伺う</p> <p>(2) 整形外科を初め固定医が不足する診療科に対する出張医等での支援状況及び固定医確保に関する活動状況について伺う</p> <p>(3) 救急医療における深川医師会の協力、支援体制の概要を伺う</p> <p>6．国保会計について〔一般、医療〕</p> <p>(1) 非自発的失業者の国保税軽減措置について、本市の適用世帯数及び税収の影響について伺う</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の廃止により国保一体化及び都道府県を保険者とする制度改革の見通しとその影響について伺う</p>	
6	16	日本共産党 議員団 北名照美	<p>1．中小零細業者及び小売店の振興対策について〔商工〕</p> <p>(1) 行政の備品購入等は地元業者最優先がどのように買われているか</p> <p>(2) 市職員の地元小売店、業者利用の状況はどのようになっているか</p> <p>(3) ボーナス期前の職場訪問の実態と実績についてはどうか</p> <p>(4) 市職員のボーナスの一部を地元業者、小売店の商品券にすることを提言する</p> <p>2．公営住宅の維持管理について〔建設〕</p> <p>(1) 公営住宅の建設及び修繕に当たっての欠陥についての対応、責任について</p> <p>(2) 公住入居者間のトラブルについて市の対応はどのようになっているか。今後についてはどうか</p> <p>3．除雪業務について〔建設〕</p> <p>(1) 除雪業務における物件損傷の状況と対応について</p> <p>4．住宅リフォーム制度について〔建設〕</p> <p>(1) リフォーム助成事業は喫緊の課題であり早急な復活を求めるがその考えは</p>	68

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>5．市立病院の運営について〔医療〕</p> <p>(1) 市立病院を生命と健康を守るとりでとして充実させるために行政と市民が一体となって取り組んでいくことが大事だ。その点で今何が必要か何が不足しているか。医師確保の状況、市民に協力を求めることなど提言も交えて議論する</p> <p>6．生活保護等について〔福祉〕</p> <p>(1) 日本の貧困率、生活保護の補捉率の状況及びセーフティネットの住民周知はどのようになっているか</p> <p>(2) 生活保護における病院通院費の実態と対応はどうなっているか</p> <p>(3) 障がい者等に対するハイヤー利用助成については「非課税」線引きを検討することが必要と思うがいかがか</p> <p>7．交付税と臨時財政対策債について〔一般〕</p> <p>(1) 交付税及び臨時財政対策債の増額決定を有効活用するべきと考えるがいかがか</p> <p>8．市の事業仕分けについて〔一般〕</p> <p>(1) 市の事業仕分けを市民に見える形で行うべきと思うがいかがか。具体的な検討項目を明らかにされたい。また各種審議会委員会についてどのように考えるか問いたい</p> <p>9．少人数学級の取り組みについて〔教育〕</p> <p>(1) 少人数学級について。国も「35人」の方針を打ち出した。その実現に向けて現場の対応。さらに目指すべき適正人数の押さえとそれに向けての市独自の努力について問う</p>	
7	12	公政クラブ 川中裕	<p>1．旧蝦名林業(株)跡地問題について〔一般〕</p> <p>(1) 倒産以降の土地等の所有について</p> <p>(2) 土地、工場建物等の管理について</p> <p>(3) 事故あるいは建物倒壊による被害、損害を与えた場合の責任所在について</p> <p>(4) 危険な状態にある不在地主、不在建物等類似の物件の把握について</p> <p>2．障害者支援施設あかとき学園について〔福祉〕</p> <p>(1) 深川市の支援策について</p> <p>(2) 工事の進捗状況と計画の見通しについて</p>	81



順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>3．深川市立病院経営健全化計画の進捗状況について〔医療〕</p> <p>(1) 入院、外来患者数の推移について（割愛）</p> <p>(2) 特定健診、人間ドックの受診者数について</p> <p>(3) 収支改善による効果額について（割愛）</p> <p>(4) 資金不足比率の推移について</p> <p>(5) 7対1看護体制について（割愛）</p> <p>(6) 医師確保に向けた具体的な行動について（割愛）</p> <p>4．深川市立病院外部評価委員会について〔医療〕</p> <p>(1) 評価委員会メンバー及び委員会開催回数、日時等について</p> <p>(2) 会議等の経過について</p> <p>(3) 検討内容と市長への報告書について</p> <p>(4) 今後の課題と取り組みについて</p> <p>5．小・中学校適正配置について〔教育〕</p> <p>(1) 深川市立小・中学校適正配置のあり方に関する懇話会の内容について</p> <p>(2) 文科省の方針と現場教育委員会としての基本的見解について</p> <p>(3) 懇話会や地域協議等今後の進め方について</p> <p>6．全国学力・学習状況調査について〔教育〕</p> <p>(1) 市内小・中学校の実施状況とその結果について</p> <p>(2) 調査結果に対する学校側の検証、分析とその対応について</p> <p>(3) 調査実施に対する分析評価と今後の課題等に対する教育委員会の見解について</p>	
8	5	民主クラブ 田中昌幸	<p>1．財政収支計画について〔財政〕</p> <p>(1) 09年度決算で、基金繰り入れ額がゼロ、繰越額は約2億5千万円、4,700万円の繰越明許費を除いても約2億円、単年度収支額で約7,900万円が黒字化している</p> <p>財政収支改善案では、09年度でもまだ約4億円の赤字の推計だったが、かなりずれが生じている</p> <p>これまでの財政収支の見直しで、あくまでも予算ベースで収支計画を立てていくと再三答弁されているが、予算と決算でこれだけの額が乖離している状態にあっても、これまでの予算ベースの計画で進めていくのか</p> <p>財政収支計画を改めて見直す考えについて伺う</p>	92

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>2．第四次総合計画の後継計画について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 深川市第四次総合計画が来年度で最終年次となるこの計画の何よりの欠陥は、財政について具体的な数字が全くないことである 計画策定に当たって、財政の具体的な検証と推計を取り入れる考えについて伺う</p> <p>3．2020年へのメッセージについて〔農業〕</p> <p>(1) 著書で『2020年農業が輝く』と話されていた相馬暁教授が亡くなられて5年半になる 今、2020年に向けた計画を策定する上で、その時の深川市民の皆さんへ今どんなメッセージを届けるべきか 今後、農地の保全をどのように維持していくのか 農地があってもそれを耕作する人、出来る人がいなくなる、経営移譲をしたくても引き受けてのいない農地をどのようにしていくのか 一歩進んで、その対策を立てることにより、若者の働く場を生み出していくことを、市、JA、農家が連携して、クラスター形成や公社など農業経営事業主体を展開するなどの目標を10年後への明確なメッセージとするための計画を始めるべきと考えるがどうか</p> <p>(2) カントリーエレベーターの増設要望が農業関係団体から上がっているが、精米機能は求められていないと聞く 今、家庭は核家族化から高齢者のひとり暮らし、2人暮らしが急増しており、米を買うのも10kg、20kgではなく、300g、500gという時代であり、その米が今ずり米で食べられるのが楽しみという方もふえていくと考える 精米の販売戦略に向けた考えについて伺う</p> <p>4．ご当地飲料について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 山下市長肝いりのリンゴのシードルは、発想はいいかもしれないが、実際のコストはどうなっているのか伺う 今後、自立して行くためには1本いくらになるのか</p>	

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>(2) 高知県馬路村のゆずジュースは、初め100%ジュースにしたが、味が濃すぎて2度と飲まない、ハチみつをまぜて水で薄めたジュースにすると飲みやすく1本100円で儲けも確実となったようである まあぶの井戸水もおいしいので、ミネラルウォーターにして売るのはどうか ハチみつも地元産があり、それらを使ったりんご果汁入りジュース、ペットボトル入りのほうが収益性もこだわりも出るが、これまでの元気会議の議論で既に却下されている内容なのか</p> <p>(3) 果汁100%のシードルでは、味がリンゴそのものできに大きく左右されるが、リンゴの作がよくないときにこそそれを活用できる、そのような支援の仕方が必要と考えるがどうか</p>	
9	15	新政クラブ 田中裕章	<p>1. 緑の分権改革、補助金の一括交付金化について〔一般〕</p> <p>(1) 緑の分権改革の積極的な取り組みについて</p> <p>(2) 定住自立圏形成の考え方について</p> <p>(3) ITを共同利用してのコスト削減を図る考えは</p> <p>(4) 一括交付金の考え方について</p> <p>2. 第三セクターについて〔一般〕</p> <p>(1) 第三セクター改革の基本姿勢について</p> <p>(2) 第三セクターの問題先送りと課題、重要性の認識について</p> <p>3. 市内の経済対策、空き店舗、空き家対策について〔商工、建設、市勢振興〕</p> <p>(1) 市内の経済状況の把握について</p> <p>(2) 空き店舗対策の実績と効果について</p> <p>(3) 既存の商店、飲食店に対する新たな対策と取り組みは</p> <p>(4) 市内の中古住宅の有効活用について</p> <p>(5) プレミアム商品券についての考え方と経済効果は</p> <p>4. 子宮頸がんワクチンについて〔医療〕</p> <p>(1) 子宮頸がん予防ワクチンの接種について</p> <p>(2) 子宮頸がん予防ワクチン接種による少子化対策について</p> <p>(3) 若年女性がワクチンを接種することに対するメリットについて</p> <p>(4) 産婦人科医の不足と医師確保問題について</p> <p>(5) 子宮頸がん予防ワクチンの接種の補助と近隣町の動向について</p>	101

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			5．子ども・子育て新システムについて〔福祉〕 (1) 現行制度との違いと今後の影響は (2) 課題と問題点及び市の認識は 6．高齢者所在確認について〔福祉〕（割愛） (1) 当市の実態と国からの要請について (2) 今後の見通しと対策について	
10	4	公政クラブ 長野 勉	1．市政運営の総括と次期市長選に対する考え方について 〔市勢振興〕（割愛） (1) 今日までの市政運営に対するの総括を伺う (2) 次期市長選挙に対する考え方を伺う 2．市長会について〔市勢振興〕 (1) 市長会の活動概要について (2) 施策の考え方について (3) 市民周知に対する考え方について 3．戸別所得補償制度について〔農業〕 (1) 戸別所得補償モデル事業の効果と課題について (2) 米価の下落対策と本市経済への影響について (3) 来年度からの本格実施に向けて市長の所見を求めたい 4．夏まつりについて〔商工〕（割愛） (1) 実施の状況と成果について (2) 来年度に向けての課題について 5．民生委員児童委員の活動について〔福祉〕 (1) 役割と活動実態について (2) 負担の軽減対策について (3) 市民周知について 6．鳥獣害対策について〔農業〕 (1) 本年度の被害の現状について (2) くくりわなでの捕獲の実態について (3) 広域的な取り組みについて	111



平成22年第3回定例会

平成22年9月1日（水曜日）

深川市議会定例会会議録 (第1号)

平成22年9月1日(水曜日)

午前10時00分 開会  
午後 3時25分 延会

○議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定について  
○鍛冶敏夫議員の逝去に対する追悼演説  
北名議員  
日程第 3 諸般の報告  
(1) 議長諸般報告  
(2) 市長一般行政報告  
(3) 教育長教育行政報告  
日程第 4 報告第 7号 健全化判断比率の報告について  
日程第 5 報告第 8号 資金不足比率の報告について  
日程第 6 報告第 9号 深川市立病院経営健全化計画の実施状況報告について  
日程第 7 議案第54号 深川市功労者の表彰について  
日程第 8 議案第55号 深川市職員給与条例の一部を変更する条例について  
日程第 9 議案第56号 深川市職員定数条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第57号 深川市過疎地域自立促進市町村計画について  
日程第11 議案第58号 深川市みどり館条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第59号 深川市営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第60号 平成22年度深川市一般会計補正予算(第4号)  
議案第61号 平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第62号 平成21年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第63号 平成22年度深川

市病院事業会計補正予算(第1号)

- 日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第15 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第16 認定第 1号 平成21年度深川市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成21年度深川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3号 平成21年度深川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4号 平成21年度深川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 5号 平成21年度深川市老人医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 6号 平成21年度深川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 7号 平成21年度深川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 8号 平成21年度深川市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 9号 平成21年度深川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成21年度深川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成21年度深川

市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成21年度深川

市水道事業会計決算認定について

認定第13号 平成21年度深川

市病院事業会計決算認定について

日程第17 陳情第1号 道路整備に関する  
陳情書

日程第18 一般質問

(午前10時00分 開 会)

○議長(北本清美君) ただいまから平成22年第3回深川市議会定例会を開会します。

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定によって宮田議員、渡辺議員を指名します。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 初めに、本定例会に付議されます事件は、市長から提出のありました議案10件、諮問2件、認定13件及び報告3件、議長が受理しました陳情1件であります。

次に、監査委員から5月分及び6月分に関する例月出納検査結果報告の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

次に、第3回定例会1日目の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって会期は本日から9月16日までの16日間に決定しました。

○議長(北本清美君) 故鍛冶敏夫議員のご遺族が入場されますので、そのまましばらくお待ちください。

〔鍛冶議員ご遺族、入場〕

○議長(北本清美君) ここでご報告申し上げます。かねてより病氣療養中でありながら、市議会議員、また監査委員としてその重責を果たしてこられました

た鍛冶敏夫議員が、去る8月19日、ご逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみに耐えられません。鍛冶議員の告別式に際しましては、議会を代表しまして、私より追悼の言葉を申し上げ、真摯なる弔意をあらわしました。

それでは、ここで鍛冶議員のご遺族もお迎えして全議員を代表して、追悼演説を行います。

北名議員。

○16番(北名照美君)〔登壇〕 私は、深川市議会の皆さんを代表して、去る8月19日、63歳を一期として無念にも病に倒れ逝去された同僚、鍛冶敏夫議員を悼み、心から哀悼の言葉を申し上げます。

きょう鍛冶議員がいつも座っていた11番議席には白い花が飾られ、議場には遺影とそのそばに奥さんと娘さんがいらっしゃいます。ご遺族の皆さんに心からのお悔やみを申し上げます。

鍛冶議員、あなたは3年前に体調を崩され、昨年10月からは深川市立病院に入院していました。あなたが病院のベットから市議会の会議に出てきたとき、初めは、きょうは少し体調がいいのだろうか、と不安まじりの気持ちで見えていました。しかし、あなたの病状、体調は決してそうではありませんでした。あなたは恐らく人生の締めくくりのときが近づいていることを察知し、残された一日一日、いつときいつときをかみしめ、味わいながら、命がけでみずからの責任を果たしていたのではないかと思います。きっと奥さんや家族とも、そうした濃密な時間を過ごしていたのではないのでしょうか。あのころあなたが、治療用装置をバックに入れ、市庁舎の階段を一步、一步上る姿を思い浮かべ、あなたの心情を察するとき、万感胸に迫るものがあります。

6月議会でああなたは、今思えば最後となった一般質問に立ちました。質問順番のくじでは一番を引き当て、市長選挙について、国旗、国歌について、口蹄疫対策について、エゾシカの食害対策について、高額療養費について、いつもながら明快な論旨で質問しました。

あれだけの質問をするには、相当なエネルギーと時間がかかったと思います。市政にかけるあなたの思いや信念に敬服の思いを感じます。

このときの定例会では、開会前の議場で全国市議会議長会表彰の伝達があり、あなたは10年以上勤続の表彰を受け、一緒に受賞した4人の議員と晴れやかに記念撮影におさまり、その記事と写真が議会だ



よりに掲載され、市民の皆さんに紹介されています。このとき私たちは、自席で拍手を送ってたたえたことを思い出しています。

7月の鷹泊湖水まつりでは、いつものようにかいがいしく私たちをもてなしてくれました。病院に戻るので、とあなたは少し早く帰っていきました。

ついこの間まで、このように私たちの前にいたのを思うと、あなたの死はいまだに信じがたいものがあります。

鍛冶議員、あなたは生涯、居とした多度志で生を受け、深川西高を卒業したあと、家業の農業に従事し、地域に根差した活動で農業団体やPTAなどのリーダーとして活躍されました。平成11年には、地域の衆望を担って市議会議員に立候補し、初当選を果たし、以来3期11年にわたり市議会議員として奮闘されました。最初の一般質問は、初当選直後の第2回定例会で、質問の内容は、農業経営安定化対策について、一般廃棄物処理の広域化について、道道旭川多度志線などの道路整備について及び桂川の改修についてでありました。農業経営の厳しさを訴える質問、市民全体の生活にかかわるごみ処理についての質問、そして多度志地域の振興に関する質問で調和のとれた内容であったと思います。

鍛冶議員、あなたはこの質問を皮切りに本年第2回定例会までに18回の一般質問を行ってこられたのですが、そのどれもがあなたのまちづくりにかける強い信念に裏打ちされたものでありました。あなたのふるさと多度志にかける思いは、人一倍強いものでありました。さぞかし道半ばでの退場は無念だと思いますが、必ず後に続く者がいると信じてください。

鍛冶議員、だれかが八木の刺しならぬ鍛冶の刺しと言っているのを耳にも私はごく最近知りました。そういえば私も何度かその刺しを刺された覚えがありますが、それも今は懐かしい思い出となりました。

鍛冶議員、私はあなたとは異なる意見、見解を持つことも少なくなかったと思っています。でも多くの点では、また基本の点では同じ思いであったと思います。深川市の発展、市民生活を守ること、子供たちが伸び伸びと成長する社会にすること、そして戦争のない平和な世界、これらのことはお互い共通の願いであり、きっとあなたもニッと笑ってぜひ頑張ってくれと言ってくれると信じています。

鍛冶議員、あなたの足跡に敬意と感謝を言います。

ありがとうございました。

奥さん、ご家族の皆さんには、どうか悲しみを乗り越え、これからの人生を歩んでいただきますようお願いいたします。

鍛冶議員の安らかなるお眠りを心からご祈念申し上げ、市議会を代表しての追悼の言葉とします。

2010年、平成22年9月1日、深川市議会議員、北名照美。

○議長（北本清美君） ここで故鍛冶敏夫議員のご逝去を悼み弔意をあらわすため、黙禱をささげたいと思います。

○議会事務局長（山岸弘明君） 皆様ご起立をお願いいたします。

黙禱を始めます。

〔黙禱〕

○議会事務局長（山岸弘明君） 黙禱を終わります。皆様、ご着席をお願いいたします。

○議長（北本清美君） それでは、鍛冶議員のご遺族が退場されますので、暫時休憩します。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

○議長（北本清美君） 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長諸般報告を事務局長から申し上げます。

○議会事務局長（山岸弘明君） 平成22年第2回市議会定例会後の7月1日以降昨日までの議会の動静概要は、お手元に配付のとおりであります。

これで議長諸般報告を終わります。

○議長（北本清美君） 次に、市長一般行政報告を行います。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 行政報告に先立ちまして、おゆるしをいただき、私からもさきにご逝去された鍛冶敏夫議員に対し、謹んで哀悼の言葉を述べさせていただきます。

鍛冶議員は、平成11年6月に地域住民の衆望を担って深川市議会議員に当選され、以来3期11年と2カ月の間、議会にあって総務文教常任委員長など多くの要職を歴任され、議会の適正かつ民主的な運営

に当たられるとともに、公正かつ効率的な行政の確立に向けて大きくご貢献をいただきました。私どもは、深川市の発展のためまだまだ鍛冶議員のご指導やご助言をいただけるものと思っております。このたびのご逝去は本当に残念でなりません。振り返ってみれば、鍛冶議員は、人一倍明敏闊達、温厚にして情義に厚いお人柄で、地域の皆さんを初め多くの人々に愛され、信頼されてきました。そうした人望厚き鍛冶議員が、生前に残されたご功績、ご指導を私どもはしっかりと受け継ぎ、これからの郷土深川の市勢の発展と市民生活の向上のために、より一層努力してまいることをお誓い申し上げる次第であります。

最後に、ここに市民を代表して、改めて鍛冶敏夫議員の生前のご功績をたたえ、心から感謝の意を表し、安らかなるご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

それでは、平成22年第3回市議会定例会の開会に当たり、一般行政の報告を申し上げます。

初めに、姉妹都市カナダ・アボツフォード市公式訪問団の本市来訪について申し上げます。本市の姉妹都市でありますカナダ・アボツフォード市からジョージ・ピアリー市長を団長に、姉妹都市委員会の関係者など総勢6人の公式訪問団が、8月18日から23日まで本市を訪れました。今回の訪問は、前回訪問の平成18年から4年ぶりであり、平成10年の姉妹都市提携以降3回目の訪問になります。訪問団の滞在期間中に、今後の両市の交流のあり方などについて協議を行い、今後は3年ごとに相互に訪問することが確認されましたほか、記念植樹や公共施設等の視察、市内小中学校を訪問して授業の見学や学校給食の体験などを通じて、子供たちとの交流も図られたところであります。また、期間を同じくして、深川神社祭が開催をされておりまして、神社見学や露店散策、茶道体験なども行い、日本の文化に触れていただくとともに、市民の方々ととの交流も図られたところであります。限られた期間ではありましたが、数多くの公式行事を通じて両市の友好のきずなが一層深まり、今後も息の長い交流を続けていくことが確認されたところでございます。

次に、簡易水道事業の水道事業への統合及び水道料金について申し上げます。簡易水道事業の水道事業への統合につきましては、厚生労働省から既存の水道事業に統合可能な簡易水道事業は、平成29年度

以降補助の対象とならない、という補助制度の見直し通知が出されており、また本市の簡易水道事業の平成23年度から5年間の収支を試算いたしました結果、今後も簡易水道事業単独で経営する場合、相当の値上げをしなければならない状況となったところでもあります。このため、関係する住民の方々に対しまして、昨年12月に説明会を開催し、経営状況の報告及び統合後の料金については上水道事業と同一料金になることなどの説明を行いご理解いただき、また出席されなかった住民の方々に対しても、説明会の結果を各戸に配布するなどして周知を図ったところであります。そこで、このたび上下水道経営審議会に簡易水道事業を平成22年度をもって廃止し、23年度より上水道事業へ統合することを諮問しましたところ、諮問どおり統合すべきという答申をいただいたところでありますので、今後この統合に関する条例などの廃止及び改正の手続につきましては、再度、関係住民に説明などを行った後に、第4回市議会定例会に提案をさせていただく予定にしております。次に、水道料金につきましては、水道水の安定供給と健全な水道事業の経営を確保するため、5年ごとに料金の見直しを図っておりますが、次期見直しの初年次が平成23年度でありますことから、このたび27年度までの5年間の収支計画を策定し、慎重に検討してまいりました結果、健全経営の見通しが立ちましたことから、上下水道経営審議会に水道料金の据え置きを諮問いたしましたところ、諮問どおり答申をいただきましたので、23年度からの5年間ににつきましては、現行料金をそのまま据え置きして、引き続き健全な経営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ふかがわ夏まつりについて申し上げます。ことしから装いも新たに夏のイベントふかがわ夏まつりが8月6日から8日までの3日間、多くの関係機関・団体のご協力により開催されました。本年は、祭りの期間中、天候に恵まれまして、初日には石狩川河川敷において花火大会が盛大に実施され、市内外から大勢の方々のご来場をいただきました。翌7日は、駅前を中心とした特設会場において、市内学校の吹奏楽演奏、太鼓演奏、カラオケ大会、大盆踊り大会、また卸売市場ではスローフード・フェスタなどが行われました。また、8日には、バンド演奏やしゃんしゃん傘踊り、俵みこし、大抽せん会、さらに両日とも縁日コーナーやはたらくるまの展示、

そして料飲店夏祭りなど、盛りだくさんの催し物が行われ、多くの市民の皆様方にご来場いただき、盛会のうちに終了したところでございます。

次に、第48回北海道障害者スポーツ大会について申し上げます。7月11日、本市と北空知4町におきまして、当地域としては初めての開催となる第48回北海道障害者スポーツ大会が行われました。この大会は、障がいのある方々がスポーツを通じて社会参加の促進を図るとともに、障がい者に対する理解を深め、障がい者スポーツの発展を目的として毎年開催をされております。深川市では、陸上競技、車いすバスケットボール、サッカーの3競技を開催して、道内各地から約700人の選手、役員が参加されたところであります。深川市陸上競技場で行われました陸上競技には7大会ぶりに400人を超える選手が14種目に出場し、記録に挑戦をされたところであります。また、深川市総合体育館で行われた車いすバスケットボールには6チームが参加され、さらに拓殖大学北海道短期大学のサッカー場で行われましたサッカーには3チームが参加されて、日ごろの練習の成果を競い合いながら参加者同士の交流も深められたところでもあります。大会の開催に当たりましては、関係機関・障がい者団体を初め、各競技団体やボランティア団体などの多くの関係者の方々のご協力をいただきまして、盛会のうちに終了したところでございます。

次に、深川市明るく住みよいまちづくり市民総ぐるみ運動について申し上げます。交通事故や犯罪、非行のない明るく住みよい平和なまちづくりのため、社会を明るくする運動を初め、各種運動が7月中に集中的に展開されたわけではありますが、7月8日には、メイン事業となる市民総ぐるみ運動の総決起大会が深川市文化交流ホールみ・らいにおいて開催されました。この総決起大会には、500人の市民の参加をいただき、社会を明るくする運動広報用ビデオの上映や子供の意見発表、北海道警察音楽隊カラーガード隊による音楽演奏やドリル演技などが行われたところであり、これらの行事や取り組みを通して、明るく住みよいまちづくりを推進するという本運動の主旨の浸透が図られたところであります。

次に、石狩川クリーンアップ作戦について申し上げます。石狩川の大きな恵みに感謝するため、8月7日は石狩川の日と定められております。本市におきましては、毎年この日にちなんだ取り組みとして

石狩川クリーンアップ作戦を右岸の緑地公園で実施をしてきております。本年は、花火大会終了後の8月10日に実施いたしまして、当日は約200人の市民の皆様にご参加をいただき、空き缶や紙くずなどの一斉清掃が行われたところでございます。これらの活動を通じまして、良好な河川環境の保全や河川の愛護意識の高揚が図れたものと考えております。

次に、農産物の生育と収穫の状況について申し上げます。空知農業改良普及センター北空知支所の8月15日現在の作物状況調査などによれば、水稻につきましては平年より生育が7日早く、順調に推移をしてきたところでございますが、7月上旬以降の高温による影響や日照不足、多雨により、一部にいもち病が発生するなど、収量、品質等は一定程度低下するという心配がされておりました。昨日でございますが、農林水産省が公表いたしました米の作柄につきましては、北空知はやや不良という結果が出されたところで、大変残念に思っております。小麦につきましては、登熟期の高温が影響して、収量は平年を下回る状況になっております。大豆につきましては、平年より生育が5日以上早く、順調に推移をしております。バレイショにつきましては、現在収穫作業が進められているところでありますが、収量、品質ともに平年並みの見込みとなっております。リンゴにつきましては、平年より若干生育がおくれておりますが、平年並みの収量が見込まれております。今後それぞれ収穫時期に入るわけでございますが、ぜひとも引き続き天候が順調に経過をいたしまして、無事に出来秋を迎えられますように関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、行政の一端を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育長教育行政報告を行います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 最初に、お許しをいただきまして、平成5年8月から平成11年4月までの間、深川市の教育委員としてご活躍、ご貢献いただきました故鍛冶敏夫議員のご冥福を慎んでお祈りいたしますと同時に、鍛冶議員の教育に対する思いをしっかりと受けとめていくことをお誓い申し上げます。

それでは、平成22年第3回市議会定例会の開会に当たり、教育行政の概要についてご報告を申し上げます。

ホクレン・ディスタンスチャレンジについて申し上げます。陸上競技中長距離界のトップランナーが出場するホクレン・ディスタンスチャレンジ2010第2戦深川大会が、6月17日日本市陸上競技場において開催されました。8年目を迎えたこの大会は、財団法人北海道陸上競技協会が主催し、深川市が共催して開催されたもので、日本陸上競技連盟の強化委員会の協力のもと、中長距離界のレベルアップを図るとともに、陸上競技の合宿招致を行っている自治体の活性化を目的とするものであり、道内の合宿先進都市6市で開催されました。大会には、世界ハーフマラソン日本代表選手を初め、国内一線級の選手214人が出場し、大会当日は、グラウンドコンディションにも恵まれ、会場には約200人の観客が詰めかけ、温かい声援のもとレベルの高い競技会となり、アジア競技大会や世界陸上、オリンピックを目指すトップアスリートの力走により大いに盛り上がり、大会を終了したところであります。

以上、教育行政の一端を申し上げ、報告といたします。

○議長（北本清美君） これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（北本清美君） 日程第4 報告第7号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 報告第7号健全化判断比率の報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成21年度決算における健全化判断比率を監査委員の意見を付して、お手元にご配付のとおり報告をさせていただきます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

これで報告第7号の報告を終わります。

---

○議長（北本清美君） 日程第5 報告第8号資金不足比率の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 報告第8号資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成21年度決算における資金不足比率を監査委員の意見を付して、お手元にご配付のとおり報告をさせていただきます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

これで報告第8号の報告を終わります。

---

○議長（北本清美君） 日程第6 報告第9号深川市立病院経営健全化計画の実施状況報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 報告第9号深川市立病院経営健全化計画の実施状況報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第6条第1項の規定に基づき、平成21年度における深川市立病院経営健全化計画の実施状況をお手元にご配付のとおり報告させていただきます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

これで報告第9号の報告を終わります。

---

○議長（北本清美君） 日程第7 議案第54号深川市功労者の表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第54号深川市功労者の表彰について、提案理由を申し上げます。

市民の市勢振興に対する意欲の高揚を図るため、深川市功労者表彰条例に基づき、今年度は市勢の発展と市民生活の向上に特に功労のありました方々8人を公益功労者として表彰しようとするものであります。功労区分ごとに申し上げますと、統計調査の推進に貢献されました大西昭弘さん、建設業の発展と防災活動に貢献された杉山一成さん、農業の興隆発展に貢献された請川公一さん、藤田貞雄さん、三

谷邦夫さん、社会福祉の向上発展に貢献された小森寮子さん、地域防災と消防団活動に貢献された山崎一男さん、そして交通安全運動の普及推進に貢献された小野六松さんの8人でございます。

以上の方々の表彰につきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第54号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第54号は同意されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第8 議案第55号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第55号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、本市における救急医療体制の中核を担う深川市立病院において、常勤医師数の減少により、医師の宿日直回数が増加するなど、厳しい勤務環境となっておりますことから、救急医療業務に従事する医師の待遇改善を図るため、本年10月1日より新たに救急医療業務手当を設けるとともに、現行の日曜当番医業務手当について所要の改正を行おうとするものでございます。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第9 議案第56号深川市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第56号深川市職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、行財政改革等の取り組みの中で職員配置の適正化を図ってまいりました成果として、現在の職員数と職員定数に乖離を生じておりますため、現行の職員数に対応した適切な職員定数に改正するとともに、あわせて定数の区分の追加等を行おうとするものでございます。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第10 議案第57号深川市過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第57号深川市過疎地域自立促進市町村計画について、提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が6年間延長される等の改正が行われたところであります。本提案は、今般この改正法に基づいた北海道の過疎地域自立促進方針が策定をされましたことから、本市におきましても当該促進方針に基づきまして、過疎対策事業債などの有効活用を図りつつ、適切にまちづくりを進めていくため、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て平成22年度から27年度までの6年間を期間とする深川市過疎地域自立促進市町村計画を定めようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。  
本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第11 議案第58号深川市みどり館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第58号深川市みどり館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、市内公共施設の使用料に係る利用者負担の適正化及び他の公共施設との整合性を図る観点から、みどり館の使用料の減免に関する規定を規則の定めるところにより減免できるように改めるとともに、あわせて条文中の字句の整理を行おうとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。  
本件は、経済建設常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第12 議案第59号深川市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第59号深川市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本改正案は、公営住宅ストック総合活用計画に基づく、西町団地の建てかえ事業の4年次といたしまして、同団地の一部、2棟11戸を用途廃止し、耐火構造2階建て1棟、1LDK1戸、2LDK4戸、3LDK3戸の合計8戸を供用開始するため、条例中の別表第1の一部を改正しようとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。  
本件は、経済建設常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第13 議案第60号平成22年度深川市一般会計補正予算ないし議案第63号平成22年度深川市病院事業会計補正予算の4件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第60号。

平山財政課長。

○財政課長（平山泰樹君）〔登壇〕 議案第60号平成22年度深川市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ5,127万2,000円を追加し、予算の総額を153億6,477万9,000円とするものであり、第2条で地方債の追加を図るものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。12ページをごらんください。初めに、これまで財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金の交付を受けるため、各種事業の申請を行ってまいりましたが、このたび交付決定の通知を受けたことから、事業ごとに財源振替等の補正を行うものであります。以下、説明に当たってはいきいきふるさと推進事業助成金をふるさと助成金と略して申し上げますので、ご了承願います。

2款総務費、1項6目市勢振興費は、青少年海外派遣事業に人材育成基金繰入金の充当を予定しておりましたが、ふるさと助成金100万円を充当するもの、また1項19目地域振興費につきましては、移住・定住推進事業に係る事業に100万円、中心市街地活性化に係る事業に100万円を充当し、これについてもふるさと助成金を充当し、それぞれ一般財源の振りかえを行うものでございます。

次に、14ページをお開きください。2項2目徴税費222万6,000円の増額補正は、平成23年1月から国税と地方税との連携が開始されますが、連携に必須となる国税連携通信サーバーの導入に当たり、道内105の市町村が共同で行うことで、可能な限り費用を抑えることが可能となることから導入業務等を委託しようとするものであります。

次に、16ページをお開きください。3款民生費、1項2目障がい者福祉費1,118万6,000円の増額補正は、説明欄1、障がい者福祉事務300万円につきましては、北海道障害者スポーツ大会の開催に当たり、ふるさと助成金の交付を受けるものであり、大会の決算が確定した後、北空知構成市町の負担金の戻入

等により精算をするものであります。説明欄2、特別障害者手当等支給1万1,000円及び3、自立支援介護給付費等817万5,000円につきましては、平成21年度国庫負担金等の確定により超過交付分を返還するものであります。

次に、18ページをごらんください。2項1目児童福祉総務費81万3,000円の増額補正は、児童福祉法に基づき経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦を対象とする支援措置について、当初予算を超える申請が見込まれることから増額をしようとするものであります。

次に、20ページをごらんください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費68万7,000円の増額補正は、10月1日から救急医療の確保に当たり、深川医師会の協力により日曜、休日に医師会から交代で市立病院において診療を行っていただく体制を整えるものであり、その際の医師会への委託料の増額、さらに今回の救急医療体制について、広く市民の皆様へ周知を図るため、その経費を見込むものであります。なお、財源としましては、過疎対策事業債を充てるものであります。

次に、22ページをお開きください。2項2目塵芥処理費884万7,000円の増額補正は、中・北空知廃棄物処理広域連合が可燃ごみ焼却処理施設事業を早期に建設するために、事業の一部を先行実施することによる構成市町の負担金の増でございまして。

24ページをお開き願います。3項1目病院費621万9,000円の増額補正は、保健衛生総務費においても一部説明を申し上げましたが、救急医療体制の確保に当たり、市立病院に勤務する医師等について、救急医療業務手当の創設等の必要な経費を病院事業会計に負担するものであります。これにつきましても、財源としては過疎対策事業債を充当しようとするものです。

次に、26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項1目農業委員会費221万円の増額は、農地法の改正により農地の利用関係の調整や利用状況の調査並びに農地基本台帳の様式変更に伴うシステム変更によるもの、また農業者年金業務の受託に当たり、国からの委託手数料確定による増額を行うものであります。

同じページの1項6目農業後継者対策費25万円の増額は、農業後継者等の行う研修等に対する補助申請が当初予算よりもふえたことによるものでござい

ます。

次に、28ページをごらんください。7款商工費、1項2目商工振興費の補正は、ふかがわ夏まつりに対してふるさと助成金を充当することによる財源振替及び空き地空き店舗活用事業に係る店舗開設事業1件に対する助成であります。

30ページをお開きください。8款土木費、2項1目道路橋梁総務費1,500万円の増額補正は、道路台帳の電子化の取り組みにより劣化のおそれが少ない基礎データが可能となることや、さらに地図情報システムGISデータについても拡充が可能となるなど、多方面の活用が見込まれることから、道路台帳整備に取り組むものであります。財源につきましては、過疎対策事業債を充当しようとするものであります。

次に、32ページをごらんください。4項6目土地区画整理事業費5万円の増額は、本市では平成18年度からまちづくり交付金を活用した事業を実施しておりますけれども、本年度が最終年度に当たり、自治体自身による事後評価を実施するため、都市再生整備計画評価委員を設置するための経費を繰り出すものでございます。

次に、34ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費1目学校管理費115万6,000円の増額補正は、一己小学校及び北新小学校に平成18年度に導入したパソコンの基本ソフトがサポート期間の終了することに伴い、セキュリティ対策上、新たに基本ソフトの購入を行うとともに設定作業を行う費用を補正しようとするものでございます。

36ページをお開きください。7項5目文化交流施設費につきましては、舞台芸術交流協会が実施する芸術鑑賞等委託事業について、ふるさと助成金を充当する財源振替であります。

同じページの6目生きがい文化センター費210万円の増額補正は、生きがい文化センターの冷暖房等の空調機能を制御操作するコンピューター盤の故障により、冷暖房システムの運用に支障が生じることから、機器を交換しようとするものであります。

同8目体育施設費5万2,000円の増額補正は、深川リバーサイドパークゴルフ場の公認コース認定の更新を図るものであります。

戻りまして、4ページをお開きください。第2表地方債の補正は、道路台帳電子化等事業債及び休日・夜間急病診療体制確保対策事業債の追加を図り、

地方債の限度額の合計額を11億8,500万円にしようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。歳入予算につきましては、国庫支出金及び道支出金等の特定財源を充当するとともに、19款繰越金1,975万1,000円により対応しようとするものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、原案に賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第61号。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君）〔登壇〕 議案第61号平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、予算の総額を34億5,954万8,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費98万5,000円の増額は、国民健康保険被保険者証表記が法制化された臓器提供意思表示に伴い、意思表示用シール等の購入経費と北海道国民健康保険団体連合会の新電算システム導入に伴う市総合行政情報システムの改修委託及びレセプト情報のオンライン化による点検用端末の購入経費の増によるものであります。

次に、12ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金56万3,000円の増額は、後期高齢者支援金の確定によるものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、2款2項1目財政調整交付金68万5,000円の増額は、特別調整交付金の増の見込みによるものであります。

9款1項1目繰越金は、歳入歳出収支調整のため86万3,000円の増額を行うものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第62号。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君）〔登壇〕 議案第62号平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万円を追加し、予算の総額を1億3,525万円にしようとする

ものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目土地区画整理事業費であります。深川駅北地区において平成16年度より施行しております土地区画整理事業は、18年度からまちづくり交付金を活用して事業を進めております。この交付金は、交付期間の終了年次に整備計画の目標の達成状況等について、自治体みずからによる事後評価を実施し、これを公表することが定められており、それに伴い深川市都市再生整備計画評価委員会を設置する必要がありますので、新規に委員3人分の報償費、費用弁償として5万円を増額するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。2、歳入、3款1項1目一般会計繰入金5万円の増額は、歳出で申しあげました財源として一般会計から繰り入れするものであります。

以上、土地区画整理事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第63号。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君）〔登壇〕 議案第63号平成22年度深川市病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

初めに、予算本文について申し上げます。第2条では、平成22年度深川市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ799万7,000円を増額し、収入の総額を44億4,369万7,000円に、支出の総額を49億9,869万7,000円に改めるものであります。

第3条では、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を25億3,284万8,000円に改めるものであります。

5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予算内容について申し上げます。初めに、収入であります。1款2項1目道補助金130万3,000円の増額は、道からの救急勤務医支援事業費補助金の増によるものであります。

2目他会計負担金621万9,000円の増額は、一般会計からの救急医療業務負担金の増によるものであります。



5目その他医業外収益47万5,000円の増額は、深川医師会からの救急医療に係る交付金の増によるものであります。

次に、支出であります。1款1項1目給与費727万7,000円の増額は、医師の救急医療業務手当の新設などに伴う特殊勤務手当の増によるものであります。

3目経費72万円の増額は、深川医師会の協力により日曜、休日の当番日に市立病院において診療を行っていただく医師の報償費の増によるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 以上説明をいただきましたが、議案第60号一般会計補正予算、議案第62号土地区画整理事業特別会計補正予算及び議案第63号病院事業会計補正予算の3件は、議事の都合上、一時議事延期とします。

これより議案第61号国民健康保険特別会計の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第61号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

〔松田選挙管理委員会委員長（人権擁護委員候補者推薦事件の除斥の対象）退場〕

○議長（北本清美君） 日程第14 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

す。

人権擁護委員でございます松田俊雄さんは、本年12月31日をもって任期満了となるため、その後任の推薦について旭川地方法務局長から依頼がありましたので、その候補者として引き続き松田俊雄さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

松田俊雄さんは、平成7年12月から人権擁護委員として尽力され、人格はもとより識見豊かで地域の信望も厚く、広く社会の実情に精通しており、人権擁護委員として適任であると考えますので、推薦をするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより諮問第2号を採決します。

本件は適任と答申することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

〔松田選挙管理委員会委員長入場〕

---

○議長（北本清美君） 日程第15 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員でございます中本照子さんは、本年12月31日をもって任期満了となりますため、その後任の推薦について旭川地方法務局長から依頼がありましたので、その候補者として引き続き中本照子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

す。

中本照子さんは、平成17年1月から人権擁護委員としてご尽力されておられまして、人格はもとより識見豊かで地域の信望も厚く、広く社会の実情に精通しておられ、人権擁護委員として適任であると考えますので、推薦をするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより諮問第3号を採決します。

本件は適任と答申することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第16 認定第1号平成21年度深川市一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第13号平成21年度深川市病院事業会計決算認定についての13件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 認定第1号平成21年度深川市一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第13号平成21年度深川市病院事業会計決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、それぞれ議会の認定を得ようとするものでございます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号ないし認定第13号の13件については、6人の委員で構成する決算審査特別

委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって認定第1号ないし認定第13号の13件については、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、川中議員、東出議員、山田議員、太田議員、田中昌幸議員、水上議員の6人を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって決算審査特別委員会の委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第17 陳情第1号道路整備に関する陳情書を議題とします。

お手元に配付しております陳情は、付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。なお、決算審査特別委員会開催等のため、再開は午後1時からとします。

（午前11時35分 休憩）

---

（午後0時59分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○事務局長（山岸弘明君） 先ほど決算審査特別委員会が開催され、正副委員長互選の結果、委員長に太田委員、副委員長に山田委員が当選されました。

以上で報告を終わります。

---

○議長（北本清美君） 日程第18 一般質問を行います。

初めに、松沢議員。

〔松沢議員、質問席へ〕

○8番（松沢一昭君） 第3回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

例年だとこの季節になると涼しい日が続くのですが、ことしはまだまだ暑い日が続いています。高温と日照不足が一緒に来るといふ異常気象によって、いもち病が相当な面積発生していることが心配

されるところであります。食味の面で大きな改良がされた北海道のお米ですけれども、厳しい競争の中で低米価を余儀なくされ、高齢化の進んでいく農村の状況に心を痛めている1人です。政権交代後の農業政策において、FTA、EPAを推進するという民主党の政策についても、日本の農業を守っていく道が開けるのか強い危惧を抱いています。鳴り物入りで導入した所得補償においても、今後、実際に農家へ支払いが行われたとき、労賃の8掛けを算出根拠としたこの政策が具体的にどのように農家所得にあらわれてくるのか、いま少し見守ってほしいと思っています。

一方、米の流通においても、春からずっと低米価で推移をしてきていると言われ続けてきました。大幅な値下がり基調と言われていますが、現在の取引価格と農家手取りは幾らになっているのかまず伺いたいと思います。

そして、この低米価を少しでも底上げしてゆく具体策として、深川市の独自販売について伺います。昨年、第2回定例会の私の質問に対して、平成20年産で17万俵が独自出荷となり、農協への出荷が50万俵なので3分の1を上回ったとの答弁をいただきました。それでお聞きいたしますけれども、現在の市場流通価格と独自販売との価格差は1俵当たりで幾らくらいになっているのでしょうか。当然のことながら、低たんぱく米などが主としてこちらへ回っているわけですから、ある意味差が出て当然だといった面はあるわけですが、まずこの点を伺います。

次に、独自販売の手法と販売先についてであります。主として大都市のスーパーや生協がその大口得意先だと思います。一方で紋別の漁業関係者へも販売してきた実績があるようですが、こうしたパイプを太くしていく取り組みはその後どのようにしているか伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 松沢議員の深川産米の独自販売の取り組みなどについての質問に私からお答えを申し上げたいと思います。

初めに、現在の米の取引価格の実態についてでございますが、農林水産省が先般公表した平成21年産米の7月時点の相対取引価格を見ますと、今の状況として前年産の持ち越し在庫が相当あることや、また米の一般的な需要減退などによりまして、流通経

費、包装代を含めた60キログラム当たり、つまり1俵当たりの価格は、日本の全銘柄平均で1万4,214円となっております。この1年前の平成20年産米の同時期の価格が1万5,081円でありましたので、それと比べますと867円の下落ということになっております。北海道産米につきましても、同様の下落傾向にあると承知をいたしております。それから、手取り価格というのはなかなか一般的なデータがないわけですが、深川市内の農家の米の手取り価格につきまして、平成21年産米は、去年の米がまだ全量販売し切っていないということで、その価格が確定をいたしてはおりませんが、1年前の20年産米で見ますと、いわゆる流通経費や手数料を除いた価格、1俵当たりの価格が全品種平均で1万1,800円程度と聞いております。これが手取り価格に相当するものと思っております。今年産米につきましては、農林水産省が公表した先月8月15日現在の作柄概況によりますと、穂の出る時期の早い、いわゆる早場米地帯の作柄はおおむね平年並み、それ以外の遅場米地帯は平年並みないし、やや不良ということになっております。しかし一方で、米の作付そのものが全国的に3万8,000ヘクタールほど過剰になっている見通しも示されておりますので、過剰米の発生増加ということが見込まれておりますことから、残念ながら今後の今年産の米価につきましては、下落の懸念がされているところでございます。これが価格についての状況であります。

それから、次に米の独自販売についてでございますが、以前にも申し上げましたように、平成20年産米につきましては、きたそらち農協に出荷をされました約50万俵の主食用米の約3分の1がいわゆる独自販売ということになったわけでございます。これは申し上げたとおりでございますが、平成21年産米につきましても、きたそらち農協に出荷された主食用のお米が約39万3,000俵とされておりますが、そのうちの約14万6,000俵は、いわゆる独自販売分ということで、前年同様に総出荷量の約3分の1が独自販売になっているとお聞きをいたしております。お尋ねのありました、いわゆる市場流通されているお米の価格と独自販売したお米のその価格差についてでございますが、この点についてきたそらち農協に確認いたしましたところ、独自販売されているものについては、もちろん取引先により差があるわけですが、玄米で販売されているものにつきまし

てはおおむね1俵当たり200円から300円ほど高いと。それから、精米して売られているものにつきましては1,000円程度高く価格差があると農協からはお聞きいたしているところでございます。

次に、独自販売の手法、あるいは販売先についてでございますが、以前にもこの市議会で答弁申し上げたこともあるかと思いますが、平成18年度まで深川市の農村青年部協議会が主体となりまして、網走管内の紋別市の水産関係のお祭りの場で深川産米の試食、PRを実施してきたという経過がございます。こういったことを通じて販売努力してきたわけでございますが、現在は特別栽培米であります深川産のななつぼしなどをスーパー等で販売するといった取り組みを重点的に推進している状況でございます。その一環で、例えばことしの3月には本市の職員ときたそらち農協、生産者が道東方面にも出向きまして、販売、PRを行ってきたところでございます。こうした独自販売の努力を地道に重ねてきているわけでございますが、今後につきましても、消費者に喜ばれる安全・安心で、また良質な深川産米のさらなる販路の拡大に努めまして、深川産米が少しでも有利に販売されますように、きたそらち農協などの関係機関・団体と一体となりまして、積極的にその推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 農業政策の独自販売についての答弁をいただきました。さきの質問のとき、これは平成20年第4回定例会のときに、市長はこのように答えておられます。「おもしろい提案をいただきましたのでお米がたくさんとれない地域にある漁協となりますと、北海道の道東のほう云々」ということでございました。これを全文は読み上げませんが、ここで私は相当これからも期待していきたいと思っておりますし、今の市長の答弁の中でも、こちらのほうへの売り込みを、農協青年部なども含めて図っているという話もございましたが、もう少し具体的にこの辺の取り組みの成果といえますか、既にその漁業者の関係者も当然どこかの地域からお米を買って食べているわけですから、そう一朝一夕に簡単にいかない面はあるかと思っておりますけれども、やはり今、深川産米、北空知のお米の販売という点では、こちら辺が目につくところとしては非常に重要視されると思っておりますし、もう少し具体的な成果な

りがあればという感じで今、市長の答弁を聞いていたわけですが、そういう観点から見たときに、その成果といえますか、どんなものでしょうか。もう少し聞いている点がありましたら、答えていただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 道内のいわゆる食率というか、地産地消の割合が7割を超えて8割にだんだん近づいているということで、北海道の道産米消費は格段に上がってきておりますので、これから先、さらにその率を上げていくといったマーケットの中で、深川産米がシェアを得ていくためにはそれなりの努力が必要と思っておりますが、いずれにしても米のとれない地域に美味しいお米を提供するというのは、そこにビジネスチャンスがあると思っておりますので、議員お尋ねの点について再度JAなどにも働きかけをしてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 次に移ります。2点目に魚道の整備についてお尋ねいたします。

このことについても、昨年第2回定例会でお尋ねをしました。そのときは、魚道は必要と認めるけれども、道営地域用水環境整備事業というのがありますが、採択要件と合致しないという答弁でした。さらに、道や関係団体とも協議をしたいということでした。その定例会の前の空知支庁交渉では、その答えとして深川市と土地改良区と三者で協議をしたいということで、この点に触れて質問しました。他の事業採択要件ではどんなものがあるのか、それも含めまして、これまでの道なり空知振興局なり、あるいは改良区も含めた協議がどんなふうになされたのかを含めて答えを求めたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 魚道整備についてお答えいたします。

質問のありました幌内川頭首工は、団体営災害復旧事業で多度志土地改良区が整備した施設であります。魚道整備につきましては、北海道が単独で実施できる事業として、昨年の一般質問の中でお答えをいたしましたとおり、道営地域用水環境整備事業がありますが、この事業は国営及び道営事業で造成された農業水利施設で、かつ取水量が大きいこととなって

おり、採択要件に該当しないものであります。施設の管理者であります多度志土地改良区の意向を確認したところ、頭首工の役割としては現状のままで使用することに影響はなく、改修の予定もないこと、またその後北海道の担当者との協議では他省庁の事業も含めた中で、市町村や改良区が事業主体となる小規模土地改良事業などの団体営事業での魚道整備も考えられるとのことでありましたけれども、これらにつきましては多くの地元負担が生じることや、市の財政面を考えますときに魚道整備については困難と考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） この魚道整備についてずっと取り上げてまいりました。言ってみれば今の部長の答弁では八方ふさがりのようでしたけれども、私は全然納得できないのです。というのは、例えばまあオートキャンプ場へ行く途中に深いですけれども、水量はそんなにない小さい川がありますが、何がどうしたのか、その川へも何千万円かかけて、冬工事で魚道整備がされたということがあるのです。でありながら、かなり大きなサクラマスがのぼるような川への整備事業が実施されていないというのは、道の制度、仕組みが悪いのか、国の仕組みが悪いのか、あるいはそうは思いたくないですが、市の取り組みの角度をもう少し変えたら、何か採択要件のあるところはあると思いつながら聞いたわけですけども、今の答弁の限りでは、八方ふさがりということでしたが、私はこれはまた執念を燃やしてこれからも取り組んでいきたいと思っています。また仕切り直して、いつかの機会に質問したいと思います。次、3点目に移ります。

市内の失業状況とその対策について伺います。長い長い不況とデフレをいわれて久しいと思いますが、例のリーマンショック以降は、特に深川では市内企業の倒産、閉鎖が相次ぎました。公共事業関連企業を除くとほんの限られた企業しか存在しないこのまちから、二つの会社や工場がなくなった影響ははかり知れないものがあると思います。その影響は深川市の人口減少に敏感にあらわれているのではないのでしょうか。

まず、市内の失業状況の推移について伺いますが、一つ、この3年間の市内失業者数について。

二つ目に、同じく3年間の有効求人倍率の推移について。

三つ目に、国の事業も含めてこの間に深川市が取り組んできた雇用対策事業について。

四つ目にこれら事業に対する市の評価について。

五つ目に雇用創出絡みで市内事業所に対する労働諸法遵守についての啓蒙をする必要があると考えますが、どうでしょうか。特に、最低賃金を守ることやサービス残業は違法だといった基本的部分について、まだまだ市内の事業者の中ではこういう点がきっちり守られていると言えない状況にあります。深川市として発信する必要があると思いますが、この点についてもお伺いし、答弁を求めます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 市内失業状況とその対策について、5点にわたりお尋ねがありましたので、順次お答えいたします。

最初に、3年間の失業者の状況についてでありますけれども、市内の調査数値がございませんので、総務省が公表しております労働力調査に基づいた失業者数について申し上げますと、全国の失業者数は平成20年度の年平均が265万人、失業率は4.0%、21年度の年平均が336万人、失業率5.1%、22年4月から6月期の平均で349万人、失業率5.3%で推移していましたが、この8月27日に公表された7月末の全国の失業者数は331万人、失業率5.2%と、若干の好転の兆しがうかがえるところであります。このうち北海道の失業者数は、平成20年度の年平均で14万人、失業率は5.1%、21年度の年平均、さらに22年4月から6月期の平均値ともに失業者数は15万人、失業率は5.5%となっており、北海道においては依然として厳しい雇用状況が続いているところであります。

次に、有効求人倍率の推移についてであります。ハローワーク滝川深川分室管内の取り扱い状況では、平成20年10月までは0.5倍から0.4倍台の推移状況が、同年11月には0.3倍に下降し、その後も0.2倍台の低迷状況が続き、21年3月には一時0.46倍にまで持ち直しましたが、4月以降は再び0.3倍から0.2倍台で推移してございました。しかし、本年3月には再び0.45倍へと持ち直し、その後、7月には0.49倍に達し、昨年同月に比べ0.23ポイント上昇し、深川分室管内の雇用状況に好転の兆しがうかがえるところであります。

次に、この間の国や市の取り組みについてありますが、国では新たなセーフティネット策として

ハローワーク窓口におきまして、就職安定資金融資、職業訓練生活支援給付金制度の相談、さらに失業給付が切れる方への雇用保険の給付日数延長を含めた雇用保険の適用範囲が拡大される、雇用保険法改正による雇用対策の強化が行われたところであります。市では商工会議所との連携による金融・労働問題特別対策相談窓口を開設し、経済情勢の悪化、景気の低迷に伴う企業への金融や労働者にかかわる相談に応じるとともに、道労働局、空知総合振興局、ハローワークなど、関係機関の連携による離職者への相談会の開催、さらに国の経済対策として創設された臨時交付金や基金制度を活用した補助事業の実施などにより、就業先となる市内中小企業の経営安定と失業者の雇用対策に努めてきたところであります。市が雇用対策事業として平成21年度から23年度までの3年間に計画実施する、雇用機会創出事業のうち、緊急雇用創出推進事業では、21年度に事業費約1,970万円により10事業を実施し、失業者21人を新規に雇用し、22年度には年度ごとの市町村事業予算枠を前倒して、本年度当初予算枠約1,500万円に対し、計画事業費を2,200万円に拡大し、事業実施をしているところであります。また、これとは別枠で成長分野として見込まれる雇用促進を目的とした介護を含む人材育成事業の新設に伴い、2事業で約1,000万円を、さらに一般分野1事業約150万円を加えた3事業、約1,150万円を追加申請し、合わせて11事業、事業費約3,350万円 で新規雇用24人、雇用日数延べ3,000日を予定し、逐次、雇用対策事業に取り組んでいるところであります。このほか、道の事業予算枠であるふるさと雇用再生特別対策事業では、平成21年度に引き続き3事業、約6,000万円を申請し、12人の継続雇用と新規1人の計13人の雇用で、延べ3,000日の雇用を計画しているところであります。

次に、これらの事業の市の評価についてであります。国の経済対策として創設された臨時交付金や基金制度を活用した補助事業の実施などにより、市内経済や雇用対策にも効果が出てきているものと考えますが、この状況がさらに向上、改善されるよう今後とも地域経済の活性化と地域雇用の安定確保に向け、国の経済・雇用対策を最大限活用できるよう情報の収集に努め、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、事業所への労働関係法に関する啓発についてであります。最低賃金の改定を初め、労働時間

の適正化、労働にかかわる諸制度については、法律や制度の改正時におきまして、市広報やホームページを通じ、事業所のみならず、労働者への周知に努めているところでありますが、現在、緊急雇用事業におきまして、労働施策に係る制度事業などの啓発に取り組んでいるところであります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 最後の部分の最低賃金法や最低賃金についてやサービス残業の違法性などの啓発のところの答弁なのですが、ふるさと再生事業やなんかの事業を進めながら啓発もやってきたというような答弁だったように聞きながら、どうもいまいちはっきりしないのですが、何か歯切れが悪いというか、このことについてもう少し私にもわかるように答弁してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 労働関係の法律の啓発に関する再質問でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、今回の雇用対策とは別に、最低賃金の改正とか、労働時間の適正化、労働に係る諸制度につきましては、それぞれ法律が変わるとか制度が変更、改正になるとかにおきまして、市の広報やホームページを通じて事業所、労働者へ通知していたところであります。それで、現在の緊急雇用事業として、今2人採用しておりまして、その事業の中で労働施策、それから制度などの啓発事業というものを盛り込んでございまして、いろいろな労働関係の制度などについて、改めてそれぞれの事業所を通じて労働者に周知をするという事業も行っていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） どこかの機会でもたこの間の取り組み状況がどうなってきたのかということは確認したいと思いますから、しっかりその辺の取り組みもしてもらいたいということを言いまして、次に移ります。

4点目は、緊急通報システムについて、本当に緊急性のある方に対して、緊急に対応されているのかという観点で伺います。このシステムは、ひとり暮らしの高齢者の方たちに安心を確保するという意味合いから重要視されています。時には誤作動や使用法が適切でなかったといったことを聞くこともあり

ますけれども、私は自宅で暮らすひとり暮らしの方には頼られている仕組みだと評価しています。

さて、この問題点ですけれども、緊急性のある疾患にかかって退院したような場合、それ相応に緊急性をもって取りつけがされているのでしょうか。これはことしの春に私が相談された事例ですけれども、心筋梗塞によって救急車で運ばれた方で病状が落ちついて退院し、このシステムを取りつけを申請しましたけれども、9月になるのにいまだについていません。緊急通報するにも物がついていないのでは全くお話にならないではありませんか。現在の設置台数、取りまとめのときの要望台数、ことしの設置予定台数もあるようですから、その数、何人があふれるのかこの辺も含めて、また心疾患などを持っている方など急いでつけなくてはならない場合はどのような対応をしているのか、以上の点を伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 緊急通報システムについてお答えをいたします。

答弁の順序が前後いたしますが、お許しをいただきたいと思います。緊急通報システムは、緊急時に機敏に行動できない病弱なひとり暮らしの高齢者や重度身体障がい者などの自宅に端末機本体及び熱、煙、ガスなどを感知する火災センサーを設置し、深川消防署に直接通報がなされるもので、平成22年8月1日現在で、市内234世帯に設置しております。

設置に当たりましては、毎年4月に単身のおおむね65歳以上の高齢者で病弱者、単身の重度身体障がい者、単身で突発的に生命に危険な症状を発生する持病を有する者、寝たきり状態の高齢者、またはこれに準ずるものを抱える高齢者のみの世帯で、介護者が身体病弱な場合を対象者として、地域の民生委員に申し込みの取りまとめをお願いし、その後、市の担当職員が訪問調査をした上で必要と判断された方に設置をしているものであります。平成21年度においては、途中で申し込みを取り下げた方を除き、申し込みのあった13人の方全員に設置したところでございます。

本年度につきましては、各地区の民生委員に取りまとめをいただきました26人に対して、現在、担当職員が訪問調査を実施しているところでございます。本年度の予想台数として、年度予算では20台を想定

しておりますが、仮にこの26人の方が全員、設置が必要となった場合でも、今年度については対応可能と考えております。

質問の中にありました、年1回の申し込み、認定、取りつけで問題はないのか、緊急性のことを例に挙げて質問がございましたが、高齢者の状況を把握している各地区の民生委員から対象者を報告していただくことにより、全市的に公平公正な判断のもとで設置しているところでございまして、また心疾患などの緊急性のある場合の個別対応であります。年度途中で設置申し込みのあった場合は、担当民生委員のご意見も伺いながら、緊急に設置が必要と判断される場合は適宜対応していく考えでございます。

それから、質問に具体的な例でおっしゃられた内容でございますけれども、この件につきましては、ご本人の状況等をお聞きして、ご家族の方や民生委員と相談しながら、今年度の申し込みを受けまして、この後、通常を取りつけをする予定となっております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） あなた方の議場の答弁というのは、やはり守ってもらわなければいけないし、そういう立場で私たちも質問しているわけですが、なかなか現実の問題になると、その間に乖離が生まれてくるのです。ことしの春の時点でこの件について、私は直接その人に会って話を聞いて、救急車で搬入されて心筋梗塞で入院されていた方だっただけですけれども、退院してきてからも、緊急通報システムを急いでつけてほしいのだけれども、なかなか対応してくれないのだということを訴えられました。その後、いろいろ市役所の担当者ややりとりをしていく中で、その本人は何か地元の民生委員さんに対する不信感が少し出ていましたけれども、そういう問題ではなくて、担当職員の対応という面でこれは相当問題があると思って、担当者に電話してやりとりをしたわけです。しかし、当時の川端介護福祉課長が春の予算審査のときに答えたような対応にはなっていなかったわけです。あのときは全く待機者ということにはならない、対応はきちっとすぐできるというような答えでしたから、安心していただけたのですが、なぜその市役所の担当窓口と現場での答弁が食い違っていきなのか。これは非常に重大な問題だと思っています。これからもそんなことがたびたび起こるようでは困りますし、やはりその所

管の共通認識としてやっていってもらわないと、あなた方が選出して委託した民生委員さん方が不信感を持たれる、そういう結果になるわけです。私はその人に、民生委員さんの責任ではないということは説明しておきましたけれども、これからこういう問題について、やはり役所内で統一したきちんとした対応がされないと、どんどん市民の間の不信感が広がっていくということで、それを危惧するわけですが、もう一度答えてください。その点でも所管の中での徹底といいますか、方向性といいますか、そういう点はきちんとやっておいてもらわなければ困るのです。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） ただいま松沢議員がご指摘のような、非常に不信感を持たれたような状況であったと、この点については私の立場からおわびを申し上げたいと思います。今後の対応につきましては、ご指摘のこともないよう十分に課内での共通理解、またこの緊急性について、まさにそういうような状況があった場合については個別対応でできるものでございますので、そのような対応を図ってまいりたいと思います。また、あわせて民生委員さんにもこの制度の内容等について、しっかり説明をしてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） それでは、そういうことで対応してください。次に移ります。

5点目の特別養護老人ホーム待機者に対する、要介護3以上の自宅待機者への支援について伺います。なぜ要介護3かということ、これは自分のことをするのも相当大変な状況、そういう状態で、自宅で自力で生活をするときさまざまな困難が伴うと思っています。この要介護3以上の自宅待機者は、29人と第1回定例会で答弁がありました。やはり、問題は要介護3以上の自宅待機者に対して、どのようなケアをされているのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

次に、このくらいの中度以上の介護度といいますか、そういう状況になってからの自宅待機で長い人は何年くらいそういう状況が続いているのでしょうか。その人に対するケアについてもお聞きしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 特別養護老人ホームの待機者についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所待機者のうち、在宅で要介護3以上の方について、市内の特養2施設に問い合わせをしましたところ、重複して他の特養を含む施設に入所申し込みをしている方がおられますが、単純に合計しますと、本年8月末現在で24人です。第1回定例会での答弁では29人でしたが、この間、他の施設に入所されたなど5人が減少しております。現在、申し込みの在宅待機者24人の方たちの介護サービスの利用状況は、通所介護サービス利用者22人、短期入所サービス利用者11人、訪問介護サービス利用者7人、通所リハビリテーション利用者1人となっており、延べ利用者は41人です。全員の方が何かしらの介護サービスを利用するとともに、半数近くの方が、通所介護と短期入所などといった重複した介護サービスを利用している実態であります。また、このうち最も早く入所申し込みをした方は平成15年5月ですが、施設の入所については申し込み順ではなく、入居決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入居が円滑に行えるよう、深川市特別養護老人ホーム入居指針を市内の特養2施設と市の共同で平成15年4月に策定し、運用していますことから、施設サービスを必要とする方が今後も必要なサービスを受けることができるように努めてまいりたいと存じます。

それから、後段の要介護3以上の方、いわゆる中度者が在宅で何年ぐらいの状況なのかは、今手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） このことについては、デイサービスあるいはショートステイなどの部分を利用しながら待機しているということですが、私は本来この要介護3以上で自宅待機をしているという状況がやはりゼロになる、なくなるということが行政としては目標だと思うのです。それが特別養護老人ホームなのか、あるいは中間施設なのか、いろいろあるかと思いますが、施設に入らないで自宅での待機者がずっと20人以上深川市内にいるということは、やはり相当深刻な状況だと思います。まして国のほうではベッド数を減らすとか、療養型のベッドを減らすなどといったような、いろいろな動きが



とまっていますから、これを何とか食いとめたいと思って、私たちが運動してきたわけですが、なかなかそうはなっていないところに、こういう比較的重度な方の自宅待機という問題がなかなか解消されない。そういう点では、いろいろな介護施設、軽費老人ホームなども含めて、深川では入所施設はかなり整ってきているとは思いますが、特養あるいは老健といったような入所できる施設への充実がもっと求められると私はこの数字の上から思いますし、所管としてその辺のこれから先に向けた考えがあれば聞かせていただきたいと思います。どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えいたします。

特養への要介護3以上の在宅待機者が増加していると。要因としては、高齢化の進展、またあわせて要介護認定者の増加、それから自己負担の少ない特養に希望する。そういうようなことで増加していると。所管としてはそういうような認識でございます。将来的なことも質問がございましたけれども、平成23年度、24年度において、市内の医療法人、社会福祉法人が介護福祉施設の整備を、グループホームですとか、小規模多機能型居宅介護事業所ですとか、そういう施設の整備も予定されておりますので、将来の待機者が完全になくなるということはないとは思いますが、所管としてはある程度充足がされていくと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 部長の答弁、少し自信のない答弁でしたけれども、次に移ります。

6点目、テレビの難視聴地域の解消について伺います。深川市内でも数十件のテレビが見えないか、あるいは見えても非常に映りが悪いという世帯の対応についてであります。ニュースや娯楽の中心となり、今ではテレビが見えるのがごく当たり前の時代に、ここから取り残されている苦痛は大変なものがあると察せられます。今後、市内に張りめぐらされる光ケーブルに希望を託している方もいます。市内の難視聴地域は、幌成と菊丘と聞いていますが、現在、何世帯ぐらいになるのでしょうか。そして、ここへの行政としての支援策として、どんなことが可能なのか、その点の取り組み、また考え、それらにつ

いてできるだけ具体的に答弁してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） テレビ難視聴地域の解消についての深川市の難視聴の世帯の実態と今後の解消策についてお答えをいたします。

難視聴世帯の実態につきましては、北海道地上デジタル放送推進協議会がコンピューターシミュレーションによりまして、道内全域を1キロ平方に区切り、難視聴と想定される地点の現地測定を行っているほか、市民からの問い合わせによりまして現地で測定を行い、地上デジタル放送の難視聴地区調査を行っているところでございます。この調査の結果、全7チャンネルのうち一つでも受信困難なチャンネルがある地区がデジタル難視聴地区とされておりまして、市内では14地区で調査が行われまして、そのうち9地区37世帯、具体的に申し上げますと、先ほど質問にございましたように幌成地区、菊丘地区、それと納内5区の一部と一已町達府の一部が難視聴地区とされているところでございます。

そこで、今後の解消策についてでございますが、難視聴対策手法といたしましては、放送事業者などが行う送信側の対策と各世帯などが行う受信側の対策がでございます。そのうち送信側の対策につきましては、深川中継局が既に平成21年の12月から運用を開始しているということもございまして、送信出力などの変更を行うことによりまして、既存の受診者に交信妨害を与えるおそれがあることから技術的に困難であるとされておりまして、実際の対応となりますと、受信側の対策により対応することになるものでございます。この受信側の対策といたしまして、対象地区において共聴施設を新設する方法、それと各世帯で自宅周辺に高性能アンテナ等を設置する個別対策というものがございまして、いずれの対策についても、国やNHKの助成制度がございまして、また、それぞれの難視聴地区の状況によりまして、共聴施設、個別対策のどちらの対応も実施できない場合には、地デジ難視聴対策ホワイトリストに搭載をすることで5年間の時限ではございますけれども、衛星放送を利用して地上デジタル放送を視聴する暫定的対策を受けることができます。いずれの対策を実施するかにつきましては、今後、北海道総合通信局とも協力しながら、対象となる地区で説明会を開催いたしまして、各地区、世帯の意向に沿った形で

難視対策を実施してまいりたいと考えているところ  
でございます。

そのほか、質問の中では光ケーブルという話もご  
ざいでしたが、光回線を利用した光テレビのサー  
ビスで、地上デジタル放送の再送信サービスを受け  
るという方法もございますが、NTT東日本が行って  
いるフレッツテレビのサービスエリア、これは札幌  
近郊のみであります。また、NTTぷららが行って  
いる光テレビの地デジIP再送信のサービスは、滝  
川市までが既に供用開始となっておりますが、い  
ずれの方策も深川地区でのサービス提供時期につ  
きましては未定ということになっておりますので、  
現時点では光テレビでの難視対策は難しい状況に  
あると考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） かなり具体的に答えてくれ  
たのですが、もう少し聞きたいと思います。

言ってみれば、個別に相談を受けている事項でも  
あるので、一つは助成制度があるということでした  
が、これはどのぐらいの個人負担、受信者の負担と  
いうか、どれぐらいの助成になるのか、この点です。

それから説明会、もう具体的に開催する日程が組  
まれているような感じでしたが、その辺はどうで  
すか。この二つを教えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） まず、再質問の中  
に2点ございますが、1点目の助成制度についてで  
ございますが、共聴施設対策ということで、難視聴  
地区において共聴施設を新たに設置することで難視  
解消を図るという内容でございますが、これは施設  
の設備によって大きく異なりますけれども、金額は  
2,000万円から3,000万円という高額になるような  
ものもございます。そうした場合の補助でございま  
すが、国が3分の2、これは基本となっているもの、  
それからNHKとして世帯に対して10万円という助  
成制度となっております。それと、個別対策とい  
まして、受信アンテナを高性能に交換するだとか、  
受信点を移設するという対策についてでございます  
けれども、その場合について、おおむね100万円から  
200万円ぐらいと。これも補助は国が3分の2、NH  
Kが10万円ということでございますが、この個別対  
策などの補助を受けた場合、後ほどまた近隣地区で  
整備する共聴施設に加入しようといった場合につ

て、補助が受けられなくなる場合があるということ  
ですので、この内容等については説明会で十分に説  
明し、どれが一番ふさわしいか、個人負担が少なく  
なるかということなども十分に勘案する、そういつ  
たことでの対応が必要になると思っております。

それと、総合通信局とはいろいろ詰めております  
が、個別に日程の最終的な調整までは終わってい  
ないという状況でございます。いずれにしても、来  
年の7月24日がタイムリミットでございますし、聞  
くところによりますと来年の6月末までで放送が終  
わって、7月に入りましたら、もうこのテレビが見  
られなくなりますという放送だけを続けると、7月  
1日から24日はそういう状況にあるということ  
ですので、実質的には6月30日までがタイムリミ  
ットでございますので、この説明会についてはお  
くれることなく対応することが望ましいと考えて  
おりますので、それに向けて対応してまいりたい  
と思っております。

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時06分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議し  
ます。

通市民福祉部長から先ほどの答弁の補足をしたい  
旨の申し出がありますので、これを許可します。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） お許しをいただき  
まして、補足答弁をさせていただきます。

先ほど松沢議員から、要介護度3以上の方で、在  
宅で何年ぐらいになるのかという質問にお答えを申  
上げます。

要介護度につきましては、その方の状況によって  
変更となるものでございまして、現段階では在宅待  
機者24人ということでございますが、一人一人要  
介護3以上となって何年になるかという把握につ  
いては大変難しいと考えておりますのでご理解  
いただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 以上で松沢議員の一般質  
問を終わります。

一般質問を続けます。

次に、太田議員。

〔太田議員、質問席へ〕

○14番（太田幸一君） きょう9月1日は、防  
災の日ということであります。深川市は本当に災  
害の少

ない地帯であると言われておりますけれども、災害は忘れたころにやってくるのだと。また、非常にこの地球的規模での気象異変、こういったところから、今後深川市としてもしっかりと準備というものを怠ってはいけないと思います。それでは通告によりまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

最初に、水道行政であります。高額設定となっている深川市の水道料金を見直す考えはないのかということについてお伺いいたします。

深川市の水道料金はかねてから指摘されていた道内でも屈指の料金高に設定され、さらには8トンの基本料金に設定している。この8トンからようやく1段階ずつ上がっていくという料金設定になっているわけでありまして。これは以前にも指摘されておりますけれども、負担の公平性といったところから、やはり無理があるのではないかと指摘をさせていただいてあります。さて、深川市を含めまして、このあたりを雨竜原野ともいうのですけれども、雨竜原野に位置するこの自治体の水がめを管理する北空知広域水道企業団、さきの臨時議会で自治体へ供給しているこの水の料金の値下げを10%弱、これも企業努力の中で行うと。きょうの前段に行政報告で、市長のほうから既に報告が、料金の関係についてあったわけでありましてけれども、この料金の関係につきましては、深川市としてこの諮問をしたと。その諮問の中身というのは据え置きだということでありまして。後ほど質問を2点ほどしますが、いずれにしても、この料金高というのは、深川市のこの住みよい深川というようなことからいって、市民はもとより転入してきた人などは、今まで住んでいたところの自治体と比較するわけですから、これはやはり高いのだということをおっしゃるわけですね。ですから、こういったところでは、深川のまちというものはいかに頑張っているのだということをおっしゃるだけでも見せていただければと思うわけでありまして。

したがって、とりわけ家庭用の料金、こういったところをしっかりと見直していくということが大切ではないかということをお伺いしますが、深川市の水道料金は全国的にも高いところに位置し、市民はもとより転入者からの批判がある。北空知広域水道企業団からの給水料金の値下げに伴い、水道料金の値下げを行うべきと考えるが、いかがか。

二つ目、基本料金を含めた料金体系の見直しをする考えはないのか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいま水道行政というか、水道料金について2点の質問がございましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の水道料金の値下げをすべきではないのかというご指摘に関してでございますが、少し繰り返しになりますが、議員も言われましたように、この北空知の水道を広域水道企業団の料金見直し、来年度から新たな料金期間が始まるということで、来年度から5年間の収支計画といったものをことし5月に企業団内部で策定して、見直し作業を行いましたところ、既往の借金について低利での借りかえが進んだといったことで、資金に余裕が出るということがわかりまして、一定程度、供給料金の値下げができるという状況がまず見えたところでございます。そこで企業団といたしましては、構成する1市4町の担当と協議を行いまして、構成団体、本市もそうではありますが、1市4町の水道会計は大変厳しい財政運営を行っているということもありまして、この企業団から各構成団体に提供する水の供給料金について値下げするという方針を決定いたしまして、去る7月23日に開催されました水道企業団の臨時議会におきまして、議案を提出して、その旨、議決をいただいたところでございます。この議決された内容を申しますと、企業団が提供する水の基本料金部分について、これはトン当たり29円5銭にいたしまして、この金額はそれまでの料金と比べますと、6円44銭減額ということになります。また、その使用料金というのも定めておりますが、この使用料金につきましては、これをトン当たり33円81銭と決めまして、これも前の価格と比較いたしますと、4円41銭の減額になったわけでございます。こういう係数を前提にいたしまして、それに基づきまして、例えば本市が企業団に支払うこととなります年間の受水費、水を買取るその対価でございますが、計算いたしますと、これまでに比して4,000万円程度減少になるという見通しが今得られているところでございます。この4,000万円程度の削減効果を受けまして、そういうものを前提にして、本市におきましても平成23年度から5年間の料金見直し作業を進めてきたところでございます。太田議員のご指摘にもありましたように、私たちも現在の深川市の水道料金については、道内でも相当高いところに位置していると

いう事実をしっかり認識いたしております。しかしながら、いろいろ将来を見通しましたところ、将来における給水人口の減少の見通し、それに伴います料金収入の減少の見通しや、また本市の水道事業会計における起債償還額が依然として大きいといったことで、厳しい会計運営を迫られている一方で、これが現実の問題として水道施設の一部にかなり老朽化が見られるようになっておりまして、その改修が急務となってきているものもございます。特に、電気、計装設備では、既に供給されるべき部品がないといった設備が相当あるということで、やはり今回の見直しでは、今後における安全で安定した水の供給のために、新たに施設更新計画といったものを策定して、それに基づいて計画的な施設改修を図らせてもらいたい。この点をやはり大事にしていきたいという考えに至ったところでございます。そのような状況から、今回4,000万円ほどの値下げ分につきましては、まず単年度収支の赤字の解消に充当させてもらった上で、残りは今申し上げた施設改修費に充当して対応していく収支計画を策定させてもらいまして、去る8月2日に上下水道経営審議会を開催いたしまして、そこに水道料金の見直しについて諮問をいたしまして、収支計画の内容を説明して、審議をいただきました結果、水道料金を据え置きすべきというご答申をちょうだいいたしたところであります。このことから、きょうの行政報告でも申し上げましたとおり、平成23年度から5年間ににつきましては、現行料金を据え置きとさせていただきます。健全経営に努めていくこととしております。ただ、水道料金の値下げという課題につきましては、この先、平成28年度以降の次期の料金改定時におきましては、その時点の経営状況などを勘案するのが当然でございますので、その過程でしっかり検討して、何とかそれが実現できるように努力してまいりたいと考えております。

それから、2点目の基本料金を含めた料金体系の見直しについての質問でございますが、本市の水道料金体系には家事用と営業用の用途区分、それからまた料金では基本水量に基づく基本料金、それを超過した超過料金とに区分されております。この水道料金のほかにメーター使用料というものも設定させてもらっているところでありますが、この基本料金につきまして申し上げますと、基本料金はやはり考え方として、固定的にいろいろかかる経費を賄うよ

うに設定されるべきものということで、例えばメーター検針や料金収納に要する経費、それから水道施設の維持管理に要する経費などの費用として、いつでも水道が使える状況に施設を維持しておくための料金という位置づけで使用水量にかかわらずお支払いをいただく料金になっているものでございます。一方で、超過料金というのは薬品費でありますとか動力費など、給水量に応じて変動する費用を賄うべきということに位置づけられております。そこで、本市の一般家庭用の料金体系は、一月8トンまでは基本料金ということで、1,795円の定額にさせていただいております。この1,795円ということで、8トンすべて使ったと仮定をいたしますと、トン当たりの水の値段は、その単価を約224円にしております。一方で、超過料金につきましては、1トン当たりが278円と設定されておりますので、比較いたしますと、基本水量分のほうが50円ほど割安になっているということで、少量使用世帯の方にも配慮した料金設定になっていると考えております。いずれにいたしましても、この水道事業会計は、企業会計でございます。基本的には独立採算制であります。水道サービスの提供に要する費用はすべて料金で賄うというのが基本になるものでございます。仮にこの先、料金体系全体を見直す場合には、負担の公平性をどう確保していくかといったことなどもやはり慎重に検討を要する問題であると考えております。ただ、議員ご指摘のような点も含めて、その料金体系の見直しということにつきましても、問題意識を踏まえまして、先ほど申し上げた次期の料金見直し時にはしっかりこの課題を受けとめまして、企業会計のその時点における経営状況、あるいは他市の状況なども参考にいたしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） ただいま市長から答弁があったわけでありましてけれども、るる据え置きというところでの理由づけといたしますが、そういったところをお話されているのです。これは、例えば人口の減少といっても大きく目算が狂っているわけではないわけですし、例えば電気機器の話もありましたけれども、電気機器は絶えず新しいものにリニューアルしていくことが一般的常識でありまして、部品の在庫というのは大体10年で、それ以上のものはストックしないというのが常識であります。したがっ

て、どうもこの理由づけの部分については、予測され得る事柄はほとんどではないかと。水道料金の関係は以前にも私以外にも質問していますし、この5年ごとの改定期といいますが、この時期に見直しますと今までも言ってきていますし、この企業団からの給水料金が値下げされたら、こういった機会に値下げをわずかでもしなければ、もうこれをする機会はないのではないかと私もは見ます。これはこれ以上言っても恐らく市長から違う答弁は出てこないと思いますので、次に進みます。

市勢振興の二つ目、市民生活の安心・安全をさらに推し進めるための課題といたしまして、市民生活における安心・安全は社会現象として、核家族化、近所づき合いの希薄化、犯罪の多発化、とりわけ政治に起因する医療崩壊、セーフティーネット崩壊は市民生活の大きな部分に影響を落としているわけであり、深川市としても、このような客観状況の中にあっても、言われているように不断の努力と創意工夫は、市民が結果として住んでいてよかったと言えるまちづくりを進めなければなりません。

何点が提案を含めて伺いますが、自動体外式除細動器（AED）につきまして、深川市では病院を初めとして大きな会館や公民館へ設置を進めています。この自動体外式除細動器に関してでありますけれども、イとして、自動体外式除細動器の、市民が多く集まるようなところに、スポーツ施設なども含みますけれども、一層拡充する考えはないのか伺います。ロとして、民間が集会施設等に配備する場合に、市から補助をするといった制度設置の考えはないか。

次に、消防職団員は住民の生命と財産を命がけで守り、日ごろから研鑽を高めているわけですが、心より敬意とその労をねぎらうわけであり、二つ目として、急病人の救急対応における課題に関してでありますけれども、イとして、救急車の出動搬送ルート確保と図上訓練及び実地訓練をなす一層行うべきと考えるがどうか。ロとして、公園やスポーツ施設には、当然作業用通路等があるわけですが、緊急時にはこれが緊急車両の進入通路として、緊急対応するというのが一般的であります。この視点に立った場合、あちこちに不備があるのではないかと私は見ております。点検整備の実施の考えについて伺います。

3番目として、市道12号線アンダーパス、これは歩道部分でありますけれども、緊急通報のための警

報装置、これの設備が、特に西側なのですけれども、ほとんどが壊れている。これは住民から訴えられています。改修の考えについて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市民の安全・安心をさらに推し進めるための取り組みの1点目、2点目についてお答えを申し上げます。

初めに、1点目の自動体外式除細動器（AED）についてであります。本市におけるAEDの配置経過と状況を申し上げますと、特に運動等に伴うアクシデントを想定し、平成18年に総合体育館と温水プールに初めて配置をしております。その後、平成20年には体育授業や運動部活動時の不測の事態に備え、市内中学校5校に先行的に配置したところであります。当時は、1台当たり50万円ほどの設置費用が必要でありましたことから、他施設への配置はなかなか進んでおりませんでした。平成20年に深川ロータリークラブより5台、深川医師会より4台、21年には財団法人北海道市町村振興協会より7台、計16台が寄贈されましたので、庁内において配置の優先度などを協議し、市役所本庁舎、小学校6校、道の駅などに配置し、現在24カ所27機が配置されているところでございます。質問の今後における拡充につきましては、大変望ましいことと考えておりますので、財政状況などを勘案しつつ、検討してまいりたいと考えております。また、民間集会施設等への配置に向けた補助制度の創出ということでございますが、市内部での拡充についても、今申し上げたような状況がございまして、同様の状況からただちに制度創設という考えには至っていないということでございます。

次に、2点目の救急対応における課題についてでございます。緊急時の救急隊員につきましては、消防署において日夜努力されておまして、市民の生命、安全を確保する観点から大変重要なものと認識しております。質問の救急車出動搬送ルートの確保及び実地訓練等につきましては、市はもちろんのこと、国、道の関係機関、民間施設の管理者などのご協力やご理解が必要となりますので、今後とも関係機関等との協力、連携を図りながら、さらに効果的な業務推進に努められますよう、質問の趣旨を消防署にお伝えしてまいりたいと考えております。次に、公園やスポーツ施設における緊急対応についてであ

ります。一般的に作業用通路等は芝刈りなどの作業車の侵入通路でございますが、火災や傷病者等の発生時においては、消防用救急車両が出入りする緊急通路にもなりますので、そうした対応等も想定しながら点検整備に努めなければならないものと認識いたしております。今後、消防署を初め各団体等との協議を深めまして、より適切な対応となるように努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 質問の3点目、市道12号線アンダーパスの警報装置などの修繕についてお答えを申し上げます。

市道12号線のアンダーパスは、全長約250メートルのうち、函館本線直下のボックス部分が約80メートルとなっております。この箇所には安全対策上及び防犯上などの観点から、警報装置などの設備が設置されており、片側4カ所、両側で8カ所の押しボタン方式の警報装置、それに連動して、通路上部に防犯表示盤を設置し、対策を講じているものでございます。質問の警報装置などの設備が壊れているということで、現地を確認しましたところ、警報装置の一部が壊れているものがありましたので、早急に修繕を行ってまいりたいと存じます。また、今後とも定期的な施設の点検と安全対策及び防犯対策を講じながら、市民の皆様が安心して通行できるよう安全確保に努めてまいります。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 次に、建設行政になりますが、緑町公園の維持管理に問題はないのかということで質問をしてみたいと思います。

昨年の議会でも、この緑町公園に墓標のように植樹がされているけれどもというような趣旨で質問があったところでありまして、この公園、広場は、近隣のお年寄りのゲートボール、子供たちのサッカーの練習などで使われておりましたし、最近までのご承知のように消防演習にも使うなど、多目的な広場として非常に地元住民を初めとして、多くの市民が利用していたと。ただ、私なりに非常に不思議だと思ひまして、地元の隣接する町内会に事情を伺ったところ、この植樹の相談といいますが、そういうことではなくて、やりますという通告まがいの話だったと。さらに町内会あたりが言っているのは、草刈りや虫の発生などで問題だと、このように言っているわけです。やはりこういう事柄は、その地域の隣

接する町内会、こういったところと自治体側として協働をこれからどんどん推し進めていかなければならないという立場でありますから、そういった中では市役所として、一方的にこういうことをやりますというような行政運営で果たしていいのか。さらに、この計画というのは、植樹を拡大するというもので、それぞれの町内会も心配をしているところであります。3点伺います。

一つ、街路樹が伐採されている一方で、この広場公園の植樹はどのような考えからか。

二つ、市議会には経済建設常任委員会があるわけです。ここが当然所管と連携をとってやっているわけですが、植樹のこの件、協議しながらやるべき事柄ではなかったのか。

三つ目として、地域や各利用者、これは先ほど言いましたご老人のゲートボール団体、少年サッカーチームなどの育成団体などの声もやはり聞いていくべきではないのかと。地元町内会とは当然ながら、じっくりと説明なり協議をすると、そこから協働の機運、醸成というものが進むのではないかということであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 緑町公園の維持管理についてお答え申し上げます。

初めに、1点目の公園の植樹についてお答えいたします。本市では昭和59年12月に深川市みどりのまちづくり推進条例が議決、制定されておりますが、この目的につきましては、市民が良好な自然環境のもとで健康で快適な生活を営むことができるよう、緑の保護と緑化を推進しようとするものであり、このような目的達成のために植樹が実施されてきたところでございます。緑町公園の植樹につきましては、平成17年12月に策定しました深川市緑の基本計画に基づきまして、また樹木などの木陰がないため、公園としての十分な機能がないことから選定したものであり、昨年度は深川市と深川市を緑にする会と共同で実施し、24組50人の参加者のもと、50本の植樹が行われまして、今年度は深川市を緑にする会の事業として行う計画でございます。

2点目に、市議会との連携についてでございますが、緑町公園の植樹につきましては、経済建設常任委員会での議論はございませんでしたが、所管といたしましては、十分連携をとって事業を進めている

と考えております。今後につきましても、委員会などとの連携につきましても、今までと同様に密にして事業を推進してまいりたいと存じます。

次に、3点目の各利用者や地元町内会との協議についてでございますが、植樹の方法、樹種の選定につきましては、昨年度は深川市を緑にする会の役員の方や北空知森林組合、空知森づくりセンターの方々からの助言、指導などをいただきながら進めてきたところでございます。また、植樹に当たりまして、現在利用されておりますゲートボール場や広場を一定程度確保することにつきましては、地域町内会、ゲートボール利用者のご意見もお聞きする中で計画となっております。今年度につきましても、深川市を緑にする会の単独事業ではございますが、この会の役員の方々の意見はもとより、近隣の4町内会と十分協議を行い、進めてまいり所存でございますし、また公園や樹木の管理につきましては、厳しい予算の中ではございますが、適宜、状況把握を行いながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 所管からの答弁があったわけですがけれども、やはりこれは空いているところがあればとりあえず植樹をせよというような、それは条例があって緑にするというのは結構なことです。これは、もう少しトータルにものを考えてやらなければならないことですから、私はあえてここで、一方で街路樹が伐採されているのでないかということも出しましたけれども、これは事実、あちこちで切られているのではないですか。若々しくて、葉が生い茂るほど邪魔になるらしくて切るのですけれども、そういうのを一方で許しておいて、手当たり次第と私らから見たらそう見えるのですけれども、ああいうフラットないい子供の遊び場所だとか、スポーツの場になっているところに植樹するといったところを、もう少しこれはやはりコンセンサスというものが大事だという感覚になってもらわなければならないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申し上げます。

太田議員がおっしゃりますように、今後コンセンサスを大事にしてやってまいりたいと考えておりま

すので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） このことについては常任委員会でも、少し踏み込んでやりたいと思います。次に進んでいきたいと思います。

次も建設行政の関係でありますけれども、4番目として、一已地区と深川地区の境界を流れる堺川の改修の考え方について伺いたいと思います。

過去に堺川は多少の雨が続いてはらんし、この対策が進んできたわけであります。稲穂町や北光町などで住宅街を分断し、この川に向かって市道であるにもかかわらず、多くの隘路、行きどまりの道路をつくり、車が進入してもUターンできない状態、さらには人の行き来を阻害しているわけです。地域の不便さが解消されないままにしているということ、現在は北海道ではこの川の川ざらい、護岸工事を進めているわけですがけれども、これは決してこの問題の解決になっていないわけです。住宅密集地域においての課題の解決というものを強く求めるわけでありましてけれども、ここで一つ、稲穂町から北光町、新光町の間のところをボックス化し、上部を公園化する考えについて伺います。

二つ目、この河川は北海道で管理をしているわけですがけれども、将来に向けて北海道への要望を粘り強くしていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 堺川の改修についてお答え申し上げます。

1点目のボックス化し上部を公園化する考えと2点目の北海道への要望につきましては、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

堺川は、大鳳川の合流地点から平成9年度に完成した堺川放水路の分流ゲートまでの約7キロメートルの河川でございますが、これは北海道が管理する一級河川であります。堺川の改修につきましては、平成9年度に放水路が完成しましたが、昭和50年代から大雨による甚大な被害が発生してありましたので、昭和60年より、JR留萌線から一已小支線用水路までの区間約2.7キロメートルの間の改修を北海道の単独事業として実施してきており、20年以上かけまして、今年度完成する見込みでございます。質問にあります、市道12号線から一已小支線用水路まで

の区間、約2キロメートルのボックス化につきましては、平成8年度から18年度までの期間、一已地区の行政連絡委員会議の中で要望がございまして、要望のたびに札幌建設管理部深川出張所と協議しましたところ、河川のボックス化を図るためには、現在の河川断面をさらに大きくしなければならなくなり、これに伴う用地確保や工事費の問題もあり、対応は困難との回答があったところでございますが、堺川は鉄北地区の市街地を流れる河川でありますので、この地区の公園を含めた都市整備及び環境整備を図るための貴重なご提言と受けとめさせていただき、堺川のさらなる改修が必要かどうかも含め検討し、北海道の出先機関であります、札幌建設管理部深川出張所と協議してまいります。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは最後になりますけれども、一般行政、一部高齢者の方の居住ないし存在の確認は深川市としてできているのかについてお伺いいたします。

主に都市部においてお年寄りの居住及び所在が不明だという、社会の、そして福祉の欠陥、地域コミュニティの崩壊、自分の親がどこにいるのかわからないというきわめて悲しい、哀れな状況が、我々のところでは行政に、国はこの政治の制度施策の欠陥、脆弱、貧困として突きつけられているわけであります。

ここで何点か伺いますが、一つ、居住、実在の未確認は、9月1日現在で何人となっているのか。

二つ、法的に限界性もあるとされているが、対策を今後どのように進めようとしているのか。

三つ、制度上の問題点は深川市の場合には何か。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 100歳以上の高齢者の所在確認と受けとめまして、3点の質問がありました。関連いたしますので、あわせてお答えを申し上げます。

100歳以上の高齢者は、本年8月1日現在で本市の住民基本台帳では9人の方がおられますが、そのうち在宅の方が2人、施設入所の方が3人、病院入院の方が4人でございました。この9人の方の所在確認については、厚生労働省から100歳以上の高齢者調査について依頼がありましたことから、介護福祉課の担当職員が直接面会して調査を行いましたところ、

ご本人であることを自宅と施設等を訪問し、確認をしたところでございます。

本市におきます100歳以上の所在確認では、新聞報道されているような問題もなく、自宅にいる方や施設等に入所している方の所在確認について、ご家族の方や施設はもちろんのこと、ご本人の面会に対するご協力もいただく中、全員の方の所在確認ができたことで安心しているところでございます。

また、今後における100歳以上の所在確認については、毎年国が実施している100歳以上の高齢者調査を初め、地域の高齢者の実態を把握されている民生委員との連携や介護保険サービスの利用確認を行うなど、問題のないように対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 以上で太田議員の一般質問を終わります。

次に、楠議員。

〔楠議員、質問席へ〕

○6番（楠 理智子君） 通告に従い一般質問を行います。

まず1点目に、保育行政についてです。働きながら安心して子供を産み育てるためにも、保育所は必要な場所です。全国的には保育所の数が足りなくて、預けたくても預けられないという問題が起きておりますが、深川市においては、幸いにも預けられないという状況は起きていないと聞いております。しかし、平成21年度より保育料の軽減は25%から17%に引き下げられ、景気がなかなか回復せず、賃金が低く抑えられている中では保育料の値上げは保護者の大きな負担になっていると思います。また、保育料が負担になって、保育所に入園させるのを考えてしまうということもあるのではないのでしょうか。そこで、お伺いいたします。

保育料の軽減率についてです。保護者の負担軽減のためにも軽減率を引き上げるべきです。平成21年度に向けての当初の案では12.5%の軽減率でした。昨年度と本年度は激変緩和措置ということで、17%となりましたが、これ以上の引き下げはすべきではありません。少子化対策のためにも本来は軽減率を引き上げるべきです。少なくとも17%軽減を継続すべきです。今後の保育料の軽減率について、市はどのような考えをお持ちかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。



○市長（山下貴史君） 楠議員のただいまの保育料軽減についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

現在の本市の保育所の保育料につきましては、国が定めております保育料徴収金基準額から、各所得階層ごとに定まっているものごとに一律17%を軽減した額ということで設定をいたしておりますが、それに加えまして第2子の保育料につきましては、国の基準では50%軽減とされておりますが、本市はそれに上乘せをして60%軽減を行っておりますし、さらに第3子以降の保育料につきましては、これを無料化いたしております。また、第2子の軽減措置とともに、そうした多子に係る保育料については、就学前まで引き続き無料を継続するという多子世帯向けの軽減措置もあわせて実施をいたしているところでございます。こうした現在における本市の状況は、空知管内の他の市に比較いたしましても先進的な取り組みであり、そして子育て世帯の経済的な負担軽減に相当寄与をいたしていると。したがって、本市の子育て支援少子化対策の大きな柱になっている施策であると私もは考えているところでございます。この17%軽減にいたしました保育料設定の経緯につきましては、ご承知のように本市の厳しい財政事情にかんがみまして、早期に収支改善、収支均衡を図る、そして健全な財政構造を築くといった取り組みとして、平成21年度から財政収支改善の見直しを行うその対象の一つとして取り上げさせてもらいまして、軽減幅は当初25%軽減というその当時の現行に対して、半分の12.5%の軽減にまで緩和するとか、緩めるといふご提案をさせていただいたところでございますが、そのときの議会や保護者、それから市民の皆様方からのご要望、ご意見などをもとにいたしまして、2年間の経過措置として、平成21年度と22年度につきましては、25%軽減から17%の軽減ということにいたしましたところでございます。こうした経過からいたしますと、来年度の保育料の軽減率につきましては、当初お示しをしたとおり、12.5%にさせてもらうというのが基本になるわけですが、ただ本市の少子化の現況は出生数の低下がもたらす修学前人口の減少傾向が著しいといったこと、少子化がもたらす影響はやはり将来の本市を支える担い手の減少ということだけでなく、その子供たちそのものの育ちの環境への影響も懸念されるといった状況にあること、さらには国におきましてもこの間、子ども手当という全く新しい制度

が創設されて、少子化対策に対する政策変更が行われたことなどにかんがみまして、本市といたしましては現時点において、市政全般にわたって少子化対策を強化して子育て環境の整備を進め、少子化にできる限りの歯どめをかけることが目下の急務となっていると考えているところでございます。また、加えまして、このたび過疎地域自立促進特別措置法の改正で、この保育料の軽減措置に係る財源につきましても、過疎対策事業債のソフト事業の活用が見込めるといった状況になったこともございますので、そこで質問にございました、今後の保育所の保育料軽減の取り扱いにつきましては、一つは第3子以降の保育料の無料化など、多子世帯への無料軽減措置の継続ということ、2点目に現行の17%軽減についての保育料設定の維持ということ、三つ目には6割軽減としております第2子の軽減措置について、さらなる軽減措置の拡充の可能性につきまして、今後、平成23年度の予算編成の過程におきまして、その可能性を探求して、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 今、市長の答弁で来年度も17%軽減ということで、少しは前向きに検討していただいたのかと思います。さらには先ほど市長もおっしゃったように、少子化ということもありますし、雇用情勢がなかなか厳しい中では賃金もこの先、上がっていくということは今の状況では考えにくいと思いますので、さらなる軽減率を引き上げることも検討すべきではないかということで申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、文光児童館についてです。子供が安心して集える場所があることは必要なことです。児童館に来ることを楽しみにしている児童も多くいるようです。少子化で子供の数は減少していますが、文光児童館を利用している子供は減少していないようです。文光児童館は、平成22年度で廃止とされておりますが、児童館の存続は、前段でも申しましたように子供が放課後、週末など安心して過ごせる、社会性を身につける場としても重要です。文光児童館は老朽化していますが、使用に耐えられなくなったら廃止というのではなく、引き続き存続すべきと考えます。前回予算委員会で質問した中でも検討するとの回答がされておりますので、お伺いいたします。

まず1点目として、文光児童館の存続についてで

す。文光児童館の来年度以降の存続はどうなっているのでしょうか。利用している子供たちもなくなるのではないかとことを耳にしているようで、なくなったら困るというお話もしているようです。指導員がいて、安心して集える場所が必要であり、強く存続を求めるものです。市の考えをお伺いいたします。

2点目として、利用場所の充実についてです。文光児童館は老朽化しているので、他の場所等への検討とも聞いていますが、子供が過ごすためのスペースはどうなっておりますか。平成21年度の文光児童館実施報告一覧を見ましても、体を動かすことへの参加の人数が多いようですし、指導員の方の話を聞きますと、特に体を動かすことを求めている小学生が多いようです。ボール遊び等のできるスペースも考えていくべきです。市の考えをお伺いいたします。

3点目として、児童館への地域のボランティア活動についてです。地域の学校ボランティアが実施されているようですが、児童館へのボランティアも考えてみるべきではないでしょうか。中学生は、遊ぶというより心配事や不安、不満、悩みなどを指導員に聞いてもらいたいという子供も多いと聞きました。日ごろ顔を合わせている指導員には、気軽に話ができるようです。そのようなことも含めて補助できるようなボランティアの活動を考えていってもよいのではないのでしょうか。市の考えをお伺いいたします。  
○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 文光児童館についてお答えをいたします。

質問の1点目、文光児童館の存続について、2点目の利用場所等の充実について及び3点目、児童館への地域ボランティア活動についての3点につきまして、それぞれ関連がございますことから、あわせて答弁をさせていただきます。

文光児童館につきましては、建築以来50年以上が経過した建物で、著しく老朽化が進んでいる施設であり、また耐震化対策も実施していないことから、子供の安全な活動及び居場所として、今後とも継続して使用していくことは非常に難しいと判断しておりますが、子供の安全で安心な居場所の確保につきましては、必要なことであると考えております。

しかしながら、厳しい財政状況から施設を新たに建てかえることは困難でありますことから、児童館

の機能について、地域における他の施設への移管を検討してきたところであります。その検討につきましては、文西コミュニティセンターにおいてその役割を担っていただくことができないか、地域との協議を重ねてまいりましたが、文西コミュニティセンターの開館以来の利用状況を見ますと、地域グループ、サークルを初めとする利用が非常に活発であり、その中で子供の居場所を確保することは困難な状況であると判断をいたしまして、地域との協議を終了したところでございます。一方、生きがい文化センターでは、さきの国の緊急経済対策事業によりまして、多目的スペースの改修整備を行うことができましたことから、このスペースを活用して子供の居場所として、児童館の機能を移管すべく検討したところでございます。子供たちの安全管理を担う職員の配置や、子供たちに提供する体験実習プログラムなどの具体的な内容につきましては、今後さらに検討してまいりますが、生きがい文化センターの図書館や郷土資料館などの機能も効果的に活用する中で、子供の居場所の確保に努めてまいりたいと存じます。なお、議員からの質問であります体を動かすことにつきましては、現状の生きがい文化センターの中では対応が難しいと考えておりますが、指導内容等を工夫しながら、あるいは空きスペースを活用するなど、レクリエーションやゲームなど、これらが取り組めるかどうかも含め検討してまいりたいと存じます。このことから、来年4月以降につきましては、文光児童館にかえて、生きがい文化センターにおきまして、子供の居場所を確保するよう取り進めたいと考えております。

なお、児童館への地域ボランティアの活動につきましては、新たな居場所の確保とあわせての検討としてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 文光児童館について2点ほど再質問したいと思います。

まず、前段で児童館存続に向けて、いろいろ検討していただいたということに対しては評価したいと思います。まず1点目といたしまして、重複になるかもしれませんが、今、体力が全国的、北海道は特に低下しているということも聞いておりますので、そういうものも含めまして、体力向上というのは必要ですし、やはり子供が体を動かしたいという要望にはこたえるべきでないかと思っておりますので、再度検

討をお願いしたいと思います。

それと、地域ボランティアの活動についてということに少し絡むかと思うのですが、前段の質問の中でも申し上げましたように、子供が相談員ほどではないのですけれども、話を聞いてほしいということは中学生になると、特に要望があるようですので、指導員とかボランティアとか含めて今後さらに検討していただきたいと思いますので、再度お伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず体を動かせる場所と申しますか、体力を向上させるという意味での新たな居場所の検討について、相談できる体制についてという2点の質問をいただきました。

初めに、子供が体を動かすことができる場所の検討についてでございますが、検討しております生きがい文化センターの現状の構造におきましては、建物内では十分な対応が難しいと考えておりますが、建物内、屋外の空いているスペース等の活用や施設の利用方法を工夫するなどして、できるだけ子供たちが体を動かすレクリエーションや軽運動の取り組みができるよう、さらに検討してまいりたいと存じます。

次に、相談体制についてであります。生きがい文化センターにおきましては、子供たちのさまざまな相談に応じる少年相談員が配置されておりますことから、子供たちの相談には十分対応できると考えておりますが、子供たちから気軽に話ができて、相談が受けられるような体制にも十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 児童館の充実につきましては、ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いして、次に放課後子ども教室についてお伺いいたします。

放課後と子供たちの安全で健やかな活動の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては両省の連携のもと、総合的な放課後対策を推進するため、放課後子どもプラン推進事業要綱を定め、実施することとしたとあります。深川市においては、学童保育は実施されておりますが、放課後子ども教室

は実施されておられません。放課後対策のためにも、ぜひこの放課後子ども教室も実施すべきと考えますので、お伺いいたします。

1点目として、放課後子ども教室の実施についてです。共働きの家庭などで放課後に保護者がいない児童だけでなく、その他の児童にも安全に過ごせる場所が必要です。また、少子化で一人っ子の家庭も多いと思いますので、違う学年の子供たちとも遊べることは、社会性を身につけることにもつながりますし、放課後子ども教室も放課後対策として実施すべきではと考えます。学童保育は学校の余裕教室などで実施されていますが、放課後子ども教室も余裕教室等での実施などを考えてみるべきではないかと思っておりますので、市の考えをお伺いいたします。

2点目としまして、放課後子ども教室へのボランティア活動についてです。放課後子ども教室の支援として、地域のボランティアの活動や運営に当たっては、放課後子どもプラン推進補助金等を利用して、指導員を配置するなどの方策も考慮していくべきではないかと思っておりますので、お伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 放課後子ども教室についてお答えをいたします。

質問の1点目、放課後子ども教室の実施についてと2点目の放課後子ども教室へのボランティア活動につきましては、これも関連がございますことから、あわせて答弁をさせていただきます。

国では、放課後における子供たちの安全な居場所対策として、放課後子どもプランを推進するために、文部科学省では放課後子ども教室推進事業、厚生労働省では放課後児童健全育成事業として、両省が連携して事業を実施しておりますが、この事業のうち本市におきましては、厚生労働省が所管する放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を実施している状況となっております。質問の放課後子ども教室につきましては、小学生の全学年を対象として、当事業の調整等を行うコーディネーターを配置し、関係機関との連携を初め、体験、交流の場の提供を企画するとともに、さらに学びの場としての学習アドバイザーを置き、子供たちに安全で安心な活動拠点、居場所の提供を目的とした事業であります。本市において、放課後子ども教室を実施することにつきまして、学童保育が全小学校区に設置しており、対

象である小学生1年生から3年生までの低学年について、一部、対象が重複していることや、また放課後子ども教室の実施に当たり、コーディネーターや学習アドバイザーのほかにも安全管理委員を配置しなければなりません。文部科学省が平成19年12月に行った調査では、放課後子ども教室を実施していない理由として、複数回答であったわけですが、一番に指導員の人材確保が困難と回答された市町村が全体の64%となっておりまして、本市におきましても同様に、人材の確保が大きな課題と考えております。

さらに、地域ボランティアにつきましても、よりよい教室運営には欠かせないものと思われませんが、その情報の収集とその活用方策もまた重要な課題の一つと考えているところであります。

以上のことから、放課後子ども教室の実施につきましては、これらの課題につき、他市の状況なども含め、引き続き研究、検討をしまいたいと考えております。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 引き続き検討していくことの回答でしたので、ぜひその辺を今後とも検討していただきたいということをお願いしまして、最後の質問に移らせていただきます。

後期高齢者の健康対策についてです。いつまでも健康で元気でいたいということはだれもが思うことです。そのための予防対策も重要です。その一環として、40歳から74歳までの人には特定健診の義務づけがされて、対象者には全員特定健康診査受診券を送付していますが、75歳以上の人には広報、健康カレンダーの掲載、保健推進員による周知だけということですが、高齢者に対する健康診断の取り組みも必要でないかと思っておりますので、お伺いいたします。

まず1点目といたしまして、後期高齢者の健康診断についてです。高齢者でも元気で病院へ通院していない人も多くいると思います。その人たちがずっと健康で過ごすためにも定期的な健診は必要ですので、75歳以上の人に対しても、対象者全員の健康診断のお知らせ、受診券を送付して、健康管理を促すことも検討すべきと考えますので、お伺いいたします。

2点目としまして、後期高齢者の健康指導についてです。高齢者の健康診断を受けた後の健康管理の必要な人の割合も多いと思いますが、健康管理への

指導対応はようになっておりますか。平成21年度の実績を見ましても、受診結果の要医療割合が高いように思われますので、市の対応、考えをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 後期高齢者の健康対策について2点の質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

1点目の後期高齢者の定期健康診断についてであります。後期高齢者への定期健康診査については、平成20年度より従来市町村が実施していた基本健康診査から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が実施する健診へと変わったところであります。広域連合では、構成する市町村に健康診査事業を委託することとしており、本市においても事業委託を受け、毎年4月の広報ふかがわに、対象者、健診内容、健診機関を掲載し、料金については無料として周知を行っているところであります。市としましては、多くの高齢者の方に受診していただきたいとの考えから、地域の施設を活用して行う集団健診のほかに、市立病院を健診機関として追加し、通年で受診できるように拡充し、さらに市のがん検診等とあわせて受けられるよう、より受診しやすい体制を整え実施しているところであり、このような取り組みにより、受診者数も少しずつではありますがふえ始めているところであります。質問にあります、後期高齢者全員に受診券を送付し周知することについてであります。委託元であります広域連合から示されました健診実施要綱に基づき実施していること、75歳以上の高齢者になりますと何らかの生活習慣病の持病を持たれ、医療機関で治療中の場合もありますことから、これまでどおりの周知方法とさせていただきますが、今後も老人クラブ等での健康相談や後期高齢者医療制度の説明会などの場を活用して、PRを行い、高齢者の健診率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の後期高齢者の健康指導についてあります。ご指摘のとおり、健診の結果は高齢になるに伴い所見のある方が多くなる傾向にあり、昨年度の実績を申し上げますと、受診者100人中、指導を要する者が25人、定期検査を必要とする者が17人、医療を要する者が32人、治療を要する者が26人とい

う結果でありました。この結果に基づき、市立病院受診者は、健診当日に結果が判明いたしますので、市立病院の医師、保健師、管理栄養士等から、結果の説明と今後の治療や生活上の指導を受けていただいていますし、また集団健診では、およそ3週間程度で結果が判明いたしますので、受診者には市から郵送により結果を文書でお知らせしますが、特に医療受診が必要な方には事前に保健師が電話でどの検査項目で異常が見つかり、どの診療科にかかればいいのかなど、その理由も含めて対応相談を行っているところであり、そのほかの方々には市内各地域で開催している健康相談の案内や健康審査結果について、一般的にわかる内容の書かれたパンフレットなどを同封し、事後のフォローアップに努めているところであります。これら指導等を要する方の中には、介護予防事業への参加により、生活習慣等の改善が期待できる方もおりますことから、介護福祉課とも十分に連携し支援を図りながら、今後も懇切丁寧な事後指導に努めてまいりたいと考えております

○議長（北本清美君） 以上で楠議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、明日は午前10時から開議します。

（午後 3時25分 延 会）



平成22年第3回定例会

平成22年9月2日（木曜日）

平成22年 第3回

深川市議会定例会会議録 (第2号)

平成22年9月2日(木曜日)

午前10時00分 開議

午後 4時04分 延会

---

○議事日程(第2号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第3回定例会2日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、宮田議員。

[宮田議員、質問席へ]

○1番(宮田剛暁君) 通告に従い、一般質問を行います。

項目1、行財政改革について。

IMF国際通貨基金の公表基準に従った集計によりますと、地方を含む長期債務残高総額は、2010年度末で862兆円程度になると言われております。この債務の約96%は、日本の企業や国民が国債を買うという形で成立しており、この額は現在我が国の全国民が所有している金融資産1,400兆円の半分以上にもなると言われております。この債務、ある意味借金が現在の調子でふえ続ければ、10年後には1,000兆円、15年、20年後には1,400兆円となっても不思議ではありません。また、全国民の金融資産が、超少子化、超高齢化社会を迎える中で、現在よりも増加するとは考えにくく、やがて全国民の資産すべてが国への貸しつけに回される日が訪れるのではないかと懸念するところでもあります。そういう状態になれば、民間部門へお金が回らなくなります。日本国民の貯蓄が限られている中で、国はお金を貸してほしい。民間企業もお金を貸してほしい。そうなれば、結局、金利もリスクも高いといわれる外国からの資金に依存せざるを得なくなります。国民は、自分で借金をしているわけでもないにもかかわらず、税金が上がるなど、結局、国と地方の借金のツケは国民一人一人に返ってくるわけです。いずれにしても、国と民間企業との間でお金の奪い合いが発生すれば、市民が働く会社にもお金が回らなくなります。お金の奪い合いとなれば金利が上昇して、企業も高い金利を払わなければお金が借りられなくなり、企業が生き残るためには常に企業再建や企業再構築を

繰り返さなければなりません。公的部門も同様であり、歳入を確保できない中で、国や地方の借金ばかりがふえ続けると、社会福祉、公共工事、教育に力を入れようとしても、あるいは我々の身近な存在である地方自治体の市役所というサービス業を継続しようとしても、限界が出てくるものと思います。この解決方法としては、やはり民間部門の企業再建や企業再構築と同様の取り組みとなる、厳しい行財政改革が必要不可欠であると思います。これまで民間部門が厳しい構造改革に取り組み、再建に成功する中、公的部門は抜本的なスリム化、効率化を先送りしてきた結果、財政は破綻に向け悪化の一途をたどっております。

今回、本市においては、公債費負担適正化計画や市立病院経営健全化計画などが策定されておりますが、この中で、例えば市立病院への繰出金、基準外の特別支援金については、職員給与等を財源とすることが示されております。私は以前より一般質問などで、給与費削減、給与カットについては一時的な対策としては効果的であると申し上げてきたつもりです。しかし、この一時的な対策を長期化し、抜本的な対策を先送りしては、行財政改革を前進させることは到底できないと思います。虫歯に例えると、痛いからといって鎮痛剤を飲むといった一時的な対症療法ばかりを続け、歯医者へ行って根本的な治療をしない状態と同じです。虫歯は根本的な治療をしないと治りませんし、鎮痛剤は長期間飲み続けるとやがて効果が弱くなり、放置するとやがて手おくれとなり、抜歯するなどといった手術をしなければならなくなってしまいます。職員給与削減延長は、組織の抜本的なスリム化、効率化という治療を先送りして、一時的な対症療法を続けるという方針であり、私はこのような市の考えに疑問を感じざるを得ません。本市はこれまでゼロベースでの見直しなど大規模な行財政改革を行っていることは理解しておりますが、さらなる改革が必要であると感じております。私は、平成19年12月の第4回定例会一般質問でも同様のことを申し上げておりますが、本市が今後さらに行財政改革を行うに当たって、市役所全体のスリム化及び各種事務事業の効率化、あるいは国が行っているような事業仕分けのような見直しを行い、歳出を削減するとともに本市の経済を活性化、発展させて、税収の自然増を図ることにより歳入を確保し、財政を好転させることが重要であると思



ます。さらに、それでも不十分な場合に限ってのみ、初めて必要最小限の市民負担増を求めるべきだと考えるところです。以上の事柄を踏まえ、今後、行財政改革を行うに当たり、今回改めて伺いたいと思います。

1点目、今後の改革に向けての方針、柱となる方策等。

2点目、組織の機構改革、スリム化に向けての考え方。

3点目、事務事業の効率化。以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 行財政改革について、3点の質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。

本市の近年における行財政改革の大きな流れとしたしましては、平成16年1月に行財政改革大綱を制定、その後、行財政改革緊急プログラムを策定し、18年2月には行政運営プランを策定、さらに20年2月にはこれを改定し、今日までさまざまな取り組みを図ってまいりました。その間、ゼロベースからの事務事業の見直しや財政収支改善案の策定、随時の機構改革や各種の事務事業の見直しなどを行い、その都度、議会や市民の皆様のご意見なども伺う中で、一定の成果を挙げてきたものと認識しているところでございます。

そこで、質問の1点目、今後の改革に向けての方針、柱となる方策等についてであります。今後の方向性としたしましては、基本的には行政運営プラン改定版の考え方、精神を踏襲し、極力市民サービスの低下を招かないよう事務事業の効率化などに力を注ぐとともに、市民の皆さんとともに深川のよさをさらに伸ばし、個性豊かで活力に満ちた新たな深川のまちづくりを目指すものであります。特に、地域経済の活性化など、当面する重要課題の解決に配慮しつつ、平成20年度に策定した財政収支改善案の着実な遂行、基金に頼らない収支均衡型予算の実現、持続可能で安定した行財政基盤の確立などに努めるとともに、経営健全化計画に基づき病院改革に取り組むことなどを柱とするものであります。

次に、2点目の組織の機構改革、スリム化に向けての考え方と3点目の事務事業の効率化につきまして、一括してお答えを申し上げます。本市では、平

成20年4月に機構改革を行い、既存事務事業の見直しとともに、今日的な行政課題に適切に対応できる効率的な体制づくりに向け、全庁的に組織機構のありようを検証し、その見直しを図ってまいりました。また、今定例会では職員定数条例の一部改正をご提案申し上げておりますが、常に時代や状況に適応した体制づくりを努めているところであります。質問にありました、組織のスリム化や事務事業の効率化を進める中で歳出の削減を図り、経済を活性化、発展させる中で、税収等の歳入を確保すべきとのお考えについては、私どもも同様に考えるところでございます。行財政改革を推し進めるに当たり、機構の改革や事務事業の見直しなどは一体的なものだと思いますし、新たな行政課題に対応することや市民にわかりやすく簡素で効率的な行政体質を構築することは基本と認識いたしておりますので、議員のご指摘、ご示唆を受けとめつつ、今後とも適切なる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 次の質問に入ります。

項目2、過疎地域対策について。

高知県四万十市西土佐に人口300人の大宮地区という集落があります。この地域の住民は65歳以上が45%近く、その半数以上の世帯が農業を営んでおります。この大宮地区に最近、自治体学校やNHKなどで取り上げられたという地域密着住民参加型の株式会社、大宮産業があります。この大宮地区に住民参加型の株式会社が設立されることになったきっかけは2005年のこと。農業生産の減少などに伴い、JAが出先機関の統廃合を打ち出し、大宮出張所が廃止されたことが始まりでした。このJAの出張所は、地区で唯一日用品のほか、ガソリンや軽油、農業資材を販売しておりますが、車など交通手段がない高齢者や農家にとってはまさに生命線でした。JAの撤退により窮地に追い込まれた住民は、出張所を引き継ぐという選択しかありませんでした。協議を重ねる中、一時は農事組合法人化も検討しましたが、日用品販売に法規制があり、断念せざるを得ませんでした。そして協議検討を重ね、最終的に至った結論は、住民が出資者となり株式会社を設立することでした。結果的にこの株式会社は、約8割の世帯、108人が平均6万円余りを出資して700万円が確保され、2006年5月に住民が株主となる大宮産業が誕生しました。県の補助金を活用して店舗や給油

施設をJAから買い取り、雇用も発生し、無事店を残すことに成功しました。その後、この住民参加型の株式会社大宮産業は、設立後3年連続で黒字経営となり、2008年度は1日平均76人の客が訪れ、売上高5,116万円で、約2万8,000円の黒字を達成したようです。このように、行政の支援を受け、住民の力と知恵を集結して実現した官民一体の成果ともいえる大宮産業は、地域で唯一の商店として成功しているようです。さらに、経営者は将来的に過疎化が進めば、利用者が減り、経営が成り立たない現実に対応するために、住民から要望があった宅配サービスを始め、また地元農産物の販路拡大にも乗り出し、高知市内の学校へ地元産米の納入を初め、四万十市内の学校給食にも販路拡大するなどの経営努力もしているようです。以上、地域密着住民参加型の株式会社大宮産業の事例を紹介させていただきましたが、本市においても人口減少などに伴い、大宮地区と同様の問題が発生するのではないかと危惧しております。国土交通省の2006年全国調査によりますと、1999年から7年間で191集落が消滅し、過疎集落6万2,273のうち、2,643集落が将来消滅のおそれがあるとされており、限界集落化して自然消滅する例が多く、減退が加速していると言われております。これらの事例などを踏まえ、以下質問に入ります。

1点目、市内の限界集落の状況、実態。

2点目、本市は、まちなか居住推進計画等によりコンパクトシティーを推進しており、このことに伴い、郊外の過疎化が加速すると推測しますが、その対策として、住民出資による法人設立を推進するなど、市の過疎対策の考えと対応について伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 過疎地域対策についての1点目、市内の限界集落の状況、実態についてお答えをいたします。

限界集落とは、人口の50%以上が65歳以上の高齢者となっている地域を指す集落のことであり、集落とは、一般的に住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位とされております。その区分については、さまざまな考え方があるものと存じますが、1例として、本市の町内会単位で考えますと、全149町内会のうち、17地域が限界集落に該当することとなり、2年前の同時期

と比較して3地域ふえている状況となっております。

次に、2点目の市の過疎対策の考えと対応についてであります。市のまちなか居住等推進計画は、空洞化が深刻な状況となってきた中心市街地域において、さまざまな施策を講ずることにより、高齢者などのいわゆる交通弱者の人たちが徒歩で手軽に買い物に行けるなど、住民にとって住みやすいコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めるもので、高齢化する地域社会を支えるための重要な施策の一つと考えているところであります。また、市の郊外につきましては、本市の基幹産業である農業地域でありまして、農業の活性化や担い手育成など、これまでも基幹産業の振興のため、各種施策の推進に努めてきているところでございます。過疎対策は、一つの施策だけで対応できるものではなく、福祉や産業、教育、社会基盤整備など、さまざまな施策を総合的に講じることが重要であると考えているところであります。質問にございました住民出資による法人設立の推進などにつきましては、地域の活性化や地域コミュニティの維持推進のために、地域においてそのような取り組みが進められれば協力してまいりたいと考えているところであります。市民の皆さんに、今後も住みたい、住み続けたいと感じてもらえるよう、本議会に提案しております深川市過疎地域自立促進市町村計画などに基づき、一つ一つの施策を着実に推進し、本市のまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 次に、夏まつりについて伺います。

ことしの夏まつりは、例年とは大きく変わり、新しい形のものとなりました。8月6日は花火大会、8月7日には大盆踊り大会、そして8月8日には大抽せん会がメインイベントとして行われ、一時はどのようなものかと心配しておりましたが、いずれも多くの人でにぎわい、大成功で幕を閉じたと感じております。その夏まつりの総括と今後に向けての方針等について伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 夏まつりについての質問にお答えを申し上げます。

今、議員もおっしゃいましたが、この8月6日から3日間にわたって開催をされました深川夏まつり、

2日目の夜に若干の雨がございましたが、それ以外はおおむね好天に恵まれまして、多くの市民の皆様方にご来場、ご参加をいただき、盛会のうちに終了することができたものと考えております。今回が第1回でございました深川夏まつりの実施に当たりましては、大塚就秀実行委員長初め、実行委員会の委員各位のご尽力に改めて敬意を表したいと思いますし、また協賛、寄附等を賜りました方々、そして各行事を企画運営いただきました関係機関・団体の方々のご支援、ご協力に心から感謝を申し上げますところでございます。初日でございますが、初日の花火大会は市内外から、少なく見積もっても、2万1,000人の方々に石狩川の河川敷にお集まりをいただきまして、屋台での飲食等も楽しんでいただきながら、約2,500発の花火を満喫していただけたのではないかと考えております。また、2日目からはお祭り会場を駅前通りに移しまして、7日は深川市商店街振興組合連合会によります大盆踊り大会を、そして8日には料飲店組合による大抽せん会をメインに、深川警察署初め北電深川営業所、そして深川建設業協会、深川土木技師会など、本当に多くの関係機関・団体の皆様方の多大なご協力をいただきながら、子供さんからお年寄りまで幅広く楽しんでいただける内容のさまざまな趣向を凝らした催しが行われたと思っております。

お尋ねにございました、この夏まつりの総括、今後に向けての方針ということにつきましては、今議会が終わった直後の9月17日に第3回目の深川夏まつり実行委員会の会合が予定をされておりまして、その場でいろいろとご意見が出されるものと思っておりますが、この時点で市といたしましては、例えば最終日のしゃんしゃん傘踊りからたるみこし、そして大抽せん会へと、要するにお祭りが盛り上がり、最高潮に達した際などに特にそう感じたわけでございますが、お祭り全体を通じて地元商店街や料飲店の皆さんと、また参加された市民の皆さんの一体感が生まれたのではないかと、そういった一体感が感じられたと私は思っております、市の産業、商工業、観光、文化の振興発展に寄与する、あわせて市民が交流を深める、そういう場を提供するという所期の目的を持ったこのお祭り、かなりの程度、そうした目的を達成することができたものと考えているところでございます。次年度に向けましては、お祭りの日程について、ことしは花火大会が金曜日の夜とい

うこととございましたが、この曜日の変更が来年度は可能なものなのか。それから、ことしご支援をいただきました関係機関・団体の皆様方に、来年度以降も同様のご協力をいただけるものなのか、さらには補助金等のお祭り実行の財源の確保、この見通しはどういうことになるのかなど、さまざまな課題があるものと考えております。また、ことし、このお祭りに向けた準備期間が十分とれなかった、短かったといったことなどの理由から、連携した取り組みが十分とれなかった団体の皆様方との今後の協力体制づくりや、また推進体制づくり、さらに新たな関係機関・団体の皆様方または一般市民の参加を新たに募る、そして夏まつりの輪をさらに広げていく、そういった取り組みも必要になってくるのだろうと思っております。これらのことにつきまして、今ほど申し上げた実行委員会の会合などの中で十分にご協議をいただきまして、そこでの議論などを十分受けとめて、来年度の夏まつりのさらなる充実に向けて、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 次の質問に入ります。

項目4、屋台村形式の商店等について。平成21年10月8日平成公明クラブの視察で、帯広市にあります北の屋台の現地調査を行いました。この北の屋台とはボランティア有志により実現した屋台街ですが、もともとは駐車場であった土地を借り受け、20件の屋台が建ち並び、いきぬき通りがつくられたものです。この屋台は全国に展開しており、一般的に知られている屋台とは異なり屋根があり、小屋のような非常に小さな飲食店といったイメージでした。夏の暖かい時期には吹きさらし状態にすることが可能であり、冬季間は冬囲いを行い、北海道でも一年じゅう営業が可能な状態となっております。また、さまざまな法律の問題をクリアして、通常の飲食店と同じような料理を出すことも可能であり、上下水道、電気、ガス、水洗トイレが完備され、通常の飲食店と変わらないという印象でした。この北の屋台は通称屋台村と言われており、帯広市が元祖ですが、現在では市民の声から生まれた中心市街地活性化の事例として全国的に有名となり、注目されているようです。この屋台村については、8月17日の北海道新聞の一面に「各地の屋台村、北見に集結」ということで取り上げられております。詳しい内容について

は割愛しますが、この記事によりますと、9月17日全道各地から10カ所前後の屋台村関係者が北見市へ集結し、屋台村による地域活性化をテーマに話し合うとともに各地の屋台村が市民に自慢の味を披露する、北海道屋台村サミットが開かれるとのことです。

このように、全道的にも増加傾向にある屋台村をヒントとして、本市としても、まち中や道の駅近郊などで飲食店や夜間の営業に限らず、さまざまな可能性があるのではないかと思います。よって本市としても、調査研究等の余地はないものか伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 屋台村形式の商店等についてお答えいたします。

質問にありました屋台村につきましては、小さな屋台のような飲食店舗が結集した施設のこと、帯広市の北の屋台はその成功事例として全国的にも大変有名な屋台村と伺っているところであります。また、昨年10月、深川市商店街振興組合連合会理事長を初め、深川商工会議所職員の方々とともに商工労働観光課職員がほかの用務により帯広市に赴いた際、この屋台村を拝見させていただいたところであります。この屋台村の最大の特徴は、敷地が公共空間上ではなく私用地である点、またその屋台自体が稼働、仮設ではなく固定、常設である点など、既存の屋台とは大きく異なるものであり、中心市街地を舞台にそのにぎわいの創設を目的に掲げ、また起業家育成の機能、システムを組み込むなど、積極的にまちづくりへと結びつける創意的な取り組みを目指したものであり、中心商店街活性化や地域づくりに貢献しているものと思われます。ただいま、宮田議員の質問につきましては、貴重なご提言と受けとめ、本市におきましても、今後屋台村という手法によりまして、飲食業はもちろんであります、ほかの業種におきましてでも、中心市街地及びその他の地域でのにぎわい創出などに活用できないものか調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 最後の質問に入ります。

項目5、介護施設について。

我が国の高齢化や核家族の進展などにより、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして、2000年4月より介護保険制度が導入されました。施行当

初は社会的入院が大きな問題であることもあり、在宅介護、居宅介護、つまり自宅での介護を即す意図がありました。しかし、介護サービスがあっても介護職員の不足や資金不足から、利用者に応じたサービス提供は難しく、自宅介護は困難というのが現状です。その結果として、預けられる入所介護施設の不足が導入当初以来解決されない大きな問題となっております。

このような状態の中、登場し、現在最も注目を浴びているのが、小規模で多機能の居宅介護施設であると思います。このタイプの施設は一軒屋、民家タイプのものから通所施設レベルのものまで、さまざまな形態があるようです。以前、平成公明クラブで視察を行い、平成21年第2回定例会の一般質問の中で調査結果等について触れておりますので、詳しい内容については割愛いたしますが、問題点や懸案事項が多々ある一方、超高齢化社会の到来を考えると、今後ますます需要が高まることは確実であると思われます。この小規模多機能型居宅介護施設のあり方、求めるものなどについて市の考えを伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 小規模多機能型介護施設のあり方など、市の考え方についてお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護は、事業所に登録している利用者に対して、通い、訪問、泊まりのサービスを柔軟に一体的に提供し、在宅生活が継続できるよう支援する地域密着型サービスの一つであります。現在、市内において事業所はありませんが、市内の社会福祉法人が、平成24年度に整備する予定で計画しておりますので、新たに設置されますと今後ますます高齢化が進展する中で、介護を必要とする方に多様なサービスが提供できる環境が整えられると認識しているところであります。小規模多機能型居宅介護の特徴としては、利用者や家族にとりましてはいつも通っている事業所のスタッフが必要なときに訪問してくれ、またなじみのある事業所に泊まって介護を受けることもできるサービス形態であり、また事業運営を行う事業所においては小規模で多機能な介護事業所という特性から、利用者に対してきめ細やかな特色ある介護サービスを提供できるものであります。市といたしましては、小規模多機能型居

宅介護が身近な市町村で提供できる地域密着型サービスであることから、高齢者が中度、重度の要介護状態になっても、心身の状況や本人の希望、環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせながら、可能な限り住みなれた自宅や地域での生活が安心してできるよう、また施設のサービス内容の充実が図られるように、設置されま

す介護事業所に対し適切な指導等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で宮田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、山田議員。

〔山田議員、質問席へ〕

○2番（山田圭二君） 平成公明クラブの山田です。平成11年当選の同期生として、故鍛冶敏夫議員に改めてご冥福をお祈り申し上げます。

また、天人峡豪雨により亡くなられた方、被災された方々にもご冥福をお祈りし、お見舞いを申し上げます。通告に従い一般質問をいたします。

最初に、次期市長選について、単刀直入に伺います。山下市長は本市の不名誉な事件を原因として、市民有志からの要望を受けとめ、平成19年1月21日、当選によりまして就任され、信頼される市役所づくり、健全な財政の推進、地域保健福祉の充実、地域経済の活性化を掲げ3年7カ月余にわたり、国の財政規律を目指す三位一体の改革による地方交付税等の急激な削減で厳しい市財政の運営を迫られる中、一定の成果が得られたと評価をするところであります。

次期市長選挙の日程につきましては、市選挙管理委員会が本年12月19日告示、26日投開票と決定をいたしましたので、市長の任期は残すところ4カ月を切りました。市長の次期選挙に対する出馬に関しましては、6月14日の山下貴史連合後援会からの正式出馬要請及び第2回定例会での平成公明クラブ会長北畑透議員の質問に対する答弁でも、前向きながら慎重な対応を示しておられましたが、多くの市民は

早期の決断を期待し、少子高齢化、加えて過疎化の進展する現況を憂い、安心して暮らせる郷土の道筋づくりのために、全身全霊を傾注していただきたいと願っているところであり、早期の出馬表明もこれまた市民に安心を与えることでありますので、この意味も込めまして、率直に市長のご決断を伺うところであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 山田議員の次期市長選挙についてのお尋ねにお答えを申し上げたいと思います。

議員も触れていただきましたが、私が平成19年1月の選挙で市民の皆様のご信任をいただき、市長に就任をさせていただきましたから、もう既に3年と7カ月が経過したところでございます。この間、私は市民の皆様を初め市議会議員各位の多大なご指導とご協力をいただきながら、就任時に掲げました信頼される市役所づくり、そして健全財政を前提とした上での産業振興や福祉、教育文化の充実、さらに広域連携の推進というこの四つの大きな課題につまみして、それぞれ前進を図るべく、積極的に取り組ませてもらったと、私はそのように思っております。自分といたしましては、この場で具体的にこの事柄を一つ一つ申し上げることはいたしませんけれども、今日までさまざまな施策の展開に努め、そして残してきた実績を振り返りましたときに、総じて深川市が第四次総合計画で掲げております「市民とともに創る住みよいまち深川」という目標に向かって、この任期の間に相当程度前進することができたのではないかと、私は自負をいたしているところでございます。

質問の次期市長選挙についてでございますが、これは私的なことでありますけれども、議員もおっしゃっていただきましたが、私の連合後援会の皆様方から、6月14日にこの市長選挙の出馬について既にご要請をいただいているところであります。また、さきの第2回定例会におきましてお尋ねがありました折にそのお答えとして、任期中の市政運営にまず全力を傾注してまいりますことを第一義としつつ、その中でご支援いただいている皆様方などのお気持ちに沿いながら、任期が終わったその先の身の処し方について、どのように具体的にこの深川市の振興、発展のためにお役に立てるのか、どういう貢献ができるのかといったことを十分考慮した上で、いずれ

私の考えを明らかにさせていただきますということ  
を申し上げさせていただいたところであります。そ  
こで、12月に予定をされております選挙日まで、  
既に3カ月余りということになってまいりました。  
この時点に至りまして、私といたしましては、この  
先の深川市の市政の発展と、そしてすべての市民の  
幸福の増進のために、私が市長として引き続きお役  
に立つ余地がまだ残されているものという考えを持  
つに至っているところでございます。したがいまし  
て、私といたしましては、それこそ不肖の身ではご  
ざいますが、市民の皆様のご支援とお力添えをいた  
だきながら、次期市長選挙に出馬をさせていただき  
たいと考えておりますので、どうぞよろしく願い  
をいたしたいと思っております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 市長、ありがとうございます。  
お体にお気をつけて、ご奮闘をお祈り申し上げ  
ております。

次に、2番目の高速道路無料化について伺います。

民主党のマニフェストに基づく高速道路無料化の  
社会実験が6月28日に開始されましたが、そもそも  
高速道路無料化政策に問題ありで、30兆円と言われ  
る建設費の償還財源はどうするのか。税金での償還  
は、高速道路を利用しない人も負担しなければなら  
ず、受益者負担の機運が担保されていない。また、  
CO2削減を提唱し環境問題に取り組むはずなのに、  
実際は全く逆行することは明らかであります。そし  
て最も恐ろしいのは、政策転換によってマイナスの  
影響を受ける業界であったり、通過されてしまう地  
域の経済的ダメージであります。社会実験も必要か  
もしれませんが、自公政権時代、土日、休日の料金  
1,000円の実施によって、フェリー業界がどうなっ  
たか、既に想像できる根拠はあるわけでございまし  
て、シミュレーションをすれば変化に伴う時代の想  
像は可能ではないでしょうか。いずれにいたしまし  
ても、政策変更の場合は激変緩和策を並行試行する  
ことが求められますし、試験ではあります。高速  
道路料金は2分の1ぐらいが、国や利用者、そして  
影響を受ける側の双方が納得できるソフトランディ  
ング的水準だと思います。ともかく、ある市内商店  
主は2割程度の減収であり、3月31日までの社会実  
験が終わるまでに店がなくなってしまう。即刻中止  
してほしいと危機感を抱いております。以下何点か、  
高速道路無料化の本市に及ぼす影響について伺いま

す。

第1点は、深川インターチェンジ及び国道12号周  
辺の本市各施設への影響についてであります。道の  
駅ライスランドふかがわの利用者が激減していると  
仄聞し、心配をしているところでありますが、あわ  
せて他の施設、まあぶオートキャンプ場、ぬくもり  
の里等の利用者数にも影響があるのか伺います。

2点目は、深川市街地区商店への影響でございま  
すが、深川市街地区商店は、道央道と高規格道路、  
これは深川留萌間で現在は幌糠まで開通をしており  
ますが、これに囲まれた立地環境にありまして、北  
空知の近隣町の購買力にも大いに依存している状況  
にあります。無料化に伴い、近隣市町村の方々が旭  
川、滝川、札幌へと足を伸ばすのは容易に想像でき  
ることです。加えて国道233号沿いは、羽  
幌、天塩も入りますが、留萌方面からの交通量の著  
しい減少があり、相当の影響があると考えられます  
が、見解を伺います。

3点目は、状況変化に伴う本市各施設の今後の対  
応についてであります。著しく影響を受けた施設に  
ついては、業容維持のため、多彩なイベントの開催  
など早急な対策が必要と考えますが、取り組みにつ  
いて伺います。

4点目は、このような状況を踏まえ、本市と同様  
なマイナス影響を受ける自治体と連携し、国に対し  
高速道路無料化政策の変更あるいは中止について早  
急に要請活動を展開すべきではないかと考えますが、  
見解を伺います。私はルールに従い、早急に意見書  
の提出も必要と考えております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 私から高速  
道路無料化についての1点目から3点目につきまし  
て、順次お答えをいたします。

1点目の本市各施設への影響についてであります  
が、道の駅ライスランドふかがわにつきましては、  
6月の来館者は約8万9,000人で、前年度とほぼ同  
数で推移していましたが、高速道路無料化後の7月  
は前年度来館者約11万8,000人に対しまして、今年  
度は9万9,000人で、前年度7月対比約84%と大き  
く減少をしております。8月に入りましても、同様  
の傾向が続いております。また、同じく国道12号沿  
いにあります、まあぶ'sキッチンにつきましては、  
昨年7月下旬にオープンしたことから、数字上の比

較はできませんが、道の駅と同様に影響が生じているものと考えております。一方、まあぶの状況であります。研修室、加工実習室、浴場、コテージ、レストランの合計利用人員は昨年と比較いたしますと、6月は前年対比97%の約8,300人、7月は前年度対比116%の約1万3,000人、8月についてもほぼ昨年並みの利用者数で推移しており、キャンプ場につきましても、一時の全道的なオートキャンプ場のブームが去ったと言われる中、昨年は天候が悪かったこともあり、単純に比較することはできませんが、昨年7月対比で108%の約2,100人のご利用をいただいております。両施設につきましては、今のところ無料化に伴う大きな影響は生じていないものと推察しております。

次に、2点目の市街地区商店への影響につきましては、先日、菓子販売業をされている方から電話で、北空知や留萌市も商圈としている自分の店舗は、留萌市などにもチラシを入れるなど自助努力はしているが、高速道路の無料化に伴う立ち寄り客の減少と北空知を含めた消費人口の市外流出により、10%から15%減少し、厳しい状況に追い込まれているとの切実な声も寄せられております。このように高速道路の無料化によりまして、旭川方面や留萌方面に向かうドライバーが高速道路を利用して、深川市に立ち寄りことなく素通りしてしまうことがふえ、一般国道や道道沿線のドライブインを含め、市街地区商店にも影響があるものと憂慮しているところであります。

次に、3点目の各施設の今後の対応であります。高速道路無料化に伴う車の流れの変化によって、目的を持って利用いただく施設と立ち寄り型の施設の差が顕著にあらわれているものと思われまます。そこで、状況変化に伴う対応であります。道の駅では、共通コンセプトである急速情報発信、地域交流機能の充実はもちろん、地域資源を生かした特産品の品ぞろえや新たな物産品、メニューの開発、お客様の声をお聞きして、フィードバックするためのアンケート調査とご意見箱の設置によるリピーターの確保、利用者の立場に立ったおもてなしの心を自覚した接客、これから行われる実りの秋収穫祭など各種イベントの強化を図り、入り込み客の増加につなげてまいりたいと考えております。また、まあぶでは、高速道路無料化を視野に入れ、6月中旬以降、道央自動車道の砂川サービスエリア、JR札幌駅内の北海

道観光案内所、市外の道の駅や温泉施設など40カ所に、インターチェンジの近くにあることを強調した割引クーポン入りのパンフレットを作成し、まあぶフェスタのポスターとともに掲示をお願いするなど、集客を図る取り組みを行ってきております。今後も秋の行楽シーズンに向け、周辺の観光果樹園と連携した取り組みや新米の販売とタイアップした取り組み、さらにお得なパックメニューなど、市内外への営業とホームページなどによるPRを図っていく考えであります。ほかの施設につきましても、それぞれの特徴を生かした魅力づくりにより、リピーターの確保や新規顧客の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 4点目の高速道路無料化政策に対する政策変更要請活動を展開すべきについてお答えいたします。

高速道路無料化につきましては、政権交代となった2009年の衆議院議員選挙の民主党マニフェストに掲げられた政策であります。無料化への取り組みに当たっては、与党内でも政策に懸念を示す声などもあり、さまざまな議論を経て、平成22年6月28日から高速道路無料化社会実験が行われているところであります。この社会実験は平成23年3月末日までの期間、全国の高速道路の約2割に当たる1,652キロメートルで全車種を対象に無料化による地域経済への効果、渋滞や環境への影響の把握をすることを目的として行われているところであります。このメリットとしては、流通コストの削減、移動可能距離の増大に伴い、新たな需要を生む可能性があることなどが想定されます。また、デメリットとしては、議員からのございでしたが、社会実験中に個店が深刻な打撃を受けるとの懸念にも触れられておりましたが、そのほかに渋滞の問題、排気ガスがふえるという問題、他の公共交通機関の利用者減などの影響が想定されるところでありまして、バス協会やフェリー各社、JR連合からは、施策の慎重な検討を求める要請書などが既に国土交通省に提出されているところでもあります。現在行われている高速道路無料化は、これらの影響を確認することが目的であるものと認識しております。深川市のエリアにおいては、この無料化に伴うマイナスの影響が非常に大きいものと考えておりますので、市内における個店等への影響について見きわめるとともに、本市と同

様な状況にある他市町や各団体の動向などを注視し、これら団体などと連携した中で、無料化政策を変更するなどの要請活動についても視野に入れて対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） しっかり変更要請をお願いしたいと思います。

次に、通告3ですが、高齢者の所在確認と見守り隊について伺います。

超高齢社会を迎えている我が国において、100歳を超える高齢者の所在が確認できない事例が相次いでおり、その上、悲しいことに年金の不正受給に伴う例もあり、知的水準の高い経済大国と言われた日本の一国民として、国のありようを大いに憂うところであり、近年、都市部で急速に進む無縁社会が地方都市深川にも波及することを恐れるものであります。このような社会情勢を踏まえ、以下3点伺います。

第1点は、深川市の100歳以上の高齢者の人数と所在の確認であります。この点につきましては、昨日の太田議員の質問に対する答弁で理解をいたしましたので、割愛いたします。

2点目ですが、75歳以上の所在確認の実施であります。そもそも100歳以下の高齢者に所在未確認者が存在しない保証はなく、100歳以上の高齢者とほとんど変わらない環境下にある100歳以下の高齢者も多いと判断できるのではないのでしょうか。異論、反論もあるようですが、現行75歳以上の高齢者を後期高齢者と位置づけておりますので、この際、岩見沢市、旭川市等のように、安否確認作業を75歳以上として取り組む必要があると考えます。対象人員は4,000人を超すと思いますが、小都市だからこそできる政策で、住みよいまち深川実現の一方策と考えます。市は、毎年10月1日現在における65歳以上の高齢者台帳作成のため、民生委員の協力を得て、高齢者現況調査を実施していると聞いています。この調査に当たっては、個人情報への壁もあり、現場では大変苦労しているお話を民生児童委員の方からお聞きし、無報酬でのご尽力に敬意を表するとともに、今後ますますの高齢化社会の進展に伴い、安否確認を含め、安心社会の最先端での重要な役割を担う点で、何らかの処遇改善の必要を感じています。いずれにいたしましても、高齢者現況調査では、全員の本人確認まで至っていないようでありますから、も

う一歩進めることによって、75歳以上の所在確認は完成すると思われませんが、この取り組みについての見解を伺います。

3点目は、高齢者見守り隊のネットワーク構築についてであります。幸いにして本市にあっては、マスコミで報道されているような事例は今のところ発生していないようですが、ますます高齢化が進展する中で、けが、急病、孤独死など、さまざまな危険が想定されます。転ばぬ先のつえ、事前の策が安心社会を生み出します。現在、既に高齢者等の安否確認について、それぞれにご協力をいただいている業界もあり、感謝に耐えないところであります。さらに島根県の取り組みのように町内会や民生委員はもちろん、新聞配達、牛乳配達、スーパー、商店などの物販の配達、電気、水道のメーター検針など、高齢者の生活にかかわる機関や人たちのネットワークによる見守り隊を構築し、安心深川の一層の進展を図ってはどうかと考えます。取り組みについての見解を伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 高齢者の所在確認と見守り隊についての2点目と3点目についてお答えをいたします。

初めに、2点目の75歳以上の所在確認の実施についてであります。100歳以下の方でも所在不明という新聞報道等がなされ、社会問題化していることから、本市においても75歳以上の方の所在確認について、市長の指示を受けまして、庁内の関係課で今後の対応を協議しているところであります。本市では、75歳以上の方は8月1日現在で4,161人の方がおられますが、この方の所在確認の方法については、現在、関係課と協議中ではありますが、地域の高齢者の実態を把握しておられます。民生委員のご協力を初め医療保険や介護保険サービスの利用の確認による対象者の絞り込みを行うなど、今後より具体的な確認方法を他市と情報交換もしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の高齢者見守り隊のネットワーク構築についてであります。まず本市の高齢者福祉事業において、とりわけ高齢者の方の見守りなどを目的とした取り組みでは、ひとり暮らし老人等安否確認サービス事業において、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者のうち、近隣に身寄りのない方で



安否確認サービスを希望される方に登録をいただき、市職員が直接週2回の電話確認と週1回の訪問確認を行っているところであります。また、このほかに高齢者宅への緊急通報システム設置や、在宅老人等給食サービスなどの事業を行うとともに、現在策定中であります、高齢者や障がい者の方を対象に、災害時における避難の緊急対応の取り組みとして、災害時要援護者避難支援プランを全市的に整備する中で、本市における高齢者の見守り体制を逐次図っているところであります。さらに、平成19年度から市内新聞販売店の自主的なご協力を得て、安否確認を希望される高齢者宅の新聞配達時に新聞がたまって不在の様子が見られた場合には、市に通報をいただくことになっておりまして、これまで市に通報されたことはございませんが、このような民間での取り組みに対し、深く感謝しているところであります。そこで、議員からご提言のありました、高齢者の生活に直接かかわる人たちのネットワークによる見守り隊の構築については、本市において、今後さらに高齢化が進展する中で、重要なご指摘でもありますので、研究してまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 75歳以上の方の安否確認等、市長初め、お取り組みに感謝をいたします。

同時に1点お聞かせいただきたいのですが、ひとり暮らし老人等の安否確認サービス事業、これは登録制ということのようでございます。それから、新聞配達時の安否確認は希望者という表現になってございましたが、念のためにこの人数がどの程度いらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質問にお答えをいたします。

現在、ひとり暮らし老人等安否確認サービスの登録人員でございますけれども、5人の方が登録をされております。また、市内新聞販売店の見守り配達につきましても、4人の方が登録されているとのことでございます。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 数が少ないのは逆に言えば幸いということなのでしょうか。

次に、通告4、公会計について伺います。公会計

改革は、財政健全化法と車の両輪であると私は認識しておりまして、従来の大福帳的財務会計から、企業会計に近い形で、貸借対照表などの財務書類を整備し、適格な財務状況の把握により、効率的な行財政の運営を目指す画期的な手段と認識いたしております。以下3点について伺います。

1点目は、公会計制度に対する基本姿勢についてであります。平成18年8月の地方行革新指針において、3年後の21年9月末に20年度の決算を対象とする財務書類の作成、公表、また本市のように人口が3万人未満の市あるいは町村については23年9月末に作成が求められていることは、これまでの議会論議の中でもたびたび取り上げられております。全国的な財務書類の作成、公表状況については、国が作成状況を公表しており、ことしの公表資料によれば、20年度決算においては、都道府県42団体、これは全体の89.4%、指定都市17団体、全体の94.4%、市町村1,102団体、全体の63.6%が作成済みとなっております。昨年よりも200団体増加であり、着手済みの団体を含めると全体で1,640団体となりまして、91.4%の団体が財務書類の作成に向けた準備を進めているようであります。公会計の改革による財務書類の整備は、自治体の財務状況に関し、資産や負債、損益や費用、そしてキャッシュフローなどが明らかになり、財務の健全性を判断する基礎資料となるばかりでなく、適切な債権債務の管理を行う上においても有効な手段とされておりまして、本市の対応について何点が伺います。まず、公会計の整備に関する基本的な考え方について伺います。

2点目は、会計方式の選択とその理由と根拠及び導入目標年度についてであります。公会計の改革に当たり、国は財務書類の作成モデルを公表しており、それぞれの団体は独自に作成する場合を除き、財務省の改定モデル、または基準モデル、あるいは少し古くなっておりますが、総務省モデルの三つのモデルの中から選択するケースが多いと思います。それぞれのモデルには特色があるものと思いますが、本市が作成しようとする財務書類は、どのモデルに即して作成しようとしているのか、その特徴と選択した理由、そして現段階における進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

3点目は、市有財産、固定資産です。市有財産の算定作業の進捗状況及び問題点について伺います。公会計の整備はその資産管理適正化の効果が見込ま

れる、つまり土地などで今後行政が使用する予定のない資産を正確に把握して、それを売却処分し、収入を得ることですけれども、その前提となるのは市がいかなる資産を保有しているかをきちんと把握することです。したがって、財務書類の作成に当たっては、この市有財産の把握と的確な評価算定が重要と考えられます。現在、進められている資産の把握に向けた作業の状況、そしてどの程度進みつつあるのか、またこの作業の過程でどのような課題があるのかについて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 公会計について3点の質問をいただきましたが、一括してお答えをさせていただきます。

公会計の整備の目的でございますが、自治体の資産を把握し、債権、債務の状況を明らかにすることを通じて、財務状況について、市民の皆さんと共通認識を持つことを可能にしようとするものでございまして、そのための財務書類の作成については、市民の皆さんが容易に理解可能となるようなものであることが必要であると認識しているところでございます。貸借対照表は、本市の資産、負債の状況を示し、行政コスト計算書は、経常的な行政サービスのコストや収入を明らかにし、資金収支計算書は、事業等の支出をどのような財源で賄っているのか。さらに、純資産変動計算書は、当該年度における資産の増減をそれぞれ示すものでありまして、今後の行財政運営の参考となることから、これら書類の作成に向けて取り組んでいく考えでございまして、

次に、財務書類の作成に当たって、議員ご指摘のように幾つかの作成モデルがございまして、その選択は自治体自身に任されているということでございます。主なモデルには、基準モデルと総務省改定モデルがありまして、指定市を除く市町村で、作成済み、または作成中の市町村1,575団体のうち80%が総務省改定モデルによるものでありまして、基準モデルは7%ほどということでございます。両モデルの主な相違点でございますが、固定資産の範囲、資産台帳の整備が大きな相違点でございまして、総務省改定モデルが固定資産の把握を当初は普通建設事業費の範囲に限っているに対し、基準モデルはすべての固定資産を網羅するものであります。総務省改定モデルは、自治体の資産の把握として、資産を普

通建設事業に限ることから、実際の自治体の資産を反映しているとは言えないという面もございまして、財務書類の作成については簡便な方法となっているということでございます。本市としましては、当初、総務省改定モデルによる財務書類を作成する予定でしたが、検討の過程で電子自治体を自治体主導で推進するために設立されております、株式会社HARPが平成21年度のふるさと雇用再生特別対策事業によりまして、公会計システムを開発することになり、本市がその協力自治体として実証実験に参加することで、費用が少なく、また基準モデルによる作成が可能となることとございまして、有効なものかと判断し、現在、23年9月を目指して基準モデルによる財務書類の作成に取り組んでいるという状況でございます。質問にもありましたように、基準モデルによる財務書類の作成において、業務量が大きいのは資産評価でございまして、すべての資産の洗い出しとその公正価値評価を実施し、開始貸借対照表に反映する必要があるということでございまして、昨年度から関係する所管の協力を得るために、庁内にワーキンググループを設置して体制を整えて取り組んでいるところでございます。進捗状況については若干おくれぎみという状況でございまして、年度内には平成21年度決算を対象とする財務書類の作成を試行的に目指してまいりたいと考えております。

また、資産の把握についてですが、対象となるのは土地が9,000件以上ということで、そのほか立木、建物、道路、橋梁、公園などの工作物、件数は少ないのですが、美術品や機械器具、用益物権や有価証券、さらにソフトウェアなど多岐にわたるところでございまして、この中で、やはり土地、建物を中心にありますが、資産評価には取得原価ではなくて、再調達価格を基本とするという公正価値評価による計上を求められておりますので、数多い土地、建物を評価していく作業が大きな問題点と言えますが、課題と言えるものと考えております。前段申し上げましたように、庁内で連携を深めておりますので、こういった取り組みの中で、積極的に取り組む考えでございまして、

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 基準モデルを選択できる状況にあるというのは本当に将来的に幸いなことだと思います。頑張ってください、お願いします。

続いて、通告の5番目、市立病院の経営について伺います。

市立病院の経営状況は、第2次医療圏として救急医療を担当する北空知の中核病院として重要な役割を担っていることから関心が高く、市民はその推移を見守っております。平成21年度の決算状況については、北海道新聞や北空知新聞の報道、あるいは本議会においても、深川市立病院経営健全化計画の実施状況報告及び深川市病院事業会計決算書等によって示され、審議されますが、22年度に入ってから状況については公表されておられませんので、市民周知の観点から何点が伺います。

第1点は、市立病院経営健全化計画との対比において、平成22年4月から7月までの4カ月間における経営状況についてであります。入院、外来別の患者数の比較、収支の比較など、重要な項目について伺うものであります。

2点目は、整形外科を初め固定医が不足する診療科に対する出張医等の支援状況及び固定医確保に関する活動状況についてであります。内科1人、整形外科3人、脳外科1人、計5人の固定医が健全化計画より不足しているという状況にあります。これら診療科については、出張医等でカバーしていると聞きます。派遣をいただいている大学、医育大、人数がどのようになっているか伺います。また、不足している医師確保に向けて、どのような対応をしているか。活動状況とその見通しについて伺います。

3点目は、救急医療における深川医師会の協力、支援体制についてであります。本年10月1日から深川医師会が日曜、休日について当番制で市立病院における救急医療体制に参加、協力をしてくださる旨、協議が整ったと聞きます。市立病院勤務医の処遇改善に多大な貢献となり、医師定着の大きな要素になることが期待でき、協力くださる医師会及び医師各位に、衷心より感謝とお礼を申し上げます。つきましては、この救急医療体制について、診療体制、協力医師の身分等、運営の概要について伺っておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 私からは、市立病院の経営についての質問の1点目と2点目について答弁を申し上げます。

初めに、1点目の市立病院経営健全化との対比に

おいて、平成22年4月から7月までの4カ月間における経営状況についてであります。患者数は、入院が1日平均186.7人で、健全化計画の188人に対し、1.3人の減に。また、外来は1日平均590.9人で、計画の620人に対し、29.1人の減となっております。その要因としましては、4月から整形外科の固定医が不在となったことによる影響は少なくありませんが、入院患者数では外科、泌尿器科、精神外科などの入院患者数が確保されたことによって、その影響はかなりカバーされているものと考えております。一方、外来患者数では、整形外科のほか内科においても、医師の減少に伴い、曜日によっては午後を休診としたことなどが主な要因となっているものと分析をいたしております。次に、収支の状況であります。資本的収支は健全化計画から大きく変動する要素がありませんので、収益的収支についてお答えをさせていただきます。4月から7月までの病院事業収益は、約14億5,900万円で、今年度の計画値43億4,400万円に対し、進捗率は33.6%となっております。このうち医業収益は約11億4,100万円で、計画値36億4,200万円に対し、進捗率は31.3%となっております。一方、病院事業費用は約11億5,700万円で、今年度の計画値49億8,400万円に対し、進捗率は23.2%となっております。このうち医業費用は約11億2,300万円で、計画値46億6,800万円に対し、進捗率は24.1%となっております。また、差し引き収支では、収益が費用を約3億200万円上回る状況となっております。このうち約3億円は一時借入金利息の負担軽減を図るため、一般会計から繰出金の計画的繰り出しを受けたものであります。なお、医業収益につきましては、7対1入院基本料の取得開始時期のおくれにより、約2,800万円の影響が見込まれるなど、計画の進捗におくれが生じておりますが、施設基準に基づき8月1日から7対1看護体制に入り、9月1日から算定を開始したところであります。引き続き施設基準の維持に努力が必要と思われませんが、現状においては施設基準をクリアしていけるものと考えておりますので、今後これらおくれの挽回に最大限努めてまいります。

次に、2点目の整形外科を初め固定医が不足する診療科に対する出張医等での支援状況及び固定医確保に関する活動状況についてであります。現在、市立病院に派遣いただいている出張医師は、週に延べ人数で20人強、常勤換算いたしますと、4.3人とな

っています。その内訳としましては、旭川医大の各医局から整形外科の診療に週3日、4人の医師の派遣のほか、内科、小児科、耳鼻咽喉科、脳神経外科の診療や当直の支援に、また北大の医局から産婦人科の当直等の支援に、さらに札幌医大の医局から眼科の検査や手術、麻酔科の臨時手術の応援などのため、派遣いただいているところであります。また、これら各大学の医局とは別に、健診センターの毎日の診察や週1日の内科の診察について、個別に出張をお願いしているところでもございます。次に、医師確保に向けた活動状況とその見通しについてであります。医師確保は市立病院の最重要課題でありますことから、本年4月より事務部に医師確保担当主幹を兼任配置し、理事者を初め院長などと医師確保に対する取り組み方策を取りまとめ、情報の収集や具体的な活動に取り組んでいるところでございます。その内容としましては、院内外の関係者に対する情報提供の呼びかけを行い、院内医師とのつながりや当院のOB医師、さらには市内外の関係者から良好で責任ある情報をいただいているところであります。また、札幌にあります地域医療振興財団や東京にあります全国自治体病院協議会の求人求職センターを訪問し、情報の提供を行い、求人求職センターでは市立病院の医師向け募集案内を北海道募集欄のトップに掲載をしていただくとともに、紹介機関との関係を構築させていただいているところでもございます。さらに、北海道が東京事務所に医師派遣窓口として、専任職員1人を配置しておりますことから、あわせて情報の提供を依頼しているところであります。今後ともこれら関係機関への定期的な訪問により、情報提供をお願いしていきたいと考えておりますし、既に個別に寄せられました情報に基づき紹介いただきました医師や関係者との面談も行っているところでございます。また、医師確保のための広報活動としましては、より効果的な求人情報誌の活用を図るとともに、当院や関係機関のホームページの内容について、医師が知りたい情報がよりわかりやすいものになるよう変更したところでもございます。次に、道内3医育大学医局への医師の派遣要請としましては、例年、大学の医局が人事のまとめに入ります年明け1月ころから訪問を実施しておりますが、本年はよりきめ細かく、より濃密に行うこととしており、既に院長を初めとして、北大、旭川医大の各医局に数回お邪魔をし、今後の医師派

遣などについて要請しているところであります。このように医師の派遣につきましては、まだまだ道内3医育大学の医局と密接な関係にありますことから、今まで培ってきた各医局との良好な関係を阻害し、大学全体の医師派遣に影響を及ぼすことのないよう、慎重に対応しながらも本年からは内科医師を中心に道外の大学にも医師派遣の可能性を求めていくこととし、その具体化に向け取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、全国的には東京都に、全道的には札幌市にと医師が偏重する形となっており、特に年度途中で常勤医師を確保することの難しさもありますことから、当面、出張医の増員などの配慮をいただきながら、今後ともこれらの活動が成果としてつながるよう、最大限努めてまいります。

○議長（北本清美君） 通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私から3点目の救急医療における深川医師会の協力支援体制についてお答えします。

本市の初期救急医療体制は、深川医師会のご協力をいただき、内科系と外科系の日曜当番医制や夜間深夜救急医療事業により、救急患者を受け入れているところであります。また、深川市立病院では、他の医療機関と同様、日曜当番医を担当するとともに、救急告示病院として指定されておりますことから、24時間、365日にわたり救急患者を受け入れております。これらの取り組みによって、深川市を含む北空知圏の初期、2次救急医療体制が構築されているところであります。救急医療体制の中核を担っております市立病院において、近年における医師の研修制度や医師の異動、退職などにより、常勤医師数が減少していることに加え、軽度の患者が休日や夜間に外来を受診する、いわゆるコンビ二受診への対応などにより、救急医療を担当されず医師の負担が増大している現況にあります。このような状況を踏まえ、深川医師会と市立病院や市で協議を重ねました結果、市立病院での救急患者受け入れの負担が集中しないよう、深川医師会のご協力によりまして、本年10月からの新たな救急医療体制として、従前より実施している日曜当番医制のほか、国民の祝日についても救急患者の受け入れを当番医制で実施し、休日等における診療サービスの拡充を図っていただけることとなりました。さらに、当番日に深川医師会加盟の医師の協力により、市立病院へ出向いて診

療いただけることによりまして、救急医療を担当する市立病院の医師の負担軽減が図られることとなりました。このような取り組みをいただきました、深川医師会のご協力に対しまして、深く感謝を申し上げます。次に、市立病院での診療体制ですが、深川医師会からの医師の協力をいただく日は、医師会から割り振られた当番日としており、当番日に協力いただける医師数は1人で、診療時間は午前8時半から午後5時までとし、市立病院の救急外来診察室で初期診療を行っていただくこととしております。協力いただける医師の身分等については、市立病院の非常勤医師として取り扱い、救急診療中の医療事故等については市立病院が加入する全国自治体病院協議会病院賠償責任保険を適用するとともに公務災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により対応することとしたところであります。次に、運営の方法としましては、協力医師以外の職員体制は市立病院の職員で対応することとし、また診療報酬請求事務料金の精算、医療事故等の対応は市立病院が行い、さらに診療報酬については市立病院の収入となるものであります。今後においても、本市を含め北空知圏域の救急医療体制が確保されますよう、引き続き深川医師会や関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） ただいまの3点目の部分の山田議員からの質問に対する通部長の答弁の中で、内容については非常にすばらしい内容だと認識しておりますが、昨日、初日に補正予算の提案、病院の関係については条例改正の提案もあるということで、関連する内容について委員会審議はまだ来週の予定でございます。そういった中で、この今の質問というのは非常に委員会審議に影響を与えるものではないかと思っておりますので、その点について精査願いたいと思っております。

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

ただいま通市民福祉部長から先ほどの答弁を補足したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 貴重な時間を要しましたことに深くおわびを申し上げながら、補足答弁をさせていただきます。

先ほど答弁いたしました内容につきましては、昨日の第3回定例会初日において、救急医療体制にかかわって、深川市職員給与条例の一部を改正する条例が委員会に付託され、さらに一般会計補正予算の審議が議事延期となっておりますことを踏まえましての答弁でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 最後に、国保会計について伺います。

国民皆保険の重要な一翼を担う国民健康保険制度は、自営業者を初め多くの国民の命をつなぐとりであります。その観点で2点お聞きします。

1点は、本市において一昨年、昨年と連続して本市としては大型の倒産、撤退を初め、残念ながらその他何軒かの倒産廃業もあり、経済環境も雇用環境も厳しい状況下にありますが、中でも非自発的の失業者は、再就職ができても所得は減少しますし、特に未就職者はなおさら大変な思いをしているところであると、これが実態と聞きます。このような状況を踏まえ、国は非自発的の失業による国民健康保険税の軽減措置に取り組み、本市においても条例化されました。この軽減措置は、前年の給与所得の30%を保険税算定上の所得とみなして課税するものであります。本市における適用世帯数及び減免した税額、それから保険基盤安定制度による公費負担などの状況、保険税収入に対する影響について伺います。

2点目は、新政権は後期高齢者医療制度を廃止して国保との一体化を図り、あわせて都道府県を保険者とする制度改革を平成25年度から施行しようとしております。都道府県を保険者とする改革は、かねてからの主張でありますので大歓迎であります。一体化が保険税を負担する世帯にどのような影響が予想されるか伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 国保会計について

の1点目、非自発的失業者の国保税軽減についてお答えをいたします。

非自発的失業による国民健康保険税の軽減につきましては、本年度の地方税制改正に盛り込まれ、平成22年4月1日に地方税法の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、深川市税条例においてもこの軽減を図るため、本年5月の第2回市議会臨時会に条例改正を提案し、議決いただいたところであります。この軽減措置は解雇や倒産、雇い止めなどによる非自発的失業者が何ら準備もなく突然職を失い、収入が途絶えてしまうという特殊事情に配慮して創設されたもので、在職中の保険料と同程度の負担で国民健康保険に加入できるようにするための措置であります。国民健康保険税は、通常、前年の所得等を勘案して算定されますが、この対象者の場合、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定するものです。この制度での軽減適用世帯数は8月末現在で30世帯でございますが、軽減適用前賦課額566万7,000円が、軽減後では208万4,000円となり、358万3,000円の軽減となっております。減収分の補てんについてでございますが、保険基盤安定制度によって公費負担されるほか、さらに不足する分については、国の特別調整交付金で補てんされるものでございます。

○議長（北本清美君） 通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 私から2点目の後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度について、その進捗状況と制度改正による国保会計の影響についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度については、昨年の11月、厚生労働省内に設置されました高齢者医療制度改革会議において審議されてきましたが、このたび同改革会議は厚生労働省の中間取りまとめ案を大筋で了承いたしました。この案によりますと、制度の基本的枠組みとして、加入する制度を年齢で区分することなく何歳になっても、サラリーマンである高齢者の方やその被扶養者は被用者保険に、これ以外の高齢者は地域の国保に加入することになり、現役世代と同じ保険制度に加入するものとしております。また、国保の運営のあり方として、少なくとも75歳以上の高齢者医療の財政運営については、都道府県単位で行う方針を固めております。国保制度は、発足当初とは被保険者の加入状況が異なり、低所得者や高齢者の加入率が年々高

くなっているという構造的問題を抱えておりますことから、この案の中で、全年齢を通して市町村国保を都道府県単位化とする方向性を打ち出しましたが、その移行手順については、平成25年度以降のある時期までと期限を定めて、全国一律に都道府県単位化とすべきという意見と合意された都道府県から順次、都道府県化すべきという意見が併記され、具体的な運営の仕組み等は引き続き検討するとしております。ただ、この中で、全国知事会が全年齢で国保運営を都道府県化することに反対の表明をしていることから、反対意見があることを付記した上で、改革会議の意見の大勢として了承したものとなっております。これが中間取りまとめ案の主な点であります。今後、本年12月末までに最終の取りまとめを行い、成案が得られれば、来年の通常国会に法案を提出し、平成25年4月からのスタートを目指す予定となっております。次に、制度改正が行われた場合、市国保会計に与える影響についてであります。前段で答弁申し上げたとおり、高齢者の国保の財政運営について、65歳以上とする意見もあり、個々の高齢者保険料に与える影響や個々の保険者に与える財政的影響について、詳細に検討していくとしております。したがって、現時点ではお答えできる内容のものがございませんが、国保会計の健全化を推進する上で、非常に重要な点と受けとめており、今後も引き続き高齢者医療制度改革会議の推移に注視していく考えであります。

○議長（北本清美君） 以上で山田議員の一般質問を終わります。

次に、北名議員。

〔北名議員、質問席へ〕

○16番（北名照美君） 戦後65年がたちました。戦争を直接体験した人は、80歳を過ぎております。8月のテレビや新聞などでは、多くの戦争体験記や戦争を題材とした報道やドラマがあり、戦争を忘れてはならない過去の出来事をしっかり踏まえて、これから生きていく必要があるということを訴えていたと思いますし、私もそう感じました。こうした内容の最後に、必ず戦争は絶対だめだということが言われております。世界ではいまだに他国の軍隊が入ってきて、非戦闘員、女性や子供、お年寄りを殺すという出来事が起きております。イラク、アフガニスタン、そしてパレスチナで起きております。テロを戦争でなくすことはできないということも、この間

のいろいろな事態が示していると思います。平和外交に徹して、戦争のない地球をつくるということが今、人類に課せられている課題だということを強く思っております。そのことを最初に申し上げて、質問に入っていきます。

まず最初に、中小零細業者及び小売店の振興対策についてであります。

まず1点目は、行政の備品購入等について、地元業者最優先ということを行っているわけですが、そのことがどのように貫かれているか、実態なども示していただきたいと思っております。

それから2点目は、市職員の地元小売店、あるいは地元業者利用の状況はどうなっているか、これも何度か言ってきましたけれども、実態を示していただければと思います。

3点目は、ボーナス時期の前に、公務員の職場を中心としてといいますか、学校だとか道庁の出先だとか、そういうところを市の幹部、商工会議所、市商連の幹部の皆さんと一緒に回って、ぜひ地元での買い物をという提起はやられているわけですが、その効果と実績はどのようになっているかお尋ねします。

4点目は、私が言うのは初めてなのですが、市職員のボーナスの一部を地元業者、あるいは小売店を利用する商品券にすることができないかどうか。いろいろくぐらなければいけないハードルはあると思うのですが、商店の様子を見ていると、そういう対応が今、強く必要だと感じております。その点について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 質問の1点目と4点目についてお答えを申し上げます。

初めに、1点目の行政の備品購入等は、地元業者最優先がどのように貫かれているかについてお答えをいたします。本市では、年度末に企画総務部長名で各課長あてに通知をしています随意契約にかかわる事務処理についての中で、地場産業育成の見地から地元購入を原則としている旨、通知をしております。見積書の徴取を必要としない少額の消耗品や備品購入などにつきましては、特にこのような通知は出しておりませんが、さきに申し上げました通知の趣旨に基づき、地元業者を優先的に利用しているも

のと考えております。昨年度の一般会計の消耗品や備品購入、また小額の修繕などについて調査したところ、消耗品について、支出件数4,705件中584件が市外業者への支出であり、市内業者の利用割合は87.6%でありました。その中にはリーフレットやパンフレット、法令等の追録、参考図書などの購入で、直接市外の発行業者などから購入しているものや、市内業者が取り扱っていないものなどが474件含まれておりますので、この474件を除く件数で見たとした場合の市内業者の利用率は97.4%となっているところでございます。備品購入につきましては、支出件数で203件中200件が市内業者からの購入で、率にいたしますと98.5%。修繕については、10万円未満のものがほとんどであるため、10万円未満で申し上げますと、支出件数1,027件中946件が市内業者に発注し、率は92.1%となっております。このような実態にありますが、市内で調達可能なものにつきましては、より一層の市内業者優先の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の市職員のボーナスの一部を地元業者、小売店の商品券にしてはとのご提言でございます。初めに、他市の状況等を調査いたしましたので、代表的な事例を申し上げさせていただきたいと思っております。群馬県桐生市の例でございますが、平成14年当時、地元商工会議所が呼びかけ人となりまして、地域の商業振興に資するため、会議所、会員事業所などに従業員等のボーナスの一部を地元商品券で現物支給することを提起したということから、その話が市役所のほうにも伝わりまして、桐生市ではその趣旨にかんがみまして対応したと伺っております。その具体的な対応といたしましては、あくまでも商品券購入の協力ということで、個別には特別職については5万円、課長職は3万円、一般職は1万円などと、そういった目安を設けまして、希望者を募ったということでございます。なお、この取り扱いにつきましては、期間限定を基本としていたということであり、現在は実施していないということでございます。そこで、本市の対応ということですが、桐生市の事例にもありますように、協力的あるいは奨励的立場からの対応が現実的ではないかと考えておりますので、関係団体の意向を伺う中で、どのような形がいいのか研究するというか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 私から2点目、3点目についてお答えをいたします。

初めに、市職員の地元小売店、業者利用の状況につきまして、市職員に限っての状況、実態は把握しておりませんが、市内に居住する職員が大半でありますことから、近くて利用しやすい、買い物しやすいというような点を考慮しますと、地元での利用は多くあるものと認識しております。そこで、地元での利用状況であります、商工会議所が商店街の現状把握とコンセンサス形成を目的に行った平成20年2月の深川市中心市街地活性化事業報告でのアンケート結果によりますと、全般的に申し上げまして、食料品、日用雑貨品、実用医療品、医薬化粧品、書籍、文具等では地元での買い物が多く、家電製品、家具、高級衣料品、靴、かばん等では、旭川など市外で購入されることが多いという調査結果となっておりますことから、市職員につきましても同様の傾向にあるものと判断しております。

次に、職場訪問についてであります、これまで市といたしましても、6月15日に「チョットマッテ！！そのお買い物は深川で」のキャッチフレーズで商工会議所、商店街振興組合連合会と連携して職場訪問をしておりますし、昨年年末には、土曜市でのキャンペーンを行い、チラシやティッシュを配布して、地元での買い物をお願いする啓発事業を行ってきており、その実績、効果につきましては、数字として把握はしてはおりませんが、訪問時の感触や小売店のお話を伺う限りでは、一定の効果があるものと考えております。今後におきましても、人口減や少子高齢化による購買人口の減少に加え、長引く景気低迷による購買意欲の低下などで、厳しい地元商店、地元業者の現状をさまざまな機会をとらえましてお伝えし、地元でのお買い物について理解を得るとともに、市広報紙や庁内メールの活用、職場訪問などについても継続して取り組み、商工会議所や商店街振興組合連合会が行うポイントカード事業、連合売り出しなどの各種振興事業や花いっぱい祭りを初めとするイベントによる集客など、実効あるものとなるよう、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 前向きな感じがしますけれども、まず市職員、それからボーナス支給の前に回ることについての効果は、私はあると思うのですけ

れども、やはり今のまちの商店の人たちの置かれている状況が余りにも深刻だと。景気の低迷といえますか、そういう状況がもう延々と続いている。そして、そうした中で一つ、二つという形で店を閉じていく。あるいは、店を閉じない人たちも非常に苦しい状況の中でやっているということをお考えいただくか、それは共通の認識だと思うのですけれども、ぜひ力を入れてやってほしいと思います。効果のほどは把握していないけれども、恐らく効果は上がっているだろうという言い方もいいけれども、やっぱり効果が上がっていると胸を張って言えるぐらいの状況をつくり出してほしいと、それもやいのやいのと言えないような状況はあるけれども、しかし工夫や知恵をもっと生かしてほしいと私は思いますので、その点をもう一回答えてほしい。

それから、ボーナスを商品券でという関係でもう一つ聞きますけれども、前例を出してお話をいただきました。こういうことをできれば、商店の皆さんや業者の人たちにはどれほど勇気づけになるかわからないと私は思うのです。実際の効果もあるし、最後に研究すると言って、検討という言葉もつけ加えていたけれども、もう少しその辺、難しいことは言わないけれども、いい提案だと、前向きに検討すると、そういう答えが欲しいのです。いかがですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ただいまの1点目の再質問にお答え申し上げます。

お買い物のキャンペーンのことについてでありますけれども、地元商店での買い物を促進して、まちににぎわい、活力を取り戻すためには、地元の消費というのが必要なことと考えております。確かに今行っている啓発運動についてはすぐに効果があらわれづらいというような面もございますけれども、時間をかけて少しずつでも市民の方に今の商店の状況を認識していただいて、効果があらわれていくようにしてまいりたいと考えております。地元キャンペーンについては、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市職員のボーナスに対する商品券ということで再質問いただきましたが、個店のおかれている状況は、厳しいものがあるということは私どもも十分に認識をいたしております。



す。そういった意味で、先ほども答弁の中で申し上げましたが、こういった場合については、奨励的といえますか、それぞれの関係する団体の対応に呼応して、おくれることなく対応するということが非常に重要なことだと思っております。そういった意味では、その関係団体の意向を伺うというところから始めるのが望ましいものだと考えますので、そのところを十分に対応して、その上でどのようなことが適当なのか考えていくという対応に努めてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 私も長く議員をやってきたけれども、いまだにあなた方の答えがわからない。やるような感じはするけれども、どうなのかと思うし、やらないような感じもしないから、再質問の答弁ですので、最初の答弁よりも前進しているものと押さえて、これは実践でこれから出てくることですので、次の点に移ります。

2番目は、公営住宅に関してであります。ここで2点聞きます。

1点は、建設及び修繕に当たって、欠陥が出た場合にどういうことになるのか、事例で二つ言いたいと思っています。一つは、緑町に4階建ての公営住宅が3棟あるわけですが、この工事が去年の年末、雪も降り、年の瀬も迫っているところに、外に全部囲いをして、外壁だとか屋根の改修工事をしました。終わったと思っていたら、ことしまた同じようなことをしている。手直しなのだという話が伝わってきました。この辺の経緯について一つお話をいただきたい。もう一点は、西町で今、公営住宅が新しく建てかえになって、ことしもやっています。これもおとし、建てた新しいところ、一番最初に建てたところの棟の裏に小さな花壇があるわけですが、そこが水はけが悪いということで、少し掘ってみたら、コンクリート盤が出てきたということで、どうしてこういうことになるのかということなのです。私は盤が出てきたときには、役所の人もすぐに見に行ってくれて、当事者が言うにはこのぐらいだろうと、役所はそんな大げさに言っているけれども、きっとこのぐらいだろうということをやっていたのですが、おとし掘り起こしてみても、びっくりしたのです。役所の方が行って、このぐらいだった。こういうのが埋まっていた。取り除いたわけですが、そのことはどうしてなのかということを知りたいのと、

ほかのところではそういうことはないのかどうか。そういう事例がこの数年間ないのか。この場合についても、建てたばかりですから、どこに原因があって、どういう責任があるのか、この点をお尋ねしたいというのが1点です。

2点目は、ここには入居者間のトラブルについてと書いてあるのですが、具体的に話したいと思うのですが、公営住宅の駐車場の除雪をめぐってなのです。駐車場があって、冬場はそこを除雪することなのなのですが、結構今の公営住宅は、団地によるのでしょうか、車を持っていない人がたくさんいる団地も少なからずあるわけですが、車が10台置けるスペースがあっても、2台ぐらいしかないとか、いろいろあるのです。ところが、団地によっては車を持っていない人は除雪代を出さないでいいと。ところが、ある団地は車を持っていない人も同じく除雪代を出してくださいと。自治会任せというようではありますけれども、いろいろな意見が出ているのは当然だと思います。私も同時に二つの別の団地の方から同じ意味のことを言われました。これは雪の問題ですから、そして除雪の問題ですから、市役所は住民に任せているということを行っている場合ではないと思うのです。険悪になって何か出来事が起こるかもしれないと思う。ですから、市役所としてどう対応していくのか。今後ともそういうことが起きるわけですし、もしかしたら団地によっては、車を持っている人が非常に少ない団地が生まれくると思うのです。団地の中には、ひとり暮らしの方、年配の方もいる。その辺がどうなっているか。私も役所には何回か言ったことがあるのですが、どうも役所の対応がはっきりしない。私はマニュアルというものもつくっていかねばいけないと思いますし、できれば全道の雪が降る地域の市営住宅は、今言った駐車場の除雪はどうなっているのか、それから道直営で管理している道営住宅はどうなっているのか。その辺のこともあわせて聞かせていただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 公営住宅の維持管理について、質問いただきましたのでお答え申し上げます。

まず、1点目の公営住宅の建設及び修繕に当たった欠陥についての対応と責任についてお答えいた

します。

初めに、市営住宅緑町西団地3棟の屋根、外壁改修工事についてであります。この工事は昨年9月4日から12月8日までの工期で市内業者に発注し、工事を行ったものであります。今回問題となりましたのは、屋根のカラー鋼材の材質でありまして、工事施行後、材料メーカーから請負業者に連絡が入ったもので、板金をメッキする機械の不具合により、既定のメッキ付着量が平均10%程度不足していたことが判明し、その対応を検討していたところであります。その後、本年6月2日に正式に材料メーカーの全額保証で、業者が責任を持って吹きかえ工事を実施することの申し出があり、市といたしましては、材質の耐久性に問題がありますことから、請負契約約款に基づき瑕疵補修請求を行い、関係する市営住宅の入居者にお知らせし、あわせて説明会も開催した後、瑕疵工事をことしの9月末までに完成させる予定で取り進めているところであります。次に、市営住宅西町団地の花壇についてお答えいたします。この花壇は、もとの現況地盤に30センチメートルほどの庭土を盛ったものであります。その現況地盤の中からコンクリートの固まりが出てきたものであります。今回は、花壇を使用している入居者が大変熱心に花壇の手入れをされ、水はけをよくするために暗渠をほどこす際に、この発見となったものであります。コンクリートの固まりについては、新築施工業者の協力を得て、既に撤去をしたところでありますが、この敷地は以前も公営住宅の敷地でありまして、埋設の深さ及び埋まっていた状況などから、昭和50年代に公営住宅を建設した際の残材であろうと判断しているところでございます。また、ほかの住宅の住戸の花壇の状況につきましては、確認できる範囲ではそのようなことはありませんが、今後、同様の事例があった場合は、その都度適切に対応してまいります。

次に、2点目の公営住宅入居者間のトラブルに係る市の対応についてお答えいたします。

近年、建設されている公営住宅につきましては、玄関、階段室、駐車場などの共用部分も多く、それに伴い、共用部分の清掃、建物周りの草刈り、冬季間の除排雪など、住んでいる皆さんで協力しながら団地の運営をしていかなければならないようになってきております。質問の団地の除排雪に係る件につきましては、団地の自治会の代表の方、それから除

排雪を取りまとめている方に聞き取りをし、トラブルの内容については承知しているところでありますが、いずれも除排雪に係る話し合い時において、言葉の行き違いが原因でトラブルになったものと伺っております。除排雪の方法、費用などについては、団地の自治会において皆さんの話し合いで決定し、取り組んでいることでありますので、自治会において話し合いをする中で解決していただくようお願いしたところであります。今後につきましても、生活形態の異なる世代が共同生活をしていく上でいろいろな問題が起きる可能性はあると思いますが、基本的には住んでいる皆さんで解決していくことが最善の方法であると考えておりますが、市といたしましても、できる範囲内で解決への道筋をつくっていくための協力をしていきたいと考えております。それから、マニュアルについて、現在は作成しております。それけれども、今後検討してまいりたいと考えております。それから、道営住宅の関係につきましては、北海道の場合におきましては、住民間のトラブルについては、住民同士で解決するというところで伺っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） この件はこのぐらいにとどめますけれども、駐車場の除雪の件については、ぜひ車を持っていない人が同じように料金を払うというのは私も納得できない点なので、そのことを申し添えておきたいと思っております。いずれにしても市としても、どういう形になるかわからないけれども、こういう問題で大きな住民のトラブルにならないようにお願いしたいと思います。

それで、次の質問ですが、除雪にかかわってであります。また建設行政です。といいますのは、深川は本当に除雪の路線も多いし、延長も長いわけで、業者さんが行うものとか、委託業者が行う、あるいは直営で行うものとかいろいろあるわけですが、その中で、具体的には一つは全体的に聞きたいのですが、物件に損害を与えたりした場合に補償するという、保険が恐らくあると思うのですけれども、直営はもちろん入っていると思うのですが、一応念のために聞きますけれども、あわせて委託業者さんも全部入っていると思いながら、その確認を一つしておきたいと思っております。具体的なことで言いたいと思うのですが、町内会の防犯灯がたくさんあります。ある役員の方に私は言われたのですが、除排雪というのは

ものすごい頻度、あるいは年月を経てやるわけで、そのときにわざとではないけれども、傷ついたりすると。それが大きな原因で曲がったり、腐食したりとかいろいろなことが起きる。中には暗くなったら電気がつくようなセンサーのついている街灯があって、そこに傷がついたりして水が入ると、センサー自体も壊れてしまうと。いろいろな事情、状況があると思うのですが、そういうことについて、役所として対応してほしいという意見です。現状として、どうなっているか、その辺も含めてお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 除雪業務における物件損傷の状況と対応についてお答え申し上げます。

市内の除雪作業につきましては、市が直営で行う路線と市が委託をして行う路線がありますし、またこのほかにも会社や個人の方が個別に門口や通路の除雪を業者に委託して実施している場合がございます。最初に、除雪業務における物件損傷の状況について、市が把握しているものについてお答え申し上げます。昨年度の状況で申し上げますと、市が直営で実施している路線及び委託で実施している路線、いずれにつきましても物件損傷はなかったという報告を受けております。次に、物件損傷の場合の対応についてでございますが、損傷の状況などにより若干対応も変わりますが、基本的には対物保険などの適用により、原形復旧などの措置をとることができます。ただし、この場合、損傷した原因が明らかに市の除雪によるものと判断できるものでございまして、お尋ねのように町内会で設置した防犯灯が損傷した場合は、その都度現場において市の除雪が原因かどうか確認して、その上で判断していきたいと考えております。したがって、市の直営作業及び委託作業において、物件損傷が発生した場合には、今申し上げた方法で対応させていただきますが、会社や個人の方が個別に業者に委託をして、作業しているものが原因と思われる場合には、個別に当事者間同士で解決していただくことが基本となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最後の防犯灯の関係なのですが、個人が会社に頼んでいる、それはそっち側でやるのが当たり前なのです。ただ、長い年月がか

かることなのです。傷ついたとか、腐食したとか、そこから水が入ったとか、使えなくなったとか。その辺についての対応なのです。町内会も非常に財政的には困難になってきている中で、大変な金がかかるといことで、ごく最近の事例では、それをやめて、工事したときに、これは残しますかと言われたけれども、電気はついていたのだけれども、曲がってきたし、別な支柱にくくりつけるような形にかえたというのをきってご存じだと思うのですが、そういう事例もあるのです。だんだん深川のまちが暗くなってきているということを使う人がいて、あっと思ったのです。そうやって町内会が明るくするために協力しているものですし、その辺のことをよくお話を聞いてあげたりしながら、納得のいく対応というか、その辺をお願いしたいと思うのですが、いま一度お答えいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質問にお答え申し上げます。

先ほど町内会の防犯灯について、どのような対応をとっているかでございますけれども、実際に現地に行って確認してみなければ何とも言えませんが、現地を見た上で、協議をさせていただければと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） それでは次に移ります。

住宅リフォーム制度についてですが、これは繰り返し私も言ってきたし、松沢議員も言ってきたし、田中昌幸議員も言ったという経過があります。まさに効果抜群といいますが、もう言うまでもなく結果が出ていることでありまして、喫緊と私は通告書に書いていますけれども、答弁でもできるだけ早くやりたいと、また復活したいという答弁が出ているのです。私は今回あたり出てくるかという期待をしていただけですけれども、この辺の言葉としてではなくて、どんな受けとめをしているかということをお聞きしたいと思っております。その辺について、答弁をお願いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 4点目の住宅リフォーム助成事業の復活についてお答えいたします。

これにつきましては、第2回定例会での松沢議員、

田中昌幸議員の一般質問でもお答えしておりますが、平成21年度に市の負担を伴うことなく、国の第1次補正予算の臨時交付金を活用しまして実施したものでございますが、今後は新たに国の補正予算など有利な補助制度ができた場合など、財源の確保を見きわめながら検討してまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 私は今回有利な財源ができたと思っているのですが、それについては後にします。

次に、市立病院のことにしてお尋ねをいたします。ここに書いておきましたように、市立病院を命と健康を守るとりでとして充実させるために、行政と市民が一体となって取り組んでいくことが今大事だと。そこで、先ほどの山田議員に対する答弁もありましたし、私は市立病院の皆さん、医師、医療スタッフ、事務方スタッフも含めて非常に努力していると思います。本当にお医者さんにしても、皆さんにしても、体を壊さないでやってほしいと思うぐらい私も見ているし、市民の中にはそう見ている人が少なからずいると思います。そのことは押さえるといいですか、感じながら、せっかくやっているというのはもう認めながら、一番肝心なことが欠けているのではないかと思う。それは何かというと、市民と一体となってこの病院問題を解決していくということでないかと思っているのです。

そこで、いろいろなことを言いたいけれども、割愛して質問すれば、まず1点、市民に今どんな協力をお願いしたいというか、してほしいのか、それはどういう形でメッセージとして発しているのか。

それから2点目は、これまで特別委員会に私も所属していましたが、いろいろな提案があったと思うのです。これらが歯がゆいというか、なかなかできていない。きっと病院の人たちでは手がはばけているのだろうとは思いますが、あえて提案してきたことに対しての答えが、今まで言葉面ではなくて検討する、本当にいい物は取り入れていくという答えだと私は思っていますので、幾つか列挙したいと思うのですけれども、なぜ住民説明会や懇談会ができないのか。それから、市民がどれだけのお金は別にして、募金をしたいという人たちもいる。こういうことはどう検討されているのか。それから市民に対する情報提供、それからサポートグループという言葉は私は勝手につくって見たのですが、何か

そういう組織というか、市民と病院をつなぐグループというか、組織化というか、そういうものはどうなのか。まだまだ幾つかあるのですけれども、とりあえずこのぐらいについて、どんな検討をされているのか聞きたい。

それから、医師確保についてですが、先ほどの山田議員に対する答弁も私はよく聞いていました。努力しているというのはよくわかります。努力しているけれども、困難だということもわかります。ただ、一つ私が聞きたいのは、ではいつをめどにどういう医師確保をするという目標を持っているのか。内科も大変だと聞いておりますが、整形外科医の常勤化は、今、我慢してくれというよりせざるを得ないわけけれども、何とか来年の4月までに確保しようと頑張っているけれども、やはりめどを持ってほしいと思うのです。

それと、医師確保のために奨学金制度を設けたらいいのではないかという非常にいい提案があるのです。その辺のことに、まずお聞かせ願いたい。○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 市立病院の運営につきまして、行政と市民が一体となった取り組みについてということで質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

現在、市立病院では、市民の皆さんから院内での写真、絵画、俳句、生花などの作品展示や、ボランティアグループによる受診や院内の案内などのお手伝いをいただくとともに、拓殖大学北海道短期大学による花のプランター寄贈や鉢の植えかえなど、さまざまなご支援をいただいているところであります。また、今以上に行政と市民が一体となって、市立病院を支える取り組みをしていただけることは大変ありがたいことと受けとめております。このような中にありまして、市民の皆さんにどのような協力をしてほしいのか、またそれに対するメッセージを発しているのかという質問でございましたけれども、今後とも先ほど申し上げましたような市民の皆さんの自発的な活動を継続して拡大していただくということ、それとやはり当院は病院でありますので、最大の応援、支援ということは市民の皆さんが体調を崩されたり、また健診を受けられるときなどにはぜひ市立病院をご利用いただくことだと考えております。このためには、当院としましても、医師の確保を初

め市民の皆さんにご利用していただきやすい環境づくりに努めていかなければならないものと考えているところでございます。また、これらのことの市民へのメッセージという部分につきましては、大変重要なことだと考えておりますので、院外広報誌ほほえみを町内会を通じながら住民の皆さんに回覧をさせていただくというような取り組みも現在進めているところでございます。

次に、いろいろな提言をしていただいたことの一環の取り組みについての質問でございました。今までさまざまな提言をいただいたところでありますけれども、一括的な形で答弁をさせていただきたいと思っております。市立病院の経営健全化計画におきましては、多くはその効果の開始を平成22年度、23年度としておりますことから、ここ一、二年が健全化を図っていく上での正念場であると認識をいたしております。このことから、市立病院としましては、今現在、直接的に効果額につながる経営健全化計画の取り組み項目の実施を優先に集中して取り組んでおりますことから、質問の取り組みにつきましては、具体化までに至っていないのが実態であります。現在のところ、当面、現状の中でできること、できる範囲の中での取り進めにならざるを得ないということとありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、医師確保について、いつごろをめどに、また目標を持って医師確保の取り組みをしていくのかという質問でございます。現在の取り組みにつきましては、さきの山田議員の質問に答弁申し上げましたとおりでございますけれども、やはり相手のあることとありますので、今のところ新たな常勤の確保までは至っておりませんし、期限を切った中で明確にいつまでに確保していく、また目標を持っているということをお答えすることは大変難しいものと思っております。いずれにいたしましても、これらの取り組みを継続していく中で、成果につながるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、医師確保に向けた奨学金の創設についてであります。このことにつきましては、本年4月以降、医師確保の取り組みの中で情報を収集してまいりましたが、一部附属病院を持つ大学や都道府県の医師確保対策事業の一環として制度化されているようではありますが、市町村独自で医師確保のために奨学金制度を創設している事例は、道内においては把

握できなかったところがございます。このことから、現状におきましては、市独自の医師確保に向けた奨学金制度を創設することの課題ですとか、問題点も多くあるものと思われまので、具現化にはなかなか難しいものがあると判断をしているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 奨学金の問題は、できないという答えになってしまったけれども、自治体がやっていないければ、よく調べて、できるものなら長期の展望でもって資するのは必要だと思うのです。ほかが出したら、必要だとなるというわけではないと思う。その点をもう一回答えてほしい。

それから、あえてくくって答えてもらっているのですけれども、結局、私は病院のスタッフも人数も減っているし、もうくたくたになっていると思うのです。そういう点では市職員がお金を拠出しているとか、あるいは医師会がこういう応援もするとか、いろいろなことがあるように、市長部局からもそういう特別体制を組んで検討するというか、こたえられるものはこたえるということが必要なのではないかと思うので、それはどなたが答えるかはわからないけれども答えてほしい。

それから、医師確保のことも一言言いたいけれども、これは相手もいるし、困難だし、めどとかそういうことは表舞台では言えないと思う。でも、ひそかに思っていることはあると思うので、なければまた困るし、それはしかるべき形でしかるべきときに私は聞きたいと思っていますけれども、ぜひ心の中にはしっかり目標を持って取り組んでほしい。これは答えは要らない。

それから、順番がぐちゃぐちゃになったけれども、最後にやはり一番大事なのは、住民説明会、懇談会なのです。みんなの協力、力、理解、情報公開、住民周知との関係で、ぜひやるべきです。どうしてもか不思議です。何力所でやるか、そういうことはいろいろな検討をしてからでいいから、まず意見を聞かせてほしい。そういうのをやったらいいと思うのだけれども、これは具体的に答えていただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 3点にわたり再質問をいただきましたので、答弁をさせていただ

きます。

まず初めに、奨学金の関係についてでありますけれども、北海道におきましては、平成20年度において、道内3医育大学の地域枠と連動した奨学金制度を創設して、21年度から運用を開始しているとお聞きしておりますので、これら制度の内容や実態などについて調査をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目にございました市長部局との一体的な取り組みということの部分でございますけれども、それとあわせまして住民説明会、または懇談会等の開催ということも若干関連してくると思しますので、一括して答弁をさせていただきます。経営健全化計画の中の市民による取り組みの項目といたしまして、市立病院の診療情報や経営状況、経営健全化計画の取り組み等を広く市民に周知し、一層の理解と協力をお願いすることや市立病院と市民の間の親密度を高めるためのさまざまな活動を行うボランティア組織の立ち上げにつきましては、市による取り組みの項目となっております。このことから、病院と関係部局と連携を図らなければならないものと考えておりますので、質問のありました住民との説明会、懇談会も含めまして、関係部局との連携協力体制を一層充実させながら、これらの取り組みに向けた検討も含めて今後とも努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 市長部局も大いにかかわって、この病院の問題をとらえたいのではないかということについて、川端部長が答えてくれたけれども、部長が答えるのは市長の答えだといつも言っているから、私はこれは寺下副市長あたりが答えることかと思っていたのですがいいです。ぜひ前進させていただきたいと。こういう問題は、市長、副市長もしっかりとそういう意識で取り組んでほしいと思います。

それでは次に、生活保護について、2点は生活保護のことで、3点目は障がい者福祉となりますけれども、この三つについて聞きます。

まず1点目は、日本の貧困率、生活保護の捕捉率の状況について。そして、その状況を踏まえて、生活保護という最後のとりでといえますか、セーフティネットの住民周知がどのようになっているか、まずお尋ねします。

2点目は、生活保護の通院費、いわゆる通院移送

費という表現を使うのですけれども、これがどうなっているか。いわゆる深川市外に通っている人たちが何人いて、何人が通院費用を支給されているか、その点を聞かせていただきたいと思います。

それから、3点目の障がい者福祉について非課税線引きを検討することが必要ではないかという点についてであります。この件については、障がい者福祉には市の独自施策が幾つかありますが、それらについて、以前は障がい者であれば該当になっていたものが、この二、三年前だと思のですが、線引きがされて、非課税世帯に該当するという形に変わったわけです。特に、人工透析の通院などにかかる、ハイヤー助成などがそうなのですが、これによってどれだけのお金が、あるいは人数が変わったのかと。私はやはり障がい者福祉は、そのような線引きはすべきではない部分ではないかと。あえて線引きするとしたら、オール・オア・ナッシングではなくて、ハーフというか、中間というか、そういうのを設けてでも守るというか、助成をするということが必要ではないかと思っておりますし、現に私もそういう切実たる話を耳にしたりもしているわけで、その辺についてどのようになっているかお尋ねをします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 3点にわたり質問をいただきましたので、順次、お答えを申し上げます。

初めに、1点目の日本の貧困率と生活保護の捕捉率についてであります。国は昨年10月に相対的貧困率を本年4月に生活保護基準未満の低所得世帯数の推計を公表しました。貧困等の概念としては、絶対的貧困や相対的貧困、社会的排除などさまざまな考え方があるようですが、今回発表された相対的貧困率は、OECD、経済協力開発機構の定義に基づくもので、等価可処分所得が全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合とされています。平成19年の国民生活基礎調査をもとに算出したところによりますと、我が国の等価可処分所得の中央値は254万円で、その半分の127万円未満の層が相対的貧困率の部分に該当し、貧困率は15.7%となっております。これは、平成20年のOECD加盟国の平均10.6%より高い結果となっております。次に、生活保護の捕捉率については、国は調査しておりませんが、今回、厚生労働省のナショナルミニマム研

究会の協議資料として、生活保護基準未満の低所得世帯の推計を公表しました。推計結果については幾つか出されていますが、平成19年の国民生活基礎調査をもとに算出した結果によりますと、総世帯数を4,802万世帯、被保護世帯数を108万世帯と推計し、最低生活費未満の世帯は、貯蓄などの資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、597万世帯、12.4%で、資産を考慮した場合は229万世帯、4.8%となっております。また、低所得世帯に対する被保護世帯数の割合、保護世帯費は、フロー所得のみの場合は15.3%、資産を考慮した場合は32.1%と推定されております。次に、生活保護の住民周知についてであります。市の広報やホームページのほか、今年度も5月に新たな図柄のポスターを作成し、市内公共施設等44カ所に掲示をお願いし、制度周知に努めております。また、地域の民生委員児童委員を初め、福祉施設や医療機関などの相談員、あるいは市の各種相談窓口や公共料金等の納付相談で、生活に困窮されている方がいらっしゃる場合には、生活保護制度も紹介しており、一定の相談体制も整えられているものと考えております。

次に、2点目の通院移送費についてお答えいたします。通院移送費の支給につきましては、通院する交通費の自給が困難であり、移送費の支給を行わなければ通院が困難であると認められる場合に、移送に必要な最小限度の額を給付することとされており、平成20年度はその給付範囲及び給付手続が明確化され、現在その審査基準に基づいて通院移送費を支給しております。その審査基準とは、一つには最寄りの医療機関か、最寄りでない場合は当該医療機関での医療が真に必要なやむを得ないものかを審査する医療機関の妥当性。二つ目には、徒歩や自転車の通院は可能かどうか。ハイヤーの利用については、一般公共交通機関の利用が困難かどうか審査する交通機関の妥当性。三つ目には、主治医の意見をもとに適切な通院日数の確認を行っているかを審査する通院日数の妥当性。四つ目には、合理的、経済的な経路となっているかを審査する経路費用の妥当性。以上4点の審査を行い、支給の是非を判断することとなっております。医療機関の妥当性については、市内に多くの医療機関がありますが、主治医が市内では対応ができず、市外にある医療機関への受診を必要とした場合は、通院移送費を支給することになりますが、市内の医療機関での治療が可能な状況で

あるにもかかわらず、本人が市外の医療機関を希望する場合などは、この審査基準により支給は認められないこととなります。なお、通院移送費の申請については、事前に相談することになっており、保護開始時の制度説明のほか、年2回発行しております生活保護だより各号で文書により周知するとともに、訪問時に随時口頭でケースワーカーから説明を行っております。現在、市外の医療機関を受診されている方は40人で、旭川市の医療機関が32人、札幌市が3人、空知管内が5人となっております。このうち通院移送費を支給している方は16人で、旭川市の医療機関が13人、札幌市が2人、空知管内が1人となっております。支給されていない24人の方については、市内の医療機関での受診が可能のため、支給が認められない方が11人、通院回数が少なく、通常の保護費の中でやりくりが可能であったり、親族等が送迎してくれるため支給は不要という方が13人いるところでございます。

次に、3点目のハイヤー助成については、非課税線引きを検討することは必要と思うが、いかがかということについてでございますが、重度障がい者ハイヤー料金助成事業は、重度の身体障がい者などの生活圏を拡大し、社会参加の促進を図るため交付しており、また人工透析患者通院ハイヤー料金助成事業は、腎臓機能に障がいをもつ方が人工透析療法を受けるため、市内の医療機関に通院するためのハイヤー料金を助成しております。これらの助成については、平成20年度までは居住地区及び所得制限を設けずに、障がいの程度によりまして対象者を決定してきておりました。また、ハイヤー助成券の利用は、1回に1枚のみとなっておりますので、助成券を使用することで初乗り料金相当分が無料になるとはいいながらも、遠距離の方については、ハイヤー料金の差額分がかなりの負担となり、もう少し利用しやすい内容との要望も出されておりました。これらのことから、財政収支改善の検討にあわせて、交付対象者など事業の見直しを行い、平成21年度交付分から対象者を、両事業とも市民税非課税世帯の方とし、重度障がい者で納内地区及び多度志地区を除く一般地区については5,000円、納内地区は1万円、多度志地区は1万5,000円とし、また人工透析患者では、納内地区及び多度志地区を除く一般地区については1万円、納内地区については2万円、多度志地区は3万円とし、居住地に応じた助成金額

に変更するとともに、1回の乗車に対する使用枚数に制限を設けないことにしたものであります。事業見直し後のハイヤー助成券の交付及び利用状況は、重度障がい者ハイヤー助成については、平成21年度は交付対象となる障がいの方235人に案内を発送し、申請のあった142人のうち非課税の方119人に交付しており、前年の交付者より95人の減となっております。また、支出額は47万4,000円で、平成20年度の142万9,000円に比べ、95万5,000円の減となっております。平成22年度は344人の方に案内を送付し、151人から申請があり、そのうちこれまでに127人の方に交付しております。人工透析患者通院ハイヤー助成については、平成21年度には人工透析を受けておられる38人の方に案内を送付し、申請のあった方19人のうち非課税世帯に該当する13人の方に交付しております。前年より25人の減となっております。また、支出額は10万3,000円で、前年の43万3,000円より33万円の減となっております。平成22年度は48人の方に案内を送付し、申請のありました21人のうち、これまで17人の方に交付しております。質問の課税世帯の方に対する交付の見直しではありますが、一定の所得がある課税世帯ということで、負担能力があるものと判断させていただき、今後においてもハイヤー助成券の交付対象者については、低所得世帯に対する助成として、現行の市民税非課税世帯とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） まず、生活保護の関係、試算を考慮した場合、捕捉率は32.1%、3分の1です。それでは、まだまだよく知られていないという思いを私は強く持っているのです。そこで言いたいのは、今現在、深川で生活保護を受けている世帯で、家を持っている人は何世帯あるか。それから、受給者で収入認定を受けている人は何人いるか。そのことを聞きたい。なぜ聞きたいかというと、働いていけば受けられないのではないかと、あるいは家を持っていれば受けられないのではないかと、思っている人はいるという関係も含めて、そのことを聞きたい。それが1点。

もう一つ、最後のハイヤー助成の件ですが、私は新たな提案として、ハーフという言葉を使っただけでも、オール・オア・ナッシングではなくてという非常に微妙かつ適切な質問をしているわけですから、それに対して答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 生活保護を受けておられて、働いている人は何人、また持ち家の方は何世帯あるのかというお尋ねにお答えいたします。

8月現在、本人、親族等が所有し、住宅扶助を支給していない世帯が24であります。また、就労されている方については、生活保護受給者437人に対しまして52人です。それから、世帯の関係でございますけれども、8月末のこの被保護世帯336世帯に対しまして24世帯です。

次に、ハイヤー助成にかかわることで、再質問いただきましたのでお答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げておりますが、遠距離利用者からの負担軽減の要望、また一方で、市の財政収支改善などの問題もございまして、苦渋の決断ではありましたが、対象者は市民税非課税世帯にさせていただいたと、いわゆる低所得世帯にさせていただいたということでございます。今後も同様の考えでございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 苦渋という言葉の中に少し気持ちを受けとめまして、納得しないけれども次に進みます。

7番目の交付税と臨時財政対策債について。これはことしも決定されまして、合計で1億3,863万円が予算計上額を上回る増額となったわけです。まさにこれこそ、私は今回の補正でも必要なものは出すと、この前もやったように、3月補正で出すというのではなくて、そういうことが必要ではないかと思っているのですけれども、その辺の考えというのはどうなのですか。ほかの自治体で喫緊の課題については出しているところはあると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 交付税と臨時財政対策債についてお答えをいたします。

質問にもございましたように、平成22年度の普通交付税及び臨時財政対策債について、算定が終わりまして、予算に対して普通交付税で1億9,000万円強、臨時財政対策債で6,000万円の減、合わせて1億3,000万円強の増を生じたところでございます。



普通交付税等の予算への反映につきまして、特に明確なルールというものはありませんけれども、事業の動向などがはっきりする、そういった年度末の3月議会において補正予算を編成している場合が多いという状況でございます。ただし、本年度の本市の予算におきまして、一般会計では、約1億4,000万円の基金繰り入れを計上しての予算編成となっておりますので、その解消に配慮した財政運営を現在進めているという状況にありますことから、今後の財政状況の推移、平成23年度の地方財政対策の動向などを見せる中で、交付税について、この対応をすることが望ましいのではないかと考えておりますが、ただ当然のことではありますが、年度途中において緊急を要する事業、例えば災害等の発生、あるいは国の補正予算に対応して主として、補正予算を編成するといったことも想定されますので、そうした場合には財源を普通交付税に求める場合もあり得るということで、ここについてはより柔軟に対応し、質問にもございましたように、有効活用を図るという観点で、そのような対応が望ましいのではないかと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 次に進みます。

事業仕分けの関係なのですが、民主党政権が行って、非常にポイントを上げている一つでもあると思うのですがけれども、私も見ていて、いろいろ検討して、国民に公開して目に見える中でやっているという点で学ぶべきことがあると思うのです。

それで、市の財政もそういう形で、全部できないにしても、必要なことについてはやっていく必要があるのではないかと。この点についてどう考え、取り組む意思はあるのかどうか聞きたい。

それからもう一点は、各種委員会の関係で、私は事業仕分けというのを検討の中に入れて、どうしても必要なもの、必要でないものという仕分けも必要ではないかと思っているのです。あわせて、特に私がいつも言ってきた中小企業保証融資審議会、これをやり玉に挙げているという意味ではないのですけれども、1回3,000円の報酬であるのですけれども、1回の審議時間が、10分が6回、15分が5回、20分が2回、30分が1回、35分が1回というのが平成21年度の実績なのですが、これはやはり納得がいけない。市民から見れば、何か納得がいけないのではないかという気がして、こういうことはよろしくないの

ではないかという思いを強く抱いているのですが、その件について、どうですか。お尋ねをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 事業仕分けと各種委員会についてのお尋ねに私からお答えを申し上げたいと思います。

議員もおっしゃいましたが、この事業仕分けは一般に、2002年2月、民間の政策シンクタンクであります構想日本というところが、民の立場で政策提言及びその実現に向けた活動を行ったというのが始まりとされておりまして、国や地方公共団体の行政サービスや各種施策について、公開の場で外部の視点を取り入れ、現場実態を把握して、その必要性や事業の水準、まただれが事業を担うべきか、そして実施手法は適正かどうかなどを判定する作業と理解されているところでございます。議員も言われましたように、国において民主党政権下で行政刷新会議が2009年、去年の11月に第1弾、それからことし6月に第2弾として、無駄の削減あるいは財源捻出等を目的に、いわゆる事業仕分けを実施して、事務事業の廃止や縮小、あるいは地方への移管など、非常に大胆な結論を出すといったことなどをいたしまして、その斬新な手法に国民の注目が集まったところでありますが、一方で極めて短い時間のうちに作業を行い、結論を急ぐといった点や、また仕分け人の構成バランスなどの面で運営のあり方に疑義を呈するという向きも多くあったように認識もいたしているところでございます。こうした事業仕分けを市民に見える形で、市でも行ってみたいということではありますが、本市は予算編成や政策形成過程において、行政連絡員会議を初めとする各種会議の場面でさまざまな事業要望等をお伺いしておりますし、より効率的、効果的な行政運営ができますように、市民のご意見の反映と事業内容の精査、見直し等に意を用いて努めているところでございます。また、まちづくりを進める上での重要な計画のたぐいの策定、あるいは施策の決定に当たりましては、市としての基本的な考え方を市民や議会にお示ししまして、説明する中でご意見、ご要望を把握させてもらい、十分、議会でのご審議などを賜った上で事業を進めていくという手法をとってきております。まちづくりに必要な仕組みである情報の公開と共有、市民参加、協働という基本原則に、そうした基本原則を踏まえた

行政運営に努めてきていると私どもは認識をいたしております。したがって、この事業仕分けのような手法を直ちに導入するといった考えは持っておりませんが、より適切な行政運営を今後とも進めていく中で、行政事業仕分けといったようなものが行政運営の一助として、どんな形で活用できるものなのかどうか、研究を進めるということは有益かもしれないと思っております。

それから各種の審議会委員、あるいは委員会についてご指摘がございまして、これも一般的にそれぞれ行政上の設置目的に沿いまして、設けられているものでございますし、またその運営、開催等につきましては、適正かつ円滑に執行されていると私どもは考えております。今、融資関係の審議会の実例などもご紹介ありましたが、これもやはり本当に真に必要な融資を求める声に、よりの確、迅速にこたえるために、月3回程度の定期開催を行うという趣旨で会合が開かれています。形はやはり融資を受ける側の立場にも十分配慮した運営に私どもはなっていると考えておりますが、この点に関して、少し蛇足ぎみでありますけれども、平成18年4月に、この各種審議会等の非常に多くの部分について、委員の報酬額はそれまで5,400円でしたが、これを3,000円に引き下げるといった改定も行っておりますし、また19年、20年のゼロベースでの事務事業の見直しの中でも、これらの審議会についても相当厳しく必要性などについて見直しを行ってきたという経緯もあるところでございます。今後もこうしたことを継続してまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、現時点で私どもとしては、この各種審議会のありようにつきましては特段大きな問題はないものと考えているところでございます。そのことを申し上げて、お答えにならないかもしれませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 私は答えになっていないと思います。

ただ、一つだけ言いたいのは、日額報酬を例えば年報酬にするとか、そういうことも工夫しながら改善したらいいのではないかと思うのですが、もう一回お答えいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 今、お話がありましたこと

などを含めまして、来年度以降の予算編成検討の中で、しかるべく生かせるものは生かしてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最後の少人数学級の取り組みについてであります。子供にかかる費用は未来への投資ということを言って、具体的には文科省が2011年、来年から8年間で公立小中学校の1学年1学級の児童生徒数の上限を現行の40人から、30から35人に引き下げる計画が決定したと。

この後に決まるかどうかはお金の問題はありますけれども、1点目は、こうした文科省の方針に対する市教委としてのプッシュというか、それをお聞かせ願いたい。

2点目は、小中学校の学級規模、適正なのは何人という押さえをしていらっしゃるのか聞きたい。

それから、少なくとも40人ではないわけで、望ましい人数に向けての市の努力を知りたい。

4点目は、自治体独自で標準を下回る学級編制を独自の予算措置でしているところがきつとあると思うのですが、その辺の要請についてもお知らせ願いたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 少人数学級の取り組みについて答弁を申し上げます。

最初に、少人数学級について、国で方針を打ち出しましたが、実現に向けて現場の対応についてであります。文部科学省では、小中学校の学級人数を30年ぶりに見直しまして、現在の40人から35人とし、小学一、二年生については、その後さらに30人に引き下げるとして、少人数学級にきめ細やかな指導等を行うための新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）を策定し、8月27日に公表したところでございます。この計画案は、教育関係者を初めとする多くの方からの意見や中央教育審議会、初等中等教育文化会の提言等を踏まえて、先ほど言われましたとおり、平成23年度から30年度までの8年間計画で少人数学級を推進しようとするものでございます。教育委員会といたしましては、これまで少人数学級による学習指導は有効な指導の方法の一つとして、現行の各種事業制度を積極的に活用しており、文部科学省が今回策定した計画案が実現されるよう期待しているところであります。しかしながら、

少人数学級の推進に向けましては、新たに教職員の定数の増加、改善を図ることが必要となりますことから、これら改善につきましては、北海道都市教育委員会連絡協議会及び北海道都市教育長会、これらと連携をし、国に対して要望をしまいたいと考えてございます。

次に、1学級の適正児童数と学級の整備についてのプッシュというのでしょうか、努力というような状況についての質問については一括してお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました計画案は、中央教育審議会の提言を踏まえたものでありまして、その提言の中では新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、子供と向き合う時間の確保等の観点から、現行の小中学校の学級編制の標準を40人から引き下げる必要があり、低学年についてはさらなる引き下げを検討する必要があるとしているところでございます。教育委員会といたしましては、1学級の適正な生徒数につきましては、それぞれの地域事情が異なりますことから、具体的な数値は持ってございませんが、基本的には先ほど申し上げました中央教育審議会の提言が教育の現状を適切に踏まえたものであると受けとめております。次に、市独自という部分でございますけれども、本市の市内小中学校の児童生徒数を見ますと、ほとんどが1学級35人以下という状況にあります。こうした状況ではありますけれども、小人数に対するきめ細やかな学習指導として、北海道教育委員会による少人数学級実践事業やチームティーチング、さらにグループ指導などによる指導の方法の工夫、改善などの取り組みを行っているところでありますが、市が単独で教員の配置を行うことは、教員の確保などの問題もあり困難と考えているところでございます。教育委員会といたしましては、学級編制につきましては国や道の基準に基づいて行うこととし、現状においては40人学級を基本としつつ、今後、国、北海道の基準が少人数化の推進により変更がなされた場合には、変更された基準に沿った学級編制を行っていく考え方でございます。

次に、市町独自の少人数学級の実施状況についてということで、他市の状況でございますけれども、空知管内の他市町の中では、平成20年度滝川市で小学校三、四年生を対象として、35人学級を実施していると聞いてございます。内容は、北海道が実施し

ている少人数学級実践研究事業、これは小学校一、二年生でありますけれども、滝川市はこれを拡大して、単独で実施をしているという状況でございます。今年度につきましては、3校で3学級が対象になっていると聞き及んでいるところでございます。

○議長（北本清美君） 以上で北名議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 3時04分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、川中議員。

〔川中議員、質問席へ〕

○12番（川中 裕君） 9月に入っても大変暑い日が続いておりますし、外を見ますと、黄金波打つ豊穡の秋を迎えたと申し上げたいところでありますけれども、市長の行政報告の中にもありました8月31日の農林省の発表では、水稻の作柄、全道平均は平年並みということでありましてけれども、しかしながら上川、我が北空知地域はやや不良ということで、高温、日照不足による茎数あるいは粒数の不足、そして高温多湿によります、いもち病の発生による収量の減収あるいは品質の低下が懸念されており、また米の消費減退に伴う過剰基調の中での米価の低迷ということで、農家経済は非常に心配されておる中でありますけれども、まずは豊作を願いつつ、通告に従い一般質問を行います。

最初に、納内地域振興対策についてお伺いいたします。

1点目に、旧蝦名林業株式会社跡地問題についてであります。既にご承知のとおり、昨年1月に自己破産してから一年半以上たち、いまだに門口が閉鎖されたまま放置され、昭和50年代の全盛時代の面影は一つも見当たらず、廃墟と変わり果てた姿をあらわにさらしているだけであります。従業員が去り、広大な敷地に山積みされていた原木や製材は既に債権者たちが運び出し、建物の一部は解体され、鉄骨等も搬出されており、敷地の一部は地元業者の資材置き場として転売されておりますが、旧事務所を初めとする老朽化した工場建物が乱立しており、非常に危険な状態に放置されております。そこで4点に

わたってお伺いいたします。

1点目は、倒産以降の土地等の所有についてであります。先ほども申し上げたとおり、倒産後、敷地内の原木、製材等については片づけられておりますが、一部の鉄については地元業者に譲渡されているようです。その後の土地等の所有に変化があったのかどうか伺いをいたします。

2点目に、土地建物等の管理についてであります。既に1年半以上にわたって放置されたままになっているわけではありますが、地元の町内会といたしましてもそのまま放置しておくことによる影響を考えたとき、環境、衛生、防犯、防災あるいはあらゆる面において悪影響を及ぼすことが想定され、4月の段階で市とも連携をとりながら行った経過もありますが、その後の管理責任者について伺いをいたします。

3点目に、事故あるいは建物倒壊による損害、被害を与えた場合の責任所在についてであります。無人で建物が老朽化しており、廃墟のまま放置されており、ことしの冬には建物が雪の重みで倒壊し、強風のおおりでトタンが飛散して、大事には至らなかったものの、事務所、工場のすぐ北側は函館本線があり、万が一倒壊した建物の板やトタン等の飛散物がJR架線にでも引っかかったら、大きな事故につながる可能性もあり、また子供たちのたまり場や非行の場にならないための対策が必要であり、その対策と事故の場合の責任所在について伺いをいたします。

4点目に、危険な状態にある放棄地、不在建物等類似の物件の把握についてであります。危険な建物や場所から住民や市民を守る上からも市の所有物でなくても、危険箇所、危険物件の把握に努め、未然に災害や被害に遭わぬよう、指導助言に当たるべきと思いますが、市内には旧蝦名林業に類似した危険な建物等の把握はされているのか。また、その対策について伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 旧蝦名林業株式会社跡地問題について4点の質問をいただきましたが、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

本件につきましては、平成21年1月、蝦名林業株式会社が自己破産を申し立て、以降、旭川市の弁護

士が破産管財人となり、土地建物等を管理しており、同年12月、土地約1万3,600平方メートル及び付帯する建物等が地元企業に売却され、そのほか原木、製材などについても一定の処分がなされたと同っているところでございます。また、残った土地のうち倒壊建物部分を含む一定区域につきましては、実質的に資産価値がないことから財産放棄され、既に破産管財人の手を離れているということでございます。したがって、放棄された土地の所有者は、実態のない旧蝦名林業株式会社ということで、現実的には管理責任者がいない状況が続いているという状況でございます。

このような状況のもと、市といたしましては、倒壊建物やそこから生ずるさまざまな危険等を懸念いたしまして、その処理について破産管財人に面談を申し入れたところですが、相手方からは既に放棄した物件につき関与する考えはないと。また、所有者は実体のない旧蝦名林業株式会社となるため、実質的な解決は難しいなどのコメントがありまして、面談は実質的に拒否されているという状況でございます。しかし、その際、トタン等が飛散し、JRの電車等への危険が予期されるような場合にあっては、JR北海道が危険物を撤去することについては法的に何も問題がないとの見解をJR側に伝えていること、それから実際に損害が生じた場合の責任所在はあくまでも旧蝦名林業株式会社になるなどの話もあつたところでございます。市では、地元住民の事故防止及び安全管理の立場から、4月に入りまして、納内地区の小中学校、保育所、町内会、警察の派出所等に情報をお知らせするとともに、連合町内会の会合の席をお借りし、現況説明及び危険回避のための啓発をお願いしてまいりました。また、建物倒壊現場へ続く市道入り口には、立ち入り禁止の看板やバリケードを設置するなど、法的な側面にも配慮しつつ、危険防止に努めてきたところであります。

さらに、危険な状態にある不在地主、不在建物等類似物件の把握につきましては、第2回定例会の松沢議員の質問でもお答えをさせていただいておりますが、近年、所有者や権利者が行方不明、あるいは経済的な理由などから、いわゆる不在家屋や廃屋などが多く発生しているということは承知のとおりでありますけれども、市で類似した危険な建物すべてを把握しているわけではありません。こうした事案で市が相談をされた場合、市といたしましては随時、

所有者や関係者を調査し、安全な措置を講ずるよう関係者への指導、要請に努めておりますが、本件を含めまして、多様な背景がございまして、それぞれ形態の異なる多くの事案に対して、画一的な、かつ有効な対処手段というのもないのも現実でございます。しかしながら、市民生活の安全確保という観点に立ちまして、今後におきましても引き続き市内部での連携を深めるとともに、他自治体の対応などにつきまして、さまざまな調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ただいまの答弁で理解はするものの、いずれにいたしましても、これから台風シーズン、あるいは積雪ということで、危険な状態にされているのは事実でありますので、市の適切な対応をお願いして、次に移りたいと思います。

2点目に、障害者支援施設あかとき学園についてお伺いをいたします。

あかとき学園につきましては、ことしの第1回定例会で質問させていただきましたし、第2回定例会では同僚の東出議員からも質問があったわけであり、既に移転改築が決まり、納内公営住宅施設跡地に新たな施設として建設が進められており、納内地域住民もひとしく歓迎するところであり、1日も早い完成を望んでいるところであります。以下、2点にわたってお伺いをいたします。

市の支援策についてでありますけれども、さきの定例会でも、私も東出議員も、あかとき学園の移転改築に対する市の支援策についてただしてきましたが、いまだにその支援策について示されておられません。昨年9月の、ちょうど同じ第3回定例会で、市の支援策について質問をしましたが、市の財政難や適切な補助事業がないか財源確保の上、しかるべき時期に支援策を示すとの答弁でありましたが、場所については、納内公営住宅跡地を有償譲渡しているわけであり、既に工事も始まっており、早急に具体的な支援策を示すべきであります。北空知の唯一の知的障がい者の入所施設でもあり、今回提案されております深川市過疎地域自立促進市町村計画の中にも織り込まれておりながら、なぜ補正予算が提案されていないのか、私にとっては非常に残念なわけでありまして、継続して安定的に経営ができるよう速やかに、適切な市の支援策を再度お伺いいたします。

2点目に、工事の進捗状況と計画の見通しについてであります。既に6月の段階で業者による工事の安全を祈願しての起工式がとり行われ、工事が進められております。当初、単年度の予定と仄聞しておりましたが、工事の進捗状況とあわせて、今後の計画の見通しについてもお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 障害者支援施設あかとき学園に関して2点の質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

初めに、1点目の社会福祉法人広里会が設置運営いたしております、障害者支援施設あかとき学園の移転改築に伴う市の支援策についてでございます。議員も指摘されましたように、あかとき学園は北空知唯一の知的障がい者の入所施設でありますことから、市といたしましても、今後ともこのあかとき学園の継続した安定的な運営が望ましく、また必要であるという認識をいたしております。そうした立場から今回の移転に関しましても、市といたしましては、財源確保の見通しを踏まえつつ、また納内市街地における地域振興という観点も加味しながら、所要の支援策の検討を行ってきたところでございます。そこで、既にこの市議会でも何度か議論されておりますが、過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして、幸い今回の改正から、その過疎対策事業債のソフト事業分として、このあかとき学園のケースも該当するわけでございますが、障害者施設等への運営助成についても、過疎債の活用ができるといったことが明らかになってきています。そうした幸運な条件などを受けまして、今般、市の支援施策といたしまして、あかとき学園に対して新しい施設の施設運営の一部について助成を行うという考え方に立ちまして、市からの支援額の全体の目安としては、移転事業に対する北海道からの補助金相当額8,052万7千円とされておりますが、この北海道からの補助金相当額を市からの支援額の全体の目安といたしまして、これを何年かに分けて、あかとき学園、広里会に助成をしていくという考え方でございます。初年度の平成22年度につきましては、できれば市からの支援額の半分程度は助成を行えればと。残りについては、平成23年度以降、順次分割して援助していくという考え方に立ちまして、こうした支援内容の中身などは既に事前にあかとき学園のご意向もお

伺いして、既にご理解も賜っているというところがございます。こうした状況などなどから、今議会でまた議員に指摘されましたが、過疎地域自立促進市町村計画の深川市が作成した計画の中にも本件に係る事業部分が計上されているところがございます。当該計画について議決がいただきましたならば、その後、平成22年度分の市からの補助金の額等について精査をいたしまして、一般会計補正予算として12月に予定される第4回市議会定例会に提案をさせていただきます、議決いただければ、直ちに執行したいと考えているところがございます。

2点目の工事の進捗状況と計画の見通しについてであります。ことしの6月19日に工事が始まりまして、来年の3月10日の完成を目指して、今順調に工事が進んでいるとお聞きいたしております。この施設の完成の予定でございますが、来年3月末までに施設入所者の引っ越しを行い、4月1日から利用を開始する予定と伺っております。なお、この工事に関しまして、当初、国及び道からの補助の要件として、平成22年度中に、今現在使っている施設の解体も含めてすべての工事が完了しなければならないといった指導があったようでございますが、その後、道からの指示で、既存の施設の解体、撤去工事等については平成23年度の事業として実施してもよろしいという指示が出されており、施設の解体工事や駐車場の整備、外構工事は23年度に実施する計画に変更されたということをお聞きしているところがございます。いずれにしても、冒頭に申し上げましたように、施設の利用開始は4月1日からと段取りされていると聞いておりますということをお答えとさせていただきます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ただいま市長から答弁があったわけでありまして、双方との話し合いもされているということで、いずれにいたしましても、速やかにかつ適切な補助支援をお願いしたいと思います。それでは、次に移らせていただきます。

3点目に深川市立病院経営健全化計画の進捗状況について伺いをいたします。

平成20年度の病院事業会計決算において、資金不足比率が41.1%と基準の20%をはるかに超えているため、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づいて、ことしの3月の第1回定例会に深川市立病院経営健全化計画が作成されて以来、6カ月を迎え

たところでありまして。市立病院は深川市民ばかりでなく、第2次医療圏である北空知圏域における中核病院として大きな役割を果たしているわけで、病院運営の健全化と安定的に安心な医療サービスを受けられる病院であってほしいと願うものであります。今日まで中島院長を初めとする医療スタッフや関係職員の取り組みやその努力の成果を期待しながら伺いいたします。なお、午前中の山田議員の質問で理解するところは割愛させていただきます。

1点目の入院、外来患者数の推移については、割愛させていただきます。

2番目の特定健診、人間ドックの受診者数についてであります。収益確保の観点からも、特定健診や人間ドックの推進に積極的に取り組む方針であります。具体的な推進計画と各受診者数について伺いをいたします。

3点目の収支改善による効果額についてであります。これも割愛をさせていただきます。

4点目の資金不足比率の推移であります。何といたしても、市民を初め地域住民の医療サービスの質の向上を図りながら、健全化計画に基づき、早期に資金不足比率を20%未満に引き下げなければならぬわけでありまして、少しでも解消されているのか気になるところでありますし、資金不足比率の推移と不良債務額の解消状況について伺いをいたします。

5点目の7対1看護体制の関係につきましても割愛をさせていただきます。

6点目の医師確保に向けた具体的な行動であります。この件につきましても、先ほどの北名議員への答弁にもございましたが、特に私どもは今回、北空知の議長会主催により中央要請行動に深川市議会を代表いたしまして、田中裕章議員と私が参加をさせていただき、国会議員、あるいは所管する農林水産省、あるいは厚生労働省職員との面談、懇談をさせていただきました。その中でも特に深川市が抱えております病院事業について、医師の確保あるいは経営健全化に向けた協力体制の要請を行ってきたわけでありまして、厚生労働省職員との話の中では、医師の確保については医師数をふやすための大学やなどの部分については増員を図りながら、あるいは看護師の確保については、看護師が勤務しやすい環境整備と申しますのは、結婚したり、あるいは妊娠した場合はそれらを受け入れる体制とか、

そういった面での支援体制は行うということであり、いずれにしても、早急に間に合う話ではございませんし、なかなか即効薬はないということではありますが、特に地域医療圏における各自治体との連携を強化する必要があるという指示も受けてまいりました。特に、深川市の中にありましても、地域医療連携室を設けて、それぞれ運動展開を行っているわけでありますけれども、それらを通した中での各地域、特に北空知の自治体との市立病院に対する協力、あるいは支援体制に対する行動はどの程度進んでいるのか、これらをあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 深川市立病院経営健全化計画の進捗状況について順次答弁いたします。

初めに、2点目の特定健診、人間ドックの受診者数についてであります。市立病院の健診センターにつきましては、平成17年6月の新病院建設時に2階に設けましたが、さらに病棟の有効活用により収益確保、経営改善を図ることを目的に、20年7月、現在の4階西病棟に移転したところであります。その利用としましては、医師や医療従事者、医療機材の配置の関係から、現在、受診者数を1日10人程度としておりますことから、年間の受診者数は最大限2,000人程度と計画しているところであります。また、その実績としましては、市内外の事業者や国保加入者、さらに他町へ利用を働きかけるなどした中で協力をいただき、受診者数は平成19年度818人、20年度1,583人、21年度2,009人となっており、そのうち人間ドックの受診者数は19年度702人、20年度905人、21年度1,239人となっております。それに伴う収入につきましても、平成19年度3,329万円、20年度4,615万8,000円、21年度5,202万9,000円となっております。このように、現在ほぼ限度いっぱいの受け入れをしておりますことから、今後、受診者数を減少させないよう努力するとともに、決められたスタッフ、医療機材でありますので、受診いただく方に受診項目の多い人間ドックやオプション検査を勧めるとともに、2次検診などを要する患者さんにつきましては、引き続き当院で受診していただけるよう一層意を用いながら収益に結びつけていきたいと考えております。

次に、4点目の資金不足比率の推移についてであります。平成21年度決算では単年度不良債務が約6,600万円発生し、累積不良債務が約16億900万円となり、資金不足比率は45.1%となったところであります。健全化計画におきましては、単年度不良債務が約1億3,800万円、累積不良債務が約16億8,100万円、資金不足比率は47.9%としておりましたので、計画に対する平成21年度実績で申し上げますと、不良債務で約7,200万円の、また資金不足比率は2.8ポイントの前倒しでの改善となったところであります。今後におきましても、健全化計画に沿って着実に資金不足比率が引き下げとなるよう努めてまいります。

次に、6点目の医師確保に向けた具体的な取り組みについて、北空知近隣町との支援要請活動等についてでございます。地域医療連携室では、毎年、北空知各町を回り、住民健診やがん検診などの健診事業での当院の利用をお願いしてきております。また、入院患者の退院、転院調整などにつきましても、市内の開業医のほか医療機関、各町担当者などと相互に連携協力して行っております。また、北空知近隣町からの市立病院への支援に関しましては、各町とも診療所の設置や沼田町にあっては厚生病院への支援など、医療に対する財政負担もありまして、市立病院に対する直接的な財政支援をお願いすることは大変難しいものがあると考えております。しかし、救急医療につきましては、市立病院が北空知圏域の中心的役割を担い、また深川市がその負担をしておりますことから、将来とも北空知圏域として、救急医療体制を維持確保していくため、関係各町の負担のあり方を含め、北空知圏振興協議会の中で検討していくことが確認され、今後具体的な協議が進められていくとお聞きをしているところであります。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ただいまの部長の答弁で理解はさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、北空知の中核病院、あるいは救急体制の中ではそれぞれ北空知地域の患者さんも搬入されるわけでありますから、そういった面での支援体制というのは、ぜひ今後とも継続的に続けていただき、深川市立病院の健全化に向けた取り組みに多大なる運動展開を一層深めていただきたいと思います。それでは、次に移らせていただきます。

4点目の深川市立病院外部評価委員会についてお伺いをいたします。

さきに述べさせていただきました健全化計画に基づき実施しております、北空知圏域における中核病院として安定した医療サービスの提供を維持しつつ、実績を検証、評価しながら計画の達成度をチェックする市長の諮問機関であります、深川市立病院経営健全化計画外部評価委員会を設置し、既に委員会が数回開催され、その結果についても市長に報告されているようである外部委員会について何点かお伺いをいたします。

最初に、外部評価委員会メンバー及び委員会開催状況等について、基本的な役割及びメンバー選任に当たっての考え方についてお伺いします。あわせて、構成メンバーの名前、役職等について、あるいは開催日時、回数等についてもお伺いいたします。

2点目に、会議の経過等についてであります、具体的な会議の経過についてお伺いをいたします。

3点目、検討内容と市長の報告書についてであります、健全化計画に基づき、具体的な実施項目ごとにそれぞれ検討されていると思っております、計画に対する達成度や評価についてお伺いいたします。また、特に市長への報告内容について、特記事項、指摘等があったのかも含めてお伺いいたします。

4点目に、今後の課題と取り組みについてであります、外部評価委員会の評価を踏まえ、指摘項目や改善項目等、評価をどのように認識し、今後の課題整理と取り組みについての見解をお伺いいたします。また、外部委員会の予定及び会の任期等についてもお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 深川市立病院外部評価委員会について4点質問をいただきましたので、順次答弁いたします。

初めに、1点目の評価委員会メンバー及び委員会開催回数、日時等についてであります、外部評価委員会は、深川市立病院経営健全化計画の達成度の評価の過程において、客観性を確保することを目的に設置したもので、基本的な役割としましては、前年度における計画の達成度を評価するとともに、仮に計画と実績に乖離があった場合はその原因分析を行い、市長に報告いただくこととしております。このメンバーの選任に当たっての考え方ではありますが、経営健全化計画の前年度の実施状況は地方公共団体財政健全化法において、毎年9月30日までに市議会

に報告しなければならないことから、委員会から市長への報告は遅くともお盆ころまでにいただかなければなりません、評価作業に着手できるのは、早くて前年度決算がまとまる7月上旬からとなりますので、最大約1カ月半という短期間の中で評価作業を終えていただく必要があります。このように時間的な制約がありますことから、市立病院の経営についてかわりのあった団体をお願いすることがよいものと判断し、平成19年度の市立病院のあり方等検討会の委員として委嘱をさせていただいた団体の中から選考をさせていただき、委員として深川医師会会長の吉本勲様、深川第一病院常務理事の笠羽洋一様、北海道中央病院理事の簀口亮様、深川市町内会連合会副会長の安藤一彦様、深川市消費者協会会長の藤岡順子様、連合北海道深川地区連合会会長の吉田守利様の以上6人の方に委嘱させていただいたところであり、また、委員会の開催日時等であり、第1回は7月13日の16時から。第2回は7月27日の16時30分から。第3回は8月5日の16時30分からそれぞれ開催させていただき、その後8月11日に委員会の委員長となられた吉本様から市長へ報告書の提出をいただいたところであり、

次に、2点目の会議等の経過についてであります、第1回委員会では、委嘱状の交付、正副委員長の選任の後、事務局から経営健全化計画及び評価作業の手順等の説明を主体に、第2回委員会では、平成21年度病院事業会計決算の状況と21年度における計画の自己評価に関する事務局の説明の後、計画の実施状況等の点検及び評価についての協議を、第3回委員会では、計画の達成度及び評価所見についての協議とそのまとめを行っていただいたところでございます。

次に、3点目の検討内容と市長への報告書についてであります、今回は、平成21年度における達成度の評価であったことから、健全化計画に定めた各項目等も順調に進捗しているものとの評価をいただいたところであります。評価所見の中から主なものを申し上げます、「病棟、病床の効率的運用に関しましては、3月下旬から休床とした5東病棟については、病棟再開も含めて早期に有効な活用方法を見出すことが望まれる」というご意見を。また、人間ドック等受診者の増に関しましては、「健診体制の充実には費用対効果を考慮し、今後の見通しも踏まえて判断することが望ましい。また、今後受診者の



再検査の状況等を追跡調査し、病院の利用拡大を図る必要がある」というご意見、ご指摘をいただきました。このほか業務委託の見直しに関しまして、「委託費積算の根拠、仕様の見直し等を図って、新年度の委託業務の執行に当たるべきである。清掃など、費用削減が行き過ぎると仕事が雑になり、病院の評価を下げるがあるので留意が必要である」というご意見、ご指摘をいただいたところでございます。

次に、4点目の今後の課題と取り組みについてありますが、外部評価委員会からいただいたご意見、ご指摘につきましては、真摯に受けとめさせていただき、可能な限り経営に反映させる必要があるものと認識しておりますので、今後、院内の経営改善推進プロジェクトチーム等で具体的に検討してまいりたいと考えております。また、評価委員会の予定及び委員会の任期等についてであります。毎年8月15日までに市長へ報告書を提出いただけるよう、7月上旬から必要な回数を開催させていただくとともに、必要に応じ各年度における中間報告のための委員会も開催させていただきたいと考えております。なお、委員会の設置期間は計画が完了した年度の翌年度の8月15日までとしておりますので、最長で平成28年8月15日までを設置期間としております。また、委員の任期は2年間とし、その都度人選を行い、選任させていただくこととしております。

---

○議長（北本清美君） 　ここでお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 　異議なしと認め、よって本日の会議時間は延長することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 　川中議員の一般質問を続けます。

川中議員。

○12番（川中 裕君） 　それでは、5点目の小中学校適正配置についてお伺いをいたします。

この件につきましては、ことしの第1回定例会でもお伺いした経過がありますが、今後、少子化や地域間での人口の偏在に伴う学校の小規模化が一層進み、既に現在、多度志小学校では三、四年生と五、六年生の2学級、納内小学校で三、四年生の1学級

で複式学級が取り入れられております。将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持向上を図り、子供たちが生きる力を培うことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置のあり方について検討することが必要であり、既に何回か市民懇話会を開催されております。子供たちの教育環境条件をよりよいものにするということを前提に、保護者や地域住民と共通理解を形成しながら検討を深めていく必要があります。3点にわたってお伺いをいたします。

1点目に、市内小中学校適正配置のあり方に関する懇話会が内容について、ことしに入ってから開催された回数、参加人数、所属団体、地域等、内容等についてお伺いをいたします。

2点目に、文科省の方針と現場教育委員会としての基本的な見解についてであります。現在の規定では小中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでないとしております。深川市の現状を見たとき、今後5年間の推移を見ても、深川小学校で12学級、一已小で11学級、音江小、北新小で6学級、納内小で5学級、多度志小で4学級から2年後は3学級の見込み。中学校では深川中と一已中は7から6学級、音江納内中が3学級、多度志中が3学級から2学級へ移行する見込みになっております。通学距離についても小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートル以内が適正とされております。文科省の示す方針と現場との相違についての見解についてお伺いをいたします。

3点目に、懇話会や地域教育等、今後の進め方についてであります。さきに述べたように現状認識し、一定の規模がある学校で将来にわたって子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばすために必要な学校規模のあるべき姿を検討、協議する懇話会や地域教育委等の今後の進め方についてお伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 　答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 　小中学校適正配置についてお答え申し上げます。

初めに、深川市立小中学校適正配置のあり方に関する懇話会の内容についてですが、ことし6月14日に、今年度に入ってから初めてとなる第3回目の懇

話を開催いたしました。当日はPTA、町内会、学校関係者など市内各地域から24人の方々のご出席をいただきました。この第3回の懇話会では、前年度の懇話会の中での提案を受けて、本年1月に懇話会の関係の方々を対象に行った学校の適正配置に関するアンケート調査結果の報告と新たな年度での開催ということでありましたので、参加者の異動があったことから、第1回、第2回の懇話会での論議等を、その経過も含めて報告させていただき、さらに先ほど申し上げたアンケート結果などを踏まえ、学校の適正配置にかかわってのご意見をいただいたところであります。

次に、文部科学省の示す方針と本市の現状との違いについての考え方ではありますが、学校教育法等においては、小中学校ともに、1校当たり12学級以上18学級以下を学級数の標準といたしまして、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされております。法に基づき、文部科学省が示す学級数は、全国標準を示すものであります。同時に地域の実態、固有の事情により標準学級数と違う状況も認められているものでありまして、その地域により何学級が適正かについては、画一的な基準によるものではなく、それぞれ異なるものであります。現に本市の小中学校においては、少子化や過疎化など、地域の事情などもあり、現況は深川小学校が唯一標準学級数である12学級となっております。また、通学距離についても、適正とされる一定の距離数が示されておりますが、地域の事情や徒歩や自転車の場合等、ほかの交通機関、手段による場合では通学できる距離や時間も異なるなど、通学距離についても当然違いが生ずるものと考えております。したがって、本市の学校配置にかかわり、適正とする1校当たりの学級数については、文部科学省の定める基準を参考にしつつ、本市の地域事情や子供たちの教育上の視点、学校運営上の視点などを踏まえて考えるべきものと受けております。このようなことから、本市の小学校の配置につきましては、各小学校が地域の教育拠点となっていることや、低学年の児童の通学距離や通学時間などに対する状況も踏まえた上で、当面、現状維持としつつ、中学校の配置にあっては、中学生である子供たちにとってよりよい教育環境を整えるために、将来的には1学年2学級以上の学校とすることを基本に、現在、個別の検討を進めているところであります。

次に、懇話会や地域協議等の今後の進め方についてですが、懇話会では、いただいた意見などを踏まえ、ことしの秋をめどに教育委員会としての一定の考え方をまとめたいと申し上げていたところでありましたが、間もなく懇話会の皆さんに内容を説明し、議論をいただく予定であります。また、懇話会におきましては、教育委員会の考え方について、各地域で議論することが大切であるとの意見を多くいただきましたので、今後、地域の皆さんにそれぞれの地域でご議論いただき、それらを踏まえまして市内小中学校の配置に係る計画をまとめていく考えでございます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ただいま教育長の見解があったわけでありませぬけれども、小学校については当面の間はそのままの現状維持ということで、中学校については具体的に今少し踏み込んだ答弁だったと私も認識するわけでありませぬ。いずれにいたしましても、子供の立場に立って、どういう学校づくりが適切なのかという、これは昔からといえばおかしいですけれども、元来、その地域、地域において学校というものを中心にそれぞれ地域の文化とか芸能とか、あるいは地域活動というのが行われてきたのが現状であります。しかしながら、少子化問題を抱える現状の中では、やはりそういったものを超えた一つの判断が必要と考えておりますし、当然そこに今ほど説明がありました地域における具体的な話し合いが当然必要かと思ひますし、それらの推進に当たっては、私は決して急いで統合せよとか云々というわけではありませぬ。しかしながら、そういう現状を踏まえたときの教育委員会としての対応は、これはもう適切な対応を願うわけでありまして、今後の具体的な対策、対応ということでの見解について、再度お伺いをしておきたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 今、お話の中にありました少子化問題の中で、かつ地域にとって、地域の皆さん方の思いもありませんし、しかし一義的には教育を受ける、私どもで教育をさせていただきお子さんたちにとって、何が一番いいかということについて、私どもの委員会で懇話会等の意見もお聞きしながらまとめて、それから懇話会にご提示申し上げて、お話がありましたように、地域の中で皆さん方のご意

見をしっかりと伺って、拙速にするという考えはございませんが、教育委員会としては、子供たちにとって最も望ましい形を常に念頭に置いて進めていきたいと考えています。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） それでは次に、最後の6番目、全国学力・学習状況調査実施についてお伺いをいたします。

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施設の成果と課題を検証し、改善を図る目的で、文部科学省がことし4月20日に平成22年度全国学力・学習状況調査を実施しました。調査対象は、小学校第6学年、中学校第3学年で、調査内容については、教科に関する調査、国語、数学、算数と生活習慣や学習環境等に関する質問調査が児童生徒、学校等に行われました。抽出調査の結果については7月30日に公表され、新聞等でも報道されました。そこで3点にわたってお伺いをいたします。

市内小中学校の実施状況とその結果について、平成22年度調査においては、調査方式を悉皆調査から抽出調査及び希望利用方式に切りかえて実施されたようではありますが、市内小中学校の実施状況について、あわせて学力テスト結果については、全道で非公開とされている教育委員会が多いようですが、一部公開している学校もあり、都道府県別では北海道の結果は残念なことに小学校では最下位の47位、4科目平均回答率が66.83%、中学校では43位、60.38%と低い水準にあり、市内の小中学校の平均値について、全国、全道に比較してどの水準なのかお伺いをいたします。

2点目に、調査結果に対する学校側の検証、分析とその対応について、さきに述べたように新聞報道によりますと、全国平均で北海道は、小学校で最下位の47位、中学校で43位といずれも低い結果が続いているわけではありますが、市内の結果も踏まえた指導する学校側の検証、分析とその対応についての見解をお伺いいたします。

3点目に、調査実施に対する分析、評価、今後の課題等に対する教育委員会の見解についてですが、本調査は幅広く児童生徒の学力や学習状況を把握することなどを目的として実施しております。必ずしも学校指導要領全体を網羅するものとは思いませんが、しかし総合的な結果を分析評価すること

が必要であり、学習指導上の課題を把握、分析し、児童生徒の学習改善や学習意欲の向上につながる指導を望むものであります。今回の実施に当たっての取り組み結果についての分析評価、今後の課題と取り組みについての見解をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長

○教育部長（一原慶逸君） 全国学力・学習状況調査についてお答えを申し上げます。

初めに、市内小中学校の実施状況とその結果についてですが、平成19年度から本年度で4回目となる全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生を対象に4月20日に実施され、その結果が議員からもお話がありましたように、7月30日に文部科学省から公表されたところでございます。今回の調査では、平成19年から昨年まで3回実施された、すべての小学6年生と中学3年生を対象とした悉皆調査から、文部科学省が対象校を抽出した抽出調査と抽出調査以外の学校の希望による希望利用調査の方法に切りかえられました。本市では、抽出調査は小学校と中学校各3校が、残る小学校3校と中学校2校におきましても、希望利用調査を実施いたしまして、市内11のすべての小中学校において調査を実施いたしました。7月30日に文部科学省から調査結果が公表されましたが、これにつきましては、抽出調査の対象校分のみの結果で、希望利用調査につきましては、別途、現在集計中とのことで、9月末ごろにはその結果が公表される見込みであります。教育委員会といたしましては、既に調査結果が公表された抽出調査の学校だけでなく、希望利用調査を実施した学校の調査結果を待ちまして、それらを合わせた上で、今後、市全体としての結果を整理し、これまでと同様の方法で公表するとともに、全国、全道の結果との比較分析などを行い、今後の教育施策に生かしていく考えであります。また、各学校では、これまでと同じく調査結果に基づき分析と検証を行うことで、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に取り組む予定であります。

次に、調査結果に対する学校側の検証分析とその対応についてですが、学校ではみずからの教育結果を検証し、改善を図ることを目的に、学校ごとに学校改善プランを作成しています。これまでも調査実施後に公表された結果の把握と分析を行い、既存の学校改善プランを検証いたしまして、プランの見直

し修正を行い、指導計画等に適切に反映させるなど、教育指導の改善に向けた計画的、具体的な取り組みを進めてきております。その際には、全学年、全教科を対象とした取り組みについて検討しているものでございます。具体的には、調査結果の分析、検証からの課題等を踏まえて指導体制や指導方法の改善を図ることや、保護者の理解と協力を求めながら家庭における生活習慣や学習環境等の改善に向けた取り組みを行うこと、また特に課題として挙げられた点を中心に授業の工夫、改善や教職員の指導力向上を図るための校内外での研修の実施や参加奨励など、各校の実情に応じた幅広い取り組みを進めることを継続して実施していくことが必要であると考えておりまして、今後、希望利用調査の結果が公表されるのを待って、各学校における学校改善プランの見直し等に取り組んでまいります。

次に、調査実施に対する分析評価として、今後の課題等に対する教育委員会の見解についてでございますが、教育委員会といたしましては、調査結果の分析検証の結果を踏まえ、市教委としての学校改善プランの見直しを行うことで、教育に関する継続的な検証と改善のサイクルの確立に向けた取り組みを図り、本市の学校教育や学校教育施策の改善に向けた総合的、計画的な取り組みを進める必要があると考えております。具体的には、学校における改善の計画や取り組みに対しまして、学校の状況に応じて必要な指導、助言や支援を行うこと、教職員による指導方法、指導内容の改善を進めるための教職員研修や事業研究への支援など、またすぐれた取り組みを行っている学校の事例や調査結果の検証、分析、手法の周知を図ることなどが挙げられます。このほか、家庭における生活習慣や学習環境の改善に向けた取り組みなど、学力向上に向けた新たな支援策の検討も含め、必要とされる対応を進めていく考えでございます。

○議長（北本清美君） 以上で川中議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 4時04分 延会）



平成22年第3回定例会

平成22年9月3日（金曜日）

平成22年 第3回

深川市議会定例会会議録 (第3号)

平成22年9月3日(金曜日)

午前10時00分 開議

午後 2時12分 散会

---

○議事日程(第3号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第3回定例会3日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、田中昌幸議員。

[田中昌幸議員、質問席へ]

○5番(田中昌幸君) 先日、議員として、そして人生の先輩として敬愛いたします、鍛冶敏夫議員が志し半ばにしてこの世を去られました。時折、厳しい視線を送りながらも、常に周りの人に対する心配り、だれにでも分け隔てない対応など、私のような無頓着なものには及びもつかない人格者であられました。今でも、この場でいいかげんな発言をすると、斜め後ろから厳しくも優しい鍛冶の一刺しが飛んできそうな気がします。意志を継いでなどおこがましいことは言えませんが、鍛冶議員が常に考えられていた市民の皆さん、地域の皆さん、そして家族のことを大切に市政を目指して、私も微力を尽くしてまいりたいと存じます。鍛冶議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。通告に従い、一般質問を行います。

1つ目、財政収支計画についてお伺いします。この間、財政難問題は常に行政推進の上で大きなおもしろとなってきています。山下市政において、最重要課題の一つであることは間違いありませんし、昨年度から財政収支改善の取り組みとして多くの住民サービスを初め、歳出に大なたを振るった経過がございます。その根拠は、基金の取り崩しをしなければならぬ、そのような財政状況だったものでございます。一方、09年度決算で実質的には基金の繰入額がゼロ、繰越額も2億5,000万円、4,700万円の繰越明許費を除いても、繰越額がおよそ2億円、単年度収支額が7,900万円ほどの黒字化が実現をしております。財政収支改善計画では、09年度でもまだ4億円ほどの赤字の推計ということでございましたが、この状況とはかなりずれが生じております。これま

での財政収支の見直しは、あくまでも予算ベースで収支計画を立てていくという再三答弁をいただいているところでございますが、今、これだけの額で予算と決算の状況が乖離をしている状態で、あくまでも予算ベースのこれまでの計画で進めていく考えなのか。民主党政権が今の状況では必ずしも楽観的な考えができないかもしれませんが、少なくとも三位一体の改革のような愚策はとらないと考えられる情勢のもと、財政収支計画を改めて見直す考えについてお伺いしたいと思います。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長(坂本光央) 財政収支計画についてお答えをいたします。

平成20年度において、大幅な財源不足、健全化判断比率の悪化が見込まれましたことから、中長期の歳入歳出の見通しを推計し、財政収支の改善の取り組みを行ったところでございます。その際、作成した財政収支計画については、その後、財政健全化法の完全施行による市立病院の経営健全化という大きな状況の変化があり、病院事業会計の資金不足比率を基準以下にするためには、一般会計からの支援を要することは明らかでありましたので、一般会計において長期にわたる重い負担に耐えることが可能かどうか、大きな課題となっていたところでございます。そのため、平成20年度における財政収支計画をもとに、その後の変動要素を加えて検証を行ったところ、27年度までの経営健全化計画期間中における一般会計からの繰り出し基準を超える財政負担を行うことが可能であると判断したところでありまして、経営健全化計画の達成に向けた道筋をつけることができたと考えているところでございます。そのことは、昨年度の行財政改革調査特別委員会におきまして議論をいただき、一定の条件のもとでの試算であるということを前提にその財政収支の見通しをお示ししたところでございます。財政収支の見通しは、各会計の決算、普通交付税の算定、国の経済対策による補正予算の編成、新年度に向けた地方財政対策、国の予算の成立、特別交付税の決定など、それぞれの時点で見通しに変化するものでありまして、行財政改革調査特別委員会には、本年2月における経営健全化計画の実効性を確保する目的で作成した財政収支見通しを示したところでございます。その後、さらに特別交付税の決定、平成21年度決算、市税の

確定賦課など状況が変動しており、こうしたことから、財政収支計画自体が今日の財政の収支見通しの基礎とはなっておりますけれども、その姿は常に変貌しているというのが現状でございます。市といたしましては、財政収支の見通しは恒常的に作成するものではなく、その時々課題解決などのための財政的な検証を行う資料ということで作成するものでありまして、数値や見通しは常に変動するものであり、こうした留保条件をつけて理解いただくことになるものと考えております。質問では財政収支計画の見直しをというご提言をいただきましたが、収支見直しについては確定した数値をもとに、その都度置きかえといいたいまいしょうか、見直しを行う考えでございますが、現状を安定期としてではなくて、変動期と認識しておりますので、過去に策定した財政収支計画を根本から見直すことにはならないものと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 今、答弁をいただきましたが、財政収支改善の7年間の計画の中で二十数億円が財源不足ですという推計を立てて、それに基づいて住民サービスの著しい低下につながる削減等やってくるわけです。その結果が今の状況になっていますし、皆さんが子育てとか学校のお子さん、いろいろな福祉の関係、それからパークゴルフ場とかそういうものに対する市民生活に影響のある内容について、その数字を根拠にやってくる実態があるわけです。その実態の根拠が大きく変化してきているのに、それが今変動期というような答弁がございましたけれども、まさに平成20年にやったときというのは変動期だったから、将来の推計を立てて、そういう計画を立てたのではないですか。安定期になったら計画を立てるわけではなくて、変動期だったから立てるのであれば、今も変動期であるという表現であれば、少し逆の答弁と受けとめざるを得ないかと思えます。

もう一つ、これまでの説明は、基金を取り崩さなければ財政運営ができないという説明です。けれども、基金取り崩しは実質ゼロです。昨年の決算ベースでもそうですし、今年度の決算でも、多分これがゼロではなくて、逆にかなり大きな額が剰余として残る可能性を十分秘めている状況だということも認識しなければいけない。そのような状況の中で、今までの部分に固執をしないとは言わなかったの

すけれども、そこに対しては、市民の皆さんに丁寧に説明をした上で、もう少しここで見直しを図るということで真摯に受けとめる、常に市民の皆さんにはこの財政状況をお知らせするというをもちに、その中で行政サービスを考えていくという姿勢が必要なのではないかと思いますが、その点については今の答弁、変動期というのは少しとらえ方が違うのではないかと思います、改めて答弁をいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えをいたします。

財政収支改善案作成後、状況の変化があるのではないか、根拠に変化を生じているのではないかとご指摘をいただきました。財政収支改善に取り組むに当たりまして、収支の著しい悪化ということをもとにしながら、さまざまな見直しを図りまして、単年度4億円を超える効果を生み出したということがございまして、こういったことが現在の財政収支の改善に大きく貢献しているものと。さらに、もう一つ大きな要素といたしまして、国の地方財政対策、ここに非常に大きく増額を図っていただいているということが今回、基金を取り崩ししなくてもいいような財政状況になっている一番大きな要因と考えております。8月30日に総務省が、平成23年度の地方財政の概算をまとめた中では引き続き地方財政が厳しい状況にあるので、ここについては22年度と同様の対応をすべく考えているという見通しも示されました。ただ、その反面の裏返しということになります。財務省が6月に今現在の国の状況などを示した中では、累積の国の赤字については平年の税収の17年分に相当するだけの大きな累積赤字があると。財政健全化は待ったなしの状況であるというようなことも他方で言われているということもございまして、私どもは総務省が示した今回の見通し、非常に期待をするところでございますし、今後このような形が継続されると、地方財政対策について、手厚い考え方を持っていただけるということは非常に期待をし、望んでいるところでございますが、国全体の見直しについては楽観を許さないという意味で変動期という言葉を使わせていただいたのは、そういったことが背景にあるということでございます。

そういった中で、基金の取り崩しをしない状況は、



説明と違うのではないかというようなニュアンスでございますが、平成21年度の決算等で、夕張市を除く北海道内の市の決算状況の速報というものが出されました。その中で、健全化判断比率で連結赤字比率が生じた市は6市でございますが、最も高いのは本市の10.7という状況であったり、実質公債費比率については三笠市とともに第3位にあるということだとか、財政収支の若干の改善が見られるとは言えると思いますが、今後の推移を十分に引きわめていくことが必要であるという認識に立っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） いろいろなほかのものが派生して答弁に出てきたのですけれども、連結決算とかという部分については、市立病院の不良債務が16億円ほどあるのが一番大きな影響でございますし、ほかの市については、臨財債の起債を起したということで、その部分が帳消し、棒引きになっている形で実質連結赤字比率には影響していないという結果もありますから、そこは実際の財政とはまた違うのです。そこはうまく逃げられているというか、そういうことを表現しているところはありますけれども、深川市は現実としてその額がありますというのが表に出ていますけれども、そこについての考え方は今の答弁では少し違うと思う。私が言っているのは、そういう数値がどうこうということではなくて、やはり市民の皆さんにこれまで基金を取り崩さなければ財政運営できませんという説明をしてきたものが、少なくとも今、そうでなくなっていますということをアナウンスする。皆さんのご協力によって、こういうことになっていますということを正確に伝えることが最低限必要ではないかと。その上で、どうしてこうかという考え方をどのように改めるかということは、今の時点で必要ではないかと思えますし、決算のところでこのようになっていきますということを、もっと正確に市民の皆さんに情報公開して、提供していくということが必要だと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再々質問にお答えをいたします。

市民の皆さんに決算の状況を説明すべきと、そのとおりだと思いますので、ご指摘を受けまして、ど

のようにすれば市民の皆さんにより深川市の財政状況をわかっていただけるかということについて創意工夫に努めてまいりたいと思っております。その上で、今、改善している部分について継続ということになりますと、一定の判断も必要になってこようかと思えますけれども、まずはご指摘いただきました十分な説明に意を用いてまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 2番目の第四次総合計画の後継計画についてお伺いしたいと思います。

第四次深川市総合計画は、皆さんもご存じのとおり、来年度をもって最終年次となります。この計画、私が考える部分ですが、何よりも欠陥は、財政についての具体的な数値が全く示されていないことでございます。穿った考えをすると失礼なのかもしれませんが、前政権の時代、この具体的な施策展開に対して、フリーハンドを得るための内容だったというふうに言っても過言ではないかと考えております。前回と同じようなこの後継計画が進められれば、またいつ同じような借金地獄になるとも限りません。逆にこの財政の数字がなければ、どのぐらいのスケールでこの10年間という計画の期間に、10年とは限りませんが、その期間の中で政策的な財源投下をできるのかどうかということもわからない。推しはかれないというものでございます。少なくとも合併協議のときには、10年、15年間の財政予測が立てられていたと私は記憶をしております。この計画策定に当たって、財政の具体的な検証と推計を取り入れる考えについてお伺いをします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 第四次総合計画の後継計画についてお答えいたします。

計画の策定義務をなくすという内容の地方自治法の改正案につきましては、いまだ衆議院の総務委員会で継続審査になっているという状況でございますが、さきの第2回定例会で市長から答弁申し上げておりますとおり、第四次深川市総合計画の後継となる計画につきましては、法的な策定義務がなくなった後であっても、まちづくりの指針となる将来目標の実現に向けての基本方針については、内容を十分に検討した上で、何らかの形式で取りまとめていくという予定でいるところでございます。

そこで、ご指摘のございました後継計画の中に、

財政の具体的な検証と推計を取り入れてはということに関しましては、仮に何らかの基準を設けて、財政推計を行ったとしても、その後の年度における国の予算や地方財政計画の動向、社会経済の動向など、本市財政を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中におきまして、本市の将来の基本方向を示すことを目的とする総合計画の中に長期にわたって財政状況を的確に把握し、推計を行うということについては非常に難しいものがあると考えているところでございます。なお、財政推計につきましては、先ほどの質問にもございましたように、既に財政収支の見通しを策定しているほか、公債費負担適正化計画を策定し、地方債の適切な管理のもとで、健全な財政運営を行っていかねばならない状況にあるということはもう紛れもない事実でございますし、健全な財政基盤の上に立った施策の展開が求められているということでございますので、これら計画を踏まえた、総合計画の後継計画策定作業を進めるという考えに立っているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 第四次総合計画自体がその財政の根拠を示す必要がないというものもあったかもしれませんがけれども、少なくとも7年間の財政収支の見直しというスパンでやってきたこともありまして、今、答弁にもありましたとおり、公債費負担適正化計画についても数字をしっかりと出しているわけです。記憶にも新しいと思うのですが、合併議論のときにあれだけ将来の財政予測というもので10年後、15年後という予測を立てているのです。財政というものは行政運営する上で、やはり市長が本当に大きな行政運営、執行の上で非常に大きな課題の一つが財政再建ということをおっしゃっているわけですから、そういう根拠のない計画をつくるということを、少なくとも根拠をそこに全部示す必要はない。当然見直しもしなければいけない。けれども、今の時点ではこういう財政状況と将来10年後に向けてはこんなことになりませうというようなものを示すことで、市民の皆さんもこういうまちづくりをしていくのだというものが、よりわかりやすくなっていくのではないかと。少なくともこの9年前にできた計画では結局何をしたいのかが最終的によくわからなかった。逆に言えば何でもできた。そういうことをその計画の中でももう少し示していくために財政の根拠というものをに入れていく必要があると考

えておりますが、その点についてももう一度改めてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 総合計画の中に根拠を示すべきというご指摘をいただきました。第四次総合計画の策定のときもそうですが、この計画の中にも健全な財政運営という項目を起こして記述をしているところもございます。そういった意味で、総合計画につきましては、まちづくりのビジョン、将来像をお示するという役割を有していると考えておりますし、財政の裏づけを持ってそれを推進するということについては、それぞれの年度の予算の審議の中で、さらにその検証といいましょうか、成果については決算の段階でそれぞれ議会の議論をいただくことが望ましいと考えているところでございます。したがって、総合計画の役割とそれぞれの予算、決算の役割、これは分担しつつ、決して切り離すということではなく、踏まえながら整合性までということになるかどうか、そういったものも十分に見きわめた上でということが必要だと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） この点については、来年度策定になるというふうに考えますので、その時点でまた議論をさせていただきたいと思っております。

3点目に入りたいと思っております。2020年へのメッセージについてお伺いします。「2020年農業が輝く」とおっしゃられ、これはほらではなく本当の話だと説かれた相馬暁教授が亡くなられて5年半になります。相馬先生は北海道農業のあり方に警鐘を鳴らし、環境にも配慮したクリーン農業を提唱してきました。拓殖短大の教員時には新規就農事業にも取り組み、相馬先生の理念を継承する若い農業経営者を育てたことは皆さんもご存じのとおりでございますし、その方たちが今、深川市内、北空知管内でご活躍をされていることもご存じのとおりでございます。総合計画の後継計画、財政収支の見直し、農業基本計画などなど、まちづくりの計画をつくるなど、今、2020年に向けた計画を策定する上で、そのときの深川市民の皆さんへ今どんなメッセージを届けるべきか、私自身こんな問いをして、なかなかストレートな答えを生み出すことができませんが、今のままでいては、人口は減る一方でございます。これまでの

10年で3,700人減り、現在2万3,800人、10年後には2万人、高齢化率はどんどん上がり、子供はどんどん減り、働くところはどんどん減り、農業就労者は減少の一途。一方で農地は余り、そのようなことにさせないために、目先の事象にとらわれることなく、将来に向けて今すべきことをしっかりと目標にしていかなければならないと考えているところでございます。第四次総合計画策定時の2000年の人口は、約2万7,600人でした。そして第四次総合計画上の2011年の人口目標が2万6,700人、実際にはこの7月末で2万3,900人、3,700人の減少。10年で割りますと、年370人平均の減少が深川市の実態でございます。全くこのままのペースが続けば、2020年にはまさに2万人という人口の数字が見えてきますし、高齢化率と相まって、まちのあり方が問われる今後10年に向け、具体的にどのようなメッセージを送っていけばいいのか。人口減少を食いとめる政策をどこに求めるのかは単純ではありませんが、あれもこれもではなく、どの分野に集中的に投下していくのが求められると考えるところでございます。企業誘致といたしましても、このようなご時世で、国内生産から国外へと生産拠点を離れていこうとする中で、実質的には市内への誘致というものが極めて困難な状況でもあると認識をしております。深川市の地域特性を生かしていくためには農業生産物に付加価値をつける、いわゆるワンツースリー産業にしていく。2007年の第2回定例会で市内農家の2012年問題ということで、団塊世代が65歳になると離農が急に増加する可能性があるのではないかという指摘を私からさせていただきました。また、その翌年の第2回定例会では、東出議員から農地の流動化、深刻な後継者不足のもと、農地の引き取り手がなくなる可能性の一般質問は、今でも記憶に新しいところでございます。今後、農地の保全をどのように維持していくのか。農地があってもそれを耕作する人、できる人がいなくなる。営農移譲をしたくても、引き受け手のない農地をどうしていくのか。一歩進んでその対策を立てることにより、若者の働く場を生み出していくことを深川市、JA、あるいは農家が連携して、クラスター形成や公社などの農業経営事業主体を展開するなどの目標を10年後への明確なメッセージとするための計画を今始めていく必要があるのではないかと考えております。この考えについて見解をお伺いしたいと思います。

2点目、カントリーエレベーターの増設要望が農業関係団体から上がっています。精米機能はこれの中では求められていないと聞いておりますが、現状、雨竜町のカントリーエレベーターに精米機能があるため緊急性が低く、雨竜に持っていけば今のところJAきたそらち管内での精米ができるということをお伺いしております。一方、毎週のように道の駅に來まして、1回200円の精米機で精米して、その米を持って帰って食べている方がいるそうでございます。高齢世帯の2人では、そのほうが常においしいお米が食べられるということで、2合程度のお米を持ち帰っているそうでございます。今、家庭は核家族化から高齢者の2人暮らし、ひとり暮らしが急増しており、お米を買うのも10キロ、20キロという数量ではなく、300グラムとか500グラムという時代になりつつあります。そのお米が今ずり米で食べられるのが楽しみという方がふえているというふうに考えております。精米したてのお米の販売戦略に向けた考えをお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの2020年へのメッセージについてのお尋ねのうちの最初の点について、私からお答えを申し上げたいと思います。

今のお尋ねは、本市の人口対策の面で、まず農業対策の充実という観点からいろいろご指摘された問題かと思っております。深川市におきましても、道内の他の多くの市町村と同様に、残念ながら農家戸数の減少が続いております。減少は続いておりますが、幸い現状においては、そうした離農された方々の残された農地をほぼ余すところなく、それぞれの地域の農業者の皆様方に継承されているという状況になってはおります。しかし、今後を見通しますと、高齢化の進行でありますとか、労働力不足による離農あるいはさらなる担い手不足が進んで、農地の円滑な継承に支障が生じるかもしれないという懸念が出てきているのも事実でございます。今、議員がおっしゃいましたように、そうした場合の農地の保全をどのようにしていくのか、引き受け手のない農地が発生するという現実の懸念に対して、どのように回避していくのか。そうした根本的な解決についてどう考えるかということになりますと、やはり基本的には個々の農業経営が成り立つような、つまり俗にいうもうかる農業といいましょうか、経営がしっかり

と成り立つような農業所得が確保されることが大事でございまして、そういう状況が生まれてくれば、それぞれ後継者への経営継承というのは円滑に進んでいく。したがって、まずはそういう環境をしっかりとつくっていくということが、根本解決の上で大事なことかと思えます。そのためには、言わずもがなでございまして、私の考えでは、まずは国が国の農業政策において、しっかりとそうした観点をもって政策をやっていく。現状以上に農業政策の充実強化ということが求められるとまずは思いますが、しかし他方で、それぞれの地域においても、みずから取り組むべきこととして、農地の集積や栽培技術の向上などによりまして、農作業の効率化を進め、また経営面積の拡大の余裕を生み出すこと。また、あわせて法人化や農外からの新規参入の方々を受け入れる、そういう可能性などについても本格的に本腰を入れて検討していくことが必要だと考えております。そうしたことを背景にいたしまして、深川市ではご案内のように、平成21年7月から景気対策の意味でいろいろ設けられました、厚生労働省の雇用対策事業、具体的にはふるさと雇用再生特別対策推進事業交付金を活用いたしまして、株式会社深川振興公社に委託をして、新たにアグリサポート事業を実施、推進を行っているところでございます。このアグリサポート事業と申しますのは、振興公社の社員として雇用した新規就農希望者をさまざまな農作業サポート業務等に従事してもらうことで、それぞれの農家の労働力不足の解消を図ると同時に、働いてもらう従業員の農業技術の習得や、また地域への溶け込みを促す。そして、新規就農希望者の将来の新規就農に向けた環境づくりを進めようという、そういったもろもろのねらいを込めて始めたものでございまして、ことし4月から新たに加えました新規の農場経営にも取り組んでおりまして、野菜や花きの生産も開始をするに至っております。幸いおおむねねらいに沿った順調な運営が行われているところでございますが、今後さらに耕作放棄地の発生を防止するという視点で直営の農業部門の拡大や、コントラクター業務の本格的な実施に向けまして、関係する機関と一層連携をとりながら、真剣にそうした新たな展開についても検討してまいりたいと思っております。長々と申し上げましたが、こうした取り組みを通じて、新規に農外からも経営を継承する人を育てていく、受け入れていく、そういう仕組みとして

取り組んでいるものでございます。

それから、現在市では、平成22年度から26年度を計画期間とする第6次農業振興計画の策定作業を進めているところでございますが、この計画において、意欲ある担い手の育成や確保、それから農地流動化の推進を取り組みの基本方向の大きな一つとして位置づけまして、農業後継者の育成、新規就農者の就農促進、法人経営の促進、コントラクターの育成活用促進、それから農地の流動化対策などの施策を展開するというところで、その計画策定において具体的な検討を進めているという状況もでございます。市といたしましては、これらの施策の推進に当たりまして極めて大事なことでございますが、農協や農業委員会など地域の関係する機関・団体とより一層緊密に連携を図りながら、また国がさまざまに検討して提供する支援施策についても余すところなく利用できるものは最大限活用するといったことで、こうした取り組み施策の推進を効果的に図ってまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、議員が今申されたことは本当に必要なことであり、真剣に考えなければいけない問題についてご指摘をいただいたと思えます。しかし、こうしたご指摘に係る部分は、本当にさまざまな難しい要素もございまして、一朝一夕にして解決のつく問題ではないと思えますが、私たちとしては決して難しいからといってあきらめるのではなくて、粘り強く着実に一步一步、必要な施策の推進を今後も図ってまいりたいと思っておりますことを申し上げまして、第1点目のお答えとさせていただきます。

○議長（北本清美君） 沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 私から2点目の精米したての販売戦略についてお答えいたします。

深川産米につきましては、きたそらち農協では両竜町に保有する精米施設において精米され、道の駅や市内小売店などで販売されており、また道の駅の精米体験コーナーにおいては、その場で精米したものを360グラムの小袋で購入することができます。今後、核家族化が進み、家庭内での米の消費量について減少が見込まれる中で精米したての少量の米のニーズが高くなっていくことも想定されますが、少量での販売はコスト高となることや、現在、深川産米については、市内取扱店では精米後2週間程度までの米が消費者に販売されていますことから、きた

そらち農協として当面は現在販売されている1キログラム袋入りの米を最低量として販売していく考えであると聞いております。ご提言のありました300グラムや500グラムなどの精米したての米を販売することにつきましては、今後の消費動向を見きわめながら、きたそらち農協と検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 答弁いただきましたが、再質問させていただきたいと思っております。

冒頭、「2020年農業が輝く」という相馬先生の著書でございますが、2004年に監修されていまして、2000年から2020年に向けたメッセージでございますけれども、この10年間、2010年までの経過を見ますと、相馬先生が言われていること、この農業に対する深刻な状況、それから地域に対する深刻な状況を見事に言い当てていらっしゃると思いますが、逆にそれを克服するためにどうしたらいいかということをしている提言されている点については、なかなか進んでいないというのが実情だと思います。先ほど山下市長からの丁寧な答弁の中でも、いろいろな施策があるけれども、なかなかそれがうまく結びつかない、進みづらい状況にあるということは、私も認識しておりますし、立場としましては、私は農業者でもございませんから専門家ではない。ただ、こういう本を読んだりすることでいろいろな知識を得る中では、やはり何らかの動きを現時点でやっていかなければならない状況にあるのではないかと強く感じているところでございます。

それから、農地の保全ということは、現状、離農者が出た場合に、その引き受け手がいない場合については、いろいろな制度の中で買い取りではない形でやっているケースもあるかもしれませんが、今の現状、深川市、それから北空知という地域での農業生産高を維持しようと思えば、やはりこの農地を一定程度維持していくということは最低限必要なのではないかと。これを多少人に合わせて農地を減らしていくという考えもあるかもしれませんが、そうすれば、例えば2割農地が減れば、2割の生産高が減ってしまう。この地域の生産高が減ってしまうということは避けなければいけないと私は思うわけですし、そのことに農業委員会の皆さんも努力をされて、ご尽力されている。市長もやはりそういう考え方でご尽力されていると思っております。そうい

ったことを継続していくためにはある程度大胆な発想を持った取り組みも、今後の中で10年ということをおっしゃらずに5年ぐらいの中で考えていかなければいけないという危機感を持っています。昨年からアグリサポート事業もやっていますけれども、やはり耕作放棄地というのは余りいい土地ではないから放棄地になるわけです。優良地で新しい人が新規参入すれば、いい生産高が得られる。そうすればいい商売になる。だけれども、今やろうとしているのは、もともと本当のプロがやってもなかなか生産できないような土地を提供して、新規事業をやってみないかというのは余りにも酷な話ではないかということも相馬先生はこの本の中で訴えられているのです。そういうことを解決するためには、若者の就労の場、新規参入の場、強いては深川市の将来のためにつながる農業というものをつくっていくために、そういうことも含めて議論していく機会が必要ではないかと考えているところでございますので、ぜひ農業振興計画の中での議論になるのかもしれないけれども、もっと広範な議論ができないのか改めて伺いたいと思っております。

それから、カントリーエレベーターの精米の部分。せっかく今増設をしたいという考えが、これは過疎計画についてはこれから審議はしますけれども、その中にも一定程度盛り込まれてきているというようなところが見えておりますけれども、やはりそういうことをやる時に、一歩進んで、この深川市のお米が、本当においしいお米をここで食べられますと。相馬先生は米を売るのはなくて、御飯で売っています。精米されなければ御飯にはできないわけです。深川市でとれたお米がそこに行けば、あの大きなタンクのもとで、この精米された本当においしいお米がそこで買えるというのは、このアピール度にもつながるのではないかと思いますので、そういったことの検討もするべきではないかと思います。大きな量を売るよりも、やはり小さな量を地道に売っていく中で、一つ一つ展開していくということも必要ではないかということをお考えしますので、その点についての答弁をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 再質問の前段については私からお答え申し上げます。今、議員が再質問で提起されたことのほとんどすべてが、まさに同感だとい

う思いで聞いておりました。課題として認識している部分は全く共通していると思います。そこで幅広くいろいろ議論の場をとということで、先ほど申し上げた農業振興計画づくりをやるわけですが、この計画の策定の審議に当たりますは、農業振興委員会という、これはそうそうたる農業者の皆さん方やそれ以外の一般委員も入ってございますが、その委員会でご審議を既にいただきつつありますけれども、そういった場で幅広くいろいろさまざまな角度からご議論をいただいて、そうした議論の成果もしっかり反映した形で計画はつくっていきたいと思いますし、計画をつくっても、それを実行しなければ意味がないと思います。その実行の部分については、やはり議員も言っていただきましたが、従来の固定観念だけではなかなか乗り越えられない新たなチャレンジというか、挑戦していく部分もこれからはお許しいたいて大胆にやっていかないと打開できない状況も生まれてくるかと思っておりますので、いろいろとご指導いただきながら、さまざま取り組んでいきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 沢田経済・地域振興部長。  
○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 2点目の精米したての販売戦略について、お答え申し上げます。1点目のカントリーに合わせて整備してはどうかということでございますけれども、きたそらち農協としましても、将来的には深川市内に精米施設の整備を検討しているというような考えがあることをお聞きしておりますが、現時点では、ただいま申し上げました、雨竜町にある精米施設を有効活用したいということでございます。

それから、少量販売につきましては、先ほど申し上げましたけれども、現在きたそらち農協としては1キログラムを最低量として販売していくというような考え方を持っておりますけれども、今の1キログラムの販売の状況、それから消費動向を見きわめながら、今後きたそらち農協と検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 今の点についてはこれ以上のものは出てこないかと思っておりますけれども、やはり生産者のほうが本当に大事なことなのですけれども、消費者に向けた、消費者の立場に立った販売戦略というものをもう少し展開をしていくことをお願いしたいと思います。

次に、4点目のご当地飲料についてお伺いします。ふかがわ元気会議を初め地域振興課の皆さんの取り組みには日ごろからホームページや新聞、あるいは広報等の情報発信も含め、非常に注目をしております。山下市長肝いりのリンゴのシードルは、ことしの製品は味もよく、皆さんにお勧めのできるもので、発想も非常にいいものだと思っております。しかし、300ミリリットルで735円は若干値段が高いと思いますが、実際の生産コストはどのようになっているのかまずお伺いしたいと思います。

また、なかなか商業ベースに乗らないのではないかと予測をするところでございますが、実態はどうとらえているのか。いずれにしても、雇用の場の創出なども含め、今後自立していくためには1本幾らで売ればいいのかお伺いします。

2点目、高知県の馬路村のゆずジュース、これは初め100%のジュースということでつくったそうでございます。ところが、味が濃過ぎて、1回飲んだらもう二度と飲んでくれる人がいない。そういうものに地場でとれたハチみつを混ぜて、さらに高知県でとれた水で薄めたジュースにしたところ、非常に飲みやすく、1本100円にしたなら、もうけもかなり確実なものとなったそうでございます。リンゴとハチみつ、とろり溶けたらという、何とかカレーのコーマールのおかげでリンゴとハチみつというのはきっと日本国民にとって非常にいいものだという印象があるのではないかと思います。そのことはさておき、水もまあぶの井戸水などを使う。井戸水も私も非常においしいと思っておりますので、ミネラルウォーターにして売ったらいいのかもしれませんが、ハチみつも地元産でございます。それらを使ったリンゴ果汁入りジュース、ペットボトル入りのほうが収益性もこだわりも出るのではないかと考えますが、いかがですか。

子供たちも大人も、今現在、果汁100%のジュースはなかなか飲まないという認識をしております。トマトジュースぐらいかと思っておりますが、それ以外につきましては、あるいはスーパーに並んでいるジュースと呼ばれるものはすべて果汁入り飲料というものですし、その中身については果汁数パーセントということで、非常によく売れていると思っております。もしアルコール飲料にしたいのであれば、そのジュースに焼酎をまぜて氷を入れればカクテルとしてももっと飲みやすくなりますから、このほうが女性あるい

は若者にも人気が出るのではないかとということも考えますが、このような議論はいかがでしょうか。ペットボトル入りの水とジュースなら市内の料飲店に置いていただいても、バリエーションがこういった形で広がっていくのではないかと考えますが、これまでの元気会議での議論の中でどのような状況だったのか、お示しをいただきたいと思えます。

3点目、果汁100%のシードルでは、シードルのできた味がリンゴそのもののできに大きく左右されるのではないかと予想するところがございます。リンゴの作柄がよくないときに、そのものを活用できる、本当においしいリンゴを使うものも価値がございますけれども、そうできなかったものをしっかり活用しながら、地域の産業としていく、そんな支援の仕方が、雇用の場の創出とともに必要と考えますが、その点について、3点お伺いしたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ご当地飲料についての1点目、シードルのコストと自立のための販売価格についてお答えいたします。

シードル、リンゴのぷちぷちワインについては、平成19年度から市とふかがわ元気会議により商品化研究を進め、本年7月4日に発売に至ったところがあります。販売価格は735円に設定し、所要経費の内訳については販売単価の85%は委託・醸造経費、10%は販売手数料、残りの5%が雑費となっております。本年度、シードルを1,500本委託・醸造し、これまで1,200本を販売し、残りは300本となりましたが、現段階では商業ベースのみにとらわれずに、シードルの認識度を高めたり、本市のPRにつながることを期待して取り組んでいるところであります。経費の大半を占める委託・醸造経費については、将来的に減額の見込みでありますので、少しでも安く販売できるように努めていく考えであります。

次に、ペットボトル入りの水とリンゴジュースの商品化についてであります。現在、取り組んでいるシードルにつきましては、リンゴ生産者の収益性向上の一助となるよう、より付加価値の高い加工事業を模索しているものであります。また、作業の省力化となる加工用リンゴの栽培につなげることができれば、リンゴの産地として生産体制の維持にも貢献できるものと考えているところであります。ご提案の水の商品化につきましてはこのような多面的

な経済効果が見当たらないことから検討には至っておりません。しかしながら、リンゴジュースについては元気会議において、搾汁などの作業工程の一部がシードル醸造と共通のため、組み合わせるとの意見がありましたので、今後シードル事業の展開の中で地元で醸造できる環境が整った時点におきまして、検討してまいりたいと考えております。

最後に、作柄の悪いときのリンゴの活用支援についてであります。シードルの原料となるリンゴは生食用である必要はなく、完熟していれば傷ものでも落ちたものでも使用することができますので、シードルの取り組みによりまして、これらのリンゴの活用、支援にもつなげてまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 認識の違いというか、シードルをつくるリンゴの原料が必ずしも製品のいいものに限らなくていいということをお伺いして、そういったことでのリンゴが余りよくなかったときでも十分対応できることを新たに認識させていただきました。

それで、販売単価の85%が委託費ですということ、多分市内ではないと思うのですが、その委託をすることは残念ながら、現在、雇用につながらないと思えます。やはり地場産品を使って、ここで加工するということが重要なのではないかと。そこに、通年で働く機会が創出できるような方向性を検討しなければいけないと思えますので、そういった展開において、地場での原材料を少しでも多く使えるような製品化というものも展望しなければいけないのではないかと。ということで、果汁飲料と提案させていただきましたけれども、その部分、中身は別として、今後の雇用の場につなげるような展開についてのお考えについて、お伺いしたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

私どもといたしましては、地元でできる農産物を地元で加工して販売していくことが雇用確保の面からも必要なことと考えております。今後、具体的な課題、それから目指すべき方向を見きわめながら、地元での農産物に付加価値をつけ、生産者の収益向上にもつなげるような取り組みができないか研究し

てまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 以上で田中昌幸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、田中裕章議員。

〔田中裕章議員、質問席へ〕

○15番（田中裕章君） 8月19日に同僚で先輩議員の鍛冶敏夫さんがお亡くなりになりました。鍛冶先輩とは7年ご一緒をさせていただきましたが、その間、政務調査や行事などで一緒のときは、食事やお酒をともし、多くのお話をお聞きしました。そして多くのことを学ばせていただきました。特に、教育行政には先輩の持論があり、大いに共感をさせていただいた記憶が今でも鮮明に残っております。まだまだ多くのことを学びたかった。非常に残念な思いでいっぱいあります。今後は鍛冶先輩の思いを少しでも生かしていけるようにと思うものであります。鍛冶先輩のご冥福を心からお祈りするものであります。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。初めに申し上げておきますが、6番の高齢者の所在確認については、太田議員の質問で明らかになりましたので割愛させていただきます。

一般行政、緑の分権改革、補助金の一括交付金についてお伺いいたします。国は緑の分権改革推進会議を設置して、取り組みをしようとしております。緑の分権改革とは、それぞれの地域が森、里、海とそれぞれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出される食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みをつくり上げていくことによって地域の活性化、きずなの再生を図り、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を実現しようとしたものと認識をいたしております。この延長上に、地域主権の確立のための義務づけ、枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲、国直轄事業負担金の廃止、補助負担金の一括交付金化、出先機関の見直し、国と地方の協議の場の法制化等を目指し、住民自治、

地方公共団体の権限と責任は飛躍的に高まるのではと期待しているものであります。いわゆる原口総務省ビジョンでは、緑の分権改革推進として、まず推進団体を1,400団体以上に拡大すること、定住自立圏構想、過疎対策により地方圏の人口空洞化に歯どめをかけ、さらに情報システムの共同利用により、30%以上のコスト削減を果たすという具体的な取り組みとなっているものであります。そこで、深川市に目を向けてみますと、自然は豊かでありまして、そこで生み出される食料も豊富であります。この緑の分権改革にふさわしい地域の特性を有していることはだれもが認めるところではないでしょうか。緑の分権改革の調査事業として、北海道内から稚内市、下川町、中頓別町、本別町が名乗りを上げ、約500万円の委託料を得て、きずな再生、環境体験メニューの開発、地域資源の発掘と地域のブランドデザインによる若者の雇用創出、農商工連携、人材育成セミナーの開催などで、緑の分権改革の可能性を探る取り組みをしております。

ここで何点かお伺いいたします。当市ではすぐれた自然環境や立地条件にありながら、こうした調査研究に取り組むことが少ないのではと懸念いたしております。そこで、緑の分権改革について、当市としての認識と、あわせて意欲のある市内の団体や個人を募って、より積極的な取り組みが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、緑の分権改革では、定住自立圏を形成する団体を現在の117団体から、2014年に480団体、2020年に600団体にふやそうとしております。定住自立圏の要件はあるでしょうが、自主的判断により形成される定住自立圏を目指して、検討を開始することが重要と考えますが、見解をお示ください。

次に、ICTを共同利用することで、コストの削減を図ることは、これからの大きな課題となっておりますが、これまで本市は自前のサーバーを整備し、固有のシステムを構築して情報化を進めてきましたが、やはり今後は少々使い勝手が悪くとも、共同利用を積極的に推進し、コストの削減を努めることが重要であると考えますが、所見をお聞かせください。

最後に、一括交付金についてお伺いいたします。現政権の地域主権の確立は大きな課題となっておりますが、その確立に寄与するものとして、いわゆるひもつき補助金を廃止して、基本的に地方が自由に



使える一括交付金化するという内容のものであります。補助金には、国全体の進むべき方向を財政面から政策を誘導するという性格があるものと認識をいたしております。そのすべてを自由に使えるとすることに疑問が生じないわけではありませんが、地方の立場からは地域にとって必要な事業に重点的に充てることが可能となる一括交付金化は一定程度歓迎できる面もあります。したがって、その制度設計の行方は今後の地方自治体、行財政運営に大きく影響を生じるものと言えます。

そこで現段階では、制度見直しの影響を予測することは困難とは思いますが、こうした国の動きの内容はどのようなものがあるのか。また、本市への影響など、懸念される問題にはどのようなことが想定されるのか、所見をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 緑の分権改革補助金の一括交付金化についてお答えをいたします。

初めに、緑の分権改革の積極的な取り組みについてであります。総務省では、緑の分権改革を積極的に推進するため、平成21年度、22年度に再生可能なクリーンエネルギー資源の量の調査、制度的対応等について研究を実施するほか、先行的な取り組みを行う地方公共団体の委託調査事業など、検討事業を実施しており、議員の質問にもありましたとおり、道内では稚内市を含めた4市町において調査事業が実施されているところであります。平成23年度以降については、これらの調査研究結果、先行実施団体の検証、提言等を都道府県や市町村等に周知するとともに、国として広報啓発を行い、規制緩和や必要な法整備などの支援策を講じ、緑の分権改革を積極的に推進するよう順次取り組んでいくとされているところでございます。したがって、緑の分権改革推進の具体的な内容については、平成23年度以降に随時総務省から示されるものと認識しております。そこで、緑の分権化についての認識と積極的な取り組みの必要性であります。議員からも制度の目的に触れられておられましたが、緑の分権改革については、主として地域力を高めるための多様な取り組みが展開できるよう、推進される重要なビジョンと認識しております。前段申し上げましたとおり、平成23年度以降に具体的な内容などが示されるものと考えておりますので、それらのいち早い情報収集に努

めるとともに、速やかに活用が図れるよう、意を用いてまいりたいと考えております。

次に2点目、定住自立圏形成の考え方についてお答えをいたします。定住自立圏構想は従前の広域行政圏施策として広められていた、広域行政圏計画策定要綱にかわり、新たな圏域構想として、平成20年12月に定住自立圏構想推進要綱が策定され、21年4月から施行されているものでありまして、緑の分権改革推進プランにおいて、地域力を高め、成長を図る三つの柱の一つとされております。定住自立圏を形成するためには、人口5万人以上、少なくとも4万人を超え、昼夜間人口比率が1以上ある中心市が中心市宣言をし、周辺市町村との協定に基づいた共生ビジョンを策定することが要件とされております。本市におきましては、この要件を満たしていないため要綱に基づく定住自立圏を形成できない状況でございます。道内においても、中心市の要件を満たす市が13市しかないということから、定住自立圏構想を推進するため、中心市等の要件緩和について要請を行っているところでもございます。自主的判断による定住自立圏の形成についてであります。これまで北空知管内の1市5町で組織しております北空知圏振興協議会におきまして、各市町の連携により、広域行政を推進しているところでもありまして、特に連携して解決することが必要な行政課題については、協議会内に設置しております専門部会において、より深い検討を行っているところでもございます。今後とも北空知圏域の連携を一層強めていく中で、北空知の住民が住み続けていきたいと思えるような魅力ある圏域の形成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目のICTを共同利用してコスト削減を図る考えでございます。緑の分権改革の主要な柱の一つとして掲げられております、情報システムの共同利用によるコスト削減につきましては、既に昨年度から全国の6道府県が自治体クラウド開発実証事業により、事務の共通化や民間サービスの利用などについて有効性の検証を進めておりますほか、本年7月には総務省に自治体クラウド推進本部が設置され、現在、実現に向けた支援制度の検討などが進められていると伺っております。この自治体クラウドは、個々の自治体が保有管理しております情報システムを今後は民間などがデータセンターからネットワークを通じてサービスとして提供し、自治体は

利用料を支払い利用するというものでございまして、複数の自治体が同じシステムを利用することによる割り勘効果のほか、制度改正に伴う改修や更新の負荷解消と情報セキュリティ対策の充実など、保有から利用する形態に改めるということで、従来の情報システム管理に要するコストを3割から4割削減することが可能となるものと考えております。本市におきましても、申し上げました自治体クラウド開発実証事業の実証団体として推進に参加しておりますほか、北海道庁や地方自治情報センターと連携して制度設計に関する意見の具申、情報収集に努めているところでもあります。本市も多くの業務システムが更新期を迎えようとしている状況にございますので、今後、自治体クラウドへの移行を想定した更新計画の整備を進め、行政コストの削減を図ってまいりたいと考えております。

次に4点目、一括交付金の考え方についてお答えをいたします。去る6月22日、政府は地域主権戦略大綱を閣議決定し、その第5として、ひもつき補助金の一括交付金化が提起されたところであります。その目的は、地域のことは地域が決める、地域主権を確立するため、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針のもと、現行の国庫補助交付金を改革するものとなっております。補助金の整理手法としては、社会保障、義務教育関係の全国画一的な保険、現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金や災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金などを除き、一括交付金の対象としようとするものであります。実施時期としては、交付金を投資分野と経常サービス分野に分けて、投資に係る一括交付金は平成23年度以降段階的に、経常に係る一括交付金は24年度以降段階的に実施するとされております。また、交付金の配分については自治体が作成する事業計画と人口や面積といった客観的手法で決定することとされておりますが、投資的な交付金については継続事業がございましてことから、当面は事業計画による配分が主体になるものと予想されているようであります。国においては、現在平成23年度政府予算の概算要求において具体的な検討に入っているものと思われませんが、今のところ私どものほうには具体的内容について情報は届いていないという状況にございます。一括交付金につきましては、地域の事情

に即した課題解決のため、評価できるものもある一方で、単年度実施の大きなハード事業も対象となった場合には、本市のような財政規模の団体では大きな財政負担を強いられることも考えられますことから、今後十分に国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） 再質問はいたしませんけれども、緑の分権改革に限らず、当市では、他市の動向を見てからだとか、二番煎じになることが非常に多いような気がします。やはり積極的にこういった取り組み姿勢が必要だと思っておりますので、心がけていただきたいと思っております。

次に、一般行政の第三セクターについてお伺いいたします。第三セクターについては、これまでさまざまな議論がされており、その対応についてはなかなか難しい側面があることはご承知のとおりであり、私もそのように認識をいたしております。まず、平成21年6月に総務省自治行政局長名で、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」と題された文書が出ました。これは財政健全化法の施行から5年間で、第三セクター等の抜本的改革を集中的に行われるよう、時限措置として第三セクター等の整理または再生のために、特に必要となる一定の経費について、議会の議決等の手続を経て、地方債の対象とすることができる特例措置を示したものであります。さらに、平成21年8月に総務省地域振興室長名で「土地開発公社の抜本的改革について」という文書が出ました。これは土地開発公社によっては土地の長期保有が多く見られ、時価評価をした場合には実質的に債務超過に陥っているところも認められることから、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められているものとするものであります。こうした動きは、財政健全化法に定める健全化判断比率の一つである将来負担比率に地方公社、土地開発公社、債務のうち一定部分が一般会計等負担見込み額として算入されることとなっていることから、広く市全体でこの問題をとらえることが重要であるものと考えます。

ここで何点かお伺いいたします。本市における土地開発公社の改革推進について、どのような基本姿勢で取り組むお考えかお聞かせいただきたい。

次に、このまま問題を先送りにしても大丈夫なのか、非常に危惧をいたしておりますが、その課題の

重要性についてもやはりここで明らかにする必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 第三セクターについて、改革の基本姿勢と、それから具体的にどのように対応するのかといった二つに分けた質問がございましたけれども、関連がございますので一括してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本市に関係のある第三セクターということになりますと、平成21年度に法的整理をして解散をいたしました深川地域開発株式会社、これが一つございました。これ以外に公共用地の先行取得などを目的として設置をしております深川市土地開発公社、それから市が9割以上出資をしておりますが、現在、経営上は特段問題を抱えておりません株式会社深川振興公社、この二つが現時点では、本市にかかわる第三セクターでございます。このうち土地開発公社の経営状況について、まず申し上げたいと思いますが、平成22年3月末現在で保有をいたしております土地は、駅北用地、緑が丘団地、また広里工業団地など合計面積で約6万6,000平方メートル保有をいたしております。その簿価が約3億4,000万円となっております。取得後、地価の下落などがございまして、時価で見ますと約2億2,000万円にまで下落をいたしております。また、欠損金も抱えておりまして、この欠損金の額は8,400万円に上っております。このような土地開発公社の経営の健全化のために、やはり保有している土地の早期売却の促進、それから売るだけではなく事業用として借地権を設定して、貸し出せるようにしようと定款変更も行うなどいたしまして、いろいろ収益確保に努めておりますが、残念ながら長引く不況などの要因によりまして、土地の売却等が思うに任せない状況になってきております。地価の下落も続いておりますので、厳しい経営状況だと率直に思っております。このような状況の中、議員からご指摘もありましたが、国において地方財政法の一部を改正しまして、第三セクター等改革推進債という起債制度を設けて、この推進債を発行する。それで地方公共団体による存廃といいましょうか、廃止整理を含めた抜本改革を促すという手だてを講じたところでございます。そうした国の用意された制度に対応して、道内で既に幾つかの自治体において、この特例債を活用して、土

地開発公社の解散を予定するといった対応をしているところも幾つかあると伺っているところでございます。本市における土地開発公社の改革の方針につきましては、平成20年2月に策定した行政運営プランの中で、これは土地開発公社が先行した土地を市ができるだけ早く買い戻す。それから長期保有資産の処理や不良債権の縮減を推進することをそのプランの中で定めておりますが、なかなかそのとおりにっていない面もあります。ただ、今後において、そうした公有地の先行取得を必要とするような状況が全く皆無かどうかとなると、それは皆無とまでは言い切れない。現在も土地開発公社は保有した土地の管理など、一定の役割を果たしておりますので、当面はしっかりと存続させていく考えでございます。前段申し上げましたように、第三セクターの改革推進債、国が用意した制度の発行期限が平成25年度までとされておりますので、今後一、二年の間に精いっぱい土地開発公社の経営改善を進めるなどして努力をいたしますが、そうしたその間の経営状況なども見て、そして存続を引き続き図るのが、あるいは一部の事務事業を廃止するのか、または解散をするのかといった方向性を、いずれにしても25年度の期限前までにはしっかり結論を出して、対応を決めていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） 次に入りたいと思います。

市内の経済対策、空き店舗、空き家対策についてお伺いしたいと思います。我が国の経済状況を見ますと、依然として厳しい状況が続いております。我が国は既に人口減少の局面に入り久しく、世界最速のスピードで進んでおり、内需に期待ができない上に、外需に依存した構造が見通しを悪くしていると思うものであります。企業では依然、雇用や設備投資に過剰感を持っており、雇用、所得環境はいまだに改善されず、個人消費の低迷が続き、早急な景気回復が見込めないのが現状であります。当市の状況を見ますと、長引く経済の低迷の中で市内においても公共事業が激減しており、消費の低迷で当市の経済状況は大変厳しい経済状況にあり、企業の経営破綻が相次いでおります。市内を歩いてみますと、空き店舗が目立ち、飲食店は閑散として悲鳴を上げており、大変疲弊をしております。商店、飲食店に立ち寄ると、そのほとんどが厳しい状況を訴えられるところばかりであり、うちは景気がいいという商店、

飲食店は皆無であります。

まずは、当市の経済状況をどのように分析し、把握しているのか、今後の見通しについてもお答えをいただきたいと思います。

次に、空き店舗対策の実績と効果についてであります。当市では、深川市空き地空き店舗活用事業助成制度があります。この制度自体、私は大変すばらしいものであり、所管もしっかり頑張っていると思うものであります。市民の間では、助成を受けた店舗が、助成を受けた後にすぐ店をやめたとか、この事業制度の要綱に沿って営業していない店舗があるという話も聞こえてきます。

そこで、お伺いしたいと思います。この事業助成制度の実績、申し込み数、実際助成した件数、助成金額、加えて継続している店舗と助成を受けてやめている店舗、また店を閉めた店舗が助成してから何年でやめたのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、既存の商店、飲食店に対する新たな対策と取り組みについてお伺いいたします。平成22年4月から原料等高騰対策特別資金が開始されました。第1回定例会の一般質問で、私は企業の経営緊急対策本部事業についても質問させていただきました。企業の資金融資については明らかになったわけではありますが、前段申し上げたとおり、商店、飲食店は大変厳しい状況であり、ぎりぎりまで経営をしているのが現状であります。そのような中でも少しでもお客さんをお呼びしようと努力しているわけですが、ある飲食店では、ことしの夏は暑かったので、店にクーラーをつければ少しはお客さんをお呼びしたかもしれない。また、ある飲食店ではトイレが古くなったので、新しくしたいが資金がないなど、多くの生の声を聞いてきました。商店については、相談する窓口がわかりやすいと思いますが、飲食店の経営者は銀行に相談するのは敷居が高いし、資金の融資制度があっても、縛りがきつくととても借りられないという声が聞こえてまいります。

そこでお伺いいたしますが、飲食店でも設備投資等で安心して借りられて、縛りがきつくないような融資制度の創設の考えはないのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、市内の中古住宅の有効活用についてお伺いいたします。昨年度に住宅リフォームの制度が実施されておりましたが、大変好評でありました。建設業者はもちろんのこと、当市の地域の振興に大きく

貢献をしたのではと考えます。残念ながら平成21年度のみのものでありまして、建設業者からは何とかこの制度を復活させてほしいという声が多く聞かれます。さて、私はここで聞きたいのは、中古住宅の有効活用であります。今、市内を見渡しますと、だれも住んでいないような住宅もちらほら見かけます。一つの要因として、高齢者の夫婦が長年住んでいた家で、パートナーがお亡くなりになり、1人になったので施設に入り、その住宅をそのままにしているというケースがあるようです。そうした多くの方が住宅の処分に困っていると予想されます。また、若い世代を見ますと、思い切って新築の住宅を建てる方もおりますが、多くの若者は新築住宅には手が出ないのが現状であります。当市では、ホームページで空き家住宅情報を出しており、私も住居について相談をよく受けます。そのときは当市のホームページに空き家住宅情報があることを教えると大変喜ばれます。しかし、残念なのがアパートばかりで、一軒家や中古住宅はありません。

そこでお伺いいたします。当然民業の圧迫になってはいけませんので、不動産業者と連携してというのが前提になりますが、前段に申し上げたように、高齢者で住宅を手放したいという方も今後ふえてくると予想することができます。そこで、高齢者が住宅を手放したいと考えたとき、空き家住宅情報で情報を流し、住宅購入を考えている方が購入し、リフォームをするというような流れで循環型のシステムの構築はどうでしょうか。当然リフォームするに当たって、助成制度の整備も必要であります。今後の中古住宅の有効活用を調査研究していく考えはないかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、プレミアム商品券についてであります。プレミアム商品券については、同僚の水上議員も力を入れている課題であります。今、対策を講じなければ、12月の年末商戦に間に合わなくなってしまいますので、今回お聞きしたいと思います。市民の間でもプレミアム商品券の復活を待ち望んでいる方が多くいるとお聞きをいたしておりますし、商工会議所にも多くの問い合わせがあるとお聞きをいたしております。前回は国の制度を使ってプレミアム商品券を発行しましたが、このように市民から期待をされ、商店でも消費に期待をされております。国の制度がなくなっても、今のこの市内の経済状況を見ると、市独自でもやはりプレミアム商品券の復活が

必要ではないかと考えます。経済効果を含め、その考え方についてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 私から1点目から3点目と5点目についてお答えいたします。

初めに、1点目の市内の経済状況の把握についてであります。北海道経済産業局によりますと、道内の経済状況は個人消費、住宅建設、民間設備投資は低調ながら持ち直しの動きが見られ、生産活動についても緩やかながら持ち直しの動きが見られる。また、雇用動向は厳しい状況にあるが、改善の兆しが見られ、企業倒産数は同数で、負債総数は減少しており、全体として道内経済は厳しさが残るものを持ち直しの動きが見られ、先行きについては国内外の経済情勢に引き続き留意する必要があるとされております。また、北空知信用金庫が公表した本年4月から6月期の中小企業景気動向調査では、企業の景況感を示す全業種の業況判断指数はマイナス18.8で、昨年同期に比べ17.6ポイント改善しており、7月から9月の来期の予測でも、今期に比べ17.7ポイント改善が見込まれており、業種別に見ると卸売・小売業の医療品販売、サービス業で悪化の見込みの一方、製造業、建設業、卸売・小売業の食料品販売、その他の販売で改善すると見込まれております。本市におきましても、有効求人倍率が上昇にあるなど、改善の兆しが見られることから、道内他市と同様の傾向にあるものと判断しております。

次に、2点目の空き店舗対策の実績と効果についてであります。これまでの実績は、平成21年度までの助成件数は21件、助成額は約3,410万円で、22年度にわたる施設等賃借料の継続助成分を合わせますと、助成総額は約3,470万円となっております。さらに本年度におきまして、本議会に補正予算として提案させていただいておりますが、美容室の開業として1件の申請があります。また、業種別内訳としましては小売業が7件、クリーニング店、美容室等のサービス業が9件、食堂・レストランなどの飲食店が6件となっており、中心商店街の空洞化を解消し、活性化を図るという事業目的に沿って、一定の効果が上がっているものと考えております。次に、お尋ねのありました、やめた店舗についてありますが、大変残念ではあります。開店した後、2年経過後に1件、3年経過後に1件の小売業がそれぞ

れ廃業し、また開店した後、1年経過後に1件の飲食店が現在休業している状況になっております。

次に、3点目の既存の商店、飲食店に対する新たな対策と取り組みについてであります。市としましては商工会議所や中小企業相談所と連携を図る中で経営指導、税務経営相談や国、道などのさまざまな支援メニューを紹介、活用し、既存商店、飲食店が抱える経営課題の解決に取り組んでいるところであります。特に、融資につきましては、既に市独自の融資制度の創設や利子補給の拡大などを行っており、国、道においてはセーフティーネットに係る制度融資の拡大と信用保証制度の充実を図るとともに、中小企業金融円滑化法の施行により、既存企業の経営安定や事業継続に資してきたところであります。お尋ねのありました飲食店のうち居酒屋、スナックなどのいわゆる遊興飲食店については、一部融資対象としない融資制度もありますが、運転資金や設備資金でお困りの場合は、商工会議所や金融機関にあります窓口にご相談をさせていただきたいと考えております。

次に、5点目のプレミアム商品券についての考え方と経済効果についてであります。この事業は財源として国の地方応援プログラム事業や経済対策臨時交付金制度を活用し、プレミアム分として第1回目は10%分を、第2回目、第3回目はそれぞれ15%分として、合計約1,091万円、さらに第2回目、第3回目には事務費として約115万円、合わせて約1,206万円を実行委員会に助成し、これまで3回実施されたところであります。本市としましては、この事業は市内での消費を喚起し、市内商業の活性化に資することを目的とした事業と考えており、市内経済の活性化に対し、一定の成果を果たしたものと考えているところであります。今後のこの事業に対する考え方ですが、本市として何らかの支援をしたいという気持ちを持ちつつも、質問にありました、市独自の補助事業として実施することにつきましては、現在の財政状況では難しいものと考えておりますので、国の経済対策などで活用できる何かよい財源がないか引き続き総合的な研究を図ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 4点目の市内の中古住宅の有効活用についてお答え申し上げます。

本市では、平成15年に策定しました住宅マスター

プランに基づき、空き家住宅の情報不足を解消するため、17年度より空き家住宅情報として、一戸建て中古住宅やアパートを所有管理している方で情報掲載を希望される方に登録をしていただき、賃貸希望者へ紹介しているところがございます。質問の空き家住宅情報での中古住宅の賃貸情報に加えて、売買に関する情報を提供し、あわせてリフォーム助成制度の整備を図るべきとのことにつきましては、まず売買情報に関しましては、個人資産の売買に関するものであり、また地元でも不動産業を営まれている方も数社いらっしゃいますことから、市として行う情報公開はどのようなものが適切なの、今後検討してまいりたいと考えております。

また、リフォーム助成制度につきましては、本年度は行っておりませんが、バリアフリーや耐震改修の助成制度は本年度も継続しており、助成要件の中で住宅の所有者となり、本人が居住していただけるものにつきましては、助成制度の対象としておりますので、ご活用いただきたいと思っております。

なお、高齢者世帯や子育て世代が抱える住宅規模などのミスマッチの解消や人口減少などにより、発生、増加が予想される空き家住宅の有効活用は重要な課題と考えますので、循環型のシステム構築を含め、今後どのような仕組みが考えられるか研究してまいりたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは再質問をさせていただきます。

2番目の空き店舗対策について再質問いたします。これはすばらしい事業であり、一定の効果があったというのはわかります。しかし、さまざまな理由があったとは思いますが、助成をした店が1年や2年で閉店したとなれば、この制度の恩恵にあずかれなかった既存の商店から不満の声が上がるのも当然のことだと思います。行政はどんな指導をしていたのか、なぜ助成を認めたのかという声も聞かれます。その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

また、空き店舗対策は、最終的に深川市に空き店舗がなくなるのが理想であると思っております。既存の商店が閉店してしまうと、その空き店舗対策の対象となる店舗がふえることとなります。ですから、既存の店舗にも元気になってもらわないと、この空き店舗対策は悪い循環のまま、よくなる見込みのないま

ま続けていかなければならなくなると考えます。見解をお聞かせいただきたいと思っております。

3番目の新たな対策と取り組み、これについても再質問いたします。困ったら商工会議所や金融機関に相談すると、少し冷たいような答弁にも聞こえますけれども、遊興飲食店について、対象が外れている融資制度もあるわけですから、行政としてしっかり周知を図って、わかりやすく説明してあげるといふ必要もあると思っておりますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、5番目のプレミアム商品券についても再質問させていただきます。市内の経済活性化に成果があると認めながらも国の追加対策がないとできないと、行政としても厳しいのはわかります。ですが、市内の商店では年末商戦にプレミアム商品券がなく、消費が期待できない上に、飲食店等では忘年会のシーズンの12月に市長選挙があり、売り上げが期待できない。12月の当市の経済状況が非常に心配されます。その対策と考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ただいまの空き店舗対策、新たな対策と取り組みについて、そしてプレミアム商品券の3点にわたりまして再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

最初の空き店舗対策についてであります。経営者が予定していたほど、残念ながら売り上げがなかったこと、それからほかの事業で失敗したことなどが要因のようでございます。そういうことで廃業に至ったということをお聞きしておりますが、店舗を開設するには十分な経営見通しを立ててやっていけるという判断のもと、開業されたものでありまして、市といたしましては、今ある制度の助成要件を満たしていたことから助成をしたところであります。いずれにいたしましても、既存の店舗を含めまして、事業活動が継続して活発化されるよう、できる限りの支援を行いながら、商店街の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな対策と取り組みについてでありますけれども、市といたしましても、相談窓口を設置しておりますので、ご相談いただければと考えておりますし、融資を含めた各種支援制度の紹介、周知徹

底は行政として重要な職務、責務であると認識しております。また、広報紙やホームページ等でも周知しているところでもありますけれども、今後におきましてもさまざまな媒体を使いまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券でありますけれども、市内の経済状況については、道内のほかの町と同様に厳しい状況にあると認識しております。そこで、プレミアム商品券について先ほどお答えをしましたが、現在の国の経済対策の詳細については明らかになっておりませんが、即効性があり事業雇用創出効果が高い施策を厳選するとされ、経済危機対応・地域活性化予備費の約9,200億円を使い、状況に応じては国の平成21年度一般会計決算の純剰余金、約8,000億円なども活用した補正予算の編成も検討するというような2段階構えで臨むことも検討してお聞きしておりますので、これらの中で活用できるものがないかなど、情報収集に努めながら、十分研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは次に入ります。

医療行政の子宮頸がんについてお伺いいたします。子宮頸がんとは、女性の命はもちろんのこと、妊娠や出産の可能性まで奪ってしまい、女性の人生、パートナーにとって人生に大きな影響を及ぼすものであります。子宮頸がんは、その他のがんと異なり、原因が解明されており、ほぼ100%がパピローマウイルスの感染であると明らかになっており、発がん性はすべての女性の約80%が一生に一度は感染していると学会からの報告もあり、女性にとって大変身近で大変恐ろしい病気の一つであります。このパピローマウイルスが発見されたのは1983年であり、国内では年間1万6,000人が発症し、3,500人の女性の死因となっており、世界では年間50万人が発症し、約27万人が死亡していると認識をいたしております。また、30代後半から40代の発症が目立っておりますが、近年では20代から30代前半の若い女性の発症に推移し、低年齢化が進んできているものとお聞きをいたしております。今、世界では12歳を中心に9歳から14歳で子宮頸がんワクチン接種が開始され、学校や医療機関で接種が行われており、国内を見ますと、日本産科婦人科学会や日本小児科学会では、中学生の女兒を接種の対象として推奨をしておりますが、検診の受診率が約20%と、これだけ深刻な問

題ながら、予防への関心がまだまだ低く、国の対策のおくれが指摘されているところであります。ワクチンは3回の接種が必要となり、全額自己負担だと3万円から5万円の費用がかかりますが、ワクチン接種後は約70%以上と非常に高い効果が見込まれております。さて、先月には厚生労働省が2011年度政府予算で経済成長や国民生活の安定などのため設けられる1兆円超の特別枠を要求する事業案が明らかになり、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、150億円を盛り込むとお聞きをいたしております。また、道では高橋はるみ知事が定例会見で子宮頸がんを予防するための女子中学生ワクチン接種に対する道費助成について、強い思いを持っているとし、実施に前向きな考えがあることが報道されました。北海道の自治体を見ますと、助成の対象や助成額はそれぞれ違いますが、市では美唄、三笠、士別、町では妹背牛、北竜、沼田、秩父別、雨竜、幌加内、当麻、斜里、佐呂間、福島、七飯で助成が決定していると仄聞をいたしております。子宮頸がんワクチン接種については、以前、一般質問や予算委員会の中で議論があったわけですが、そのときと大きく状況が変わっているものと思えます。改めてここで順次お伺いいたします。

本市としては、厚生労働省、また高橋はるみ知事の発言を受けて、どのようにとらえ、把握しているのか。また、ワクチン接種の今後の方向性についてお知らせください。

次に、ワクチン接種には70%以上の効果が期待できる、いわば予防できるがんであると認識をいたしておりますが、若年女性にとって、ワクチン接種をするということは、その後の妊娠の可能性を維持することでもあり、少子化問題を食いとめるものでもあり、本市にとっても大変重要な課題ではないでしょうか。所見を聞かせください。

次に、産科婦人科の医療は医師不足により崩壊の危機にあると考えます。これだけの医師不足があると、産婦人科の手術の限界が見えてきています。近い将来、本市、そして近隣町でのお産ができなくなる可能性も出てくると危惧をいたしておりますが、ワクチン接種が全国的に広まれば、子宮頸がんという病気の予防につながり、手術の回数も激減し、医師不足解消につながるのではと期待をいたしておりますし、やがて本市の産婦人科医の確保につながってくるのではと考えます。見解をお聞かせください。

最後に、当市における子宮頸がんのワクチン接種における助成についての見解であります。過去の答弁を聞いておられますと、国が始めたら深川市も乗っかるという後ろ向きな答弁であったかと思えます。国と道の発言を受け、子宮頸がんワクチン接種助成の考えを改めてお聞かせください。

加えて、近隣町の動向についてであります。ここまで全道的に助成が広まってきている中、当市としてもおくれをとっている形であり、早急に進めなければならないと所管でも感じていることと思えます。経過を含めて近隣町の動向についてお知らせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 子宮頸がんについて、答弁が多少順不同となりますが、一括してお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種の公費助成制度については、北海道知事の表明に続き、厚生労働大臣から2011年度予算の概算要求に盛り込んでいくとの方針が明らかにされたところであり、市としては、本年度の北海道市長会秋季要望事項として決議いただき、当制度創設を国に要望していただく考えであったことから、本市を含め35市の思いが国に伝わったものと考えており、大きく前進したものと評価しております。北海道市長会は、各市からの意見要望をまとめ、子宮頸がんワクチン接種については、女性特有のがん対策と位置づけ、早急に定期予防接種とし、適切な接種年齢の基準を定めるとともに、十分な財政措置を講じることなどを内容とする要望書を北海道市長会総会の議決を経て、国に提出する予定となっております。

本市の同ワクチン接種に対する考え方は、北海道市長会の要望内容と同じであり、そのような方向に進むことを強く願っております。子宮頸がんは、国内で年間1万5,000人前後の方が発症し、約3,500人が死亡しているという事実、また死亡に至らないまでも、感染によるがんの進行を防ぐため、子宮摘出手術などを行うことにより、妊娠出産が不可能になるということから考えても、子宮頸がんワクチン接種は少子化対策の重要な施策の一つと位置づけ、本年度の少子化対策庁内検討推進委員会においても検討項目として、取り上げているところであります。

また、産婦人科医師が不足する中、子宮頸がんワ

クチン接種の効果について、長いスパンで考えてみますと、議員の質問にありますような子宮頸がんワクチン接種により、子宮頸がんに対する手術を含む診療行為が減少し、そのことで例えば出産など、他の診療に振り向けられるなど、業務の負担軽減等による医師の常駐の維持確保や、あるいは医療費の削減効果も期待できる可能性もあるのではないかと申すところであります。

子宮頸がんは、予防できる唯一のがんであるということから、昨年12月、国内で同ワクチン接種が認可されて以来、全国の自治体で独自の公費助成制度を設ける動きが出始めており、本年6月の厚生労働省の予防接種に係る公費助成調査によりますと、平成22年度から公費助成を行う自治体は114市区町村となっているところであり、また北海道が実施した本年6月末現在での調査では、本年度実施及び本年度中に実施予定が41市町村、23年度以降に実施予定が12市町村、実施検討が69市町村となっております。なお、北空知管内及び空知管内10市の状況については、議員の質問にあるとおりでございます。このような中で、同ワクチン接種に対する国の公費助成制度の創設が打ち出され、北海道も検討する考えを表明しておりますが、厚生労働省は、対象者の範囲や接種費用について、どこまで公費適用の範囲とするのか、都道府県や市町村に対する負担のあり方など、今後検討したいとしております。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、北海道市長会は国に対して、国の公費助成制度創設に対する要望書を提出する予定であり、市としては、要望提出後の国の動向を見守りながら、その詳細な制度内容が明らかになった段階で北海道の動きにも注視し、市としての対応を考えてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） 再質問させていただきます。

4番目の医師確保についてですけれども、今、多くの自治体病院では医師不足で苦戦をしており、当市と同じ状況であります。例えば産婦人科医を確保したくて医局をお願いに上がっても、今は自治体同士でドクターの確保競争でありますから、医局としてどの自治体にドクターを派遣するか、その基準はどこにあるのか、やはり産婦人科医療に理解がある自治体病院にドクターの派遣を決めるのではないのでしょうか。当市のように独自で子宮頸がんワクチン接種の助成を行っていない自治体病院は、医師確保



競争には不利になるのではないのでしょうか。他の診療科の医師確保についても同じだと思います。地域連携室では医師確保をしっかり頑張っておりますが、これは足を引っ張る形になりませんか。医療に理解がある自治体として、万全の用意でこの医師確保競争に挑まなければ、勝つ見込みはないのではないのでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思います。

5番目の他の自治体の動向であります。北空知でワクチン接種助成を行っていない自治体はいよいよ深川市だけになってしまいました。この北空知地域においても医療格差が起きてしまいました。当市の課題でもある人口流出にもつながりかねない問題に発展するかもしれません。国や道の動きを見てというような人任せな答弁ではなくて、積極的に検討しますぐらいの答弁はできないものか、もう一度答えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。  
通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 2点の再質問がありましたので、お答えをいたします。

初めに、医師確保についてであります。医師確保は市民の健康を守る上で、また地域医療を確保することからも大変重要なことと認識しております。それぞれの医師、あるいは大学医局などがどの医療機関を選択するか、あるいは派遣するののかについてはさまざまな要因があると思いますが、議員が懸念されることも念頭におきまして、市立病院と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、積極的な対応はできないかということでございましたが、子宮頸がんワクチン接種については、所管においても女性特有のがん予防対策として、強く望むところでありますが、現段階で国の公費助成制度の内容について、接種対象者の年齢と範囲、基準額など、接種費用に関する事項、都道府県、市町村の負担割合などがまだ示されておられません。この点は本市の財政状況からしても、非常に重要な部分であると考えておりますので、国の制度内容が示された場合には、接種を希望する側の視点で市の対応を検討してまいります。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） これ以上の答弁は出てこないかと。今回はこれで、納得はしていませんが、次に入りたいと思います。

5番、福祉行政、子ども・子育て新システムにつ

いてお伺いいたします。本年1月、子ども・子育て新システム検討会議が設置され、ことしの6月に新システムの基本制度案要綱が示されました。基本方針は子ども・子育てを社会全体で支援し、すべての家庭に必要な良質なサービスを提供しようとするものとされております。新システムの制度設計のイメージは、余り明確になっておりませんが、子ども・子育てに係る財源を一元化し、実施主体である市町村に交付金として交付をする。市町村では特別会計により、現物給付及び現金給付を地域の実情に応じて、地域の裁量で配分を行うというものです。スケジュールによれば、来年の通常国会に法案を提出し、平成25年度からの施行を目指すと言われております。

そこでお伺いいたします。保育所にかかわって、この新システムと現行制度の大きな違いとは何か。また、新システムが導入されることにより、どのような影響が生じるのか。さらに、新システムの課題、問題点はないか。加えてそれを市としてどのようにとらえているのかお聞かせをいただきたいと思

います。  
○議長（北本清美君） 答弁願います。  
通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 子ども・子育て新システムについて、2点にわたり質問をいただきましたが、関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

質問の子ども・子育て新システムにつきましては、閣議決定に基づいて、行政刷新と少子化対策の内閣府特命担当大臣、国家戦略担当大臣の3人が共同議長として開催する、子ども・子育て新システム検討会議において検討が行われてきたもので、6月25日に開催された会議では、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱として取りまとめ、公表がなされたものと承知しておりますが、現状、制度の詳細や実施のスケジュールが市町村に通知されている状況ではございません。公表された新システムの基本制度案要綱によりますと、新たな仕組みとして、質問にありました、子ども・子育てに係る財源の一元化のほか、新システムを一元的に実施推進する仮称の子ども家庭省を国に設置すること、社会全体で子ども・子育てを支える観点から、国、地方、事業者、個人など社会全体が必要な費用を負担することや、幼稚園、保育所の一体化などについての記述がございます。質問の中にかかわっての新システムと現行

制度との大きな違いについてであります。この新システムの基本制度案要綱では、幼稚園、保育所の一体化について、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合して、小学校指導要領との整合性や一貫性を確保した新たな指針が創設されること、現行の保育所入所要件である保育に欠ける要件などが撤廃され、この新たな指針に基づいて、幼児教育と保育をともに提供する、仮称のこども園に一体化するとされておりまして、現行制度との大きな相違点となるものと認識しております。これら新たな仕組みが導入されることによる影響や課題、問題点につきましては、詳細な情報が不足している状況で、具体的な影響や課題などについてお答えすることは難しい状況でございますが、保育所にかかわって申し上げますと、保育所は保護者にかかわって、乳幼児の保育を行うという大切な役割を担う場でありまして、その質の確保とともに必要とされるニーズに見合った提供体制が整っていることは重要であります。本市といたしましては、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱における新たな仕組みの変更に当たっては、すべての子供たちの健やかな育ちを支援するということを基本にしながらも、よりよい制度を構築するために十分な議論のもとになされることが必要と考えているところでありますので、今後十分、新システムに係る情報について、注視してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で田中裕章議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時18分 休憩）

（午後 1時19分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、長野議員。

〔長野議員、質問席へ〕

○4番（長野 勉君） 今定例会、一般質問の最後の質問者として、その務めをさせていただきますが、過日、会派の同僚であります鍛冶議員がご逝去されました。突然のことであり、悲しみのきわみであり、悔しさの思いでいっぱいでありまして、私にとりましては、常に兄貴分であり、当選以来、適切なアドバイスをいただき、彼の背中を見ながら議員活動をし

てきただけに、誠実で気配りのされる鍛冶議員のご冥福を心よりお祈り申し上げる次第でございます。また、定例会の初日、1日の日には、議員各位の温かいご配慮をいただき、北名議員からの悲しみの中にも鎮魂の思いのこもった感激の追悼のお言葉がございました。同じ会派の1人として北名議員を初め議員各位、関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。志し半ばにしてご逝去された鍛冶議員の無念さをしっかりと受けとめ、残された私たちは深川市の発展と市民の幸せのために、しっかりと議員の職責を果たさなければならないと、決意を新たにしております。今回の質問事項にも、鍛冶議員が常に取り上げてこられた項目がございます。残されたものの務めとして引き続き議論をさせていただきます。一言お礼を申し上げ、通告に従い一般質問を行います。

最初に、市勢振興で市政運営の総括と次期市長選に対する考え方についてであります。昨日の山田議員に対するの答弁で、次期市長選への出馬の決意が示されました。それらの答弁でおおむね理解をいたしますが、ただ返す返すも6月の第2回定例会の初日、病院から病を押して、1番手で質問に立たれた鍛冶議員の同様の質問に、英断を持った答弁があったらと無念さを感じるものであります。この件につきましては割愛をいたします。

次に、市長会についてお伺いをいたします。山下市長は市政運営を担うとともに、全国市長会においても農業政策等を考える小委員会の委員及び国民健康保険対策特別委員会の副委員長に就任し、単に本市の声を国政に伝えるという役割を超えて、今後の政策上の重要課題について、大きな役割を果たそうとしているものと思われま。

まず、その活動の概要についてお伺いをします。農業政策及び医療保険は本市にとって、最重要課題であるばかりでなく、北海道、さらに国全体の政策課題となっております。農業政策の個別問題につきましては、別にお聞きをいたしますが、こうした会議における基本的な姿勢についてであります。農業政策では、国の新成長戦略を踏まえ戸別所得補償制度を中心とする経営安定化施策が大きな課題となっております。そうした場合、全国市長会という議論の場において、提言や要望を打ち出すときに、提言の考え方が本市の立場と異なる場合もあるかもしれませんが、そうした場合の市長ご自身の考え方、対応

の仕方というものについてはどのように対処していくかお考えでしょうか。

また、医療保険は後期高齢者医療保険の廃止を図り、国保などに引き継いでいくことになるようでありますけれども、その場合の大きな問題は医療保険の運営主体をどうするかという問題であります。山下市長は、従来から医療保険の広域化を志向されていることは、これまでの議会論議の中で示されております。市町村によって、それぞれ国保、そして年配の方々の後期高齢者医療保険を運営していくことが難しいのも現実であります。これを後期高齢者医療保険のような広域連合とするのか、それとも都道府県を運営主体とするのか、大きく考え方が分かれていくものと思われます。今後、全国市長会の論議の中で、市長はどのような方向でまとめていくことが重要と考えておられるのか、意見集約に向けた考え方、見解を求めたいと思います。

また、全国市長会における多様な活動は高く評価をするものであり、今後もそうした活動を強化していくべきだと考えます。そして、やはりそうした活動については、広く市民に周知をし、その考え方を明らかにすることが重要と思われませんが、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 市長会に関する質問、3点ございました。順次お答えしたいと思います。

まず、市長会の活動の概要ということでございますけれども、今の質問の中にもありましたように、全国市長会の中で、私は現在、北海道市長会の推薦をいただきまして、全国市長会の中に設けられている特別委員会でありまして、国民健康保険対策特別委員会の副委員長を仰せつかっておりますほか、専門部会として設けられている農業政策等を考える小委員会、地方分権改革検討会議、林政問題に関する研究会、そして過疎関係都市連絡協議会の委員などを務めさせてもらっているところでございます。そういうことで、年に何回かこれらの会合が開催されますが、その会合には事情の許す限り極力出席をいたしまして、本市やまた本市を含む周辺地域の実情、あるいは地域の人々の声などを十分に踏まえ、必要な場面では極力積極的に発言をするように努めてきているところでございます。ご承知のように全国市長会は、いろいろな会議を設けて議論をいたし

ますが、基本的には北海道支部などブロックごとに分かれておりますが、そうした各地区から上がってまいります、行政上のさまざまな要望や提言といったものをうまく取りまとめまして、市長会の総意として、それを確定させた上で、国や関係機関等に対して要請活動を行うという、これが非常に大事な仕事でございます。そのほかにも地方の行財政に関する調査研究でありますとか、あるいは地方自治に影響を及ぼす法律、政令、その他に関する自治体、市としての考え方を踏まえた意見の具申、申し出ということなどを行う団体でございまして、多くの方が認めるように、非常に重要かつ有益な活動をしている組織であると思いますので、私といたしましては、当然でありますけれども、今後ともこうした全国市長会の活動にしっかりと参加をしてみたいと考えているところでございます。

2点目の施策の考え方ということで、国民健康保険と農業政策などについて、少し個別というか、政策にわたる中身も含めたお尋ねがございましたが、農業政策とか国民健康保険、後期高齢者医療制度との絡みなど、この先どういうことになるのか、いろいろございますが、個別なことはここで申し述べるのは少し控えさせていただきたいと思います。市長会では、今、申し上げたように各自治体から上がってまいります、さまざまな意見の開陳がされたり、いろいろ活発な質疑応答が行われたりいたします。今、申し上げたように私もそうでございますが、当然本市や周辺地域の実情を踏まえて、せっかく行くのですから、状況に応じて何か発言しなければ旅費を使って行く意味がないと思っております、常に問題意識を持ちつつ会議に臨んできているところでございます。全国市長会で提起される、そうした要望とか意見など、最終的には取りまとめられるわけではありますが、そこに至るまでに担当者レベル、例えば企画総務部長さん方が集まって議論する参与会議、その上には副市長会議というようなものがございまして、そうした事務的な検討も経た上で、だんだんに積み上がってくる仕組みになっておりまして、そうしたものの中身のほとんどは相当に練られたものになってきております。ただし、必ずしもすべての人が言っていることをうまくまとめ上げているかとなると、もちろんそのようなわけにもいかない面も当然あるわけではありますが、ほとんどの場合、会議に参加する人が、おおむね理解して、納得いくと

いうものに大体なっていることがほとんどでございますので、物すごく深刻な対立になることはほとんど見られないという現実でございます。しかし、何回も同じことを申し上げますが、いずれにいたしましても、せっかくそういう会議に出るわけでございますので、これからも地域の実情をしっかり反映できるように、地域の利益につながるような、そういう意識を持って主張すべきことはしっかり主張する。臆せずに主張するという姿勢で臨んでまいりたいと思っております。蛇足ですが、農業政策などについての会議でございますと、北海道のように専業農家が多く頑張っている農業地帯から、本当にさまざまタイプの農業地帯があるわけでございますので、これは確かにいろいろ議論を聞いていると、全国一つで農業政策がスパッとまとまるのはなかなか現実には難しい面もあるという思いで、議論を聞いていることも多々あります。また、国民健康保険に関しては、これは余り、田舎、都会にかかわらず、市町村は大体今の国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度については都道府県レベルで再統合されるべきだと。そのところについては、ほとんど異論を見ないという感じがいたしますが、実際の制度設計にはいろいろこれから、冒頭、昨日か一昨日、議論も出ておりましたが、都道府県知事はいろいろな別の考え方を持っているという状況でございます、これらについては、なかなか予断を許さないと私は思っております。

最後に3点目、市民周知をしてはどうかという趣旨のお尋ねだったと思います。これは確かに議員ご指摘のとおり、そうしたことを知っていただくということは大事かもしれないと思いますので、今後は全国市長会、全道市長会の主な動きなどについては、ホームページや、あるいは広報などでしかるべく情報提供できるような仕組みを検討していければと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） ただいま答弁いただきましたように、ぜひ折に触れて、深川市民の声を反映した施策実現となりますように、ご活躍をいただきたいと願うものであります。

次に、農業政策の戸別所得補償制度につきまして、何点か所見を求めたいと存じます。ことしの天気は5月は低温、6月からは異常ともいえる高温が続きまして、今なお続いておるわけでございますけれど

も、日照時間は非常に少なく、7月は平年の62%、雨量につきましても、平年に比べると、6月が154%、7月は180%と、まさに高温、曇天、日照不足の状況が続いております。基幹作物の水稻は、気温はあるわけで、1週間程度進んでいる現状にありますが、いもち病も多く発生しており、余りの高温で、ご案内のように収量的には平年を下回る予想が出されております。

一方、肝心の農業政策も新政権になってから、大きく変化をしております、その最大の柱に戸別所得補償制度がございます。本年4月からはモデル事業として、米を対象としてスタートしました。我が国の自給率は8月に発表されました、2007年度の穀物自給率で28%、世界177カ国中124番目というすばらしい悪いランクにありました。また、先進国の集まりであります経済協力開発機構、OECDでございますが、加盟30カ国中27番目、カロリーベースでもアメリカ124%、ドイツ80%など、主要13カ国中最下位の現状でございます。食料の自給は国民の命を守る、まさに安全保障の基本であります。そういった意味で、農業の多面的機能を重視し、経営の安定対策でもある岩盤対策といわれるものは早くから求められていた政策でございますけれども、本年4月から、この戸別所得補償モデル事業が始まったわけでありまして、この事業は最初から、実は課題が指摘をされておりました。生産調整との連携や米価の下落について懸念がされておりました。昨年、当時の赤松農水大臣は戸別所得補償モデル事業による効果で需給は締め、米価は下がらないと公言をされておりました。しかし今日、需給は緩み放しで、当初から米穀関係者の中でモデル事業の交付額の方は値下げになるとうわさされておまして、まさにうわさどおりの結果となって、現実に全国で1,000円から2,000円の値下げの実態にあります。きたそらち農協の組合員への出荷に関する説明会が先日行われた中で、去年取れた平成21年産米の米価の値下げが現段階で続いている。その影響を引きずって、この秋、収穫目前の価格も値下がりをして、平成22年産の米の販売の契約につきましては、契約のやり方は播種前契約、いわゆる種まきをする前に契約をかなりの部分でされて、あとは収穫後に契約をするというのが通常のパターンでありますけれども、昨年、播種前契約率で74.3%であったものが、22年産では40%の契約しかになっていない。価格も、現在売り込

んでおります平成21年産はまだ決まっておられませんけれども、20年産に比べて、22年産の契約済みの価格は1俵当たり1,042円のマイナス価格という報告でございました。まさに平成21年産米、22年産米、連続で過去最低の米価の予想であります。モデル事業の中には、価格下落の変動対策も組まれておりますが、平成21年産米は対象とならない。変動対策も松沢議員からご指摘があったように、生産費を十分に補てんする制度とはなっておりません。そういった意味で出来秋を迎え、年度末の決算や来年度の経営に非常に暗い影を落としているのが現実であります。本市の米の、ことしの農家の皆さんからの農協に対する出荷契約数、深川市内で50万7,000俵であります。1俵当たり1,000円下がりますと、5億円以上の減少ということでありまして、これは1年で5億円以上ですから、2年にわたりますと10億円という数字になりますけれども、こういった下落は本市経済にも影響は少ないと思われまます。また、最近では来年度からの本格実施に向けて、農水省の予算要求の原案が新聞報道で掲載されております。来年度からは畑作物も含めて、1兆円を超える予算が概算要求をされるということでありまます。私見でありますけれども、やはりお米は生産費が償える適正な価格で消費者の皆さんに買っていただいて、収入減少という対策のすべてを税金で補てんをする制度というのは、財政的にも国民の理解も得られないものと考えてる1人でありまます。既に農家の皆さんからの政府への不信感が聞かれ、まさに制度のほころびが見える中で、しっかり需給の出口対策も含め新制度の検討をされることを望むものでございます。

そこで、この戸別所得補償制度について、大きく3点にわたり市長の所見を求めたいと思ひます。

1点目には、本年4月から始まっております、米の戸別所得補償モデル事業についての効果と課題についてお伺いをいたします。

2点目には、米価の下落対策と本市の経済への影響についてお尋ねをいたします。

3点目には、来年度からの所得補償制度の本格実施に向けて、所見を求めたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

寺下副市長。

○副市長（寺下良一君） 戸別所得補償制度について、市長の所見ということでございますが、私から答えさせていただきます。

戸別所得補償モデル事業の効果と課題についてお答えいたします。戸別所得補償モデル対策については、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向け、農政の大転換の第一歩となる新しい制度として本年度において実施されているものであります。ご案内のとおり、この制度は二つの事業からなっております。その一つは、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払う米戸別所得補償モデル事業であります。いま一つは、自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払う、水田利活用自給力向上事業であります。この事業による交付金単価について、当初、本市では昨年度までの産地確立交付金と比較し、助成額が減少となることから、地域の生産体制の維持ができなくなることが心配されておりました。その後、激変緩和措置が講じられましたことから、市内生産者に対する影響はほとんどなく、安定的な生産が行われているものと考えておひます。しかし、次年度以降、本年度のような激変緩和措置がなくなれば、これまでの産地確立交付金単価から減額される作物については、作付面積の減少が見込まれ、これまでの地域の販売戦略の変更を余儀なくされ、地域農業の崩壊につながりかねないという状況にあります。公表されました農林水産省の概算要求の概要によりますと、激変緩和措置については本年度1年限りの取り扱いとし、総額430億円規模の産地資金を新たに創設することで検討されているところでございますが、いずれにしましても、次年度以降の本格実施に向けては、地域の主体性や独自性を踏まえ、農業者が意欲を持って持続可能な農業を展開できる制度を構築する必要があるものと考えてございます。

次に、米価の下落対策と本市経済への影響についてであります。さきの松沢議員の質問にもお答えしたとおり、米価につきましては、農林水産省が公表した平成21年産米の7月の相対取引価格を見ますと、流通経費、包装代を含めた60キログラム当たりの価格は、全銘柄平均で1万4,214円であり、20年産の7月の価格と対比しますと、867円下落している状況にございます。年々米の消費量が減少する中で、農林水産省が公表した本年6月末現在の米の在庫量

は政府と民間を合わせて316万トンであり、また本年の過剰作付が3万8,000ヘクタールの見込みであることから、今後についても米価の下落が懸念されているところがございます。本年産米については、米戸別所得補償モデル対策の変動部分により、下落部分が補てんされることとなりますが、平成21年産米には適用されず、また来年度の生産調整への影響も考えられることから、市内農家のみならず、本市の経済にも大きな影響があるものと考えているところでございます。このため、集荷円滑化対策にかわる出口対策や実効性のある需給調整システムの構築など、過剰米対策を推進していく必要があると考えてございます。

次に、明年度からの本格実施に向けての市長の所見についてであります。平成23年度からの戸別所得補償制度については、現在、国において検討されておりますが、水田、畑地において、農業者の農業経営の安定を図るため、恒常的にコスト割れしている作物、食料自給率の維持向上を図るため、国民の食生活上、特に重要な作物、多面的機能の維持を図るため、農地の有効利用と農業生産力の維持が重要であることから、他の作物と組み合わせた生産が広く行われている作物を対象とし、具体的には米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショ、ソバ、菜種が対象作物として検討されているものでございます。米及び転作作物については、本年度のモデル対策をほぼ踏襲しているものでございますが、畑作物については数量払いと面積払いを併用した仕組みとされており、小麦、大豆であれば、これまでの水田・畑作経営所得安定対策より高い単価設定がされている一方で、てん菜などについては、これまでより低い単価設定となっております。さらに、このほかにも加算措置が講じられることとなっておりますが、詳細については示されていない状況でございます。

いずれにしましても、こうした制度につきましては、地域の農業実態を踏まえ、農業者が意欲を持って持続可能な農業を展開できることが重要でありますので、そうしたことを意義のある施策となるように国の動きを注視し、必要な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） ただいま答弁をいただきました。

答弁の中にもございますように、流動的な部分もございまして、今後まさに国レベルでの議論でありますから、地方議会で何を質問するのだと言われようかと思いますが、折に触れて、市長筆頭に地域の実情、声をお届けいただきたいと思いますし、特に出口対策として緊急性もございまして、さらに変動部分の補てんの関係も制度上、非常に不備が指摘されております。5年中3年、現状でいいますと、非常に米価が低落をしておりますので、低い数字で生産価格が見積もられるといったことからしますと、労賃の算定も非常に低い試算になってございまして、その辺の見直しも含めて、ぜひともご論議をいただくようお願いをしていただきたいと思いますし強く切望して、次の質問に移ります。

次に、商工行政の夏祭りについてであります。昨日の宮田議員に対する答弁で理解をし、割愛をするわけでございますけれども、一言この席を借りて皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。このたびの夏祭りにつきましては、初めてのことで、汗を流して不眠不休で非常にご努力をされた関係する団体の皆さん、そして所管の皆さんに心よりご苦労さまと申し上げたいと思います。終わった後、まだ総括はされていないとは思いますが、関係する団体の皆さんの声を一つ一つしっかりと集約し、来年につながる総括をして、まさに市民参加型の夏祭りがさらに盛り上がり、発展することを期待して次の質問に移ります。

次に、福祉行政で民生委員児童委員の活動についてお尋ねをいたします。ことしは3年に1度の民生委員児童委員の全国一斉改選の年であります。深川市内、民生委員69人、主任児童委員10人の計79人の推薦に向けて、今、まさに作業中でございます。実は私も北名議員とともに、議会からの代表として、推薦会の委員14人の一員として、7月からそれぞれ推薦作業に取り組んでおります。これらの経過の中で、民生委員の皆さんと話し合う貴重な機会をいただきました。3年前にも同様の仕事をさせていただきましたけれども、今回は異常と見える多数の民生委員さん、児童委員さんの方が退任をされ、その補充人選に時間を要しております。いまだに全員の推薦に至っていないのが実情であります。退任される方々の理由はさまざまでございますけれども、ともあれ長年のご苦労に心から感謝を申し上げたいと思います。一連の推薦作業の中で民生委員の皆さんか

らは数多くの要望や苦勞話を聞かせていただきました。改めて申し上げますが、民生委員、児童委員の皆さんは無報酬であります。皆さんは崇高な奉仕の精神を基本に業務に当たっておられます。そして、活動の幅の広さと責任の大きさに頭の下がる思いであります。昨今、高齢者の安否確認等のテレビ報道もなされておりますけれども、民生委員に対する非常に無知な、無理解な発言をされる方もたくさんおられますし、お話を伺っていると、市民の皆さんの中の一部にも民生委員の心を傷つけるお言葉を発する方もおられる。そんなことで非常に意欲をなくされた方もおられます。また、参加行事も非常に多くあり、主行事の案内につきましても、ぜひ必要なものだけに精査をしていただいて、負担の軽減に努めていただきたいと思うものであります。このことは推薦会の委員さんからも数多く出されました。今回の改選を機会に、ぜひ民生委員児童委員の役割などを広報紙に特集を組んでも理解を求めていただく努力を求めたいと思います。

そこで、改めて3点お伺いをいたします。

1点目に、民生委員児童委員の役割と活動実態についてお尋ねをいたします。

2点目には、負担の軽減対策についてお伺いします。

3点目には、市民の皆さんへの周知についてもお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 民生委員児童委員の活動について、3点質問をいただきました。関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

初めに、民生委員児童委員の役割についてですが、民生委員とは、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立った相談に応じながら必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるよう、子供たちの見守りや子育ての不安などの相談に応じたり、必要な支援を行う児童委員を兼ねているものです。その活動実態につきましては、現在本市では10人の主任児童委員を合わせると、79人の民生委員児童委員が献身的に活動を行っておりまして、平均の担当件数で申し上げますと、1人当たり160件ほどの世帯を担当し、担当世帯の生活状況や福祉課題などを把握しな

がら、高齢者の介護や子育て、また児童虐待など、地域に密着して生活全般にかかわる課題について、多岐にわたる相談に応じながら必要な支援を行っているところでございます。

今後、本市におきましては、残念ながら少子高齢社会がさらに進むことが想定されますので、家族形態や社会環境も変化することにより、高齢者、障がい者、子育て家庭といった方々への支援はますますその必要性が高まっていくものと認識しております。こうした中、地域に根ざして社会福祉の活動を担う民生委員児童委員の役割は、今後さらにその重要性を増していくものと考えられ、民生委員児童委員の活動実態の現状を見たとき、議員からご指摘のありました負担軽減対策につきましては、大変重要な課題であると認識しておりますので、今後、民生委員児童委員の負担を軽減するためには、何よりも民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりを整えることが重要との観点に立ちまして、各種事業への参加協力の見直しや活動に資するよう、社会福祉の制度やサービスについての情報提供に努めて、活動の負担軽減となるよう十分に意を用いてまいりたいと考えております。

また、市民周知についてであります。市民の皆さんに民生委員児童委員の活動をご理解いただくことは大変重要でありますので、ご提言のありました広報紙への特集記事掲載などによりまして、民生委員児童委員の業務や活動について、市民周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 答弁いただきました。ぜひ現場の実態を踏まえて、民生委員さん、児童委員さんの活動のしやすい環境づくりに、これは所管の市民福祉部ばかりではなくて、教育関係、幅広くいろいろございますので、全庁を挙げてひとつご検討いただければと思います。

次に、農業行政、鳥獣害対策についてであります。このことにつきましては、故鍛治議員も6月の第2回定例会で、エゾシカの問題を中心に質問をされておりました。私からは、今後の駆除対策についてお尋ねをいたします。お盆明け、8月の下旬に集中してですけれども、私は町内会の役員さんとの懇談にご案内いただく機会がございました。内容は9月に提出する市への要望事項というのが主な内容でございますが、数えてみますと、非常にハードで、今日

まで出席した町内会の数は31町内会であります。そしてどの町内会からも要望があるのが鳥獣害の対策であります。エゾシカはもちろんでございますけれども、キツネ、カラスにつきましては、市内全域でスイカ、トマト、トウモロコシなど、すべて被害に遭って、せっかく育てた野菜が全滅したと嘆いていた会長さんもおられます。このことにつきましては、有効な万能な対策というのは難しいわけでございますけれども、近くの富良野市ではさまざまな取り組みで一定の効果も挙げているようですので、本市に合った対策の検討を期待するものでありますし、また本日の新聞でも近隣町村と連携をして会議を持たれたり、非常にこれは1町1村ではなかなか対策が組みづらい、そういった事案でありますので、それらも含めまして3点お伺いをいたします。

1点目に、本年度の被害の現状についてお尋ねいたします。

2点目には、くくりわなの免許の取得を本市は援助されて取り組んでおられますけれども、捕獲の実態についてお尋ねしたいと思います。

3点目には、広域的なこれらに対する取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 初めに、1点目の本年度被害の現状についてお答えいたします。鳥獣による農作物被害の発生状況につきましては、きたそらち農協を事務局とする深川市鳥獣害防止対策協議会において調査を実施しておりますが、エゾシカ、キツネなどのほか、近年はアライグマによる被害も発生しており、被害面積及び金額については、水稲、豆類、パレイショなどの合計で平成19年度においては約219ヘクタールで1,519万円、20年度においては約225ヘクタールで1,816万円、21年度については約158ヘクタールで1,735万円となっております。今年度につきましては、年度途中であるため、調査を実施しておりませんが、電牧さくを設置していない農地において、被害が発生している状況と聞いております。

次に、くくりわなの捕獲の実態についてでございますが、くくりわなにつきましては、本年度からの取り組みとして、深川市鳥獣害防止対策協議会が導入した、くくりわな119機を市内生産者など、狩猟免許取得者49人に貸し出しし、6月中旬以降に設置さ

れておりますが、深川市では初めての取り組みでありますことから、現在の捕獲実績につきましては、残念ながら2頭となっております。深川市鳥獣害防止対策協議会と市では、専門家による実践的な講習会を開催するなど、くくりわなの効果的な活用に努めているところですが、市といたしましては、今後の捕獲実績などを把握検証し、農協など、協議会構成員と連携し、効果的な取り組みとなるよう努めながら、くくりわなによる捕獲を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、広域的な取り組みについてでございますが、鳥獣による農作物被害を減少させるためには、市町村単位での取り組みでは効果に限界があることから、北空知の市、町を構成員とする北空知圏振興協議会の経済部会の中でエゾシカの被害対策について協議連携を図ってきた経過にあります。現在はその協議結果を踏まえ、それぞれの市、町で対策を推進している状況にありますが、今後においても必要に応じ、関係市町での情報交換を行い、効果的な対策を推進するとともに、国や北海道が主体となった広域的、効果的な取り組みの実現に向けても働きかけを行っていきたくと考えております。

○議長（北本清美君） 長野議員。

○4番（長野 勉君） 答弁いただきましたけれども、くくりわなの関係で1点、再質問をさせていただきます。

初めての年だということでございますが、免許取得の数に合わせると、2頭しか捕獲されていないということは非常に残念だし、何かほかに課題があるのかというふうに考えます。これだけエゾシカがふえている中で、絶対数を減らす取り組みというのが必要だと思われま。やはり取り組みをする以上、くくりわなの免許を持っている方々がこの捕獲に積極的に取り組んでいただけるような環境をつくらなければならないと思いますし、取得者ももちろんふやしていくことも大事かと思っておりますけれども、その辺、今後の対策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ただいまの再質問についてお答え申し上げます。

再質問の内容については、くくりわなによる捕獲を一層推進してはどうかという内容だと思いますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、くく



りわなについて深川市では初めての取り組みであるため、捕獲実績については2頭となっておりますが、今後の捕獲実績などを把握検証し、必要に応じて、ことしも行っておりましたが、専門家の指導を得るなど、狩猟免許取得者のくくりわな設置に係る技術向上を図ってまいりたいと考えておりますし、また狩猟免許取得者の拡大についても、深川市鳥獣害防止対策協議会と連携をしながら、生産者等に周知を図り、免許の取得を推進し、くくりわなによる捕獲を積極的に推進していきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で長野議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

常任委員会開催等のため、9月6日から10日及び13日から15日の8日間、休会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、その8日間休会することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、9月16日は午前10時から開議します。

（午後 2時12分 散会）



平成22年第3回定例会

平成22年9月16日（木曜日）

深川市議会定例会会議録 (第4号)

平成22年 9月16日(木曜日)

午前10時00分 開議

午前11時25分 閉会

○議事日程(第4号)

日程第 1 北空知衛生センター組合議会議員の  
補欠選挙

日程第 2 委員会報告第16号  
議案第55号 深川市職員給与と条例  
の一部を改正する条例について  
議案第56号 深川市職員定数条例  
の一部を改正する条例について  
議案第57号 深川市過疎地域自立  
促進市町村計画について

日程第 3 委員会報告第17号  
議案第58号 深川市みどり館条例  
の一部を改正する条例について  
議案第59号 深川市営住宅条例の  
一部を改正する条例について  
陳情第 1号 道路整備に関する陳  
情書

日程第 4 委員会報告第18号  
認定第 1号 平成21年度深川市  
一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 平成21年度深川市  
介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 3号 平成21年度深川市  
国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について  
認定第 4号 平成21年度深川市  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について  
認定第 5号 平成21年度深川市  
老人医療特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 6号 平成21年度深川市  
簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
認定第 7号 平成21年度深川市  
農業集落排水事業特別会計歳入歳出

決算認定について

認定第 8号 平成21年度深川市地  
方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定  
について

認定第 9号 平成21年度深川市下  
水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

認定第10号 平成21年度深川市土  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

認定第11号 平成21年度深川市駐  
車場事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

認定第12号 平成21年度深川市水  
道事業会計決算認定について

認定第13号 平成21年度深川市病  
院事業会計決算認定について

日程第 5 議案第60号 平成22年度深川市一  
般会計補正予算(第4号)  
議案第62号 平成22年度深川市土  
地区画整理事業特別会計補正予算(第  
1号)  
議案第63号 平成22年度深川市  
病院事業会計補正予算(第1号)

日程第 6 議案第64号 深川市功労者の表彰に  
ついて

日程第 7 議案第65号 深川市監査委員の選任  
について

日程第 8 意見案第13号 道路整備に関する意  
見書

日程第 9 意見案第14号 子宮頸がんの予防措  
置実施の推進を求める意見書

日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

日程第11 閉会中の所管事務調査の申し出につ  
いて

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 初めに、総務文教常任委員長から議案3件、経済建設常任委員長から議案2件及び陳情1件、決算審査特別委員長から認定13件の審査結果の報告がありました。

次に、市長から議案2件、経済建設常任委員会から意見案1件、川中議員外から意見案1件の提出がありました。

次に、監査委員から7月分に関する例月出納検査結果報告の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、第3回定例会4日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 北空知衛生センター組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議長が指名することに決定しました。

北空知衛生センター組合議会議員に、長野議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました長野議員を北空知衛生センター組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よってただいま指名しました長野議員が北空知衛生センター組合議会議員に当選されました。

ただいま北空知衛生センター組合議会議員に当選

されました長野議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長(北本清美君) 日程第2 委員会報告第16号議案第55号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてないし議案第57号深川市過疎地域自立促進市町村計画についての3件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(渡辺英雄君)[登壇] ただいま議題となりました議案第55号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第56号深川市職員定数条例の一部を改正する条例について及び議案第57号深川市過疎地域自立促進市町村計画についての3件について、総務文教常任委員会で審査しました概要と結果についてご報告を申し上げます。

本件、議案3件は、今定例会において当委員会に付託され、9月7日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第55号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、救急医療業務手当が新設され、医師に対する手当が改正されるが、宿日直勤務の場合の支給額とその根拠は。

答え、平日の宿直勤務は1回2万円、土曜、日曜及び休日の宿直は1回4万円となり、この支給額は他の市立病院などを参考にし、今回の日曜当番医制の変更により、医師会からの派遣医師の報酬額を基準に決めております。

問い、救急医療業務手当の新設は、これまでも国家公務員に準拠という考え方の中で、締めつけはあるのか。

答え、断定的には申し上げられませんが、この手当には国の補助制度もあり、医師の待遇改善を支援するという内容になっていることから、そういう指摘は受けないと考えております。

問い、日直手当、宿直手当、救急医療業務手当などが支給される場合の例は。

答え、日曜日が当番日であるとした場合、日直医師には、日直手当2万円と今回創設されている救急医療業務手当の4万円が支給され、当番で待機にある医師には、呼び出しに応じて1回または1時間

2,000円が支給されます。また、宿直医師には、宿直手当2万円と救急医療業務手当が支給され、平日であれば合わせて4万円、それから土曜、日曜、休日は6万円の支給額となります。

問い、日曜当番医制の変更により、市立病院の医師の負担はどうか。

答え、これまでの日曜当番医制に休日も含め、日曜、休日の当番医制になります。従来の在宅当番医制は、市内の病院で順番を決めてそれぞれの病院において診療をするという形ですが、今回の変更により在宅の医師が市立病院に来て当番に当たることができるため、市立病院が当番になる回数はふえますが、深川医師会の協力医師に診療していただけるため、市立病院の医師の負担が全体として減るものと考えています。

問い、日曜当番医制の変更に伴う予算措置は。

答え、医師の当番医業務手当を廃止し、それを減額補正し、新たに救急医療業務手当の回数による見込み額を補正予算で計上しています。また、救急医療業務手当694万円、深川医師会からの医師に対する報償費72万円を計上しています。

問い、宿直に対応する医師の人数、要件は。

答え、勤務医20人のうち16人で対応し、院長と55歳以上の医師を除いた人数です。

質疑終結後、採決に入り、議案第55号は全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第56号深川市職員定数条例の一部を改正する条例について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、平成9年以来の定数条例の改正がされるが、その理由は。

答え、この改正は、平成9年4月1日以来となり、その間、行財政改革や機構改革等の見直しがあり現在の職員数と比べ約200人の乖離となっており、適時適切に改正を行うべきであったと思っています。しかし、いろいろな事情があり、約13年間にわたり改正がされず、大きな乖離を残したことは申し訳なく思っており、そのことも含め改正させていただきたい。

問い、今後の定年退職予定者の人数は。

答え、年別の人数は、平成22年9人、23年5人、24年14人、25年5人、26年9人、27年21人、28年20人、29年6人、30年4人、31年7人で、10年間で100人の見込みです。

問い、今後の定員管理に対する考え方は。

答え、地方公共団体における定員管理は、総務省からの通達により平成17年4月から22年4月の間、集中改革プランに基づき定員管理の数値目標を定め、その着実な達成が求められており、さらに23年も定員の純減の継続という趣旨で流れてきております。しかし、本市の行政運営プランは、平成22年3月で期間を迎えており、現在今後の方針として明確な計画を持っておりませんが、23年度以降における定員管理計画は、鋭意策定に向けて努力をしたいと考えています。

問い、定数の改正に伴う各所管に対し聞き取り調査をされたのか。

答え、各所管には、聞き取り調査は実施していません。

問い、今後の10年間で100人以上の退職者が見込まれ、職員の計画採用も含めて定数管理に当たるべきと考えるが。

答え、平成22年4月以降の明確な計画はありませんが、今まで取り組んできた行財政改革や行政運営プランなどの大きな流れを踏襲し、物事を進める考えです。一般職等については、退職者の2分の1を補充し、技能労務職、保育士は欠員不補充により不足する分を当面は臨時的任用職員等で対応する考えで進めていますが、中長期的に見て今後10年続けていくことがどうか、人事異動の対応にも難しい問題が想定されますので、これらも考えていくべきと思っています。また、類似団体と比較して試算値である人口、面積などの資料も活用する中で、本市が突出していないという検証も十分にしながら、総合的に勘案する中で適切な人事管理を進めていく必要があると思っています。

問い、適切な人事管理や定数の適正化を進めるための具体的な考えは。

答え、以前は正規職員を中心として、定数条例のうちで物事がすべて解決していましたが、職員の年金支給開始年齢が段階的に引き上げられ再任用制度ができたこと、今後も年金支給の年齢が上がり、さらには定年の延長によりこれまでの正規職員の枠におさまらない職が多くなっていくものと考えています。その中で業務に対して、どういった体制の職員で臨んでいくのか、仮に業務を縮小していくような場合、正規職員をあてがうのではなく、臨時的任用職員、非常勤職員を充てて将来的な減少に備える定

員管理の考え方も必要であり、そういった見きわめをしながら、個別具体的なところを詰めていくべきと考えています。また、人口減少がイコールで職員数の減につながる面もあり、正規職員の定数だけではなく、さまざまな職の適正数を持ち合わせて適切な人事管理ができるように整理したいと考えています。

質疑終結後、討論に入り、田中昌幸委員から原案に反対の立場で討論があり、本条例の改正案は13年ぶりの改正であり、定数そのものを改定することはやぶさかではないと考える。これまで定数条例、職員の採用計画さらに組織機構の問題が数多く議論されており、市の職員は行政サービスを行う最前線の一番大事な人たちであり、どのように任用して働いていただくか重要な課題であると認識をしている。しかし、今回の提案説明では、現状の職員数におおむねあわせるという理由で本来あるべき行政サービスの議論が全くないと言わざるを得ないし、私の立場としてはこの定数の改正案の数字の根拠について判断しかねる。また、市役所内部で行政サービスや、どういう仕事の仕方をしていくのか見直すチャンスであったが、それを総務課サイドから各職場に投げかけず、トップダウンの形で数字を決めたことは信頼関係を築けるものではない。市民の皆さんに対しても行政サービスの充実を言うチャンスもあったと思うし、その点が非常に残念なやり方である。

また、恒常的な臨時的任用職員を非常に多く抱えており、特に教育委員会部局では正規職員と臨時的任用職員が同数であり、全く同じ業務をこなしている職場もあり、本来その部分は定数内としてカウントしておくことが重要と考えるし、定数を管理する上で正規職員以外の職員も職場に必要な人、働いてくださる人という部分でしっかり定数管理の中に置くべきだと考えるが、この点も非常に大きな乖離が生じていると指摘せざるを得ない。それらを含め、今回の定数条例については、定数の数的根拠が一切示されず、あくまでも現行職員数を基本とする点で定数条例の人数が正しいのかどうか判断する根拠がない、との討論がありました。

その後、採決に入り、議案第56号は賛成多数をもって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第57号深川市過疎地域自立促進市町村計画について質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、過疎計画を作成するに当たり、一般の市民

からの意見の内容、どう計画に反映されているのか。

答え、新たな計画策定に対する意見は、8月5日に広報を全戸配布させていただき、あわせてホームページでも募集しています。市民の皆さんから医療の確保、市立病院の空き病棟の活用を図ることや、農業、農林サポート事業の取り組み、町内会の合併促進、高齢者支援事業の施策の展開、省エネ地域モデル事業の取り組みなど、5件の意見をいただきました。この内容は、庁議などを通じて各担当課へ周知しており、それらの意見を踏まえた上で計画が策定されていると考えています。

問い、計画の中で人口が10年間で約3,700人減少し、大きな危惧を感じざるを得ない。世帯数はほぼ横ばい、核家族化が進行しているという表現だが、現実には高齢者の単身化やひとり住まいの世帯がふえていると考えるが、それに対する対策は。

答え、高齢化の部分もあるかと思いますが、計画全体の中で高齢化社会に対するサービス、あるいは交通体系について十分意を用いているものです。

問い、過疎計画の6年間の総事業費は、ハード部分とソフト部分の事業が含まれているが、ハード事業はどれだけの額になるのか。

答え、総事業費は152億3,221万5,000円となり、そのうちソフト部分の過疎地域自立促進特別事業約25億円を除いて約127億円が、ハード事業になります。

問い、6年間の計画に基づく過疎債の発行額は。

答え、全体の過疎債は約63億5,000万円となります。

問い、計画期間の中で、過疎債の枠はあるのか。

答え、過疎債については、地方財政計画の中で総体としての枠が示されており、その中でハード部分の事業の上限はなく、それぞれの自治体の規模に応じた額となります。また、ソフト部分の事業には発行可能額があり、本市の平成22年度の額は1億7,560万円程度ですが、それ以降は今の時点では把握していません。

問い、公債費負担適正化計画のもとで、過疎債が全体の市債発行に与える影響は。

答え、公債費負担適正化計画への影響は、具体的に申し上げられませんが、この計画の中である程度の率に抑えていく考えであります。過疎計画の過疎債は非常に有利な対策であり、今の段階で考えられる事業を登載しておりますが、これらについては予

算編成の中で事業費と時期なども精査がされてまいりますので、公債費負担適正化計画に合うような発行の額に注意を払い、進めていく考えです。

問い、計画策定における庁内の意思決定の経緯は。

答え、5月26日の庁議において制度の概要について説明を行い、6月3日に庁内の説明会を実施して、その後、各所管に計画素案の策定を依頼し、素案の提出がされています。あわせて、個別事業の登載の適否などを空知総合振興局と調整を図ったところです。最終的には7月22日、23日に一部ハード事業とソフト事業についての理事者ヒアリング、さらに市民の皆さんの意見募集なども行いまして、8月24日の庁議で計画案を最終決定しています。

質疑終結後、採決に入り、議案第57号は全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第55号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 次に、議案第56号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 次に、議案第57号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第3 委員会報告第17号議案第58号深川市みどり館条例の一部を改正する条例について、議案第59号深川市営住宅条例の一部を改正する条例について及び陳情第1号道路整備に関する陳情書の3件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第58号深川市みどり館条例の一部を改正する条例について、議案第59号深川市営住宅条例の一部を改正する条例について及び陳情第1号道路整備に関する陳情書について、経済建設常任委員会で審査いたしました概要と結果についてご報告申し上げます。

本件、議案2件及び陳情1件は、今定例会において当委員会に付託され、9月6日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第58号の質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、減免率は5割のみとなっているが、どのような考え方からか。

答え、市内の公共施設の減免状況を調査し、均衡を図る観点から5割減免としたものです。

問い、学校教育及び社会教育関係団体等にも減免規定を拡大することにより、どの程度の利用増を見込まれているのか。

答え、学校教育及び社会教育関係団体等には、これまでも利用をいただいておりますが、使用者の範囲はさらに拡大すると予測しています。

質疑終結後、採決に入り、議案第58号は全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第59号の質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、今回完成する住宅に新規入居者の予定はあるのか。

答え、すべて従前入居者の入居になります。

問い、今回建設された住宅の耐用年数は。

答え、西町団地は、鉄筋コンクリート造の耐火構造で耐用年数は70年となっています。

問い、従前から入居している方の家賃はどうなる

のか。

答え、建てかえの場合、従前からの入居者には、これまでの家賃と新家賃の差を6年間で段階的に上げる傾斜家賃制度が適用され、6年目から本来の家賃を適用します。

問い、所得により家賃が軽減される制度を入居者に説明しているのか。

答え、収入が著しく低額であるとき、病気や災害等により収入が著しく低額になった場合は、家賃の減免や徴収猶予することができる制度がありますので、申請書を提出いただき適用の審査を行っています。

問い、公営住宅ストック総合活用計画では、今後の西町団地はどのようになるのか。

答え、平成17年の計画策定時、西町団地には6棟48戸を建設する予定でしたが、途中退去者などにより5棟40戸に計画を変更しました。これにより、平成23年度に最終の5棟目が完成し、24年度に駐車場及び児童遊園を整備し計画が終了となります。

問い、公営住宅の耐震化に関する考え方は。

答え、耐震化されていない建物は、耐用年数の状況により用途廃止、または耐震化された建物に建てかえを取り進めています。

問い、今後、建てかえを予定している地区はあるのか。

答え、平成24年から25年に仮称まちなか団地を、その後一已地区の稲穂団地の建てかえを予定しております。

問い、まちなか居住に関する公営住宅の基本的な考え方は。

答え、まちなか居住の推進を図るため、平成21年にまちなか居住等推進委員会を設置し、公営住宅ストック総合活用計画についても見直しをしています。まちなかにおける公営住宅は、新規建設ではなく建てかえの位置づけとし、全体管理戸数はふやさない考えで、耐用年数の経過等により建てかえを行う場合、既存の入居者をまちなかの公営住宅への移転も考えていきます。

質疑終結後、採決に入り、議案第59号は全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第1号道路整備に関する陳情書について申し上げます。

陳情者は、深川建設業協会会長杉山一成氏で、陳情の趣旨は、高規格幹線道路ネットワークの形成は

圏域間の交流、連携の強化による地域経済活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上で重要な課題であることから、国と地方の適切な役割分担のもと、国に道路整備に必要な予算を確保することなど、6項目にわたり関係機関へ意見書提出を求めるものです。

各委員から意見を聞いたところ、国の事業仕分けなどで道路整備予算は削減されているが、北海道では市民の生活の足あるいは産業道路を整備する公共事業への依存が高いことから、経済の維持促進のため採択すべき。

次に、陳情の主たるところは高規格幹線道路ネットワークの形成であるが、日高横断道路は、時のアセスメントにより中断されており、北海道の道路整備にはさまざまな要素があるため、不採択にすべき。

次に、北海道は積雪寒冷の特殊な事情も含めても、本州と比較すると交通網の整備がおくれている、物流、社会の発展に影響がある。環境面での問題はあがるが、それらを加味しても道路整備が必要であり、採択すべきである、などの意見の開陳がありました。

審査終了後、松沢委員から反対の立場で、この陳情は高規格幹線道路ネットワークの早期形成に主眼が置かれてはいるが、道路整備を行うには費用対効果や環境に対する影響、情報公開の徹底などが必要と考えること。また、2009年に廃止となった道路特定財源が実態として名称を変えて生きていることなどから、この陳情には賛成しかねるとの討論がありました。

その後、採決を行い、陳情第1号は賛成多数をもって採択すべきものと決定し、あわせて委員会は川中委員外から提出のありました意見書を賛成多数により、関係機関に送付すべきものとし、本件を本会議に提出することに決定をいたしました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第58号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 次に、議案第59号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 次に、陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北本清美君) 起立多数。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長(北本清美君) 日程第4 委員会報告第18号認定第1号平成21年度深川市一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第13号平成21年度深川市病院事業会計決算認定についての13件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

太田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(太田幸一君)[登壇] ただいま議題となりました認定第1号平成21年度深川市一般会計歳入歳出決算認定ないし認定第13号平成21年度深川市病院事業会計決算認定の13件について、決算審査特別委員会で審査しました概要とその結果をご報告申し上げます。

本件は、今定例会初日の9月1日に市長から提案され、同日決算審査特別委員会が設置され付託になったものです。付託後、委員会を開催し、正副委員長の互選、資料要求について協議を行うとともに、9月3日には要求資料の確認のため、委員会を開催しました。その後、9月9日、10日及び13日の3日間、委員会を開催しました。初日の9月9日には、市長より各会計の決算認定について一括して提案説明があり、財政課長及び担当部長から会計ごとの決

算概要が説明されました。また、監査委員から決算審査意見について概要説明があり、その後書面審査に入りました。3日目の13日には、午後1時より総括質疑を行いましたので、多数の質疑の中から主なものについて申し上げます。

問い、空き地空き店舗対策は大いに期待をしている制度だが、平成21年度の取り組み状況と効果及び今後の見通しについて伺う。

答え、店舗開設事業として5件、1,124万2,000円を助成し、業種別内訳は小売業2件、サービス業1件、食堂、レストランなどの飲食店2件となっています。商店街の空洞化を解消し、活性化を図ることから一定の効果を上げているものと考えており、新たな雇用にも期待しています。今後も深川市過疎地域自立促進市町村計画の中で、本事業を実施してまいりたいと考えています。

問い、市立病院の固定医は、平成21年度当初25人だったが、年度末には20人になった。その間の固定医の補充はゼロであり、医師確保のためにどのような努力をしたのか。

答え、医師確保は最重要課題と受けとめ、鋭意取り組んできました。内容は、道内3医大への医師派遣要請を初め、整形外科、脳神経外科を中心に随時の派遣依頼を行ってきました。また、北海道地域医療振興財団への訪問や医師紹介民間業者等に情報提供を依頼するなど、情報の収集やPRに努めました。

問い、ここ3年間の収納対策の状況は良好に進んでいるように見受けられるが、収納対策委員会の運営状況と成果等について伺う。

答え、対策委員会は隔月に開催し、収納状況の把握、情報の交換等を行う中で効果的な収納対策として、各所管で収納率の目標を定め、取り組み報告をしながら、横の連携をしてきたところであります。また、滞納繰越額増加の原因分析を行い、現年度分を優先して収納することを基本に実施した結果、すべての市債権について平成21年度の収納率の向上につながったもので、委員会設置の成果と考えています。

問い、道の駅の開設当時は公設公営が条件であったが、今はさまざまな団体が指定を受ければ管理ができるようになった。今後の管理運営方法について伺う。

答え、これまで指定管理者は任意選定としてきま

したが、公平公正な選定をするため、次年度以降公募として現在公募中です。テナント方式を採用する場合は、指定管理者に準じた資格要件を定めたところであり、効率的な管理運営に配慮していきます。

問い、市立病院の医師は連続34時間となる過酷な勤務と聞いているが、状況はどうか。また、看護師の時間外勤務が減少しているようであるが実態はどうか。

答え、医師の時間外診療は、平成21年度は1人当たり平均236時間で、前年度より22時間の減となっていますが、平日の宿日直は、日中診療後、宿直勤務に入り翌朝そのまま日中診療を行っており、30時間を超える継続勤務となっています。宿日直を合わせると1人当たり月平均2.5回となっています。また、看護師の時間外勤務は、1人当たり年間55時間で、前年度より25時間の減となっています。平成22年4月から7月までは、前年同期より1人当たり13時間の減となっており、7対1看護体制に向け看護師を増員したことによるものと考えています。勤務状況の実態ですが、業務管理と時間外命令を適切に行っているものと認識しています。

問い、拓殖大学北海道短期大学の支援、振興には行政と相互の連携が重要と考えるが、支援内容及び助成金について伺う。

答え、学生確保対策としての学費免除や進学相談会の実施、市内に転入した学生に対する自立生活助成等で合計3,683万円を支出しています。また、地域との交流事業実施の際には参加者募集の周知やチケット販売など、拓殖大学のさまざまな事業実施にできる限り協力し、今後も大学との連携をより深めていきます。

問い、本市は道内でも移住・定住先として上位に入る実績を上げており、関係する職員の努力の結果と評価しているが、平成21年度の取り組み状況及び実績について伺う。また、移住先に本市が選ばれた理由を伺う。

答え、移住の体験事業として、日帰りから最大3カ月まで滞在できる四つのメニューを用意する中、17件37人の参加があり、平成21年度中には23人の方が移住されました。深川市が移住先に選ばれた理由は一概には言えませんが、交通の便のよさや買い物のしやすさ、また新鮮な農産物が豊富にあり、地域の方たちの温かさとの意見がありました。

問い、国は地域経済の低迷を受け、補正予算を編

成したが、本市で対応した事業の概要、選択の考え方及び効果等について伺う。

答え、景気対策としての臨時交付金事業は、ブロードバンド整備、橋梁整備、道路改良、総合体育館の屋根の修理、プレミアム商品券などで、地域活性化・公共投資臨時交付金事業は、ブロードバンド整備、小学校のトイレのエコ改修、小中学校の耐震化設計などに取り組みました。これらの事業は、国の事業目的に沿った考え方に基づき選定を行ったもので、これまで着手できなかった事業であり、大きな成果と言えるものです。

問い、市税収入済額のおよそ1割に近い2億1,479万円が収入未済額となっているが、この過年度未済額に不良債権は含まれているのか。

答え、執行停止処分をして3年間継続した場合に不納欠損処分になるもので、平成22年度に繰り越した滞納額2億1,479万円のうち7,000万円が、状況に変化がなければ順次、不納欠損金処分となります。

以上が質疑応答の概要です。

質疑終結後、討論に入り、山田委員から13会計決算すべてに認定賛成の立場で、一般会計における市税収入は22億9,700万円と前年比約2,500万円の減少となったが、歳入は地方交付税の増額や国の経済対策、雇用対策により当初予算を上回る165億7,700万円となり、最終予算182億4,400万円に対し、90.9%の執行率となっている。山下市長は、懸案の光ファイバーによる情報環境整備を初め、学校耐震化など数多くのハード、ソフト事業を展開し、地元経済の活性化に多大な貢献をなしている。一方歳出は、深川市行政運営プランに基づき財政収支改善を図り、決算額は163億2,500万円と執行率89.5%となり、一般会計の収支は2億5,200万円の剰余となっている。10特別会計は10億1,300万円の繰入金で補完されているが、国民健康保険特別会計の保険税収入未済額1億4,167万円、不納欠損額3,181万円が気になることである。水道事業会計の収益的収入は、前年度より2,326万円の減収で920万円の欠損となり、2億6,707万円の累積欠損金となっている。余剰金があり、資金不足にはなっていないが、1億6,008万円の未収金があり、水道料金の早期回収及び未収金発生防止に努め、水の安定的な供給を願うものである。病院事業会計は、健全化計画に比べ7,200万円の資金不足を削減し、資金不足比率47.9%の計画を45.1%としているが、医師不足の状況から計画達成

は大変厳しいものと判断する。医師確保を初め、効率的な運営に当たられるよう願うものである。市立病院の経営健全化の課題は残るが、病院以外の会計は健全運営を維持している状況にあり、市長交際費を初め、随意契約の業者選定理由の公表などの情報公開に努め、まちをアピールした姿勢は高く評価するものである。しかし、将来的には国の交付金の削減が予想され、本市の今後の財政は大変厳しいものとなることを踏まえ、健全財政維持のために財政調整基金を初め、各種基金の充実を図る必要がある。一方、高齢化と人口減少が進む中、地域経済の活性化と若者が定着できる雇用の創出のための施策も求められる。市民とともに創る住みよいまち深川、この実現に向け、行政運営プランの確実な実行、第五次総合計画の策定を行い、新しい発想と創意工夫で活力ある深川市づくりに精励されたい、との討論がありました。

討論終結後、採決に入り、認定第1号ないし認定第13号の13件は、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありますので、指名します。

松沢議員。

○8番（松沢一昭君）〔登壇〕 平成21年度決算について、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

この決算審査特別委員会には私たちの会派は今回入っていませんけれども、平成21年度予算審査及び山下市長の市政執行、そして先日行われた決算審査特別委員会最終日に各委員が行った総括質疑に基づいて討論いたします。平成20年暮れにアメリカで突然発生したリーマンブラザーズの破綻は大きな津波のようになって深川市経済へも襲いかかってまいりました。蝦名林業の倒産や東邦金属の撤退、隣町佐藤鋳工の大幅リストラ、市内土建業、水道業の破綻も続きました。こうした経済状況の中、深川市の財政運営は非常に厳しい状況に置かれ、行財政改革を余儀なくされた点については、一定の理解と評価をするものであります。また、同時に行財政改革は多くの市民に対して苦痛を与えているという点につい

て、市政にかかわりを持つ立場として、片時も忘れてはならないものだと思っています。こうしたときに、ともすると市民への負担増一辺倒で乗り切ろうとしがちですが、例えば住宅リフォーム制度のような小さな投資によって地域への大きな経済波及効果を及ぼす政策展開は、2億円以上の剰余金が発生しているのですから実施を考えるべきだと思います。そしてまた、平成21年度中に市立病院の医師が25人から20人へと5人も減ってしまったことは、見逃すことのできない重大問題であります。全国的な医師不足という現象の具体的なあらわれであるのは事実ですが、この間、市長を初め、病院関係者はどのように汗を流し手を打ってきたのか、この点が市民に対して見えていません。同じように医師不足に悩む周辺のまちでは、さまざまな人脈を生かして独自に解決を図っています。私たちはこれまで市長や病院関係者に向かって提言も含めたさまざまなことを言ってきました。これからはこれだけで終わらせずに深川市立病院を市民サイドから応援し激励する市民グループを立ち上げていく検討に入ろうと思っています。3年を区切って始められた職員給与カットによる特別支援を約束どおり3年で元に戻していかねばなりません。この病院財政再建なしには深川市財政の健全化はあり得ないという点を改めて申し上げておきます。平和運動、核兵器廃絶に対する運動についても、山下市長の姿勢は後ろ向きとは言わないまでも決して積極的という印象が持てません。世界がどんどん核兵器廃止の方向で盛り上がっていきこうとしているときに、非核平和宣言自治体の深川市長として、非核宣言自治体協議会に加盟するのが当然のことではありませんか。

もう1点、市役所の職場環境という点についても、一言申し上げたい。これはあくまでも部外者である私の目から見た印象という点で申し上げたいが、市長が当初から言ってきた風通しのよい職場、市民の役に立つ市役所という点についてであります。そういう点では市民の評価はまだまだ厳しいものがあるということでもあります。開かれた職場、市民の立場で仕事をしていく市役所となるよう山下市長を初め、一層の精進を願っています。以上述べましたけれども、決算認定についての態度を申し上げます。

認定第1号一般会計及び第3号国民健康保険特別会計、第4号後期高齢者医療特別会計については、認定すべきではないもの、ほか会計については認定

すべきものというのが私たちの態度です。一般会計については今ほど主な理由を述べましたが、国保会計については資格証明書の発行が反対の理由であります。後期高齢者医療制度については、制度そのものに大きな問題があるからであります。

最後に、今回の決算審査に当たって多くの資料を提出していただいた職員の皆さんの労をねぎらい、討論を終わります。

○議長（北本清美君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、認定第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本清美君） 次に、認定第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本清美君） 次に、認定第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本清美君） 次に、認定第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（北本清美君） 次に、認定第5号ないし認定第13号の9件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって認定第5号ないし認定第13号は委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第5 議案第60号平成22年度深川市一般会計補正予算、議案第62号平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算及び議案第63号平成22年度深川市病院事業会計補正予算の3件を議題とします。

本件は、一時議事延期となっているものですが、既に提出者の説明が終わっていますので、これより質疑に入ります。

初めに、議案第60号。

一般会計、歳出、2款総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

3款民生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

4款衛生費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 20ページの在宅当番医制事業委託について、日曜日以外の休日も在宅当番医制の取り組みをしていただけるということで大変喜ばしいことですが、その中で地域医療、救急医療を担当する市の市民福祉部という立場で、日曜当番医の今回の補正予算の中で、医師会からの医師の派遣や委託料の増額等について当初予算と今回の補正予算額の総額等をお示しいただきたいと思えます。

今回の市立病院でそういう医師会の皆さんが在宅ではなくて、市立病院で日曜当番医をやりますということを過度にアナウンスされますと常に市立病院に行けばという印象を市民の皆さん、住民の皆さんが持つのではないかと。日曜当番医のところはいい

のかもしれないですが、夜間とか救急のところに対してこれまで以上に市立病院ではなくて、まずは夜間急病テレホンセンターの活用等をしっかりと市民の皆さん、住民の皆さんに伝えなければ今回の市立病院の医師の負担軽減をしたということが逆に、市立病院に集まり過ぎてしまう。市立病院を活用していただくことは非常にありがたいことですが、時間外とか救急のところの何でもかんでも、市立病院に行ってしまうということに一定の警戒感を持たなければいけないのではないかと。そういったことで、テレホンセンターの活用等についての投げかけ、啓発等の取り組みについて今回を機にどのように行っていく考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） ただいまの在宅当番医制事業委託について、質疑がございましたのでお答えをいたします。

最初に、当初予算と補正予算内容及び金額であります。当初予算では初期救急医療体制としての日曜当番医制に対応する休日救急医療事業、夜間の時間帯に対応する夜間救急医療事業、深夜の時間帯に対応する深夜救急医療事業及び救急医療の講演会開催などを行う救急医療普及啓蒙事業について深川医師会に委託しており、その委託料として当初予算で528万4,000円を計上しております。今回の補正予算の内容は、10月から実施する救急医療体制で現行の日曜当番医制のほか、新たに国民の祝日などの休日を輪番制で拡大して対応する分と市立病院へ出向いて診療をしていただく医師の調整について、深川医師会に委託するため委託料として56万1,000円、また10月からの救急医療体制の変更を市民周知するための経費として12万6,000円、合計68万7,000円を今回の補正予算に計上したものでございます。

次に、10月から実施される救急医療体制の市民に対する啓発についてであります。補正予算を議決いただいた後、9月末に新聞折り込みチラシを通じて、新たな救急医療体制の内容と市立病院医師の負担軽減のためにコンビニ受診をしないよう広く市民に啓発する考えであります。また、広報10月号においては救急医療体制の変更内容や夜間急病テレホンセンターの利用について掲載し、市民周知に努めてまいります。

次に、夜間急病テレホンセンターの利用の周知に

ついてでございますが、これまでも広報ふかがわの日曜当番医の欄にテレホンセンターの電話番号を記載し周知を図ってきたところでありますが、今後におきましてはコンビニ受診と相まって救急患者の受け入れや、その対応が市立病院の医師の大きな負担となっておりますことから、10月からの救急医療体制の内容や夜間急病テレホンセンターの利用について、広報や新聞折り込みチラシなどを通じて市立病院に負担が集中しないよう広く市民に周知するとともに、また保健事業などの機会をとらえまして夜間急病テレホンセンターの活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 終わります。

6 款農林水産業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

7 款商工費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

8 款土木費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 土木費の道路橋梁総務費、道路台帳整備ということで補正予算1,500万円が提案されておりますが、説明の中でGIS等の整備とお聞きをしておりますが、この事業の内容と事業に対する必要性をお示しいただきたいと思っております。

あわせまして、過疎計画の中にもこの部分が入っていたかと思いますが、今回1,500万円の補正予算が上程されておりますけれども、これで終わりなのか、継続ならば全体としてどれぐらいの規模になるのかお示しをいただきたいと思っております。

次に、整備の完了後の維持管理がどのような形でどれぐらいの規模になるのか。

あわせまして、かなり精度の高いものができ上がってきますと、それに対する情報管理がまた重要な課題となってくると思いますが、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 8 款土木費の道路台帳整備1,500万円の補正内容について、一括してお答え申し上げます。

この内容は、道路台帳図の電子化及びGISを拡充しようとするものでございます。まず、GISに

ついてであります。GISとは深川市地理情報システムのことであり、現在、農業委員会が地番図を含めて管理しておりますが、都市建設課など多くの所管で活用しているものでございます。本事業は、道路台帳図に含まれる諸情報を電子化して、GISに取り込むことによって庁内の幅広い分野での業務の合理化と市民サービスの向上を図ろうとするものであります。現在修正を繰り返して著しく劣化しています道路台帳図については、電子化することによって図面修正などを職員みずからパソコンの画面上で作業を行うことが可能となることや、工事発注用の図面作成にも利用する範囲が広がるなど、経費節減につながるものであります。なお、今回は航空写真の撮影も含んでおりまして、この写真撮影により最新の建物配置に図面修正を行うことが可能となりますし、また撮影した写真データはGISの重要な資料であり、用地図や現況図、航空写真が一体となったより高度な活用が可能となり、都市計画図の更新や各種計画の基礎資料となるなど、利用価値が大変高いものと考えております。以上が本事業の一連の作業内容であり、全体計画でございますが、平成22年度から6年間の計画で総事業費6,500万円で、過疎地域自立促進特別事業を活用して取り進めようとするものであります。なお、本年度は図面修正の基礎資料となる航空写真撮影などを予定しており、来年度以降は路線総延長778キロメートルの道路台帳図の電子化を順次進めるとともに都市計画図の更新などもあわせて行う計画であります。

次に、GISの維持管理費についてでございますが、この拡充に伴う管理費用の増加はございません。また、情報管理につきましては、今後も引き続き農業委員会を中心に各所管も連携して適切に管理していくものであります。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 1点、再質疑をさせていただきたいと思っております。

情報管理のところでは市内だけの管理になるのか、あるいは何らかの外部との接続があり得るのかどうか、その辺について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 再質疑にお答え申し上げます。

現在のところは市内だけと考えております。

○議長（北本清美君） 終わります。

10款教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、歳入及び地方債。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

以上で一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第62号土地区画整備事業特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第63号病院事業会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第60号、議案第62号及び議案第63号の3件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第60号、議案第62号及び議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第64号深川市功労者の表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第64号深川市功労者の表彰について提案理由を申し上げます。

去る8月19日急逝されました鍛冶敏夫さんは、市議会議員のほか教育委員、監査委員など多くの公職を歴任し、地方自治の発展に多大な貢献をされました。その功績はまことに顕著でありますので、今回深川市功労者表彰条例に基づき、自治功労者として表彰いたしたく、議会の同意を求めます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第64号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第64号は同意されました。

〔東出議員（監査委員選任事件の除斥の対象）退場〕

---

○議長（北本清美君） 日程第7 議案第65号深川市監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第65号深川市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員のうち議会議員から選任いたしております鍛冶敏夫さんのご逝去に伴い、後任の委員として市政の推進及び振興にご貢献をいただいております東出治通さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第65号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第65号は同意されました。

〔東出議員、入場〕

---

○議長（北本清美君） 日程第8 意見案第13号道路整備に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（北畑 透君）〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第13号道路整備に関する意見書について、経済建設常任委員会を代表して提案理由を申し上げます。

本件につきましては、委員会報告第17号で報告しました陳情第1号の審査に関連して、委員会で意見案を提出することに賛成多数をもって決定したものであります。

つきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって意見案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第9 意見案第14号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

楠議員。

○6番（楠理智子君）〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第14号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、お手元に配付しております

内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第14号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって意見案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員長から別紙ご配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第11 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

本件は、総務文教、社会民生、経済建設の各常任委員長から、別紙ご配付のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

---

○議長（北本清美君） これで本定例会に付議され

ました事件の審議はすべて終了しましたので、平成22年第3回深川市議会定例会を閉会します。

（午前11時25分 閉会）



上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議 長 北 本 清 美

署 名 議 員 ( 1 番 ) 宮 田 剛 暁

署 名 議 員 ( 9 番 ) 渡 辺 英 雄